

博士学位論文

核軍備管理・軍縮における透明性

—米ソ・米露及びNPTと中国への適用可能性—

平成31年3月

一橋大学大学院法学研究科

西田 充

目次

略語一覧.....	vi
第1章 序章.....	1
1. 問題意識.....	1
2. 先行研究.....	5
3. 研究の意義.....	8
4. 分析の枠組みと論文の構成.....	9
第2章 軍備管理・軍縮一般における透明性.....	11
1. 透明性の定義.....	11
2. 国際場裏における透明性の用語の変化.....	12
3. 透明性の目的・意義.....	15
4. 透明性を履行する際の主な原則.....	22
5. 透明性の対象.....	24
6. 具体的な透明性措置の発展.....	24
(1) 透明性措置の多様化（水平的発展）.....	26
(2) 透明性措置の内容の深化（垂直的発展）.....	27
7. まとめ.....	29
第3章 米ソ及び米露間の核軍備管理・軍縮における透明性.....	30
1. 核軍備管理・軍縮条約以前の透明性措置.....	30
(1) ホットライン協定：直接の通信線の設置.....	30
(2) 米ソ核戦争勃発危険低減協定：ミサイル発射の事前通告.....	31
2. 核軍備管理・軍縮条約における透明性措置.....	32
(1) 戦略攻撃兵器制限暫定協定（SALT I）.....	32
(2) 戦略攻撃兵器制限条約（SALT II）.....	35

(3) 中距離核戦力 (I N F) 全廃条約.....	37
(4) 地下核実験制限条約.....	39
(5) 弾道ミサイル発射通告協定.....	40
(6) 第一次戦略攻撃兵器削減条約 (S T A R T I)	41
(7) 第二次戦略攻撃兵器削減条約 (S T A R T I I)	52
(8) 非戦略弾道ミサイル防衛システムに関する信頼醸成措置合意.....	53
(9) 戦略攻撃力削減条約 (モスクワ条約)	55
(10) 新戦略攻撃兵器削減条約 (新S T A R T)	56
(11) 核危険低減センター.....	62
3. 核軍備管理・軍縮条約の枠外における透明性措置.....	62
(1) 高濃縮ウラン透明性プログラム.....	62
(2) 包括的な透明性レジームの構築に向けた試み.....	63
(3) 一方的透明性措置.....	65
(4) 戦略対話.....	68
4. 米ソ・米露二国間の透明性措置の進展の特徴.....	69
(1) 進展の一般的方向性.....	69
(2) 透明性措置の多様化と対象の拡大.....	71
(3) データ交換メカニズムの進化.....	72
(4) 義務的・必要最小限の透明性.....	72
(5) 義務的・必要最小限の透明性から自発的な透明性への進化.....	73
(6) 二国間における透明性から国際社会に対する透明性へ.....	75
5. まとめ.....	89
第4章 N P Tにおける透明性：N P T成立期から2010年N P T再検討会議....	90
1. 合意文書における透明性.....	90
(1) 2000年再検討会議.....	90
(2) 2010年再検討会議.....	92

(3) 第1回再検討会議（1975年）	93
2. 透明性に関する議論の概観	95
(1) 総論	95
(2) NPTにおける透明性の意義・位置づけ	100
(3) 報告メカニズムと透明性.....	109
(4) 再検討プロセス強化との関係.....	111
(5) 小括	114
3. 報告メカニズムの概観	116
(1) 核兵器国による報告の実施状況	116
(2) 報告メカニズムに関する具体的提案	145
4. まとめ	148
第5章 NPTにおける透明性：2015年及び2020年NPT再検討プロセス	150
1. 標準報告フォーム案に関する具体的提案	151
2. 2015年再検討会議第3回準備委員会（2014年）における核兵器国による 報告.....	155
3. 2015年再検討プロセスにおける透明性に関する提案.....	173
4. 2015年再検討会議議長団による草案の変遷.....	176
5. 2020年再検討プロセスにおける主な透明性に関する提案.....	178
6. 2015年及び2020年再検討プロセスのまとめ.....	180
7. 多国間の核軍縮における透明性のまとめ	181
第6章 核戦略との関係における透明性.....	183
1. 米国のケース.....	183
(1) 核軍備管理・軍縮条約以前期（1945～1972年）	184

核軍備管理・軍縮条約以前期の核戦略	184
核軍備管理・軍縮条約以前期の透明性措置	186
(2) 核軍備管理・軍縮条約期 (1972年～現代)	188
SALT期の核戦略 (1972～1980年)	188
SALT期の透明性措置	190
START期 (1981年～現在)	192
レーガン政権とブッシュ (第41代) 政権の核戦略	193
レーガン政権とブッシュ (第41代) 政権の透明性措置	195
クリントン政権の核戦略	197
クリントン政権の透明性措置	199
ブッシュ (第43代) 政権の核戦略	199
ブッシュ (第43代) 政権の透明性措置	201
オバマ政権の核戦略	202
オバマ政権の透明性措置	203
トランプ政権の核戦略	204
トランプ政権の透明性措置	205
小括	205
2. ソ連・露のケース	207
3. 中国のケース	210
(1) 中国政府の公式な立場	210
(2) 中国の透明性の現状	212
(3) 中国の透明性の現状の背景と透明性に関する考え方	214
(4) 今後の見通し	217
4. まとめ	218
最終章 核軍備管理・軍縮における透明性の意義の再考	220
1. 総括	220
2. 今後の核軍備管理・軍縮における透明性の政策上の意義と限界	223
3. 中国による透明性の可能性	228
(1) 意図情報から始める	229
(2) あり得べき定量的情報の透明性	232

(3) 行為情報	237
(4) 米中の核政策上の連結点の可能性.....	239
4. 終わりに.....	241
参考文献.....	247

図表目次

表3-1：米ソ・米露の核軍備管理・軍縮における透明性措置	76-88
表4-1：過去のNPT再検討会議における「透明性」に関する言及.....	97-100
図4-1：NPTにおける透明性の概念図	115
図4-2～23：第3回NPT再検討会議から2010年NPT再検討会議までの 各核兵器国の報告	118-142
表5-1：NPTが5核兵器国に提示した標準報告フォーム案.....	151-154
表5-2：2015年NPT再検討会議第3回準備委員会に5核兵器国が提出した 報告の分析	157-164
図5-1～5：2015年NPT再検討会議における各核兵器国の報告 ..	166-170
図5-6～10：第3回NPT再検討会議から2015年NPT再検討会議までの 各核兵器国の報告	171-173
図7-1：核戦略、核戦力の残存性、透明性の相似関係.....	245

略語一覧

- A B M : 対弾道ミサイル (Anti-Ballistic Missile)
- A I : 人工知能 (Artificial Intelligence)
- A L C M : 空中発射型巡航ミサイル (Air-Launched Cruise Missile)
- A S A T : 衛星破壊兵器 (Anti-Satellite Weapon)
- A S B M : 空対地弾道ミサイル (Air-to-Surface Ballistic Missile)
- A W S : 自律兵器システム (Autonomous Weapons System)
- B P C : 二国間大統領委員会 (Bilateral Presidential Commission)
- C B M : 信頼醸成措置 (Confidence-Building Measures)
- C C N D : 核軍縮のための環境醸成 (Create Conditions for Nuclear Disarmament)
- C D : ジュネーブ軍縮会議 (Conference on Disarmament)
- C E P : 半数必中半径 (Circular Error Probability)
- C F E : 欧州通常戦力 (Conventional Armed Forces in Europe)
- C P G S : 通常弾頭型迅速グローバル打撃 (Conventional Prompt Global Strike)
- C P I : 拡散対抗イニシアティブ (Counter-Proliferation Initiative)
- C S C E : 欧州安全保障協力会議 (Conference on Security and Cooperation in Europe)
- C T B T : 包括的核実験禁止条約 (Comprehensive Test Ban Treaty)
- E U : 欧州連合 (European Union)
- F A S : 米国科学者連盟 (Federation of American Scientists)
- F M C T : 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (Fissile Material Cut-off Treaty)
- G B I : 地上配備迎撃機 (Ground Based Interceptor)
- H E U : 高濃縮ウラン (Highly Enriched Uranium)
- I A E A : 国際原子力機関 (International Atomic Energy Agency)
- I C B M : 大陸間弾道ミサイル (Intercontinental Ballistic Missile)
- I N F : 中距離核戦力 (Intermediate Nuclear Forces)
- L E U : 低濃縮ウラン (Low Enriched Uranium)
- M A D : 相互確証破壊 (Mutual Assured Destruction)
- M B F R : 相互・均衡兵力削減 (Mutual and Balanced Force Reductions)
- M I R V : 複数個別誘導再突入体 (Multiple Independently-targetable Reentry Vehicle)

MRV : 複数再突入体 (Multiple Reentry Vehicle)
NAC : 新アジェンダ連合 (New Agenda Coalition)
NAM : 非同盟運動 (Non-Aligned Movement)
NATO : 北大西洋条約機構 (North Atlantic Treaty Organization)
NFU : 第一 (先行) 不使用 (No First Use)
NPT : 軍縮不拡散イニシアティブ (Non-Proliferation and Disarmament Initiative)
NPR : 核態勢見直し (Nuclear Posture Review)
NSG : 原子力供給国グループ (Nuclear Suppliers Group)
NPT : 核兵器不拡散条約 (Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons)
NSA : 消極的安全保証 (Negative Security Assurances)
NTM : 国家技術手段 (National Technical Means)
OSCE : 欧州安全保障協力機構 (Organization for Security and Cooperation in Europe)
OSINT : オープンソース情報 (Open Source Intelligence)
PNI : 大統領核イニシアティブ (Presidential Nuclear Initiative)
RNEP : 地中貫通型核兵器 (Robust Nuclear Earth Penetrator)
SALT : 戦略攻撃兵器制限交渉 (Strategic Arms Limitation Talks)
SDG : 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)
SDI : 戦略防衛構想 (Strategic Defense Initiative)
SDR : 戦略防衛見直し (Strategic Defense Review)
SLBM : 潜水艦発射型弾道ミサイル (Submarine-Launched Ballistic Missile)
START : 戦略攻撃兵器削減条約 (Strategic Arms Reductions Treaty)
STI : 核保障措置・透明性・不可逆性 (Safeguards, Transparency and Irreversibility)
TCBM : 透明性・信頼醸成措置 (Transparency and Confidence-Building Measures)
UNDC : 国連軍縮委員会 (United Nations Disarmament Commission)
UNMOVIC : 国連監視検証査察委員会 (United Nations Monitoring, Verification and Inspection Commission)
UNSCOM : 国連特別委員会 (United Nations Special Commission)
WMD : 大量破壊兵器 (Weapons of Mass Destruction)

第1章 序章

1. 問題意識

冷戦が崩壊して25年以上も経ち、国際政治における核兵器の役割は大幅に低下した、あるいは、後景に退いたと考えられていたが、近年、「第2核時代(second nuclear age)」¹と呼ばれる核兵器の拡散の進展や、主要核兵器保有国²間の関係悪化に伴い、核兵器は再び国際関係を規律する重要な役割を果たす、あるいは再び前景に表れてくるようになっている。そのような時代にあつて、日本の安全保障に多大な影響を及ぼす近隣の核兵器国である中国は、不透明な形で核戦力の増強を推し進めている。安全保障政策の一手段である軍備管理・軍縮によって、これら核兵器国の核戦力の増強を食い止め、ひいては後退させることができるのであれば、日本の安全保障にとって有益な効果をもたらすことができようが、短中期において、米露の核軍備管理・軍縮条約の可能性は別として、中国を交えた核軍備管理・軍縮条約の交渉・締結の可能性はほとんど見込まれない。これは、中国のみならず、米国を含む各国の政府関係者や専門家が、中国の核戦力の規模は米露のそれと比して小さく、中国が米露と並んで核軍備管理・軍縮条約の当事国となるには時期尚早であるとの考えが共有されているからである³。中国の核戦力の規模、例えば、核弾頭保有総数は約280個⁴、米露のそれはそれぞれ約6,550個⁵、約6,850個⁶であると推定されている⁷。しかし、少なくとも配備戦略核数については公表している米露と異なり、全く公表していない中国の核戦力の実態は不透明であり、ある研究によれば、

¹ Paul Bracken, “The second nuclear age,” *Foreign Affairs*, Vol.79, No.1 (Jan/Feb 2000), pp.146-156. Fred Ikle, “The Second Coming of the Nuclear Age,” *Foreign Affairs*, Vol.75, No.1 (January/February 1996), pp.119-128; Keith B. Payne, *Deterrence in the Second Nuclear Age* (Lexington: University Press of Kentucky, 1996).

² 本論文では、「核兵器国」を核兵器不拡散条約(NPT)で核兵器の保有が法的に認められている米国、露、中国、英国及びフランスの5か国を指す。「核兵器保有国」は、これら5か国に加えて、インド、パキスタン、イスラエル等、核兵器を保有している、又は保有しているとみられている国を指す。

³ Eric Heginbotham et al., *China's Evolving Nuclear Deterrent: Major Drivers and Issues for the United States* (Santa Monica: Rand Corporation, 2017), p.153.

https://www.rand.org/content/dam/rand/pubs/research_reports/RR1600/RR1628/RAND_RR1628.pdf

⁴ Hans M. Kristensen and Robert S. Norris, “Chinese nuclear forces, 2018,” *Bulletin of Atomic Scientists*, Vol.74, No.4 (2018), pp.289-290.

⁵ Hans Kristensen and Robert S. Norris, “United States nuclear forces, 2018,” *Bulletin of Atomic Scientists*, Vol.74, No.2 (2018), p.121.

⁶ Hans Kristensen and Robert S. Norris, “Russian nuclear forces, 2018,” *Bulletin of Atomic Scientists*, Vol.74, No.3 (2018), p.186.

⁷ 核兵器の保有総数ではなく、戦略核の配備数に限ったとしても、新戦略兵器削減条約(START)の義務履行で約1,550個である。

中国は約3,000個の核弾頭を保有しているとの見方もされている⁸。こうした研究に対しては、多くの反論がなされているが⁹、少なくとも多くの論争を喚起していることは事実であり、それが日本を含む地域において不信感を惹起している¹⁰。

とは言え、中国に限らず、そもそも核兵器は、その誕生からして常に秘密のベールに包まれてきたことも事実である。計画の存在自体が極秘裏に進められたマンハッタン計画の責任者であったグローブス将軍の最大の関心事項は如何に同計画の秘密を守るかということにあった。その秘密を守るために、グローブス将軍は諜報・防諜・監視を行う新たな機関を設け、議会も議会の監視を受けない秘密の予算プロセスを認めた。12万人以上の人員が動員されたにもかかわらず、全体像を掴んでいるのはごく一部に過ぎず、各人は目の前に与えられた任務だけをこなすよう命じられた。「ここで見たこと、したこと、聞いたことは、ここを離れるに際しては、ここに置いて行け」という看板があらゆるところに掲示され、秘密保護が徹底された¹¹。

核エネルギーをめぐるこうした秘密性は、第2次世界大戦終了後、米ソ対立の激化から冷戦時代が始まってほどなくして成立した1946年原子力基本法に引き継がれた。「情報の管理」を規定する同法の第10条は、「(原子力) 委員会は、共通の防衛及び安全保障を確保する方法で、機密データの流布を管理する政策をとらなければならない。」として、「機密データ(restricted data)」とは「原子力兵器の製造若しくは利用、核分裂性物質の生産、又は電力生産における核分裂性物質の利用に関するすべてのデータを意味する。ただし、委員会が、時々において共通の防衛及び安全保障に悪影響を及ぼさずに公表できると決定するデータについては、その限りでない。」と定義した¹²。「すべてのデータ」という文言には、(秘密解除されない限り) 情報源にかかわらず、過去、現在又は将来のあらゆる提案、推測、シナリオ又は噂までも含むものであり、それらの

⁸ Phillip A. Karber, *Strategic Implications of China's Underground Great Wall* (September 26, 2011).

<https://fas.org/nuke/guide/china/Karber_UndergroundFacilities-Full_2011_reduced.pdf>

⁹ 代表的なものとして、Hui Zhang, “The defensive nature of China’s “underground great wall,”” *Bulletin of Atomic Scientists* (January 16, 2012); Jeffrey Lewis, “Collected Thoughts on Phil Karber,” *Arms Control Wonk* (December 7, 2011).

<<https://www.armscontrolwonk.com/archive/204799/collected-thoughts-on-phil-karber/>>

¹⁰ 防衛研究所編『中国安全保障レポート2018—岐路に立つ米中関係—』、2018年。

¹¹ Cynthia C. Kelly, ed., *The Manhattan Project: The Birth of the Atomic Bomb in the Words of Its Creators, Eyewitnesses, and Historians* (New York: Black Dog & Leventhal Publishers, 2007), pp.231-232.

¹² *Atomic Energy Act of 1946* (Public Law 585, 79th Congress). 1946年原子力法は、同年8月1日に大統領が署名し、翌年1月1日に発効した。

「すべてのデータ」は生まれながらにして秘密(born secret) (以下、「生来の秘密性」)であり、政府に属するものとされた。米国内法においてこの「生来の秘密性」が適用されている分野は他にない¹³。

「生来の秘密性」が規定された背景には、米国が核兵器の「秘密」を独占することで、米国民は核戦争の危険から保護されるという当時の米国民の一般的な認識があった。当初から「安全保障」と「秘密」が互換的に用いられ、秘密性が国家安全保障にとって望ましいのみならず、不可欠であるとの認識が共有されることで、科学者の間でも完全な情報開示を表だつて主張する科学者はほとんどいなかったのである¹⁴。「生来の秘密性」は、原子力法の幾度かの改正に伴って微修正されながらも、基本的な概念として現在も効力を有している¹⁵。

しかし、近年、核兵器についても、「透明性」を求める声が国際社会で高まっている。2010年核兵器不拡散条約(NPT)再検討会議¹⁶で10年ぶりに採択された最終文書は、核兵器国に対してこれまで以上に具体的な透明性向上を求めたことが大きな成果の一つである。合意された行動計画には22の核軍縮関連の行動があるが¹⁷、そのうち4カ所において「透明性」の言及がなされた他

¹³ Howard Morland, “Born Secret,” *Cardozo Law Review*, Vol.26, No.4 (March 2005), pp.1401-1402.

¹⁴ Byron S. Miller, “A Law is Passed: The Atomic Energy Act of 1946,” *The University of Chicago Law Review*, Vol.15, No.4 (Summer 1948), p.810.

¹⁵ 現在も有効な1954年原子力法では、第11条y項で、「機密データ」を「(1) 原子力兵器の設計、製造又は利用、(2) 特殊核物質の生産、又は(3) エネルギー生産における特殊核物質の利用に関するすべてのデータを意味する。ただし、機密解除されたデータ又は第142条に基づいて機密データのカテゴリーから外されたデータについては、その限りでない。」と定義した上で、第12章(「情報の管理」)の第142条で原子力委員会による機密データの機密指定及び機密解除に関する規定がなされている。*Atomic Energy Act of 1954, as Amended* (Public Law 83-703).

¹⁶ 会議の名称である“Review Conference”の“Review”の対象は、条約そのものではなく、条約第8条3項のとおり、「条約の運用(the operation of the Treaty)」であることから、外務省は2000年の会議以来、「運用検討会議」と訳している。しかし、“Review Conference”の“Review”は通常「検討」ではなく、「再検討」や「見直し」と訳されることから、本稿では「再検討会議」と訳すこととする。「再検討会議」では、条約そのものを見直すかの印象を与えるということであれば、「条約運用再検討会議」と訳せばいいことであるが、会議の正式名称は“Conference of the Review of the Operation of the Treaty”ではなく、あくまでも“Review Conference”である。なお、NPT再検討会議は、1990年の再検討会議までは「第1回再検討会議」のように冒頭に番号が付されていた。しかし、1995年の会議が条約の運用の再検討のみならず、条約の延長を決めることとなっていたことから、同会議の名称が「再検討会議」でなく「再検討・延長会議」となり、正式名称が「1995年再検討・延長会議」となった。そのため、その後は「2000年再検討会議」のように開催年が冒頭に付されることとなった。

¹⁷ NPTは、核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用の三本柱で構成されている。2010年以前の再検討会議では、例えば2000年再検討会議における核軍縮に関する「13措置」のように、基本的に核軍縮についてのみ具体的な措置について合意されていた。

18、透明性に関連した行動が3つ盛り込まれた。透明性についてこれだけ多くの項目が設けられたのは過去のNPT再検討会議ではなかったことである。

同再検討会議の1か月前には、米国政府は、透明性を重視した新たな核態勢見直し(NPR)を発表している。チェコ共和国の首都プラハで、米国のオバマ(Barack H. Obama)大統領が「米国は、核兵器のない平和で安全な世界を追求することを約束」した核政策に関する歴史的な演説¹⁹を行ったちょうど1年後である。そのNPRは、更なる国際的な不安定や危険のリスクを冒さずに米国やその他の国が究極的に核兵器を放棄することが可能となり得る条件の一つとして、「主要な懸念国の(核)計画・能力に関する更なる透明性」を挙げた。その上で、核兵器を放棄するための条件は現在整っておらず、核兵器のない世界に進むための環境を醸成するために、露と中国との間で戦略的安定性を促進し、透明性と相互信頼を向上することを追求するとした²⁰。2018年のトランプ政権のNPRにおいても、透明性は重要なキーワードとして頻出している。これに対し、2010年以前のNPRにおいては、1994年NPRにおいて露の核兵器の管理を向上させるための一つの手段として核弾頭の解体に関する透明性が挙げられ、2001年NPRにおいては第一次戦略攻撃兵器削減条約(START I)が透明性にかかる有意義な基礎を与えているとの記述があったのみである。2010年NPRが中露との戦略的安定性を促進する文脈で透明性の向上を追求するとの方針を示し、「透明性」という用語に計17回にわたって言及したことと比して、実質的な内容に乏しいと言える(第6章参照)。

更に、2000年代後半以降の核軍縮の大きな潮流を形作ったとされるキッシンジャー元国務長官、シュルツ元国務長官、ペリー元国防長官及びナン元上院国防委員長長の4賢人による2007年1月以来のウォール・ストリート・ジャーナル紙への年次の寄稿でも、2011年3月の寄稿において、核兵器のない世界は単純に現在の世界から核兵器を差し引くだけの世界ではないと述べた上で、安定及び強化された相互安全保障のためのグローバルな政治的環境を醸成するために必要なこととして、透明性の向上を挙げるに至った²¹。

2010年再検討会議では、初めてNPT三本柱すべてについて、「行動計画」として具体的な措置が合意された。これら三本柱すべてを網羅した「行動計画」には全部で64の行動が盛り込まれている。

18 「透明性」の文言自体は、3つの行動での言及に加えて、セクションの冒頭で言及されている箇所があるため、実際には4か所で言及されていることになる。

19 U.S. White House, *Remarks by President Barack Obama in Prague as Delivered* (April 5, 2009).

<<https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/remarks-president-barack-obama-prague-delivered>>

20 U.S. Department of Defense, *Nuclear Posture Review Report* (April 2010), p.7, p.12, pp.48-49.

21 George P. Shultz, William J. Perry, Henry A. Kissinger and Sam Nunn, “Deterrence

また、2009年以来（2010年を除き）ほぼ毎年開催され、2011年以降は2010年NPT再検討会議の行動計画のフォローアップについて議論している5核兵器国会合（いわゆる「P5」プロセス）においても、5核兵器国間の信頼醸成措置の一環として透明性向上が最も重要な議題として毎年議論されてきている²²。これは、2010年行動計画において透明性向上及びその関連事項が数多く求められていることを含め、透明性向上に関する国際社会における近年の議論の盛り上がりとは無縁ではない。日本が豪州と共に形成した10か国の非核兵器国による地域横断的なグループである軍縮不拡散イニシアティブ（NPTDI）²³が、2011年に核兵器国に対して透明性向上のための具体的な提案を行ったことも5核兵器国に対する一定の圧力になっているのではないかと推察される（第三章及び第四章に詳述）。

このように、核兵器は一方で「生来の秘密性」を抱えながらも、他方で、その秘密性は、核兵器保有国に対して「透明性」を求める国際社会から、また、特に民主主義国家においては国内からの要請を受けて、徐々に浸食されつつある。核兵器保有国の一部は、核兵器に関連する一部の情報を、特定の核兵器保有国との間で相互的に、あるいは、国際社会に対して一般的に開示するようになっているのである。

本研究は、主に2つの問題意識に基づいている。第1に、核兵器の「生来の秘密性」がどのようにして「透明性」という議論に変化していったのかという問題意識である。第2に、短中期的に、フォーマルな形式である核軍備管理・軍縮条約を活用して日本近隣の核兵器国の核戦力の増強を食い止めることは期待できないとの認識の中で、少なくともまずは透明性を向上させることで、中長期的には核兵器のない世界に向けて核軍備管理・軍縮条約に結び付けることができないか、という問題意識である。本研究は、それらの問題意識の下、国際社会における核兵器に関する透明性の議論がどのように進展してきたのかを明らかにすることを目的とする。

2. 先行研究

上記1. のとおり核軍縮の文脈における透明性の議論が盛り上がっている反

in the Age of Nuclear Proliferation,” *Wall Street Journal*, March 7, 2011.

²² Andrea Berger and Malcom Chalmers, *Great Expectations: The P5 Process and the Non-Proliferation Treaty* (London: Whitehall Report 3-13, August 2013).

<https://rusi.org/sites/default/files/whr_3-13_web.pdf>

²³ NPTDIは、2010年NPT再検討会議の行動計画の実施を前進させることを主な目的として、2010年9月に設立されたグループ。メンバー国は、オーストラリア、カナダ、チリ、ドイツ、日本、ナイジェリア、メキシコ、オランダ、フィリピン、ポーランド、トルコ及びアラブ首長国連邦の12か国。ナイジェリアとフィリピンは、2013年9月に参加。外務省ホームページ参照。<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/npdi/index.html>>

面、核軍備管理・軍縮における透明性の意義に関する本格的に包括的な先行研究は少ない。そもそも「透明性」と一口に言っても、その定義、具体的に何を対象としているのか(スコープ)、どの程度の透明性が求められるのか(レベル)、透明性の実施方法、何のために透明性が必要なのか(意義)等の点について、国際的な合意が存在する訳でもなく、必ずしも明確ではない。核軍備管理・軍縮の文脈における透明性に関する唯一と言ってよいストックホルム平和研究所(SIPRI)による包括的な先行研究は必ずしも十分ではないが、一定の示唆を得ることはできる。

例えば、定義について、ザリンパス(Nicholas Zarimpas)は、「透明性」は多義的に用いられ、基本的に「秘密性」の反意語としての「開放性と説明責任の原則」に基づいているとした上で、「認識されること、理解されること又は検知されること、明らかなこと、明白なことを通じて、容易に認められる特性又は状態」というオックスフォード英語辞典の定義を引用した。しかし、ザリンパスは、この一般的な定義を核軍備管理・軍縮の文脈に当てはめた場合の定義づけを行っていない²⁴。ピカエフ(Alexander Pikayev)も、広義の意味で「情報及び情報の入手可能性及び信頼性」を指すとするに留まり、必ずしも核軍備管理・軍縮における定義を行った訳ではない²⁵。

ザリンパスは、核軍備管理・軍縮における透明性に関する幾つの特徴を挙げている。まず、ザリンパスは、軍備管理の文脈において、透明性は、信頼醸成や協力と関連づけられることが多いと述べている。透明性によって、各国の意図や能力に関する予測可能性が高まることで、相互理解を促進し、緊張を緩和し、誤解を減らすことになる。透明性の概念は、秘密とされていた情報が開示されることに加え、入手可能性と信頼性も含む。根本的には、国際社会、近隣国又は自国民に向けて各国が自発的かつ一方的に行う措置であるが、協調的な措置や交渉に基づくものもある。更に、透明性の概念は、検証の概念と同義ではないが、密接に関連しており、説明責任と効果的な検証の前提条件である²⁶。

透明性の具体的な対象(スコープ)について、ザリンパスは、核弾頭と核物質に関連する数量を主な対象として取り上げつつ、将来的には、核兵器関連の完全な記録、核弾頭解体の検証、余剰核分裂性物質の不可逆的な処分、新しい核弾頭及び核分裂性物質の生産禁止までも含み得るとした²⁷。グラン(Camille

²⁴ Nicholas Zarimpas, "Introduction" in *Transparency in Nuclear Warheads and Materials: The Political and Technical Dimensions*, ed. Nicholas Zarimpas (New York: Oxford University Press, 2003), p.7.

²⁵ Alexander Pikayev, "Transparency and security in Russian-US nuclear relations," in *Transparency in Nuclear Warheads and Materials*, p.58.

²⁶ Zarimpas, p.7

²⁷ Ibid., p.8.

Grand)は、過去と現在に分けて、過去については、核兵器開発の記録、核実験、核事故、兵器級核分裂性物質の生産、核兵器の生産、現在については、核軍縮努力、現地査察やデータ交換といった二国間・多国間の軍備管理、現存・閉鎖核施設、核分裂性物質の保有量、核兵器の保有量・能力を挙げている²⁸。李彬(Li Bin)は、核戦略における透明性(核態勢や戦略に関する情報)、質的透明性(核兵器の種類等)、量的透明性(核兵器保有数等)、核活動に関する説明(誤解を招く特定の行動に関する説明と証拠提示)、施設訪問の受け入れ(核実験、生産、研究施設への訪問の受け入れ)の5つに分類している²⁹。

透明性の具体的行為については、ザリンパスは、程度に応じて、意図の表明、情報の提供、情報の検証の3つに分類している³⁰。グランは、一方的宣言・行動、二国間合意・条約、核兵器国のみによる多国間合意、その他の多国間合意に分類している³¹。

透明性が核軍備管理・軍縮に与える影響に関する包括的な先行研究はないが、リンドレー(Dan Lindley)が安全保障レジームとの関係で包括的な研究を行っている。リンドレーは、安全保障レジームは透明性を向上させる、透明性の見通しは協力を促進する、透明性は協力を促進し紛争を防止するといった仮説を立て、ヨーロッパ協調(Concert of Europe)や複数の国連平和維持活動のケース・スタディを通じて、それらの仮説が一定程度成り立つことを実証した³²。安全保障レジームの1つである軍備管理レジームにおける透明性の意義については、ケーススタディとして取り上げたヨーロッパ協調や国連平和維持活動とは異なり、軍備管理レジームが具体的な危機や事案を扱う訳ではないこともあり、それらの仮説を客観的に測定可能な形で証明することは非常に困難として、附属において簡単に論じているだけである³³。それでも、安全保障レジーム全般における仮説は、必ずしもそのままではないが、一定程度当てはまるだろうとしている。リンドレーが述べるとおり、軍備管理レジームにおける透明性の影響を客観的に測定できる形で実証することは困難であることから、本研究はリンドレーの仮説を軍備管理レジームに当てはめてその仮説の是非を実証するものではなく、リンドレーの仮説を前提とする。

²⁸ Camille Grand, "Nuclear weapon states and the transparency dilemma," in *Transparency in Nuclear Warheads and Materials*, pp.39-46.

²⁹ Li Bin, "China and nuclear transparency," in *Transparency in Nuclear Warheads and Materials*, pp.50-51.

³⁰ Zarimpas, p.8.

³¹ Grand, pp.46-47.

³² Dan Lindley, *Promoting Peace with Information: Transparency as a Tool of Security Regimes* (Princeton: Princeton University Press, 2007).

³³ *Ibid.*, pp.215-236.

3. 研究の意義

上記2. で見たように、先行研究は、過去に実際になされた透明性措置や、透明性に関して過去の国際会議で実際になされた議論を、一次資料に基づいて包括的に整理した上で行った分析ではない。核軍備管理・軍縮における透明性に関する議論が盛り上がっている割には、核軍備管理・軍縮における透明性に関する研究が深まっているとは言えず、また、様々な文献や実際の外交の現場では透明性という用語が異なる意味・目的で扱われているという現状がある。

核軍備管理・軍縮の分野において透明性に関する議論が盛り上がっているにもかかわらず、このような状況を放置したままでは、透明性に関する議論の更なる進展の障害にもなりかねない。研究者や外交の現場における政策担当者等によって透明性の概念や対象が異なっただけでは、透明性の向上を支持するか否かという雑駁かつ不毛な議論に留まり、それ以上の発展が望めなくなるからである。こうした傾向は、特に政府関係者が参加する国連やNPTといった公式な場において顕著と言える。とりわけ長年にわたって透明性に極めて消極的な姿勢を維持している中国は、透明性という用語が異なる意味で用いられることを逆手に、近年国際社会で盛り上がりつつある透明性に関する議論に水を差している。国際社会は、ここまで進展してきた透明性に関する議論が引き続き進展するか、あるいは、停滞するかの局面に差し掛かっている。

「核兵器のない世界」の実現のためには、これまでの米ソ・米露の二国間による核軍備管理・軍縮交渉から、いずれ中国を含めた他の核兵器保有国の関与をも得た複数国間の核兵器の削減交渉を始める必要があるが、その前提条件として透明性は不可欠である。透明性がなければ、核軍縮のためのベースラインを決めることも、また、合意された削減の検証も行うことができない。したがって、透明性の議論の停滞は、透明性に関する議論の停滞に留まるものではなく、核軍備管理・軍縮そのものに関する議論の停滞をも招き得るものである。

地域の安全保障という観点からは、透明性を含む核軍備管理・軍縮に関する議論が実質的に進展しないこととなれば、それはひいては、専守防衛という非常に自制的な防衛政策を維持し、外交を通じた安全保障向上に重きを置く日本の安全保障にとっても有害となり得る。

そこで、本研究は、今後の国際的な議論の発展の基礎を提供し得ることを期待して、上記1. で述べた問題意識の下、次のリサーチ・クエスチョンを立てる。

第1に、そもそも一般的な軍備管理・軍縮において透明性の概念はどのように位置づけられてきたのか。例えば、透明性を通じて何を達成しようとしてきたのか。どのような意義があるのか。第2に、核軍備管理・軍縮における透明性についても、二国間と多国間に分けたうえで、透明性概念の位置づけおよび

意義について、以下のような問いを立てる。すなわち、二国間と多国間において、透明性の議論がどのように発展してきたのか。二国間については、米ソ・米露の核軍備管理・軍縮の枠内において実際にどのような透明性措置がとられてきたのか。多国間については、NPT体制の維持・強化との関係において透明性がどのように議論されてきたのか。第3に、そうした米ソ・米露においてとられてきた透明性措置は核戦略理論との関係においてなぜ可能であったのか。他方で、なぜ米中間では現代に至るまで可能ではないのか。そして、米ソ・米露における透明性措置は、どのように中国に適用できるか。

以上の問いに関し、米ソ・米露間の核軍備管理・軍縮において実際にとられてきた透明性措置や核軍縮に関する国際フォーラムの場における実際の議論を下に、核軍備管理・軍縮における透明性の概念や議論の進展ぶりを整理し、それら透明性措置と核政策・戦略との関係を明らかにすることで、国際社会における透明性に関する今後の議論をより精緻なものとするのが期待される。すなわち、透明性概念の発展の過程の分析を通じ、政策の展開の文脈に沿いながら概念の整理と精緻化を試みるものである。そのことによって、国際社会における核兵器の透明性に関する議論の進展、ひいては将来における複数国間の核軍備管理・軍縮交渉と究極的な核兵器のない世界の実現の基礎を敷くのに貢献できることが期待される。

4. 分析の枠組みと論文の構成

先行研究では、実際の透明性措置に基づいた概念整理が行われてこなかったことから、本研究では、基本的に国連文書や米ソ・米露の条約といった一次資料に基づいて、実際の透明性措置を材料として、透明性の概念や議論の進展を整理する。また、それら実際にとられた透明性措置が、なぜ冷戦時代の米ソ・米露において可能であったのに対して、現代の中国においてとり得ないのか、各国の核戦略理論を当てはめることで明らかにする。

まず、第2章では、第1のリサーチ・クエスチョンに対処すべく、特に通常兵器と宇宙の軍事利用における信頼醸成措置（CBM）との関係を中心に、軍備管理・軍縮一般において透明性がどのように位置づけられてきたのか、どのような意義が見いだされてきたのかを整理・分析する。

第3章以降は、核軍備管理・軍縮の分野における透明性に焦点を当てる。第3章では、第2のリサーチ・クエスチョンのうち二国間の透明性を論じるべく、米ソ・米露の二国間における透明性に焦点を当てる。戦略核に関する軍備管理・軍縮条約における透明性を中心として、米ソ・米露が戦略核に関して実際にとった透明性措置の事実関係を整理・分析することで、米ソ・米露間の透明性の進展を概観する。米ソ・米露の核兵器、更にはそれら核兵器のうちの戦略核に

関する透明性に焦点を当てるのは、両国間の戦略核については、既に複数の軍備管理・軍縮条約が成立しており、透明性の進展についてより正確かつ容易な比較ができるからである。

続いて、第4章及び第5章においては、第2の研究・クエスチョンのうち多国間における透明性を論じるべく、近年、議論が盛り上がっている多国間の場における透明性に焦点を当てる。多国間の核軍縮プロセスとして、NPT再検討プロセスにおける透明性の議論を概観する。1970年のNPT成立後の最初の再検討会議から直近の2020年再検討プロセスにおける透明性に関する議論を、1975年から2010年まで（第4章）と2010年以降（第5章）に分けて公式文書等の一次資料を中心に概観する。核軍縮を含めた包括的な「行動計画」が合意された2010年再検討会議は、NPTの歴史において重要な節目であることから、2010年再検討会議を境に概観する。NPT再検討会議における透明性に関する合意事項、各国提案及び発言を中心に、透明性に関する議論の経緯を整理・分析する。NPTでの透明性に関する議論の変遷を見ることで、議論の重心がどのように変化しているのか、透明性の意義がどのように進展しているのかについて論じる。

第6章では、第3の研究・クエスチョンに対処すべく、第3章から第5章までの米ソ・米露の実例について、特に米国を中心に、それら透明性措置が受け入れ可能であった背景を両国の核戦略との関係で概観する。その後、中国への適用可能性を探るべく、中国の透明性に関する考え方とその背景を中国の核戦略から明らかにする。

最終章では、本研究の限界と今後の検討課題を述べつつ、第2章から第6章までで明らかとなったことを受けて、核軍備管理・軍縮における透明性の意義を総括する。その上で、中国の透明性に関する今後の展望と政策上の含意を論じる。中国の核戦略に基づきつつも、第3章で概観した米ソ・米露間の透明性措置を踏まえて、具体的にどのような透明性措置であれば中国の核戦略を害しない形で採用し得るのか論じる。第4章及び第5章で概観したNPT再検討プロセスにおいて認識されている透明性の意義との関連でも、中国によるそうした透明性措置の意義を論じる。

第2章 軍備管理・軍縮一般における透明性

本章では、まず、軍備管理・軍縮一般において透明性がこれまでどのように位置づけられてきたか、その意義・役割や具体的な透明性措置を含め概観する。

1. 透明性の定義

序章で述べたとおり、国際的に合意された軍備管理・軍縮における「透明性」の定義がある訳ではない。唯一最も国際的な合意に近いと思われる定義は、1991年の「通常兵器の国際的な移転における透明性を促進する方途に関する研究」と題された国連事務総長による報告書におけるものである。同報告書は、必ずしも国際場裏における政府間の合意文書ではないが、18か国の政府から推薦を受け国連事務総長が任命した政府専門家による合意文書であり、政府間の合意文書に次ぐ公的な文書である。その報告書では、「開放性(openness)」と「透明性(transparency)」を区別して、それぞれ一定の定義を示している。「開放性」とは、「軍事的問題に関して情報を公にする一般的な国の政策」であるとして、「国の政府システムや慣習の機能」であるとしている。それに対して、「透明性」は、「非公式又は公式の国際的な取決めの下で軍事的分野における活動の特定の側面に関する情報を体系的に提供すること」としている³⁴。ここでは、国家の一方的な行為（開放性）と国際的な取決めの下での行為（透明性）とに区別している。

その後の様々な透明性に関連する国連の報告書において「透明性」に関する特段の定義はなされていなかったが、2013年の「宇宙活動に関する透明性・信頼醸成措置に関する政府専門家グループ」による報告書は、「一般的に、透明性・信頼醸成措置は、相互理解と信頼を醸成し、誤認及び誤算を緩和し、結果として軍事的衝突を防止し地域・グローバルな安定性を作ることを目的として、政府が情報を共有する手段である。また、透明性・信頼醸成措置は、国家の平和的意図に関する信頼を醸成し、相互理解を進め、意図の明確さを向上させ、経済的及び安全保障の分野における予測可能な戦略的状况を高めることに資する。」と定義した³⁵。ここでは、信頼醸成や誤解緩和といった様々な目的のための情報共有と定義され、行為自体は国家の一方的行為や国際的な取決め如何にかかわらず「情報を共有」すること自体を「透明性」と幅広く定義づけた。

³⁴ *Report of the Secretary-General: Study on Ways and Means of Promoting Transparency in International Transfers of Conventional Arms* (A/46/301: September 9, 1991), p.13.

³⁵ *Report of the Group of Governmental Experts on Transparency and Confidence-Building Measures in Outer Space Activities* (A/68/189*: July 29, 2013), p.12.

「透明性」の概念を実際の具体的措置に基づいて整理することが目的である本研究においては、いわゆる「落ち」がないよう研究対象を広めにとることが望ましい。したがって、1991年の国連事務総長報告書のように、国家の一方的な行為か国際的な取決めの下での行為かによって区別する必然性はない。また、透明性の目的についても、基本的には2013年の上記報告書で言及されている目的自体はそのとおりであるが、下記3. で後述するとおり必ずしもそれら目的に限定される訳ではない。したがって、本研究においては、「政府が核兵器や核軍備管理・軍縮に関連する能力や意図にかかる情報を開示するあらゆる行為」（軍備管理・軍縮一般であれば、「政府が兵器や軍備管理・軍縮に関連する能力や意図にかかる情報を開示するあらゆる行為」と定義する。

2. 国際場裏における透明性の用語の変化

軍備管理・軍縮関連において「透明性」の用語が用いられるようになったのは比較的最近のことである。例えば、国連で最初に用いられたと思われるのは、1988年（12月）の国連総会で採択された「国際的な武器移転」に関する決議においてである。同決議は、国連事務総長に対して、「政府専門家の支援を得て、普遍的かつ非差別的な基礎に基づく通常兵器の国際的な移転における透明性を促進する方途を研究するよう要請し」た³⁶。1991年（9月）に事務総長が国連総会に提出した同研究に関する報告書は、「情報の欠如を原因とする誤認や誤算が過剰な軍備増強を加速させる、開放性と透明性の向上が国際安全保障及び安定に資するとのコンセンサスが生まれている。」と指摘した³⁷。1992年（5月）に国連軍縮委員会（UNDC）で採択された「軍事に関する客観的情報のためのガイドラインと勧告」では、軍事に関する客観的情報の目的の一つとして、「信頼を醸成し、相互信用を向上させ、緊張緩和に資するために軍事に関する透明性を慫慂する」ことが挙げられた³⁸。翌年の1993年にUNDCで採択された「グローバル安全保障の文脈における軍縮への地域的アプローチのためのガイドラインと勧告」においても、「軍縮・軍備制限への地域的アプローチは、地域諸国間の信頼を醸成するために軍事に関する透明性を促進すべきである。」とされた³⁹。

³⁶ *International Arms Transfers* (A/RES/43/75 I: December 7, 1988), p.3.

³⁷ *Report of the Secretary-General: Study on Ways and Means of Promoting Transparency in International Transfers of Conventional Arms*, p.50.

³⁸ “Guidelines and Recommendations for Objective Information on Military Matters,” in *Report of the Disarmament Commission: General Assembly Official Records Forty-seventh Session Supplement No.42* (A/47/42: 1992), p17.

³⁹ “Guidelines and Recommendations for Regional Approaches to Disarmament within the Context of Global Security,” in *Report of the Disarmament Commission: General Assembly Official Records Forty-eighth Session Supplement No.42* (A/48/42: 1993),

二国間においても、「透明性」の用語が最初に登場したのは、1993年の米露の高濃縮ウラン透明性プログラムや1994～1995年にかけての包括的な透明性レジームの構築に向けた米露合意においてである（第5章参照）。地域間においても、例えば、欧州の地域安全保障メカニズムである欧州安全保障協力会議（C S C E）／欧州安全保障協力機構（O S C E）の合意文書で「透明性」が初めて登場したのは、1990年の「新しい欧州のためのパリ憲章」においてであり⁴⁰、後述の信頼醸成措置に関する文書としては1992年のウィーン文書が最初である⁴¹。

このように、「透明性」の用語が明示的に用いられるようになったのは冷戦末期頃からであるが、実際には透明性はそれ以前から、「信頼醸成措置(CBMs: Confidence-Building Measures)」の一部として国際関係の重要な考え方であった。1982年の国連の「信頼醸成措置に関する包括的研究」において、信頼醸成措置の目標は、「様々な地域及び究極的には世界的な国際軍備競争の継続の重要な要因となっている、不信、恐怖、緊張及び敵対関係の原因の低減、又は、時には除去することに貢献する」とされている⁴²。この包括的研究では、「透明性」という用語はまだ用いられていないが、「不信の原因の一つは、他国の軍事的行動及びその他の相互安全保障に関する信頼性のある情報が欠如していることである」⁴³として、情報の欠如、すなわち不透明性が相互不信の原因の一つであり、その対策として信頼醸成措置が位置付けられている。透明性の概念が本来的に信頼醸成措置の概念の一部であることを示唆している。

上記1. のとおり、「核兵器や核軍備管理・軍縮に関連する能力や意図にかかる情報を開示するあらゆる行為」（軍備管理・軍縮一般であれば、「兵器や軍備管理・軍縮に関連する能力や意図にかかる情報を開示するあらゆる行為」との定義の下で考えれば、「透明性」という用語が明示的に用いられていなくても、第2次世界大戦後、実質的に透明性に該当する措置は数多くとられてきていると言える。

第2次世界大戦後における国際的に合意された最初の軍備管理・軍縮分野の透明性措置は、1959年12月に署名された南極条約と言える。南極条約は、

p.18.

⁴⁰ *Charter of Paris for a New Europe* (Paris, 1990), p.6.

⁴¹ *Vienna Document 1992 of the Negotiations of Confidence- and Security-Building Measures Convened in Accordance with the Relevant Provisions of the Concluding Document of the Vienna Meeting of the Conference on Security and Co-Operation in Europe* (Vienna: March 4, 1992), p.16.

⁴² *Comprehensive Study on Confidence-building Measures: Report of the Secretary-General* (New York: United Nations Publications, 1982), p.6. この「包括的研究」は、1979年の国連総会決議(A/RES/34/87B)に基づいて設置された政府専門家グループ（14か国の政府専門家で構成）の合意として出された報告書である。

⁴³ *Ibid.*, p.7, p.39.

南極地域を「平和的目的」のみに利用することを定め、「軍事基地及び防備施設の設置、軍事演習の実施並びにあらゆる型の兵器の実験のような軍事的性質の措置」を禁じることで、完全な非軍事化を実現した（第1条）。その上で、「南極地域のすべての地域（これらの地域におけるすべての基地、施設及び備品並びに南極地域における貨物又は人員の積卸し又は積込みの地点にあるすべての船舶及び航空機を含む。）」（第7条3項）に対して、各締約国が指名する監視員（同1項）は「いつでも出入りする完全な自由を有する」（同2項）。更に、「南極地域のいずれかの又はすべての地域の空中監視をいつでも行うことができる」（同第4項）として、完全な査察が認められた⁴⁴。これは、同じく現地査察の規定を有する後の中距離核戦力（INF）全廃条約における現地査察制度をはるかに凌ぎ、イラクの大量破壊兵器の廃棄を検証するための国連特別委員会（UNSCOM）及び国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）による「いつでも、どこでも」実施できる査察と匹敵する現地査察制度とも言え、徹底した透明性を実現している。その後、宇宙（1967年署名の宇宙条約）や海底（1971年署名の海底非核化条約）といったその他の国際公域公域にも、程度の差はあるが、検証規定が設けられ、透明性が確保された。南極条約のように、冷戦期の早い段階で国際社会が極めて高いレベルの透明性措置に合意できたのは、国家主権が及ばない国際公域であるからこそ可能であったと言える。

国際公域ではない分野では、1963年に米ソが合意した「ホットライン」の設置が実質的に最初の透明性措置と言える。このホットライン協定（「直接のコミュニケーション・リンク設置に関する米ソ了解覚書」⁴⁵は、1962年10月のキューバ危機において、米ソ間に直接のコミュニケーション・チャンネルが存在しないことから、相手の動きや意図がわからない状況に直面した米ソが、危機感を覚えて合意したものである⁴⁶。上述の包括的研究において「最初の重要な具体的な信頼醸成措置」と評されたように⁴⁷、当時は信頼醸成措置として認識されていたが、ホットラインの設置は、相手の動きや意図の透明性を高め、相手の動きや意図をより良く把握・理解することを目的としていることから、透明性措置の一つとも言える。

「透明性」に関わる措置は、このように当初はいわば無意識な形で「信頼醸

⁴⁴ 藤田久一『軍縮条約・資料集』（第二版）、有信堂、1997年、269～270頁。

⁴⁵ *Memorandum of Understanding Between the United States of America and The Union of Soviet Socialist Republics Regarding the Establishment of a Direct Communications Link* (June 20, 1963).

⁴⁶ Webster A. Stone, "The Hot Line: Washington-Moscow Direct Communications Link, 1963 to the Present," in *Encyclopedia of Arms Control and Disarmament*, ed. Richard Dean Burns (New York: Charles Scribner's Sons Macmillan Publishing Company, 1993), pp.847-853.

⁴⁷ *Comprehensive Study on Confidence-building Measures*, p.21.

成措置」の一部として実質的に実施されながら、冷戦末期頃から、明示的に「透明性」という用語が用いられるようになった。その後、2000年代半ば頃からは「透明性・信頼醸成措置(TCBMs: Transparency and Confidence-Building Measures)」と信頼醸成措置と並列する概念のような形で用いられるようにもなった。例えば、2005年以来、国連総会では「宇宙活動に関する透明性・信頼醸成措置」に関する決議が毎年採択されている。2010年の同決議に基づいて「宇宙活動に関する透明性・信頼醸成措置に関する政府専門家グループ」が設置され、2013年に報告書を提出した⁴⁸。2011年の「軍事支出報告のための国連標準化文書の運用及び更なる進展に関する政府専門家グループ」の報告書においても「透明性・信頼醸成措置」との文言が用いられている⁴⁹。当初は「信頼醸成措置」であったのが徐々に「透明性・信頼醸成措置」と呼ばれるほどになったことは、透明性の位置づけが徐々に高まってきていることを示している。

3. 透明性の目的・意義

軍備管理・軍縮一般における透明性は、多くの場合、異なる観点や意味合いを持って語られ認識されてきた。ここでは、国連文書を中心に、通常兵器の軍備管理・軍縮においてこれまで透明性がどのように意義づけられてきたのか整理する。

①信頼醸成のための透明性

まず、信頼醸成のための透明性がある。上記2.の「信頼醸成措置に関する包括的研究」が列挙した信頼醸成措置の具体例は次のとおりである⁵⁰。上記の透明性の定義に当てはめると、下記の信頼醸成措置のうち下線のものについては透明性措置と言える⁵¹。

⁴⁸ *Report of the Group of Governmental Experts on Transparency and Confidence-Building Measures in Outer Space Activities (A/68/189*: July 29, 2013).*

⁴⁹ *Report of the Group of Governmental Experts on the Operation and Further Development of the United Nations Standardized Instrument for Reporting Military Expenditures (A/66/89: June 14, 2011), p.12.*

⁵⁰ *Comprehensive Study on Confidence-building Measures, pp.30-32.*

⁵¹ 信頼醸成措置については様々な分類がなされている。例えば、ボロフスキは、信頼醸成措置を次の3つのカテゴリーに分類した。①情報交換（軍事予算、主要部隊や司令部の場所、組織、軍事力、ドクトリンの開示；核兵器の事故、権限を有しない核の事案の通告；ミサイル実験発射の通告；核リスク低減センター）、②観察・査察（主要な軍事的行動の観察；現地査察；ICBMサイロのセンサー；行動を秘匿しないこと）、③軍事行動への制約（攻撃シミュレーションの禁止；軍隊の出入口の設定；攻撃兵器の前方展開禁止；複数ミサイル発射の禁止；軍事行動の上限）。John Borawski, "The World of CBMs," in John Borawski, ed. *Avoiding War in the Nuclear Age: Confidence-Building Measures for*

- 軍事的性格を有する情報及びコミュニケーション
 - ・ 軍事的活動及びその他の相互安全保障問題に関する情報の公表及び交換
 - ・ 軍備管理・軍縮問題に関する情報の公表及び交換
- 軍事支出
 - ・ 絶対値又は割合といった相互の合意に基づいた軍事予算の漸次的削減
- 軍事活動に関する事前通報
 - ・ 合意された基準の下での主要な軍事演習に関する事前通報
 - ・ その他の軍事演習に関する自発的な事前通報
 - ・ 主要な軍事行動に関する事前通報
- 相互訪問
 - ・ 軍事演習への軍事監視団の招待
 - ・ 軍事視察団の交換
 - ・ 軍事学校における他国の軍人への奨学金の提供
- 協議
 - ・ 軍備管理・軍縮合意の実施を促進するための協議メカニズムの設置
- 軍事行動
 - ・ 演習のような特定の軍事活動のスコープ・程度に関する情報の提供
- 軍事的緊張の緩和
 - ・ 軍事的緊張の緩和に資する措置
 - ・ 非核兵器国の安全保障を強化する措置
- 制約
 - ・ 特定の軍事活動の制限又は除外
 - ・ 非核兵器地帯、非武装地帯、平和・協力地帯の設置
- 検証
 - ・ 信頼醸成措置や軍備管理・軍縮条約での検証にかかる手続きの強化
- 危機管理
 - ・ ホットラインの設置等、コミュニケーションの改善にかかる手続きの確立
 - ・ 軍隊の切り離し
 - ・ 監視ポストの設置のような平和維持措置
- 紛争解決
 - ・ 緊張緩和や紛争解決に貢献する措置

Crisis Stability (Boulder: Westview Press, 1986), pp.10-14. ①と②は透明性措置と言える。③の軍事行動の制約も、他国に事前の警告を与えることを目的としており、間接的に透明性を高める効果を有するが、直接的に情報を開示するものではないので、本論文では透明性措置として扱わない。

信頼醸成措置は、①潜在敵国が侵略的な意図を有していないことを各国に再保証し、特定の行動に対する誤解の可能性を減じること、②強国の軍隊による政治的脅迫の範囲を狭めること、③危機状況において敵対的な行動が意図しない形でエスカレートする可能性を最小限化することを目的としている⁵²。不信や恐怖の原因を緩和・除去することによって、誤解や誤算によって生じ得る紛争のリスクを減じ、国家が武力行使に訴えるリスクを抑える役割が期待される⁵³。その不信や恐怖の原因の一つである情報の欠如、すなわち不透明性に対処するのが信頼醸成のための透明性である。上述のとおり、当初は単に信頼醸成措置として扱われていたが、徐々に透明性措置としても認識されるようになった。

この信頼醸成としての透明性は、多くの国連の報告書でも認められており、最も重要な透明性の概念と言える。例えば、1988年のUNDCで採択された「信頼醸成措置の適切な種類及びグローバル又は地域レベルにおける信頼醸成措置の実施のためのガイドライン」では、まだ「透明性」という用語は出てこないが、「軍隊、兵器、軍事活動に関する情報交換」が「諸国間の信頼を促進し、各国の意図に関する誤認の危険性を減じる」とした⁵⁴。1991年の「通常兵器の国際的な移転における透明性を促進する方途に関する研究」は、「透明性の最も重要な意図された効果は、信頼と安全保障の醸成、疑念、不信、恐怖の緩和」であるとした⁵⁵。1992年の「軍事に関する客観的情報のためのガイドラインと勧告」では、客観的情報の目的の一つとして、「相互の信頼を醸成し向上させ、緊張を緩和させること」が挙げられた⁵⁶。最近の国連軍備登録制度に関する政府専門家グループ報告書⁵⁷や軍事支出報告に関する政府専門家グループ報告書⁵⁸でも同趣旨が盛り込まれている。

⁵² Jozef Goldblat, *Arms Control* (London: SAGE Publications Ltd., 2002), p.10.

⁵³ *Comprehensive Study on Confidence-building Measures*, pp.6-7, p.39. Carl C. Krehbiel, *Confidence- and Security-Building Measures in Europe* (New York: Praeger Publishers, 1989), p.4.

⁵⁴ “Guidelines for Appropriate Types of Confidence-Building Measures and for the Implementation of such Measures on a Global or Regional Level,” in *Special Report of the Disarmament Commission to the General Assembly at Its Third Special Session Devoted to Disarmament* (A/S-15/3*: 28 May 1988), p.34.

⁵⁵ *Report of the Secretary-General: Study on Ways and Means of Promoting Transparency in International Transfers of Conventional Arms*, p.37.

⁵⁶ “Guidelines and Recommendations for Objective Information on Military Matters,” p.17.

⁵⁷ *Report on Continuing Operation of the United Nations Register of Conventional Arms and its Further Development* (A/71/259: July 29, 2016), p.11.

⁵⁸ *Report of the Group of Governmental Experts on the Operation and Further Development of the United Nations Standardized Instrument for Reporting Military Expenditures*, p.2, p.7; *Report of the Group of Governmental Experts to Review the Operation and Further Development of the United Nations Report on Military Expenditures* (A/72/293: August 4, 2017), p.17, p.23.

② 検証のための透明性

軍備管理・軍縮関連の合意では、合意された義務を当事国が遵守しているかを検証する規定が盛り込まれることが多い。互いの検証能力を侵害しないことから始まって、衛星や航空機による査察、申告施設への現地査察、遠隔操作が可能な装置による査察、未申告施設への現地査察等、様々な検証措置がある。透明性は、そうした検証措置の一環として語られることも多い。1992年の「軍事に関する客観的情報のためのガイドラインと勧告」は、客観的情報の目的の一つとして、「軍備管理、削減、廃絶における義務の遵守の検証」を挙げた⁵⁹。軍縮不拡散における透明性の新しい役割を論じたフロリニ(Ann Florini)は、透明性の効果を語る際に、「検証規定によって違反が探知され罰せられる可能性が非常に高くなるので、条約当事国による違反を抑止する」と論じた⁶⁰。安全保障レジームにおける透明性の役割を論じたリンドレー(Dan Lindley)も、軍備管理における透明性について論じた際、「(一部の例外を除いて)相互に検証されない限り、攻撃兵器を制限する合意は署名される可能性は低いだらう。更に、特定の種類の兵器を制限する合意は、国家の意図を一般的に検証しようとするに過ぎないオープンスカイ条約的な合意よりもはるかに侵入的な検証を必要とするであろう。これらの査察の機微性は、透明性を通じた安全保障の追求と秘密性を通じた安全保障の追求との間の交換条件(トレードオフ)を著しく上げることになる。」とした⁶¹。このように、透明性は、検証と同一視して論じられることもある。なお、信頼醸成のための透明性は、その目的から透明性の対象を幅広くとるのに対して、検証のための透明性は、合意された義務の履行を確認するために特定の対象に標的を絞るという違いがある。

③ 軍備管理・軍縮の代替策としての透明性

軍備管理・軍縮を進めようとして合意が得られないことを受けて、代替策として始められる透明性措置がある。例えば、1945年に国連が創設されて以来、世界の人的・経済的資源を軍備のために転用することを最も少なくするという国連憲章第26条で規定された国連の任務を全うすべく、様々な軍事支出削減に関する提案がなされた。1973年には国連安保理常任理事国の軍事支

⁵⁹ "Guidelines and Recommendations for Objective Information on Military Matters," p.17.

⁶⁰ Ann M. Florini, "A New Role for Transparency," in *Arms Control: New Approaches to Theory and Policy*, ed. Nancy W. Gallagher (London: Frank Cass Publishers, 1998), pp.59-60.

⁶¹ Dan Lindley, *Promoting Peace with Information: Transparency as a Tool of Security Regimes* (Princeton: Princeton University Press, 2007), p.318.

出をそれぞれ1割ずつ削減し、削減分を開発援助に回すという提案が国連総会決議で採択された⁶²。同決議に基づいて、「軍事支出削減の結果として捻出された予算の配分に関する特別委員会」が設置されたが、核兵器国の間での意見対立により同委員会は開催されることはなかった⁶³。しかし、同時に、軍事支出の標準報告制度の創設が提案され、国連総会決議で採択された⁶⁴。これは、軍事支出削減への合意が見通せないことで、より野心度の低くより現実的な提案が代替策として合意に至ったものである⁶⁵。こうした透明性は、軍備管理・軍縮への合意の見通しが難しい中で、軍備管理・軍縮が合意されるまでの間当面実施可能な次善の策としてとられる措置である。

④軍備管理・軍縮の促進剤としての透明性

軍備管理・軍縮への合意を促進することを目的とする透明性もある。1991年の「通常兵器の国際的な移転における透明性を促進する方途に関する研究」に関する報告書では、「透明性措置そのものは、(兵器に)制限をかけるものではないが、様々な方法で、一方的又は多国間の制約措置の導入を促進することができる。」とした⁶⁶。

1992年の「軍事に関する客観的情報のためのガイドラインと勧告」は、「透明性」という用語は必ずしも使っていないが、客観的情報の目的の一つとして、「軍備管理、削減、廃絶のプロセスを促進すること」を挙げた⁶⁷。

また、透明性そのものではなくても、上述のとおり透明性をその一部に含む信頼醸成措置について、軍備管理・軍縮を促進するものとして位置付けられることもある。例えば、1982年の国連の「信頼醸成措置に関する包括的研究」

⁶² *Reduction of the Military Budgets of States Permanent Members of the Security Council by 10 per cent and Utilization of Part of the Funds Thus Saved to Provide Assistance to Developing Countries* (A/RES/3093 A (XXVIII): December 7, 1973).

⁶³ *Reduction of Military Budgets: International Reporting of Military Expenditures: Practical Test of the Proposed Standard Instrument for International Reporting of Military Expenditures: Report of the Ad Hoc Panel on Military Budgeting* (New York: United Nations Publications, 1981), p.1.

⁶⁴ *Reduction of the Military Budgets of States Permanent Members of the Security Council by 10 per cent and Utilization of Part of the Funds Thus Saved to Provide Assistance to Developing Countries* (A/RES/3093 B (XXVIII), December 7, 1973).

⁶⁵ United Nations Office for Disarmament Affairs, *Promoting Further Openness and Transparency in Military Matters: An Assessment of the United Nations Standardized Instrument for Reporting Military Expenditures, UNODA Occasional Papers No.20* (New York: United Nations Publications, 2010), p.3.

⁶⁶ *Report of the Secretary-General: Study on Ways and Means of Promoting Transparency in International Transfers of Conventional Arms* (A/46/301: September 9, 1991), pp.36-37.

⁶⁷ “Guidelines and Recommendations for Objective Information on Military Matters,” p.17.

では、信頼醸成措置は、信頼醸成措置によって武力行使の可能性が減じること
で、軍備競争への衝動も減じ、結果として、「軍備管理・軍縮交渉のプロセスを
促進する」、「軍備の制限・削減に関する既存の及び新たな交渉において有意義
な進展をもたらす」とした⁶⁸。1988年の「信頼醸成措置の適切な種類及びグ
ローバル又は地域レベルにおける信頼醸成措置の実施のためのガイドライン」
では、信頼醸成措置は、「軍縮措置の実現を促進することに資する潜在性を有す
る」、「軍備管理・軍縮のプロセスを促進する」とした⁶⁹。1993年の「グロー
バル安全保障の文脈における軍縮への地域的アプローチのためのガイドライン
と勧告」は、信頼醸成措置は、「軍備管理・軍縮のプロセスを促進することがで
きる」とした⁷⁰。

具体例としては、軍事支出報告のための国連文書は、当初上述のとおり、軍
事支出削減が合意できない中での代替策として始まったが、軍事支出の削減交
渉を促進するよう議論されるようになった⁷¹。

⑤国際的な規範としての透明性

透明性は、当然やるべき国際規範として語られる場合もある。例えば、ファ
ルケンラス(Richard Falkenrath)は、欧州通常戦力(CFE)条約における透明
性の意義を語る中で、透明性は、「一般的に実施されれば、すべての関係者の幸
福を改善する国際関係における規範」であるとした⁷²。フロリニも、透明性は、
「アクターが求められる行動の標準として、国際安全保障関係、国際政治にお
いてますます確立されつつある規範」であるとして、「この新しい規範が、19
80年代の軍備管理に盛り込まれた検証規定や信頼醸成措置を通じて、冷戦の
終了に大きく貢献した。」と論じている⁷³。このように、冷戦崩壊直後の199
0年代においては、意義・目的如何にかかわらず、当然やるべき国際規範とし
て透明性が語られることがあった。政府間文書においてそのような記述が見当
たらないうのは、透明性を国際規範として認めない勢力が存在することを示して
いると言える。

⁶⁸ *Comprehensive Study on Confidence-building Measures*, p.6.

⁶⁹ “Guidelines for Appropriate Types of Confidence-Building Measures and for the Implementation of such Measures on a Global or Regional Level,” p.27.

⁷⁰ “Guidelines and Recommendations for Regional Approaches to Disarmament within the Context of Global Security,” p.31.

⁷¹ *Promoting Further Openness and Transparency in Military Matters*, pp.6-7.

⁷² Richard A. Falkenrath, *Shaping Europe’s Military Order: The Origins and Consequences of the CFE Treaty*, *CSIA Studies in International Security No. 6* (Cambridge: MIT Press 1995), p.248.

⁷³ Ann M. Florini, “A New Role for Transparency,” p.51.

以上のように、透明性の目的・意義を大きく5つに分類したが、すべてが同一次元の問題でもなく、また、互いに重複することもあり、完全に切り分けることはできない。例えば、透明性の程度を議論する場合には、上記①（信頼醸成のための透明性）と②（検証のための透明性）が関係する。透明性の程度としては、検証のための透明性の方が、信頼醸成のための透明性よりも高くなる。それぞれの分類の中でも、更に程度の差はあろう。また、③（軍備管理・軍縮の代替策としての透明性）、④（軍備管理・軍縮の促進剤としての透明性）、⑤（国際的な規範としての透明性）は、透明性措置を議論・合意するきっかけとして議論される場合に関係してくる。透明性措置の意義・目的を論じる場合には、①～⑤のいずれも関係するであろう。更に、同じ透明性措置であっても、③でも④でもある場合もあろうし、③・④から次第に①に変化しつつ、⑤の性格も有するというものもあろう

例えば、軍事支出に関する国連報告制度は、上述のとおり、当初、軍事支出の削減が合意できない中で、削減の代替策（③）であった。その後、同報告制度を正式に立ち上げた1980年の国連総会決議で、軍事支出の報告が将来の「軍事支出の削減に向けた重要な一歩」と位置付けられていたことからわかるとおり、軍事支出に関する国連報告制度は軍事支出削減のための促進剤（④）でもあった⁷⁴。その後、決議のタイトルが1989年に「軍事予算」⁷⁵、1991年には「軍事支出の透明性」⁷⁶、1994年には「軍事支出の透明性を含む軍事に関する客観的情報」⁷⁷と修正され、1991年の決議からは、軍事支出の透明性が将来の軍事支出の削減に向けた一歩といった記述は消えた。すなわち、1991年頃を境に、軍事支出の報告は、軍事支出の削減の代替策や促進剤としての位置づけではなくなったこと示唆する。代わりに、信頼醸成のためという位置づけ（①）が明記され、また、軍事支出の削減そのものではないが、将来の軍備管理一般の合意に貢献し得る（④）との文言が入った。また、行政的な煩雑さ等から報告を提出していない国もあるが、主要な軍事大国の多くは概ね毎年報告を提出している⁷⁸ことから、軍事支出の報告を提出すること自体が規範的（⑤）な性質を帯びつつあると言えなくもないであろう。実際、1992年の「軍事に関する客観的情報のためのガイドラインと勧告」では、軍事に関

⁷⁴ *Reduction of Military Budgets* (A/RES/35/142 B: December 12, 1980).

⁷⁵ *Military Budgets* (A/RES/44/114 B: December 15, 1989).

⁷⁶ *Transparency of Military Expenditures* (A/RES/46/25: December 6, 1991).

⁷⁷ *Objective Information on Military Matters, including Transparency of Military Expenditures* (A/RES/49/66: December 21, 1994).

⁷⁸ *Report of the Group of Governmental Experts to Review the Operation and Further Development of the United Nations Report on Military Expenditures* (A/72/293: August 4, 2017), pp.10-12.

する客観的情報の提供は「すべての国の義務」とまで言い切っている⁷⁹。

このように上記カテゴリーはすべて必ずしも同一の次元ではなく、また、互いに重複することもあり、それぞれを明確かつ相互排他的に切り分けることはできないが、透明性について整理された形で議論する上で有意義と思われる。

4. 透明性を履行する際の主な原則

軍備管理・軍縮一般における透明性を議論・履行するに際して幾つかの原則が適用されてきた。国連文書で示されてきた主な原則は次のとおりである。

安全保障：当然のことながら、国際社会が主権国家で構成される以上、透明性措置を含めそれぞれの国家が実行することは、各国の安全保障を害さないことが大原則である。1992年の国連軍縮委員会による「軍事に関する客観的情報のためのガイドラインと勧告」においても、自衛権を含め国連憲章が厳格に守られなければならないとして、各国の正当な安全保障上の必要性や「損なわれない安全保障の原則」を考慮することが求められた⁸⁰。したがって、いかなる透明性措置も、各国の安全保障が損なわれないと認識される範囲内で合意・履行される。

なお、国際的に合意された透明性が成立するための条件としては、各国の安全保障を害しないということの他、2013年の宇宙活動のTCBMに関する政府専門家グループ報告書は、①措置の内容が曖昧でなく明確であること、②措置の実施が確認できること、③措置の結果が目的（信頼醸成）を達成することを挙げており、妥協の産物としての曖昧な措置はむしろ逆効果であることを示唆している⁸¹。

公開性：透明性措置は、一方的に公開する場合の他、二国間、サブ地域内、地域内、多国間等、様々なレベルで合意・履行され得る。「軍事に関する客観的情報のためのガイドラインと勧告」は、国家安全保障を害さない範囲で、最大限可能な限りすべての国の公衆に公開することを原則としつつ、特定の合意の下での情報は参加国だけに限定することも可能とした⁸²。実際の国家実行においては、二国間や地域内の透明性措置は、関係当事国間だけに限定され（例えば、

⁷⁹ “Guidelines and Recommendations for Objective Information on Military Matters,” p.18.

⁸⁰ “Guidelines and Recommendations for Objective Information on Military Matters,” p.18.

⁸¹ *Report of the Group of Governmental Experts on Transparency and Confidence-Building Measures in Outer Space Activities*, pp.14-15.

⁸² *Ibid.*, pp.18-19.

米ソ・米露の核軍備管理・軍縮条約における透明性措置（第3章参照）や欧州における透明性措置（下記6.参照）、国連のような多国間では、基本的に公開される傾向にある（例えば、国連の軍備移転登録制度や核兵器不拡散条約（NPT）における透明性措置）。一方的な措置は、基本的には国際社会に対する一方的な措置なので、公開が前提となる。

非限定性：国家の安全保障が損なわれないとの原則に基づいている限り、透明性のスコープ（対象）に特段の限定はない。1992年の「軍事に関する客観的情報のためのガイドラインと勧告」は、如何なる軍事活動であっても、如何なる軍の構成要素であっても、それらが領域内であろうと宇宙空間や公海を含む領域外であろうと、また、核兵器、その他の大量破壊兵器、通常兵器であろうと、情報提供の対象となり得るとした⁸³。

比較可能性：特に多国間の透明性措置については、「比較可能性（comparability）」の原則が重視されている。これは、各国が提出した様々な情報を横に並べて比較できるようにするという考え方である。例えば、1970年代から議論されてきた軍事支出の削減については、実際の削減について合意ができない状況にあった。数年にわたる議論の末、1976年、軍事支出削減に関する国連の専門家グループは、代替策として軍事支出に関して各国が報告を出す国際的な報告システムを具体的な報告フォーマット（reporting format）と共に提案した。報告フォーマットの提示は、軍事支出に関する意味のある国際的な比較を可能にすることが目的であった。報告フォーマットの構成やスコープは、意味のある国際的な比較が可能かどうかを基準の一つとして検討された⁸⁴。報告システムを試験するよう求められた軍事予算に関する国連アドホック・パネルも、1980年の報告書で、報告文書（reporting instrument）は、各国の軍事支出や軍事力の国際的な比較を促進する構成になっていることを念頭に置いているとした上で、比較可能性について更に検討するよう勧告した⁸⁵。同勧告を受けた1980年の国連総会は、報告文書の利用を勧告した上で、国連事務総長に対して、軍事予算に関するアドホック専門家グループの支援を得て、異なる国及び異なる年の間で軍事支出を比較する問題を検討し解決策を提示するよ

⁸³ Ibid., p.18.

⁸⁴ *Report of the Secretary-General: Measurement and International Reporting of Military Expenditures: Report Prepared by the Group of Experts on the Reduction of Military Budgets* (A/31/222: October 20, 1976), p.8, p.30,.

⁸⁵ *Report of the Secretary-General: Reduction of Military Budgets* (A/35/479: October 21, 1980), pp.9-10, p.57.

う求めた⁸⁶。その後、軍事支出に関する報告フォーマットは、国連の専門家グループの検討を重ねて改善されてきたが、比較可能性は常に基準の一つとして考慮されていた⁸⁷。結果として、報告フォーマットは、データの比較可能性を担保する手段として標準化され、「軍事支出報告のための国連標準化文書」という名称で活用されてきた（その後、2013年に「軍事支出国連報告」に改名した。）。

この比較可能性は、1992年の「軍事に関する客観的情報のためのガイドラインと勧告」においても、提供されるデータは正確かつ比較可能であるべきとして、軍事に関する客観的情報のための原則の一つとしても挙げられた⁸⁸。このように、比較可能性は、軍事支出の報告に限らず、軍事問題一般に関する透明性の原則の一つとなった。

5. 透明性の対象

上記3. で列挙した様々な信頼醸成措置のうちの透明性措置に該当するものも踏まえれば、透明性の対象は、大きく①定量的(quantitative)情報、②行為情報、③意図情報の3つに分類される。①の定量的情報は、保有や配備している通常兵器の数といった定量的・数値的な軍事情報を指す。②の行為情報は、軍事演習や特定の軍事行動といった具体的な行為に関する軍事情報を指す。③の意図情報は、軍事政策、軍事戦略、軍事ドクトリンといった軍事に関わる意図を示す軍事情報を指す。

6. 具体的な透明性措置の発展

欧州では、C S C E / O S C Eを通じて信頼醸成措置が長年にわたって発展してきた。上述のとおり、多くの信頼醸成措置が実質的には透明性措置でもあることから、ここでは、欧州における信頼醸成措置のうち透明性措置と言える措置の発展を概観する。そのことによって、軍事一般における透明性措置がどのような発展の経路を辿ってきたのかを把握することができ、また、第3章以降の核軍備管理・軍縮における透明性措置の発展と比較が可能となる。

欧州では1950年代のオープンスカイ提案を始め、様々な透明性措置が提案されてきたが、最初に合意された透明性措置は1975年のC S C Eにおけるヘルシンキ最終合意書である⁸⁹。非武装航空機による米ソ双方の軍事施設の上

⁸⁶ *Reduction of Military Budgets* (A/RES/35/142 B: December 12, 1980).

⁸⁷ 例えば、*Report of the Group of Governmental Experts to Review the Operation and Further Development of the United Nations Report on Military Expenditures* (A/72/293: August 4, 2017).

⁸⁸ “Guidelines and Recommendations for Objective Information on Military Matters,” p.19, p.21.

⁸⁹ *Conference on Security and Co-Operation in Europe Final Act* (Helsinki 1975).

空飛行を認めるとのアイゼンハワー(Dwight D. Eisenhower)米大統領によるオープンスカイ提案は、秘密性に基づくソ連の戦略的優越性を中和することを目的としていたが、ソ連側からは「西側によるスパイのための企み」として拒絶された⁹⁰。冷戦の最中の提案でもあり、また、米側も必ずしも合意できるとは考えておらず、ソ連とのプロパガンダ戦における勝利を確保することを提案の目的の一つとしていた⁹¹こともあって、真剣な交渉がなされたとは言えない。ヘルシンキ最終合意書における信頼醸成措置／透明性措置は、1960年代末からの米ソのデタントの一環として、北大西洋条約機構(NATO)とワルシャワ条約機構間の相互・均衡兵力削減(MBFR)交渉と共に1973年に交渉が開始され、1975年に妥結した。当時の西側(NATO)諸国は、東西の軍事バランスが東側に偏っているとして、MBFR交渉を優先していた。これに対して、ソ連は、欧州の国境線の現状を西側に追認させ、米国の影響力を削ぐことを目的として、欧州の地域安全保障メカニズムとしてのCSCEの交渉を優先していた。西側は、CSCEの交渉に同意する条件として、安全保障に限らず、人権や文化交流といった側面も交渉することを求めた。その結果、ヘルシンキ最終合意書における主な合意事項は、スポーツや文化、人的交流や科学技術面における協力が中心となり、軍事面における信頼醸成措置／透明性措置は、CSCEの合意文書としてタイトルに「安全保障」を盛り込むために必要という程度の位置づけであった。西側にとってのCSCEにおける安全保障に関する交渉は、東側のデタントに対する誠実さを試す程度のものであった⁹²。他方で、MBFR交渉については、ソ連側が、そもそも東西の軍事バランスに関する西側の認識を受け入れず、交渉が妥結する見通しは全くなかった⁹³。したがって、ヘルシンキ最終合意書における信頼醸成措置／透明性措置は、上記3.のカテゴリーの中では、③の軍備管理・軍縮の代替策としての透明性として始まったものとも言える。

欧州における信頼醸成措置／透明性措置は、1975年のヘルシンキ最終合意書を皮切りに、1986年のストックホルム文書⁹⁴、1990年のウィーン文

⁹⁰ Jonathan B. Tucker, "Negotiating Open Skies: A Diplomatic History," in *Open Skies, Arms Control, and Cooperative Security*, ed. Michael Krepon and Amy E. Smithson (New York: Henry L. Stimson Center, 1992), p.5; 筆者によるグッビー大使(Ambassador James E. Goodby)へのインタビュー、ワシントンDC、2018年11月25日。

⁹¹ Ann M. Florini, "Transparency: A New Norm of International Relations" (Ph.D, diss., University of California, Los Angeles, 1995), pp.138-139.

⁹² Krehbiel, *Confidence- and Security-Building Measures in Europe*, pp.1-4; Zdzislaw Lachowski, *Confidence- and Security-Building Measures in the New Europe*, SIPRI Research Report No.18 (Stockholm: Oxford University Press, 2004), pp.10-11.

⁹³ Falkenrath, *Shaping Europe's Military Order: The Origins and Consequences of the CFE Treaty*, pp.1-4.

⁹⁴ *Document of the Stockholm Conference on Confidence- and Security-Building*

書⁹⁵、その後1992年⁹⁶、1994年⁹⁷、1999年の改訂されたウィーン文書⁹⁸の後、2011年のウィーン文書⁹⁹に至るまで発展した。これら文書における透明性措置は、大きく次の2つの方向性で発展している。第1に、透明性措置の種類の多様化である。第2に、それぞれの透明性措置の内容面における深化である。前者は水平的発展、後者は垂直的発展と言える。

(1) 透明性措置の多様化（水平的発展）

欧州における透明性措置は詳細かつ複雑に発展しているが、概ね、次の4段階を経て多様化していると言える。第1段階は、特定の軍事行動に関する事前通報（例：25,000人以上の部隊の主要軍事演習に関する21日以上前の事前通報）である（1975年のヘルシンキ最終合意書）。第2段階は、特定の軍事活動へのオブザーバーの受入れ¹⁰⁰（例：7,000人以上の部隊の軍事活動へのオブザーバーの受入れ）である（1986年のストックホルム文書）。第3段階は、軍事情報の交換（例：軍事組織、人員、主要兵器・装備等に関する具体的な情報交換）とそれら情報の検証（例：査察の受入れ）である（1990年のウィーン文書）。この第3段階では、信頼醸成措置／透明性措置の履行状況に関する評価のためのメカニズムの設置も合意されている（例：年次会合の開催を通じた履行状況に関する議論）。第4段階は、将来の防衛計画に関する情報交換（例：中長期の軍事力の規模、構成、訓練、装備、防衛政策・ドクトリン・予算等の年次情報交換）である（1994年のウィーン文書）。

Measures and Disarmament in Europe Convened in Accordance with the Relevant Provisions of the Concluding Document of the Madrid Meeting of the Conference on Security and Co-Operation in Europe (Stockholm: September 19, 1986).

⁹⁵ *Vienna Document 1990 of the Negotiations on Confidence- and Security-Building Measures Convened in Accordance with the Relevant Provisions of the Concluding Document of the Vienna Meeting of the Conference on Security and Co-Operation in Europe* (Vienna: November 17, 1990).

⁹⁶ *Vienna Document 1992 of the Negotiations on Confidence- and Security-Building Measures Convened in Accordance with the Relevant Provisions of the Concluding Document of the Vienna Meeting of the Conference on Security and Co-Operation in Europe* (Vienna: March 4, 1992).

⁹⁷ *Vienna Document 1994 of the Negotiations of Confidence- and Security-Building Measures* (Vienna: November 28, 1994).

⁹⁸ *Vienna Document 1999 of the Negotiations of Confidence- and Security-Building Measures* (Istanbul: November 16, 1999).

⁹⁹ *Vienna Document 2011 of the Negotiations of Confidence- and Security-Building Measures* (Vienna: November 30, 2011).

¹⁰⁰ 1975年のヘルシンキ最終合意書においても、軍事演習へのオブザーバーの受入れについて言及はあるが、自発的かつ相互主義に基づく措置として、一般的な内容に留まっている。これに対して、1986年のストックホルム文書では、義務的措置として、オブザーバーを受け入れる具体的な基準に合意している。したがって、軍事活動へのオブザーバーの受入れは第2段階とした。

ここからわかるのは、第1に、表面的に見える軍の動的情報に関する事前通報（第1段階）から始まって、表面的にはより見えにくい軍の情報に関する交換へ拡大するという大きな流れである。第3段階で、現状の軍事組織、人員、保有する主要兵器・装備等、軍の静的情報の交換、更に、第4段階では将来に向けた意図の情報交換に至っているのは、表面的にはより見えにくい情報も対象にするという流れが見てとれる。上記5.の透明性の対象カテゴリーから見ると、行為情報の透明性措置（第1段階の特定の軍事行動の事前通報、第2段階の特定の軍事活動へのオブザーバー受入れ）から始まって、次に、定量的情報に関する透明性措置（第3段階の軍事組織、人員、主要兵器・装備等の軍事情報の交換）、最後に、意図情報に関する透明性措置（第4段階の将来の防衛計画に関する情報交換）という流れとなっている。

第2に、単なる情報交換に留まらず、それら情報を事後的に検証し、評価するメカニズムの構築も徐々に図られていることがわかる。すなわち、第2段階で、特定の軍事活動のオブザーバーの受入れに合意しているのは、第1段階の情報に関する一定程度の検証と位置付けることもできる。更に、第3段階では、軍の静的情報の裏付けを得るための査察や、履行状況に関する評価のためのメカニズムの設置も合意されている。このように、当初は、軍備管理・軍縮の代替策として、また、信頼醸成措置として始まり、次第に、検証措置としての透明性措置も加わっていったことがわかる。また、下記6.(2)で述べるとおり、当初は拘束性の弱い自発的な措置としての合意であったものが、次第に義務的なものに変化しており、規範としての性格も強まっていったと言える。

(2) 透明性措置の内容の深化（垂直的発展）

上記6.(1)で欧州における透明性措置の水平的発展の大きな流れを概観したのに対して、ここでは、それぞれの透明性措置がその内容面においてどのように深化していったのか、垂直的発展を概観する。大きく3つの側面がある。

第1に、交換する情報の対象の拡大である。例えば、事前通報の対象となる主要軍事演習の部隊人員数のしきい値は、1975年のヘルシンキ最終合意書では25,000人であったが、1986年ストックホルム文書では13,000人以上となり、1992年のウィーン文書では、9,000人以上となった。他にも、1990年のウィーン文書において軍事予算に関する情報の年次交換が合意されたが、1994年のウィーン文書では、予定されている予算のみならず、実際に費やした軍事支出も対象となった。

第2に、情報交換のタイムラインの拡大である。例えば、1975年のヘルシンキ最終合意の時点では、事前通報は21日前までに行うこととされたが、1986年のストックホルム文書以降は、その倍の42日前までとされた。更

に、ストックホルム文書以降は、42日前までの事前通報に加えて、事前通報対象の軍事活動の翌年の予定を毎年11月15日までに交換することとなった。1990年ウィーン文書で合意された翌年の軍事予算についても、1994年ウィーン文書では2年後と3年後、4年後と5年後の軍事予算の見通しについても交換することとなった。直前（21日前まで乃至42日前まで）の事前通報に加えて、翌年の計画や数年後の軍事予算の見通しも交換することで、将来の軍事的な予測可能性を高めることとなった。上記6.（1）の第4段階で、将来の防衛計画も交換対象となったのはこうした流れの一環と言える。

第3に、オブザーバーや査察の受入れのためのしきい値の緩和である。例えば、1975年のヘルシンキ最終合意書では相互主義に基づく自発的なオブザーバー受入れであったが、1986年のストックホルム文書では、17,000人以上の部隊の軍事活動についてはオブザーバーの受入れが義務づけられた。その後、1992年のウィーン文書以降、13,000人にしきい値が下げられた。また、査察については、1986年のストックホルム文書で合意されて以降、年3回までの査察や同じ国からの査察は年1回までとするといった査察の骨格は2011年ウィーン文書までほぼ変わっていないが、細かなところでの変更はある。例えば、1994年ウィーン文書で、それまで被査察国に通告することが義務づけられていた「査察の理由」が不要となったことは、査察受入れのためのしきい値を緩和することを意味している。その他、1990年ウィーン文書では、空軍基地への訪問受入れ回数は5年に1回より多い回数の訪問を受け入れる義務はないとされた。しかし、1999年ウィーン文書で、最低5年に1回は受け入れることが義務づけられた。

第4に、情報交換のための機構・メカニズムの充実化である。例えば、当初は通常的外交チャンネルを通じて必要な情報交換を行っていたが、1990年のウィーン文書において、信頼醸成措置／透明性措置に関する情報交換を直接行うためのコミュニケーション・ネットワークを構築することが、同ネットワークの詳細な技術的仕様と共に合意された。また、24時間ベースで情報交換を行うことができるよう各国に窓口（ポイント・オブ・コンタクト）を設けることが合意された。1990年のウィーン文書における情報交換のためのフォーマットの合意もメカニズムの一つと言える。フォーマットを用いることで、各国が提供する情報を統一し、上記5. で述べた「比較可能性」に資することにもなる。更に、1990年のウィーン文書では、情報交換に起因する論点を協議するためのメカニズムの設置も合意された。上述の信頼醸成措置／透明性措置の現在及び将来の履行状況に関する評価を行うための年次会合の開催である。同年次会合では、その他、履行から生じる論点の明確化、合意された措置の運用、合意された措置の履行から得られる情報のインプリケーションについ

でも議論することができる。

7. まとめ

通常兵器の軍備管理・軍縮において「透明性」という用語が用いられるようになったのは、冷戦末期の1980年代後半から1990年代という比較的最近のことであるが、実質的には、それ以前から、「軍事行動に関する情報」といった形で認識されていた。透明性措置は、当初は主に信頼醸成措置の一部としていわば無意識な形で実施されていたが、冷戦末期の頃から明示的に「透明性」という用語が用いられるようになり、近年では、上記2. のとおり透明性の位置づけが徐々に高まってきていることを示すように「透明性・信頼醸成措置」と称されるほどになっている。

透明性の目的・意義は、主に①信頼醸成措置（不信や恐怖の原因を緩和・除去することで相互信頼・理解を醸成する）、②検証措置（軍備管理・軍縮の合意での義務を遵守しているかを検証する）、③軍備管理・軍縮の代替（合意が得られない軍備管理・軍縮を代替する）、④軍備管理・軍縮の促進（更なる軍備管理・軍縮への合意を促進する）、⑤規範（目的いかんにかかわらず、国際規範として実施する）に分類される。

透明性における原則としては、①安全保障（各国の安全保障を害さない）、②公開性（様々なレベルで公開）、③非限定性（あらゆることが対象となり得る）、④比較可能性（各国の情報を比較できること）が挙げられる。透明性の対象は、①定量的情報、②行為情報、③意図情報に分けられる。

欧州における透明性措置は、特定の軍事行動に関する行為情報といった表面的に見えやすい軍の動的情報から始まって、軍事組織、人員、主要兵器・装備といった定量的情報、将来の防衛計画といった意図情報のように、表面的にはより見えにくい軍事情報の交換へと拡大していった。更に、単なる情報交換に留まらず、事後的に検証・評価するメカニズムも徐々に発展していった。このように、当初は、軍備管理・軍縮の代替策、また、信頼醸成措置として始まった欧州の透明性措置は、次第に検証措置としての透明性措置の性格も帯びてきた。更には、拘束性も徐々に強まり規範性も高まっていった。

第3章 米ソ及び米露間の核軍備管理・軍縮における透明性

第2章で概観した軍備管理・軍縮一般における透明性を踏まえ、第3章以降では核軍備管理・軍縮の分野に焦点を当てて透明性について論じる。第3章で二国間関係における透明性、第4章及び第5章で多国間関係における透明性を論じる。核軍備管理・軍縮において最も実績のある二国間関係は、冷戦期から冷戦後にかけての米ソ及び米露間であることから、本章では、米ソ及び米露間の核軍備管理・軍縮における透明性措置について事実関係を整理する。なお、ここでの透明性措置とは、必ずしも「透明性措置」と形式的に呼称される必要はなく、第2章で定義したとおり、「核兵器や核軍備管理・軍縮に関連する能力や意図にかかる情報を開示するあらゆる行為」を指す。

1. 核軍備管理・軍縮条約以前の透明性措置

(1) ホットライン協定：直接の通信線の設置

第2章で述べた1963年の米ソのホットライン協定（「直接通信線の設置に関する米ソ了解覚書」）は、核兵器そのものの管理や縮小を規定する合意ではないが、意図しない形で核兵器の使用を防ぐために、核兵器の使用の可能性が高まる危機的な状況においても、二国間のコミュニケーションを確保し、相手の動きや意図をより良く把握・理解することを目的としている。その意味で意図情報に関する透明性措置と言える。

同様の提案は最初にソ連によって1954年になされていたが、核兵器の使用の可能性が極限に高まったキューバ危機に首脳間の直接のコミュニケーションの必要性が強く認識されたことを契機として合意された。具体的には、1963年の協定で、米ソ双方の首都に一方ずつのテレタイプのターミナル・ポイントが設置され、電信回線と無線回線の2つが敷かれた。電信回線に障害がある場合には無線回路が使用されることとされた。ホットラインを通じて受領した相手の首脳からのコミュニケーションは迅速に自らの首脳に伝達することとされた。その後、1971年には衛星回線の設置、1984年にはファクシミリによる送信システムも追加された。これによって、文字のみならず、地図や図表の送信も可能となった。ホットライン協定は、誤解を極小化し、相互の動きや意図を可能な限り正確に把握することを目的としていることから、当初から音声ではなく、あくまでも音声ではない方法（当初は文字のみ、その後図表も可）によってコミュニケーションを図ることとされた¹⁰¹。

¹⁰¹ Sally Horn, "The Hotline," in *Avoiding War in the Nuclear Age: Confidence-Building Measures for Crisis Stability*, ed. John Borawski (Boulder: Westview Press, 1986), p43-48; *Memorandum of Understanding Between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics Regarding the Establishment of a Direct*

ホットラインが実際に活用された正確な数は開示されていないが、1967年の第三次中東戦争の際に、米国が、中東における米国の艦隊の動きに誤解が生じないように活用したことが公式に明らかにされている¹⁰²。その他、1970年の印パ戦争、1973年の第四次中東戦争、1974年のトルコによるキプロス侵攻、1979年のソ連によるアフガン侵攻及び中国によるベトナム介入、1982年のレバノン戦争の際にも利用されている¹⁰³。

(2) 米ソ核戦争勃発危険低減協定：ミサイル発射の事前通告

1971年の上記ホットライン協定改訂と合わせて、意図しない形での核兵器の使用のリスクを下げるための更なる方途として、米ソ核戦争勃発危険低減協定においてミサイルの発射の事前通告が合意された。同協定の第4条において、「自国の領域を越えて他の締約国の方向に向けられる場合には、あらゆるミサイル打ち上げ計画を事前に他方の当事国に通告する」¹⁰⁴ことが求められた。1971年の同協定の時点では具体的にどのような情報を通告するのかまでは規定されていないが、ミサイル打ち上げという行為情報に関する透明性措置と言える。通告や情報の要請は、上記1.(1)で設置された米ソのホットラインを通じて行われることとされた。

なお、1972年の公海事故防止協定においても、第6条において、「船舶の航行又は飛行中の航空機に対して危険となる公海上の行動を通告する」¹⁰⁵ことが求められた。同協定にミサイルの発射自体には言及はないものの、公海上での航海又は飛行の危険となる限りにおいて、ミサイルの発射についても間接的に事前通告の対象となっていると解されている¹⁰⁶。

Communications Link (June 20, 1963); *Agreement Between the U.S. and the U.S.S.R. on Measures To Improve the U.S.A.-U.S.S.R. Direct Communications Link (With Annex, Supplementing and Modifying the Memorandum of Understanding with Annex, of June 20, 1963)* (September 30, 1971); *Agreement Between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics To Expand the U.S.-USSR Direct Communications Link* (July 17, 1984).

¹⁰² *Memorandum of Understanding Between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics Regarding the Establishment of a Direct Communications Link*; Horn, "The Hotline," p45.

¹⁰³ *Ibid.*, p48; John Borawski, "The World of CBMs," in John Borawski, ed. *Avoiding War in the Nuclear Age*, p23-24.

¹⁰⁴ 藤田久一『軍縮条約・資料集』(初版)、有信堂、1988年、161頁; *Agreement on Measures to Reduce the Risk of Outbreak of Nuclear War Between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics* (September 30, 1971).

¹⁰⁵ 藤田、前掲書、243頁; *Agreement Between the Government of the United States of America and the Government of the Union of Soviet Socialist Republics on the Prevention of Incidents on and over the High Seas* (May 25, 1972).

¹⁰⁶ Borawski, "The World of CBMs," p24.

2. 核軍備管理・軍縮条約における透明性措置

(1) 戦略攻撃兵器制限暫定協定 (SALT I)

1972年に署名されたSALT Iは、大陸間弾道ミサイル(ICBM)発射基及び潜水艦発射型弾道ミサイル(SLBM)発射基について、5年間の有効期間をもつ暫定的な上限を設定した。上限を設定するにあたって、その上限を示す数値や基礎情報(ベースライン情報)となる署名・発効時点での数値(定量的情報)は盛り込まれなかった。しかし、限定的ではあるが、次のとおり、一定の透明性措置が盛り込まれた。その多くがその後の核軍備管理・軍縮条約においても盛り込まれた先駆的なものであった。

第1に、協定第5条1項において、協定の規定の遵守を確保するために、各締約国は、一般的に認められた国際法の諸原則に合致する方法で、検証のための国家技術手段(NTM)(例えば人工衛星)を自由に使用することができる、とされた。更に、同第2項において、各締約国は、他の締約国のNTMを妨害しないことを約束し、同第3項で、NTMによる検証を妨害する故意の秘匿手段を用いないことを約束した。これらの規定は、SALT I以降のすべての核軍備管理・軍縮条約において踏襲された重要な基本原則となった。人工衛星を中心としたNTMの自由な利用に合意したことは、初めて戦略攻撃兵器を管理する軍備管理条約の合意そのものを可能ならしめた非常に重要な突破口となった。それまでの米国政府の立場は、ソ連が情報開示をすべきであり、また、ソ連との軍備管理条約は、相互に合意した透明性・検証措置によって検証されなければならないというものであったが、ソ連は拒否していた。しかし、米国政府は、交渉の準備段階における1968年時点で、人工衛星で十分に検証でき、具体的なデータ交換や検証措置に合意しなくともよいとの判断に至った¹⁰⁷。このように、NTMは条約の義務履行の検証のための不可欠な要素となり、また、条約の内容もNTMで検証できる範囲で設計された。NTMの使用を認め、その妨害を禁止した規定は、検証のための透明性措置と言える。

第2に、協定第6条において、条約当事国間の対話の場として、協定の規定の目的と実施を促進するために常設協議委員会が設置された。米ソは、SALT I合意から半年後の常設協議委員会の設置に関する了解覚書において、SALT Iと対弾道ミサイル・システム制限条約(ABM条約)に共通する常設協議委員会として、少なくとも1年に2回ジュネーブで開催すること等について合意した¹⁰⁸。また、SALT Iに附属する「SALT Iに関する合意声明、共

¹⁰⁷ 筆者によるモートン・ハルペリン(Morton H. Halperin)・オープン・ソサエティ財団上級顧問へのインタビュー、ワシントンDC、2018年4月29日。同氏は、ジョンソン(Lyndon B. Johnson)政権時のSALT Iの予備交渉に国防次官補代理として関わった。

¹⁰⁸ *Memorandum of Understanding Between the Government of the United States of America and the Government of Soviet Socialist Republics Regarding the*

通了解及び一方的声明」のE項において、常設協議委員会で合意される手続きにしたがって、新たなSLBMに代替される旧型ICBM発射基又は旧型潜水艦の発射基の解体又は破壊を適時に通告することとされた¹⁰⁹。こうした常設的な委員会の設置や通告制度もその後の核軍備管理・軍縮条約で引き継がれた。

上述のとおりSALT Iでは、後のデータ交換のような数値を含む透明性措置が盛り込まれなかったのは、ソ連が如何なる数字も盛り込むことを拒否したことと¹¹⁰、米国としても、条約の scope をNTMのみで検証可能な程度に留めるという前提で、NTMのみで検証は十分に可能との判断に至ったためである。しかし、SALT Iにおいても、間接的ながらも定量的情報について一定の透明性は確保された。SALT Iは、第1条において、重ICBM発射基を含む固定式（サイロ型）ICBM発射基について、1972年7月1日以降の新たな建造を禁止した。協定内においては、署名時点で米ソそれぞれが保有するICBM発射基の数は盛り込まれていない。しかし、ロジャース(William P. Rogers)米 국무長官はニクソン(Richard M. Nixon)米大統領に対して、衛星等のNTMに基づく評価として、SALT I署名時点(1972年5月26日)における米ソそれぞれが保有する運用可能及び建設中のICBM発射基を米国が1054基、ソ連が1618基と報告している¹¹¹。

また、SLBM関連については、協定本体第3条において、SLBM発射基及び新型弾道ミサイル潜水艦について、SALT Iの署名時点において運用可能及び建造中のものに制限すること、並びに1964年以前に配備されていた旧型ICBM発射基又は旧型潜水艦の発射基と同数と代替されるものとして建造される追加的な発射基及び弾道ミサイル潜水艦に制限することが義務づけられた。これらの義務をより詳細に規定する形で、協定の議定書において、米ソが保有することが認められたSLBM発射基及び現代型の弾道ミサイル潜水艦について、米国はそれぞれ最大710基及び44隻、ソ連はそれぞれ最大950基及び62隻とされた。これは保有が認められる最大数であり、署名時点での保有数ではない。しかし、議定書では、この最大保有可能上限までの「追加

Establishment of a Standing Consultative Commission (December 21, 1972).

¹⁰⁹ *Agreed Statements, Common Understandings, and Unilateral Statements Regarding the Interim Agreement Between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on Certain Measures With Respect to the Limitation of Strategic Offensive Arms* (May 26, 1972).

¹¹⁰ Notburga K. Calvo-Goller and Michel A. Calvo, *The SALT Agreements: Content-Application-Verification* (Dordrecht, The Netherlands: Martinus Nijhoff Publishers, 1987), p.32.

¹¹¹ *Report from Secretary of State Rogers to President Nixon on the Strategic Arms Limitations Agreements* (June 10, 1972), in *Documents on Disarmament 1972* (May 1974), p.279.

<<https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=mdp.39015005487098;view=1up;seq=303>>

的な」潜水艦の弾道ミサイルについて、米国の場合は656基の運用可能及び建造中の原子力潜水艦の弾道ミサイル発射基を超える発射基（すなわち、現状の656基のSLBMから54基を追加することができる。）、ソ連の場合は710基の運用可能及び建造中の原子力潜水艦の弾道ミサイル発射基を超える発射基（すなわち、現状の710基のSLBMから240基を追加することができる）と規定していることから、実質的にこれらの数字が署名時点の保有数と推測される¹¹²。

条約の中で両国の保有数値を公表していないICBMと実質的に公表していると言えるSLBMとのこのような違いは、SALTの目的から説明し得る。すなわち、SALTは、その後の米ソ・米露核軍備管理・軍縮条約に連なる原則として、米ソ・米露二国間の戦略的安定性を確保するために、先制攻撃の誘因となり不安定的なICBMから、報復攻撃に用いられるより安定的なSLBMへの転換を図る最初の核軍備管理条約である¹¹³。したがって、ICBMについては現状凍結を義務づけ、SLBMについてはICBMの代替であることを条件として追加的建造・配備を認めつつ上限を定めた。ICBMについては現状凍結である以上、新規のICBM発射基の建造さえ禁止すればよく、新規のICBM発射基の建造の有無は人工衛星等のNTMを用いて検証可能であった。よって、必ずしも署名時点での保有数値は必要なかった。他方で、SLBMについては追加的建造を認めつつも、過度な軍備競争を防ぐためにも、上限の数値を盛り込む必要があった。更に、何をもって「追加的」とするのか明確にする必要があるため、署名時点での保有数値を実質的に盛り込む必要があったものと考えられる。

このように、SALT Iにおいては、下記2. (2) で示すSALT IIとは異なって、保有数に関するデータ交換といった形での定量的情報に関する透明性措置は盛り込まれなかったが、ICBMについては新たな発射基の建造の禁止、SLBMについては発射基の上限設定という形で、米ソ間で初めて定量的情報にかかる透明性が間接的ながら若干程度確保されたと言える。

¹¹² ハルペリン氏は、その後のデータ交換がなくても、上限を定める条約に合意しただけでも透明性の観点からは非常に大きな進展があったと評価している。当時、ソ連の外務省は自国の戦略攻撃兵器の保有状況について全く知らされておらず、米側が具体的な数字を伴った議論を始めたときに、ソ連軍関係者から袖に連れて行かれ、外務省関係者の前でそうした話をしないよう釘を刺されたとのことである。ハルペリン氏は、軍備管理条約の一つの結果として、ソ連政府内でも情報が共有されていなかった交渉当事者にも核能力・計画に関する情報が拡散し、政府内の透明性が向上することを挙げた。ハルペリン氏へのインタビュー。

¹¹³ この点、佐藤栄一は、ソ連はSALTによって「陸から海への移動を余儀なくされた」と評価している。佐藤栄一『現代の軍備管理・軍縮：核兵器と外交1965～1985年』、東海大学出版、1989年、376～377頁。

(2) 戦略攻撃兵器制限条約 (SALT II)

米国上院外交委員会で承認されながらも、ソ連のアフガニスタン侵攻によって、米国上院本会議での承認が得られなかったために発効しなかったSALT IIは、第3条においてICBM発射基、SLBM発射基、重爆撃機及び空対地弾道ミサイル(ASBM)の総数を2,400基以下に制限することを義務づけた。SALT IIは最終的に発効しなかったものの、SALT Iと違って、SALT IIでは、署名時(1979年6月18日)に1978年11月1日時点での米ソそれぞれのICBMの発射基の保有数、複数個別誘導再突入体(MIRV)化されたICBMの発射基の保有数、SLBMの発射基の保有数、MIRV化されたSLBMの発射基の保有数、重爆撃機の保有数等、条約の規制対象に関するデータを相互に交換している。SALT IIのデータ交換は、後の戦略攻撃兵器削減条約(START)のそれと違って、運搬手段のみで、また、保有総数のみであったが、定量的情報にかかる透明性措置としては画期的なことである。例えば、ICBM発射基について、米国は1,054基、ソ連は1,398基保有していたとのデータを相互に提供している。このデータ交換は、発効時にアップデートされることで合意されていた¹¹⁴(しかし、上記のとおり、発効しなかったため、アップデートされることはなかった)。このデータ交換について、米国は、条約の義務の検証目的に必要ということではなく、また、条約の義務の遵守状況を検証するために依存していないとしている¹¹⁵。データ交換が検証のために必要でないということは、上記2.(1)のとおり、SALT Iの時点で米国政府がNTMのみで条約の義務の遵守を検証できると判断していたことと合致する。交換されたデータ内容をNTMで検証することで、相手国が真実を語っているのかがわかり、相互の信頼醸成に資するという意義がある¹¹⁶。したがって、SALT IIにおけるデータ交換は、検証措置としての透明性措置というよりも信頼醸成措置としての透明性措置であったと言える。

SALT IIでは、更に、ICBMの発射等幾つかの事前通告制度が盛り込まれた。同協定の第16条1項の第一共通了解は、そうした事前通告について、締約国間の信頼(confidence)を強化させるものと位置付けている。SALT IIの通告制度が対象としている情報や行為は次のとおりである。まず、第16条1

¹¹⁴ *Memorandum of Understanding Between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics Regarding the Establishment of a Data Base on the Numbers of Strategic Offensive Arms* (June 18, 1979).

¹¹⁵ U.S. Department of State, *Narrative: Treaty Between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Limitation of Strategic Offensive Arms (SALT II)* (June 18, 1979). <<https://www.state.gov/t/isn/5195.htm>>

¹¹⁶ ハルペリン氏へのインタビュー。

項で「各締約国は、計画された I C B M の発射を行う前に、同発射が行われることを、その都度、十分事前に他の締約国に通告することを約束する。ただし、実験場又は I C B M 発射基の配備地域からの単数の I C B M の発射で、自国の領土を越えることが計画されていない場合を除く。」とあるとおり、I C B M の発射を事前通告の対象としている¹¹⁷。I C B M の発射については、S A L T II が最初ではなく、上記 1. (2) のとおり、S A L T II 以前にも 1971 年の米ソ核戦争勃発危険低減協定及び 1972 年発効の米ソ公海事故防止協定においても一定の I C B M 発射の事前通告が求められていた。S A L T II における I C B M の発射に関する事前通告は、こうした S A L T II 以前の事前通告制度を基礎として進展させている。

すなわち、①核戦争勃発危険低減協定で対象となった自国領域を離れる I C B M の発射であるか否かは関係なく、S A L T II ではすべての「複数 I C B M の発射」が通告対象となった¹¹⁸。②複数の I C B M 発射を一般的な形でまとめて通告することを求めていた核戦争勃発危険低減協定とは違い、S A L T II では、I C B M のそれぞれの発射が通告対象となった（ただし、実験場又は I C B M 発射基の配備地域からの発射で、自国の領土を越えることが計画されていない単数の I C B M の発射は対象外）。③ I C B M の実験・発射ゾーン以外からの発射についてもすべて通告対象となった。④ S A L T II で義務づけられている通告対象以外の発射についても自発的に通告することは妨げないとされた¹¹⁹。なお、S A L T II の事前通告制度は I C B M のみを対象としているが、核戦争勃発危険低減協定はミサイルの種類は限定していないことから、I C B M 以外のミサイルの事前通告については引き続き同協定の対象となる。

S A L T II においては、更に、条約本体ではなく、附属の合意声明や共通理解という文書においてであるが、①条約上の重爆撃機に（新たな）型式の爆撃機を含めること¹²⁰、②新型軽 I C B M の指定（新型軽 I C B M が M I R V を装着する場合で、最初に飛行実験された時点）③ S L B M の追加的型式の指定（S L B M が M I R V を装着する場合で、最初に潜水艦に搭載された時点）、④ A S B M の型式の指定（A S B M が M I R V を装着する場合で、最初に飛行実験さ

¹¹⁷ 藤田、前掲書、142頁；*Treaty Between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Limitation of Strategic Offensive Arms* (June 18, 1979), Article XVI, para.1.

¹¹⁸ *Agreed Statements and Common Understanding Regarding the Treaty Between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Limitation of Strategic Offensive Arms* (June 18, 1979), Article XVI, Second Common Understanding.

¹¹⁹ *Ibid.*, Article XVI, First Common Understanding; Calvo-Goller, *The SALT Agreements*, p.269.

¹²⁰ *Agreed Statements and Common Understanding*, Article II, para.3, Second Agreed Statement.

れた時点)¹²¹、⑤巡航ミサイル又はASBMの実験に使用された航空機の数(型式毎)¹²²も、常設協議委員会(条約第17条に基づいて設置され条約上の義務の遵守に関する問題などを協議)における通告の対象とされた¹²³。

更に、戦略攻撃兵器の代替、転換および解体又は破壊のための完了した行動及び取りつつある行動についても常設協議委員会における通告の対象となった¹²⁴。この点、SALT Iにおいては、条約本体ではなく、附属の「SALT Iに関する合意声明、共通了解及び一方的声明」のE項において「適時に通告する」とだけ規定されていたが、SALT IIにおいては、条約本体において、「常設協議委員会の定期会合において、少なくとも年二回」相互に通告することとなった。常設協議委員会は、更に、戦略攻撃兵器の数についての合意されたデータベースを部門毎に維持することとされた¹²⁵。このように、SALT Iでは条約の規定の目的及びその履行を促進するためという一般的な言及に留まっていた常設協議委員会は、SALT IIにおいては、条約の義務の遵守に関する問題の検証や条約に関連する戦略的状況の変化の検討等に加えて、実際のより具体的な情報交換(データベースの維持や通告)の場としての機能を有するまでに進化した。

(3) 中距離核戦力(INF)全廃条約

INF全廃条約は、米露の軍備管理・軍縮交渉の中で初めて特定のカテゴリーの核兵器を全面的に廃棄することに合意した条約である。射程500～5500キロの地上発射型弾道ミサイル・巡航ミサイル、それらの発射基、支援構造物、及び支援装置を発効から3年以内に全廃することを定めた。

同条約には、データ交換、通告、現地査察といった、INFの全面廃棄を確実に検証するための多くの詳細な透明性措置が盛り込まれた。それらは、同条約以前の透明性措置を大きく超え、その後の透明性措置の発展に大きく寄与するものであった。まず、条約第9条では、米ソそれぞれが保有するすべてのINF、それらの発射基、支援構造物、及び支援装置に関するデータを交換する義務、また、そのための了解覚書が取り交わされることが明記された。データは、6か月毎に更新され、1987年に別途設置された核危険低減センター(下記2.(11)で後述)を通じて通告される。米ソは、同条約に署名した198

¹²¹ ②～④について：Ibid., Article II, para.5, Second Agreed Statement.

¹²² Ibid., Article VIII, para. 1, Second Common Understanding.

¹²³ Calvo-Goller, *The SALT Agreements*, p.270.

¹²⁴ *Treaty Between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Limitation of Strategic Offensive Arms* (June 18, 1979), Article XVII, para.2 (e).

¹²⁵ Ibid., Article XVII, para.3.

7年12月8日と同日に、同条約の規定に基づいてデータベースの設置に関する了解覚書に署名した。同覚書によれば、米ソは署名前の同年11月1日に既に最初のデータ交換を行っている。了解覚書では、配備・非配備の別でのミサイルや発射基の保有数、支援構造物や支援装置の形態別の数に加えて、ミサイルの名称、緯度・経度情報や運用基地を含む配備場所といったことまで、非常に詳細なデータが交換された。実際に交換されたデータは非常に詳細かつ多岐にわたっており、本論文ですべてを網羅することはできないため、一部を以下に記す。

中距離ミサイルについて、配備ミサイル数は米国が429基、ソ連が470基、非配備ミサイル数は米国が260基、ソ連が356基、ミサイルの第2段の総数は米国が236基、ソ連が650基、配備発射基は米国が214基、ソ連が484基、非配備発射基は米国が68基、ソ連が124基であった。準中距離ミサイルについても同様のカテゴリーで相互にデータを交換した。

更に、ミサイル、発射基、支援構造物及び支援装置について、より具体的な名称、配備地域、配備基地等についてデータを交換した。例えば、配備中距離ミサイルについて、米国は、パーシングIIミサイルとBGM-109Gの2種類をソ連に通告した。そのパーシングIIミサイルについて、配備地域をドイツのみ、配備境界を南北には北緯51度00分00秒から北緯48度00分00秒、東経12度00分00秒のうちのドイツ領土内とした。その範囲内において、具体的なミサイルの運用基地を3か所の基地名 (Schwaebisch-Gmuend, Neu Ulm, Waldheide-Neckarsulm)を緯度・経度を伴う位置情報とともに挙げ、それぞれの基地におけるミサイル数、発射基数、支援構造物・支援装置を通告している (例えば、Schwaebisch-Gmuendにおける配備パーシングIIのミサイル数は4基の予備を含めて40基、発射基数は36基、支援構造物・支援装置については、発射パッドのシェルターはゼロ、訓練用ミサイルは24基。) ¹²⁶。

更に、条約第9条では、データ交換に加えて、様々な通告制度が設けられた。主なものは次のとおり。

- －特定の配備地域、ミサイル操作基地またはミサイル支援施設の予定廃棄日 (30日以上前に通告)
- －廃棄施設の数または場所の変更 (同上)
- －ミサイル、ミサイルの各段、発射支援構造物及び支援装置の廃棄の予定開始日。廃棄されるミサイル・システムの数及び型、廃棄場所等を含む。(同上)

¹²⁶ *Memorandum of Understanding Regarding the Establishment of the Data Base For The Treaty Between the Union Of Soviet Socialist Republics and the United States Of America On the Elimination Of their Intermediate-Range and Shorter-Range Missiles* (December 8, 1987).

- －（廃棄のための）発射の予定日。発射されるミサイルの型、発射の位置と発射数等を含む。（発射予定日の10日以上前に通告）
- －ミサイル、発射基、関連の支援構造物、支援装置、廃棄に関する議定書の規定にしたがって廃棄される発射基の数の変化（廃棄されるミサイル・システムの種類の数とその型、廃棄の日付と位置を含む）（数に変更が生じてから48時間以内）

I N F全廃条約はミサイル・システムの廃棄の手続き（第10条）や条約上の義務の遵守や上記のデータを検証するための現地査察（第11条）についても具体的に規定した。現地査察は、核軍備管理・軍縮条約ではI N F全廃条約において初めて導入された強力な（検証のための）透明性措置である。条約署名と同時に署名されたミサイル・システムの廃棄の手続きに関する議定書（廃棄議定書）と査察に関する議定書（査察議定書）はそれら規定を更に詳細に規定した。廃棄議定書では、それぞれのミサイル・システムについて、ミサイル本体、発射キャニスター、発射基、運搬車輛に分けて、それぞれがどのような状態になったら廃棄されたとみなされるのか詳細に規定された。査察議定書では、査察官の指名に関する手続き、査察を実施する際の通告の手続き、実際の査察の際の手続きやルール等が詳細に規定された。更に、条約の履行を促進するために、特別検証委員会も設置された。

I N F全廃条約は特定のクラスの核戦力（陸上配備型の中距離ミサイル）を全廃するという史上初の核軍縮条約であったことから、以上のとおり、同条約での透明性措置は2つのS A L Tでの透明性措置を遥かに超えるものとなった。それは、中距離ミサイルの全廃という、条約内容がS A L TのようにN T Mのみで検証できるものを遥かに超えることに起因する。結果として、S A L Tでは、検証措置としての透明性措置はN T Mのみで、その他の透明性措置は信頼醸成措置としてのものであったが、I N F全廃条約では、N T Mに加えて、中距離ミサイル保有数等のデータ交換、廃棄状況に関する通告や現地査察といった措置も検証のための透明性措置として盛り込まれた。そして、同条約に盛り込まれた強力な透明性措置は、その後の核軍備管理・軍縮条約の透明性措置の基礎となった。

（4）地下核実験制限条約

1974年7月に署名され1990年12月に発効した地下核実験制限条約も詳細な透明性措置を盛り込んでいる。同条約は、150キロトン以上の地下核実験（平和目的の核実験を除く）を禁止し、150キロトン未満の核実験の実施は特定の核実験場でのみ認められた。こうした義務の履行を確保するため、

同条約と同時に署名された議定書では核実験場の地理的座標や地質に関するデータを交換することが規定された。具体的には、「(a)各実験場の境界及びその中における地理物理学的に明確な実験区域の境界の地理的座標、(b)実験場の実験区域の地質に関する情報（地質構造の岩石特性及び岩石の基本的物理属性、すなわち密度、地震波速度、水の飽和度、有孔性及び地下水面の深度）、(c)実施された地下核兵器実験の地理的座標、(d)地下核兵器実験が実施されてきており、今後も実施されることになっている地球物理学的に明確な各実験区域についての検定を目的とする二回の核兵器実験の威力、日付、時刻、深度及び座標」などである¹²⁷。これらの義務の履行は、条約第2条において、NTMによって確保することとされた。1974年の署名当時、米国は、NTMと上記のデータ交換のみで検証可能と考えていた。しかし、その後、NTMとデータ交換のみに依存することはできないとの結論に至り、議定書の検証規定を強化すべくソ連との交渉を経て、1990年に現地査察を追加的に含む新たな議定書に合意した（その間、条約と議定書は批准されなかったが、米ソ両国ともに条約の義務を遵守すると宣言した。）¹²⁸。したがって、これらデータ交換や現地査察は、検証のための透明性措置と言える。上述のとおり、地下核実験制限条約は1974年に署名されていたが、検証規定が不十分であったとの判断から発効が遅れていた。しかし、上記2.(3)のとおりINF全廃条約で現地査察に合意できたことで、地下核実験制限条約でも1990年に現地査察に合意し発効させることができた。

データ交換は、当初の議定書では特別な交換方法は規定されなかったが、1990年の新たな議定書では、1987年に別途設置された核危険低減センター（下記2.(11)で後述）を通じて行われることとなった。また、協議のメカニズムについては、当初、条約の第2条3項において、「条約の目的及び規定の履行を促進するために、締約国は、必要に応じて相互に協議し、照会し、その照会に応じて情報を提供する。」との一般的な規定が設けられたのみであったが、新たな議定書で、条約の実施にかかる問題や検証技術について検討するための二国間協議委員会が設置されることとなった。なお、平和目的と称して実質的に地下核実験制限条約で禁止された核実験を行うといった抜け穴を塞ぐために1976年に署名された平和目的地下核爆発条約も上記の地下核実験制限条約と同様に、1990年に詳細な検証規定を追加することで発効した。

(5) 弾道ミサイル発射通告協定

弾道ミサイルの事前発射通告については、上記1.(2)の核戦争勃発危険低

¹²⁷ 藤田、前掲書、76頁。

¹²⁸ Jozef Goldblat, *Arms Control* (London: SAGE Publications Ltd., 2002), p52.

減協定と公海事故防止協定が既に合意されていた。また、上記2.(2)のとおり、SALT IIはその通告対象を更に広げることとなっていたが、発効しなかったことに加え、仮に発効していたとしても、すべての弾道ミサイルの発射を対象とすることにはならなかった。例えば、SALT IIでは、SLBMは事前発射通告の対象とされず、また、自国の領域を越えない単数のICBM発射も対象外とされた。1982年、レーガン(Ronald W. Reagan)米大統領が、米ソ戦略核削減交渉の中で様々な信頼醸成措置を提案し、事前発射通告もSTARTの草案に盛り込まれた。STARTの合意が成立する前に、事前発射通告を独立した協定とすることで合意し、1988年5月31日に署名された。この協定はそれまでのミサイル事前発射通報制度を発展させ、すべてのICBMとSLBMの発射の発射予定日、発射地点と着弾地点の地理的座標等を、24時間前までに、核危険低減センターを通じて通告することとした¹²⁹。同協定以前のミサイル発射事前通告では、具体的な通告対象は規定されていなかったが、同協定で初めて発射地点や着弾地点の地理的座標といった具体的な通告対象が明確化された。

(6) 第一次戦略攻撃兵器削減条約 (START I)

冷戦終結直後の1991年7月31日に署名されたSTART Iでは、米ソは、配備された戦略核の運搬手段の総数を各々1600基・機、配備された戦略核弾頭を各々6000個まで削減することに合意した。START Iにおいても、基礎となるINF全廃条約での透明性措置を大きく発展させる形で、データ交換、通告、査察、合同遵守査察委員会といった様々な透明性措置が盛り込まれた。例えば、START Iでは、下記のとおり、ミサイルの発射基に留まらず、配備核弾頭に関するデータが交換される等、INF全廃条約以上の詳細な透明性措置が盛り込まれた。

データ交換

まず、条約第8条は、了解覚書に示されたカテゴリー及び通告議定書にしたがって、両締約国に対して相互に核危険低減センターを通じて詳細なデータ交換をすることを義務付けた。互いのデータを分析するための十分な時間を与えるため、署名(1991年7月31日)前に、了解覚書に盛り込まれたカテゴリーに基づいて、1990年9月1日時点のデータを交換した。

交換するデータのそれぞれのカテゴリーは次のとおりである。まず、了解覚

¹²⁹ *Agreement Between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on Notifications of Launches of Intercontinental Ballistic Missiles and Submarine-Launched Ballistic Missiles* (May 31, 1988).

書のセクション I では、配備 I C B M 及び配備 S L B M に帰属する弾頭数と投射重量、配備重爆撃機に帰属する弾頭数に関するデータを交換する。例えば、1998年7月1日付のデータ交換では、米国は、I C B M の弾頭数（個）と投射重量（キロ）として、ミニットマン II は1個及び800キロ、ミニットマン III は3個及び1150キロ、ピースキーパーは10個及び3950キロと報告した¹³⁰。

了解覚書のセクション II では、条約の規制対象とされる戦略核の総数に関するデータを交換する。このデータは、了解覚書の附属書 A（I C B M 及び I C B M 発射基）、B（S L B M 及び S L B M 発射基）及び C（重爆撃機及び元重爆撃機）のデータを総計したものと合致する数値となる。例えば、米国は、「配備 I C B M 及びそれらの発射基、配備 S L B M 及びそれらの発射基、並びに配備重爆撃機」を1482基・機、「配備 I C B M、配備 S L B M 及び配備重爆撃機に帰属する弾頭」を7982個、「配備 I C B M 及び配備 S L B M に帰属する弾頭」を6227個、「配備 I C B M 及び配備 S L B M の投射重量」を1969.80メガトンと報告した。その上で、「I C B M 及びそれらの発射基」、「S L B M 及びそれらの発射基」及び「重爆撃機」に分類し、各項目を更に詳細に分類した上で、更なる詳細なデータを交換している。「I C B M 及びそれらの発射基」については、「配備 I C B M 及びそれらの発射基」、「配備重 I C B M 及びそれらの発射基」、「配備 I C B M に帰属する弾頭」、「移動式発射基の配備 I C B M に帰属する弾頭」、「配備重 I C B M に帰属する弾頭」、並びに「配備 I C B M の投射重量」に分類され、それぞれの I C B M の種類（米国の場合、ミニットマン II、ミニットマン III、鉄道移動式発射基用ピースキーパー、サイロ式発射基用ピースキーパー）についてデータが交換された。附属書 A では、配備のみならず、移動式 I C B M 発射基用の非配備 I C B M や非配備移動式 I C B M 発射基等についてもデータ交換することとされた。「S L B M 及びそれらの発射基」については、「配備 S L B M 及びそれらの発射基」、「配備 S L B M に帰属する弾頭」、並びに「配備 S L B M の投射重量」に分類されて、それぞれの S L B M の種類（米国の場合、トライデント、ポセイドン I 及びトライデント II）についてデータが交換された。「重爆撃機」については、「配備重爆撃機」、「長距離核弾頭搭載空中発射型巡航ミサイル（A L C M）装備の重爆撃機」及び「長距離核 A L C M 以外の核兵器装備の重爆撃機」に分類されて、それぞれの重爆撃機（米国の場合、B-1、B-2 及び B-52）についてデータが交換された。

了解覚書のセクション III では、I C B M 及び S L B M の基地及び条約第3条

¹³⁰ *Treaty between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms and Associated Documents: Memorandums of Understanding* (July 1, 1998).

<<https://fas.org/nuke/control/start1/text/moutoc.htm>>

5項に基づいて削減される帰属弾頭の総数に関するデータが交換される。条約第3条5項では、例えば、米国はミニットマンIIIとその他2つの現行の型(注:条約締結時点ではどの型かは明記されず)のICBM及びSLBMに帰属する弾頭を1250個まで削減することができる。これは、本来それぞれのICBMやSLBMに帰属する弾頭数の削減は、ICBMやSLBMといった運搬手段そのものを廃棄することで、それらに帰属する弾頭数も了解覚書で当初に申告する数字から減らすことが基本であるが、ICBMやSLBMといった運搬手段そのものを廃棄せずとも、それら運搬手段に割り当てられている帰属弾頭数そのものを削減することで、条約で定められた総数の上限を達成する「ダウンロード」という方法を規定したものである。そこで、セクションIIIでは、「(そのような形で)弾頭数が削減された配備ICBM又はSLBMの数」、「(そのような形で)弾頭数が削減された後の配備ICBM又はSLBMに帰属する弾頭数」、「それぞれのICBM又はSLBMに当初帰属していた弾頭の削減数」、「配備ICBM又はSLBMに帰属する弾頭の削減総数」についてデータが交換されることとなった。また、「(そうした形で)弾頭数が削減される配備ICBMの基地」、「(そうした形で)弾頭数が削減される配備SLBMの基地」についてもデータが交換されることとなった。

了解覚書のセクションIVでは、条約第2条で規定された中心的な制限以外の条約第4条に基づく制限に関連する追加的な数値情報についてデータ交換する。具体的には、「移動式ICBM発射基用の非配備ICBM」、「列車移動式ICBM発射基用の非配備ICBM」、「試験場にあるICBM及びSLBM」、「非配備移動式ICBM発射基」、「非配備列車移動式ICBM発射基」、「試験用発射基」、「移動式試験用発射基」、「固定式試験用発射基」、「訓練用発射基」、「訓練用施設にある非配備試験用ICBM発射基」、「移動式ICBM発射基用のICBM輸送・積込機」、「ICBM又はSLBMの貯蔵施設及び修理施設」、「宇宙発射施設」、「ICBM又はSLBMを過去に搭載又は発射したことのある、宇宙発射施設にある発射基」、「宇宙発射施設にあるICBM及びSLBM」、「旧重爆撃機」、「非核用重爆撃機」、「訓練用重爆撃機」、「地上訓練用に転換された重爆撃機及び旧重爆撃機」、「試験用重爆撃機」、「固定式展示用ICBM発射基」、「固定式展示用ICBM及びSLBM」、「固定式展示用発射キャニスター」、「固定式展示用重爆撃機及び旧重爆撃機」についてデータ交換されることとされた。

了解覚書では、これらのセクションに加えて、9つの附属書(Annex)で更に詳細なデータ交換が行われた。附属書A(ICBM及びICBM発射基)では、配備ICBM及びそれらの発射基、非配備ICBM並びに支援装置の数、基地及び場所毎の関連施設のデータ(地理的座標を含む)が交換される。附属書B(SLBM及びSLBM発射基)及びC(重爆撃機及び旧重爆撃機)もほぼ同

様である。これら附属書で交換されるデータはいずれも了解覚書のセクション II から IV のそれと重複する部分もあるが、附属書ではより詳細なデータが交換されている。

例えば、附属書 A では、セクション II との関係で「配備 I C B M 及びそれらの発射基」が重複するが、「配備 I C B M」と「配備 I C B M 発射基」は単独の項目として扱っている。つまり、セクション II の「配備 I C B M 及びそれらの発射基」を因数分解している。また、セクション IV との関係で、「移動式 I C B M 発射基用の非配備 I C B M」、「非配備移動式 I C B M 発射基」、「試験用発射基」、「訓練用発射基」、「訓練用施設にある非配備試験用 I C B M 発射基」及び「移動式 I C B M 発射基用の I C B M 輸送・積込機」の項目はいずれも重複するが、セクション IV ではそれらがすべての種類の I C B M との関係での総数であるのに対して、附属書 A ではそれぞれの種類の I C B M との関係でデータ交換されるように因数分解されている。

附属書 A では、更に、基地及び場所毎の関連施設のデータが交換されている。例えば、米国は、ワイオミング州のウォーレン・ミサイル複合施設について、I C B M の種類毎の「配備 I C B M」及び「サイロ型配備 I C B M 発射基」の数に関するデータを交換し、更に、発射基グループをアルファベット順にアルファからタンゴまで分類しつつ、それぞれのサイロ型発射基にどの I C B M が配備されているのかについてもデータ交換している。

附属書 D（宇宙発射施設）では、宇宙発射施設にある I C B M 及び S L B M の数や宇宙発射施設に関するデータが交換される。附属書 E（廃棄施設）では、了解覚書で申告されたことがあるが、転換・廃棄議定書に基づいて廃棄された施設に関するデータが交換される。

附属書 F（I C B M 及び S L B M の技術データ）では、それぞれの種類の I C B M 及び S L B M について、発射段数、全長、最大直径、発射重量、キャニスターに入った状態での全長、キャニスターの全長・直径、ミサイルの各段の全長、直径・重量・推進剤の種類等についてデータ交換される。

附属書 G（爆撃機の技術データ）では、それぞれの種類の重爆撃機及び旧重爆撃機を特徴づけるデータが交換される。具体的には、まず、それぞれの種類の重爆撃機の最初の配備日、及び長距離核 A L C M の飛翔実験が行われた重爆撃機の種類を特定する。更に、長距離核 A L C M 搭載のそれぞれの重爆撃機について、「装備されている長距離核 A L C M の種類」、「長距離核 A L C M の実際の最大装備数」、「外付けジョイントに搭載されている長距離核 A L C M の最大数」、「内部兵器倉に搭載されている長距離核 A L C M の最大数」、「長距離核 A L C M の外付け発射基（パイロン）の長さ・高さ」、「重爆撃機への最大搭載数」、「各パイロンに搭載されている長距離核 A L C M の最大数」、「パイロンを重爆

撃機に外付けするためのジョイントの数」、「パイロンを重爆撃機に外付けするためのそれぞれのジョイントの距離」、「長距離核ALCMをパイロンに装着するためのジョイントの数」、「長距離核ALCMをパイロンに装着するためのそれぞれのジョイントの距離」、「パイロンを区別するための特徴」、「内部兵器倉にある長距離核ALCMの全長・最大数」、「兵器倉の全長・幅・高さ」、「重爆撃機の特徴」等についてデータ交換される。更に、長距離核ALCM以外の核兵器を装備する重爆撃機については、長距離核ALCMを装備する重爆撃機との特徴的な違いを記入する。例えば、長距離核ALCM以外の核兵器を装備するB-52Gは、長距離核ALCMを装備するB-52Gとは違って、翼のストレーキを有しない、と説明された。

附属書H（長距離核ALCMの技術データ）では、それぞれの種類の長距離核ALCMについて、「組み立てられた際の最大全長」、「ミサイル胴体の横断面の最大の長さ」、「最大翼幅」、「長距離核ALCMを発射基に装着するためのジョイントの数」、「長距離核ALCMを発射基に装着するためのそれぞれのジョイントの距離」、「長距離核ALCMを区別するためのその他の特徴」に関するデータが交換される。

附属書I（その他条約で求められているデータ）では、条約の実施に関連する様々なデータが交換される。例えば、条約上の制約対象とされず、条約の署名時点で固定式展示上に置かれているICBM、SLBM、重爆撃機等に関するデータである。その他、継続的な監視対象となる施設の名称や場所、移動式ICBM発射基の第1段用の固体燃料ロケットモーターの生産・貯蔵・実験場所等もデータ交換の対象となる¹³¹。

通告

START Iでは、これらデータ交換の頻度や方法について通告議定書を含めて詳細に規定している¹³²。条約第8条1項で、交換するデータの詳細な内容については了解覚書で定めるとした上で、同2項及び3項で通告制度の全体像を示している。2項で、3項や通告議定書に基づいて通告することを義務づけ、3項で、通告のための10のカテゴリーを定めつつ、それら詳細を通告議定書で規定するという構造である。①了解覚書におけるデータ更新（通告議定書の

¹³¹ United States Department of State, *Article-by-Article Analysis of the Memorandum of Understanding: Structure and Overview of the Memorandum* (July 31, 1991). <<https://www.state.gov/t/avc/trty/103731.htm>>; U.S. Department of State, *START Treaty Memorandum of Understanding: Data for United States (Effective Date: 1 July 1998)*. <<https://fas.org/nuke/control/start1/text/mou/usmoutoc.htm>>

¹³² *Protocol on Notifications Relating to the Treaty Between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms* (July 31, 1991).

セクション I で 19 の異なる通告を規定)、②条約の規制対象物の移動 (通告議定書のセクション II で 17 の異なる通告を規定)、③ I C B M 及び S L B M の投射重量 (通告議定書のセクション III で 4 つの異なる通告を規定)、④転換又は廃棄の計画・開始・完了 (通告議定書のセクション IV で 7 つの異なる通告を規定)、⑤検証に関わる N T M の効果を高めるための協調的措置 (通告議定書のセクション V で 5 つの異なる通告を規定)、⑥ I C B M 及び S L B M の飛翔実験並びにテレメトリー情報 (通告議定書のセクション VI で 8 つの異なる通告を規定)、⑦新型・新種の戦略攻撃兵器 (通告議定書のセクション VII で 16 の異なる通告を規定)、⑧活動の予定変更を含め、既に通告された情報の変更 (通告議定書のセクション VIII で 2 つの異なる通告を規定)、⑨査察・継続監視活動 (通告議定書のセクション IX での簡単な規定に加えて、査察議定書のセクション III に 25 の異なる通告を規定)、⑩作戦上の分散 (通告議定書のセクション X で 7 つの異なる通告を規定) である。

条約第 8 条 4 ～ 6 項は、通告のための特定の手続きを規定している。4 項では、通告議定書にしたがって行われる通告は核危険低減センターを通じて通告の提供・受領を行うこととしている。6 項は、同意がない限り公開してはならないとした地理的座標と施設の設計図以外、了解覚書におけるデータの公開の権利を認めている。

3 項と連関する通告議定書の内容の詳細をすべてここで網羅しないものの、主なものは次のとおりである。

①了解覚書におけるデータ更新

- ・条約発効 (注：1994 年 12 月 5 日) から 30 日以内に了解覚書の各カテゴリーのデータを更新。
- ・条約発効後、各 6 か月の期間が終了してから 30 日以内に同様に更新。
- ・条約の制限対象物に関するデータに変更が生じた場合には、変更が生じてから 5 日以内に更新。かかる通告には、対象物の数・型・分類・バージョン；対象物の場所；変更が生じた日付等を含めなければならない。また、廃棄施設、継続的監視対象の施設、監視対象の施設を含む各施設；I C B M の各サイロ発射基；発射管制センターとして使用されている各サイロ；その他の各発射管制センター；各配備地域；各鉄道駐屯部隊の入口・出口；各固定試験発射基；地上訓練用に転換された各重爆撃機又は旧重爆撃機に関する変更については、場所に関わる地理的座標も含めなければならない。
- ・I C B M 基地にある I C B M 又は潜水艦基地にある弾道ミサイル搭載潜水艦に搭載されている S L B M に帰属する弾頭数の削減については、30 日前までに事前通告。かかる通告には、帰属弾頭数が削減される I C B M 又は S L B M

の型；削減数；削減の計画日；削減される I C B M の I C B M 基地又は S L B M の潜水艦基地を含めなければならない。

・配備戦略攻撃兵器数に変更がある場合には、各年の 2 月 1 日の前に、計画される変更を通告。かかる通告には、配備 I C B M 及びそれらの発射基、配備 S L B M 及びそれらの発射基、配備重爆撃機について型毎に計画されているその年の最後の総数；並びに I C B M、S L B M 及び重爆撃機の型毎に計画されている転換・廃棄数を含めなければならない。

・第 3 国へ、又は、第 3 国からの移転がなされた場合には、移転の完了後 4 8 時間以内に事後通告。かかる通告には、移転物の数・型；移転日；移転場所を含めなければならない。

・I C B M 又は S L B M の生産が計画される生産施設のうち、事前に申告されていない施設については、それら I C B M 又は S L B M が当該施設から出る少なくとも 9 0 日前に事前通告。かかる通告には、生産施設の名称；当該施設での生産物の型；当該施設から最初の生産物が出ることが計画されている日付；当該施設の地理的座標等を含めなければならない。

・新しい I C B M のサイロ発射基の建設を開始する際には、掘削の 5 日前までに事前通告。かかる通告には、当該サイロ発射基に収容される I C B M の型；I C B M 基地の名称；当該サイロ発射基の地理的座標；及び掘削開始日を含めなければならない。

・I C B M 又は S L B M が退役したとみなされると宣言する際の通告。かかる通告には、そのような各 I C B M 又は S L B M の型、数及び場所を含めなければならない。

②条約の規制対象物の移動

・非配備 I C B M ・ S L B M ；移動式 I C B M 発射基用の I C B M の飛行実験後に残る発射キャニスター；非配備移動式 I C B M 発射基；及び移動式訓練用発射基の移動について、完了後 4 8 時間以内の事後通告。かかる通告には、それら移動される物体の数・型；物体が発射する施設；出発日；物体が到着する施設；到着日；運搬手段；各 I C B M 及び移動式 I C B M 発射基を特定する特徴にかかるデータを含めなければならない。

・重爆撃機又は旧重爆撃機が特定の重爆撃機用施設等を 2 4 時間以上訪問する際、その後 8 時間以内に当該訪問を事後通告。かかる通告には、基地毎に、重爆撃機又は旧重爆撃機のための生産・修理・転換・廃棄・貯蔵施設；重爆撃機試験センター；訓練施設；廃棄施設；訪問している重爆撃機又は旧重爆撃機の型・カテゴリー毎の数等を含めなければならない。

・各配備鉄道移動式 I C B M 発射基及び関連ミサイルが日常的移動のために鉄

道駐屯地から出発する際の24時間以内の事前通告。かかる通告には、鉄道駐屯地毎に、当該鉄道駐屯地から出発する配備鉄道移動式ICBM発射基及びそれらのミサイルの数；鉄道駐屯地；及び出発日を含めなければならない。

- ・各鉄道移動式試験発射基が試験場から出発する際の24時間以内の事前通告。かかる通告には、当該試験場から出発する鉄道移動式試験発射基及の数及び発射関連鉄道車両の数；試験場；並びに出発日を含めなければならない。

- ・各配備鉄道移動式ICBM発射基及び関連ミサイルが日常的移動から鉄道駐屯地に帰投する際の24時間以内の事後通告。かかる通告には、鉄道駐屯地毎に、当該鉄道駐屯地に帰投した配備鉄道移動式ICBM発射基及びそれらのミサイルの数；鉄道駐屯地；並びに帰投日を含めなければならない。

- ・各鉄道移動式試験発射基が出発した試験場に帰投した際の24時間以内の事後通告。かかる通告には、帰投日及び試験場を含めなければならない。

- ・各配備移動式ICBM発射基及びそれらのミサイルが目的地に到着した際の48時間以内の事後通告。かかる通告には、移動式ICBM発射基用ICBM基地又はその他施設毎に、移動された配備移動式ICBM発射基及びそれらのミサイルの数；移動前の施設及び出発地点；出発日；各発射基及び関連ミサイルが到着した施設；到着日等を含めなければならない。

- ・配備移動式ICBM発射基及び関連ミサイルの演習展開の開始について、18時間以内の事後通告。かかる通告には、かかる展開に関わっている移動式ICBM発射基用のICBM基地；及び展開の開始日時を含めなければならない。

- ・重爆撃機が関わる主要な戦略的演習の開始について、48時間以内の事前通告。かかる通告には、同演習に関わっている重爆撃機用又は旧重爆撃機用空軍基地；及び同演習の開始日時を含めなければならない。

- ・重爆撃機が関わる主要な戦略的演習の完了について、8時間以内の事後通告。かかる通告には、同演習の完了日時を含めなければならない。

③ ICBM及びSLBMの投射重量

- ・各新型のICBM又はSLBMの飛翔実験について、8回目の飛翔実験の7日前までの事前通告。かかる通告には、最初の7回の飛翔実験での最大の投射重量；新種のICBMが8,000キロ、9,000キロ、10,000キロ、11,000キロ及び12,000キロの距離を運搬でき得る最大限の計算上の投射重量に関するデータ；SLBMについても同様に6,500キロ、7,500キロ、8,500キロ及び9,500キロ及び10,500キロでのデータ等を含めなければならない。

- ・新型のICBM又はSLBMが条約第2条の制限の対象に最初になる5日前までに、それらICBM又はSLBMのデータの事前通告。かかる通告には、

説明可能な投射重量；当該説明可能な投射重量でもって飛翔実験が実施された際のデータ；上記で示された距離を運搬し得る新型 I C B M 又は S L B M の最大限の計算上の投射重量に関するデータ等を含めなければならない。

・説明可能な投射重量よりも大きな投射重量で I C B M 又は S L B M の飛翔実験が行われた際には、5 日以内の事後通告。かかる通告には、説明可能な投射重量の新たな数値；及び当該飛翔実験が実施された日付を含めなければならない。

④ 転換又は廃棄の計画・開始・完了

・物体の転換又は廃棄を開始する際に、転換・廃棄議定書の規定に基づいて手続きを実施するとの意図を 30 日前までに事前通告。かかる通告には、転換又は廃棄される物体の数、型、カテゴリー等；当該物体の場所；当該手続きが行われる場所；転換又は廃棄プロセスの開始予定日等を含めなければならない。

・転換・廃棄プロセスの開始後、5 日以内に当該プロセスの開始日の事後通告。かかる通告には、転換又は廃棄される物体の数、各物体の型、カテゴリー等；転換・廃棄プロセスの場所；当該プロセスの開始日；及び当該プロセスでとられる手続きを含めなければならない。

・サイロ型 I C B M 発射基、サイロ型訓練用発射基、サイロ型実験用発射基等の廃棄完了後、5 日以内の事後通告。かかる通告には、廃棄された発射基の場所；廃棄完了日等を含めなければならない。(注：S L B M、重爆撃機等も同様の規定)

・条約発効後 90 日以内、及び、条約発効後 6 年間の毎年が始まる 90 日前までに、I C B M、S L B M、I C B M 発射基、S L B M 発射基、重爆撃機、旧重爆撃機、及び移動式 I C B M 発射基の固定構造物の転換又は廃棄のための年次予定の通告。かかる通告には、その年に転換又は廃棄が計画されているかかる物体の数及び型；及びそれら転換又は廃棄プロセスの開始計画日を含めなければならない。

⑤ 検証に関わる NTM の効果を高めるための協調的措置

・道路移動式 I C B M 発射基、鉄道移動式 I C B M 発射基、重爆撃機の指定された場所・基地での開かれた形での展示要請を含む通告。かかる通告には、展示が要請される I C B M 基地や空軍基地を含めなければならない。

・S L B M 発射基の転換が行われ覆いがかけられた施設からの弾道ミサイル用潜水艦の退出について、当該退出後 24 時間以内の事後通告。かかる通告には、退出日；当該転換が行われた施設；潜水艦の型；及び転換前後の S L B M の型を含めなければならない。

⑥ I C B M及びS L B Mの飛翔実験並びにテレメトリー情報

・原型 I C B M又は原型 S L B Mの飛翔実験や宇宙空間に物体を運搬するために使われた I C B M又はS L B Mの飛翔実験を含む、いかなる I C B M又はS L B Mの飛翔実験の通告。通告は、上記 2. (5) の I C B M・S L B M発射事前通告協定に基づく。かかる通告には、メガヘルツで示されるテレメトリー一周波数；当該飛翔実験が条約第 10 条 6 項に基づく暗号を使用するかに関する情報等を含めなければならない。

・テレメトリー情報を録音したテープ又は適切な機器のデモンストレーションにかかる計画日・場所の 30 日前までの事前通告。

・テレメトリー情報の記録を含んだテープの受領から 60 日以内に、当該テープを受領した当事国が当該テープに記録されたテレメトリー情報の質が不完全又は不十分と認定したことの通告。かかる通告には、I C B M又はS L B Mの型；飛翔実験の日付；テープ番号；不完全又は低質の記録がなされた時間帯；及び記録のプロセスにおいて生じた困難の描写を含めなければならない¹³³。

⑦ 新型・新種の戦略攻撃兵器

・最初の原型 I C B M又は原型 S L B Mの生産施設からの計画された出発について、48 時間前までの事前通告。かかる通告には、原型 I C B M又は原型 S L B Mの型；原型 I C B M/S L B Mの長さ・直径；当該原型 I C B M又は原型 S L B Mの第 1 段の長さ・直径；原型 I C B Mが 11,000 キロ（原型 S L B Mについては 9,500 キロ）の距離を運搬し得る発射重量及び最大限の計算上の投射重量；原型 I C B M又は原型 S L B Mの生産施設の名称・場所を含めなければならない。

・移動式 I C B M発射基からの特定の型の原型 I C B Mの最初の飛翔実験後 5 日以内等に、I C B Mの当該型が移動式 I C B M発射基用の I C B Mとみなされるものか否かについて事後通告。かかる通告には、原型 I C B Mの型；生産施設の名称と場所；新型 I C B Mの配備方式；及び原型 I C B Mの技術的特徴に関するデータを含めなければならない。

・原型 I C B M又は原型 S L B Mの 20 回目の飛翔実験後 5 日以内、同型の最初の I C B M又はS L B Mの配備の 30 日前まで等に、原型 I C B M又は原型 S L B Mが新型 I C B M又は新型 S L B Mとみなされるものかについて事後・

¹³³ なお、テレメトリー情報については、条約の第 10 条において、飛翔実験を行う当事国は他の当事国に対してテレメトリー情報の暗号化を含めテレメトリー情報へのアクセスを否定することが禁じられた。また、SALT II においては、I C B Mのみが発射事前通告の対象であったが、START では、原型のみであるが S L B Mも事前通告の対象となり、また、テレメトリー情報の提供義務も追加されるといった進展がみられた。

事前通告。かかる通告には、新型 I C B M 又は新型 S L B M の型；生産施設の名称と場所；新型 I C B M 又は新型 S L B M のデータ等を含めなければならない。

- ・生産施設からの移動式原型 I C B M 発射基の出発については、出発の 4 8 時間前までに事前通告。かかる通告には、移動式発射基が使われる原型 I C B M の型；生産施設の名称と場所；及び出発日を含めなければならない。

- ・最初の新型重爆撃機の工場や組立施設等からの退出について、退出の 5 日前までに事前通告。かかる通告には、重爆撃機の型とカテゴリー；生産施設の名称と場所；及び退出日を含めなければならない。

- ・最初の新型、ある型の新たなカテゴリー又はある型やカテゴリーの新たな異形の重爆撃機が、当該爆撃機の配備が開始される最初の空軍基地に到着する際に、到着の 5 日前までに事前通告。かかる通告には、当該重爆撃機の型、カテゴリー等；当該重爆撃機の配備が開始される空軍基地；配備開始日；新型重爆撃機の技術的データ等を含めなければならない。

⑧活動の予定変更を含め、既に通告された情報の変更
(省略)

⑨査察・継続監視活動

- ・査察の実施の意図について、到着の 1 6 時間前までに査察団の到着予定時刻等。

⑩作戦上の分散

- ・作戦上の分散開始について、開始の 1 8 時間後以内に事後通告。かかる通告には、作戦上の分散開始の日付と時刻；及び作戦上の分散の理由を含めなければならない。

- ・作戦上の分散の完了に関する通告。かかる通告には、作戦上の分散完了の日付と時刻を含めなければならない。

転換・廃棄、査察、展示

S T A R T I も、I N F 全廃条約と同様、S T A R T I の対象とされる戦略攻撃兵器（I C B M や S L B M 等のミサイルや発射基等）の転換又は廃棄の手続き（第 7 条）や条約上の義務の遵守や上記のデータを検証するための査察や継続的監視活動（第 1 1 条）について規定した。査察については、基礎データの査察、更新データの査察、新施設の査察、疑惑場所の施設等、1 2 種類の査察を規定した。更に、S T A R T I では、技術的特徴や（新旧の重爆撃機等の）

区別可能性を示すための3種類の展示という新たな措置が盛り込まれた。これらは、いずれも、INF全廃条約と同様に、条約署名と同時に署名された転換・廃棄の手続きに関する議定書（転換・廃棄議定書）と査察・継続的監視活動に関する議定書（査察議定書）において詳細が規定された。

（7）第二次戦略攻撃兵器削減条約（START II）

START Iに続いて交渉され、1993年1月3日に署名されたSTART IIは、ミサイル防衛に対する対立などを原因として最終的に発効しなかったが¹³⁴、透明性措置については更なる進展が見られる。START IIでは、米露は、条約発効から7年後までに、配備戦略核弾頭を各々4250個まで削減し、更に2003年1月1日までに、3500個まで削減することに合意した。その他、MIRV装備のICBMを全廃することや重ICBMを全廃することも合意された。START IIの第5条1項で、START IIで別途規定されている場合は別として、START Iの規定は、START IIの履行においても使用されることが定められた。したがって、START Iの了解覚書や通告議定書はSTART IIにおいても有効である。ここでは、START IIにおいて新たに盛り込まれた透明性措置を含めて、START Iとの違いについて述べる。

まず、START IIでは、署名の際に既にSTART Iのデータベースが確立していたことから、INF全廃条約やSTART Iとは異なり、重爆撃機に実際に装備されている核兵器の数といったSTART IIで新たに追加された項目を除いて、署名前のデータ交換は実施されず、条約発効から30日後に発効時点のデータを交換することとされた。

データ交換については、START IIでは、新たに「START IIにおける弾頭の帰属及び重爆撃機のデータに関する了解覚書」が合意された¹³⁵。START IIが署名された1993年1月3日の時点でのデータを交換し、条約発効後30日以内に、発効時点でのデータを追加的に交換することとされた¹³⁶。

¹³⁴ 米国は1996年1月にSTART IIを批准した。露も、2000年5月にSTART IIの期限を延長する議定書や対弾道ミサイル・システム制限条約（ABM条約）に関連する合意文書と共にSTART IIを批准した。しかし、露が、批准書交換のためには、米国がSTART IIの議定書とABM条約関連合意文書（下記2.（8）参照）を批准することを条件とし、米国がいずれも批准しなかったため、START IIは発効しなかった。Daryl Kimball, "START II and Its Extension Protocol at a Glance," *Arms Control Association* (January 2003). <https://www.armscontrol.org/system/files/Start2_Extension.pdf>

¹³⁵ *Memorandum of Understanding on Warhead Attribution and Heavy Bomber Data Relating to the Treaty Between the United States of America and The Russian Federation on Further Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms* (January 3, 1993).

¹³⁶ United States Department of State, *Article-by-Article Analysis of the Memorandum on Attribution* (January 3, 1993). <<https://www.state.gov/t/avc/trty/104150.htm#moa>>

新たに合意された同了解覚書において交換する主なデータは次のとおりである。まず、通常役務に再適用された重爆撃機以外の配備重爆撃機に帰属する核弾頭の数に関するデータである（セクション I）。これは、START II 第4条2項に基づいて通常役務に再適用された重爆撃機以外の配備重爆撃機に実際に装備されている核弾頭の数意味し、START I のように「合意」や「交渉」された核弾頭の数ではない。また、同第4条4項に基づいて、このセクションで宣言した数以上の核弾頭を装備してはならない。例えば、米国は、B-52G に搭載する核弾頭の数12個と宣言したため、12個以上の核弾頭をB-52G に装備することはできない。同セクションでは、通常役務に再適用された重爆撃機以外の配備重爆撃機に帰属する核弾頭の総数に関するデータも交換することとされた。この総数は、同セクションで示される各重爆撃機に装備する核弾頭数に、START I における了解覚書（既述のとおり、START II でも引き続き有効）で示される重爆撃機の数と掛け合わせた数字と一致することとなる。

次に、通常役務に再適用された重爆撃機及びその後核役務に戻された重爆撃機に関するデータである（セクション II）。通常役務に再適用された重爆撃機の種類・数、それら重爆撃機の空軍基地の名称・場所、通常役務に再適用された重爆撃機及びその後核役務に戻された重爆撃機について、検証のためのNTM で判別できる（他の重爆撃機と異なる）特徴に関するデータを交換する。これらのデータ交換は、通常役務への再適用が認められる重爆撃機の総数を100機に制限し、核役務の重爆撃機が配備されている基地とは異なる基地に配備することを義務づけるSTART II の第4条8項の実施のために必要なデータ交換である。

また、START II 第3条に基づき、帰属弾頭数が削減（ダウンロード）された配備ICBM及び配備SLBMに関するデータも交換する（セクション III）。ここでは、そうしたICBM及びSLBMの種類、削減された帰属弾頭の数、削減された帰属弾頭の総数、それらICBM及びSLBMの基地の名称・場所等に関するデータを交換する。

（8）非戦略弾道ミサイル防衛システムに関する信頼醸成措置合意

1972年に署名・発効したABM条約は、一定の条件を除いてABMシステムの配備を禁止した。ABM条約は、米ソが相互に戦略防衛を制限し、報復攻撃に対して脆弱な状態を維持することで米ソの相互確証破壊（MAD）を確実なものとするを目的とし、米ソの戦略的安定性の基盤となった。弾道ミサイルの拡散が進む中で、米国では非戦略弾道ミサイルに対する防衛システムの開発・配備をすべきとの声が強まったが、ABM条約では戦略防衛と非戦略

防衛の区別が明確ではなかった。そこで、米露はA B M条約の常設協議委員会で協議し、1997年9月、両者の区別を明確にするための関連文書に合意した。上述のとおり、露がS T A R T IIの批准の際にこれら関連合意文書の米国による批准をS T A R T IIの発効の条件とし、米国が批准しなかったため、これらA B M条約関連合意文書は発効しなかった。しかし、N T Mの尊重といった規定以外は特段の透明性措置が盛り込まれなかったA B M条約とは異なり、それら関連合意文書においては一定の透明性措置が盛り込まれた。

1997年9月に合意された関連文書は、戦略弾道ミサイル防衛と非戦略弾道ミサイル防衛との具体的な区別を規定した第一合意声明、第一合意声明で合意された戦略弾道ミサイル防衛レベルにおける実験を禁止した第二合意声明の他、非戦略弾道ミサイル防衛システムに関する信頼醸成措置合意及び非戦略弾道ミサイル防衛システムの計画・プログラムの年次情報交換に関する合同声明で構成される。

これら関連文書で合意された主な透明性措置は次のとおりである。まず、同合意の対象となる迎撃ミサイル実験が行われる試験場・地域の名称・場所について、これら関連合意文書の発効から30日以内、又は、最初の実験の90日前までに通告する。迎撃ミサイルの発射に際して、標的用の弾道ミサイルが使用される場合には、迎撃ミサイルの各発射について、試験場・地域の名称；迎撃ミサイルの型；迎撃ミサイルの発射予定日；迎撃ミサイルの発射予定地（地理的座標）；標的用の弾道ミサイルの発射予定地（地理的座標）等について、各迎撃ミサイル発射の10日前までに通告する。

更に、各当事国は、この信頼醸成措置合意の対象とされている防衛システムについて、他の当事国の戦略核戦力に現実的な脅威を与え得るような数や場所で配備しないと確証を与えるため、次の点に合意した。まず、各当事国は、他の当事国に対して、自国が直面する戦略弾道ミサイル以外の弾道ミサイルの開発・実験・配備に関する計画の評価を提供する。また、各当事国は、この信頼醸成措置合意の対象とされるシステム、迎撃ミサイル、発射基、関連のレーダーについて、名称・型・配備態様；運用の一般概念、計画・プログラムの状況、自国が保有しようとして計画しているシステムの数；配備プラットフォームのクラス・型等；完全に搭載された状態の発射基の迎撃ミサイルの数等に関する情報を提供する。更に、この信頼醸成措置合意の対象とされるシステムの構成要素について、完全に組み立てられた迎撃ミサイルの場合は、段数、長さ、最大直径、推進剤の種類（固体又は液体）、発射時に示された最大速度、迎撃ミサイル発射キャニスターの長さ・直径；迎撃ミサイル発射基の場合は、完全に搭載された状態の発射基の迎撃ミサイルの最大数；レーダーの場合は、周波数等に関する情報を提供する。更なる情報提供や通告を自発的に行うことも認めら

れた。これら情報は、特定の合意を検証するためのものではなく、あくまでも戦略ミサイル防衛を構築している訳ではないということを相手国側に保証することを目的としているため、信頼醸成のための透明性措置と言える。

なお、ABM条約の下で常設協議委員会において本件合意の履行や関連状況について検討する。これらの情報は毎年更新し、通告や情報提供は、核危険低減センターを通じて行われる¹³⁷。

(9) 戦略攻撃力削減条約（モスクワ条約）

2002年5月に署名され2003年7月に発効したモスクワ条約は、2012年12月31日までに、戦略核弾頭の総数を1700～2200個に削減することを義務づけた。露との敵対関係を前提としない米露関係を追求し、また、自国の戦略核戦力に最大限の柔軟性を保持すべく軍備管理条約一般に懐疑的であったブッシュ政権下において交渉・作成された。そのため、条約の規制内容は非常に簡素なものとなったのみならず、冷戦期以来徐々に発展してきた透明性措置も一切盛り込まれなかった。

まず、具体的な透明性措置が盛り込まれなかった以前の問題として、条約の規制内容が非常に簡素なものとなったことから、お互いが何を削減するのか不透明となった。削減を規定した条約第1条では、削減対象について、合意された定義がないまま、各当事国が、それぞれの大統領の発言にしたがって「戦略核弾頭」を1700～2200個まで削減することとされた。すなわち、START等の過去の軍備管理・軍縮条約とは異なり、実際の削減対象や削減方法は、条約の詳細な規定ではなく、各当事国の判断に委ねられる形となった。米国は、条約で規定された「戦略核弾頭」の削減を、条約第1条で言及された2001年11月13日のブッシュ（第43代）(George W. Bush)大統領の発言に沿って「実戦配備戦略核弾頭」と解釈して削減することを明らかにした¹³⁸。この「実戦配備戦略核弾頭」は、米国側にとっては、オーバーホールなどでICBMやSLBMから取り外された核弾頭は含まず、現にICBM、SLBM、重爆撃機に搭載されている戦略核弾頭を意味する¹³⁹。他方で、同じく条約第1

¹³⁷ *Agreement on Confidence-Building Measures Related to Systems to Counter Ballistic Missiles Other Than Strategic Ballistic Missiles* (September 26, 1997).

¹³⁸ *Treaty Between the United States of America and the Russian Federation on Strategic Offensive Reductions (The Moscow Treaty)* (May 24, 2002); *Joint Statement by President George W. Bush and President Vladimir V. Putin on a New Relationship Between the United States and Russia* (November 13, 2001).

<<https://www.state.gov/t/avc/trty/127129.htm#6>>

¹³⁹ *Article-by-Article Analysis of the Treaty Between the United States of America and the Russian Federation on Strategic Offensive Reductions* (May 24, 2002).

<<https://www.state.gov/t/isn/10527.htm>>

条に言及されている同日及び同年12月13日のプーチン(Vladimir Putin)大統領の発言においては、露が削減する対象は明確にされていない。また、他の条約と同様に、条約の履行を目的として二国間履行委員会が設置されたが、これまで類似の委員会については、委員会のマンデートが具体的に条約内で規定されるようになっていたが、モスクワ条約の二国間履行委員会については具体的なマンデートは規定されなかった。

他方で、モスクワ条約第2条でSTART Iが引き続き有効であることを確認しつつ¹⁴⁰、署名と同時に発出された「新戦略関係に関する共同宣言」において、START Iの条項が、「今後合意され得る透明性措置を含むその他の補完的措置と共に、更なる削減への信頼、透明性及び予測可能性の基礎を提供する」とした¹⁴¹。

更に、モスクワ条約以前においては公式文書において「透明性(transparency)」という用語は用いられていないが、モスクワ条約の関連では、条約本体では「透明性」という用語が用いられていないものの、上記共同宣言において「透明性」という用語が数度用いられている。上記での言及以外に、今日の安全保障環境が冷戦期と根本的に異なるという文脈で、ミサイル防衛の分野において、ミサイル防衛計画に関する情報交換、ミサイル防衛実験視察のための相互訪問、ミサイル防衛システムの視察を含む、信頼強化と透明性向上のための多くの措置を実施することに合意したと言及した。また、同共同宣言では米露両国の外務大臣・防衛大臣が議長を務める「戦略的安全保障のための協議グループ」の設置が発表され、同グループが透明性を向上させるための主要なメカニズムになることにも言及した¹⁴²。

以上のとおりモスクワ条約自体は透明性措置がなくなり、むしろ不透明になった側面もあるが、START Iとの併存を通じて透明性を実質的に確保した。更に、共同宣言において今後の更なる透明性措置を含め、透明性について数度言及する等、モスクワ条約では透明性の重要性への認識が失われた訳ではなく、むしろ明確に認識されるようになったとも言える。

(10) 新戦略攻撃兵器削減条約(新START)

2009年4月のプラハにおけるオバマ(Barack H. Obama)大統領による核軍縮不拡散に関する包括的演説を受けて、米露両国は同年5月から新STARTを交渉し、2010年4月に署名した。翌年2月5日に発効した新START

¹⁴⁰ START Iが失効した2009年12月までは、START Iとモスクワ条約は併存していた。

¹⁴¹ *Joint Declaration on the New Strategic Relationship* (May 24, 2002).
<<https://www.state.gov/t/avc/trty/127129.htm#13>>

¹⁴² Ibid.

Tは、配備 I C B M、配備 S L B M、配備重爆撃機の総数の上限を 7 0 0 基・機、配備 I C B M、配備 S L B M、配備重爆撃機に搭載される核弾頭の総数の米露各国の上限を 1 5 5 0 個等とした。新 S T A R T においては、モスクワ条約とは違って、モスクワ条約以前の S T A R T と同様のデータ交換、通告、現地査察といった多くの透明性措置が盛り込まれた。多くが S T A R T I と類似する一方で、一定の相違点がある。以下、新 S T A R T における透明性措置の主な概要と S T A R T I のそれとの相違点を述べる。

データ交換

条約第 7 条において、それまでの条約と同様に、データベースが作られること、また、情報交換には核危険低減センターが使われることが規定された。条約の議定書第 2 部で、交換するデータの主なカテゴリーを概ね次のとおり規定した。まず、総数として、「配備 I C B M、配備 S L B M 及び配備重爆撃機の総数」、「配備 I C B M 及び配備 S L B M に搭載されている弾頭、並びに配備重爆撃機に搭載されている計算上の核弾頭の総数」、「配備・非配備の I C B M 発射基、配備・非配備の S L B M 発射基及び配備・非配備の重爆撃機の総数」である。

I C B M、I C B M 発射基及び配備 I C B M 搭載の弾頭については、配備 I C B M、配備 I C B M 搭載の弾頭、非配備 I C B M、配備・非配備の I C B M 発射基、配備 I C B M 発射基及び非配備 I C B M 発射基の数に関するデータを I C B M の型・種類毎及び（型毎の数字を足し合わせた）合計に基づいて交換する。その上で、それぞれのサイロ型 I C B M 発射基及び移動式 I C B M 発射基の基地の名称、場所（地理的座標を含む）、同基地の配備 I C B M、配備 I C B M に搭載された弾頭、配備されたサイロ型／移動式 I C B M 発射基、非配備のサイロ型／移動式 I C B M 発射基の数に関するデータを交換する。更に、サイロ型発射基／移動式発射基については、各基地のサイロ型発射基グループ毎／配備地域毎に、各サイロ型発射基／移動式発射基の名称、地理的座標、（各ミサイルにつけられている）特定識別番号、各サイロ型発射基／移動式発射基に装填されている I C B M の型に関するデータを交換する。その他、付随する維持管理施設、生産施設、貯蔵施設、修理施設、訓練施設、転換・廃棄施設に関するデータも交換する。S L B M 及び重爆撃機についても、潜水艦基地や重爆撃機が配備された空軍基地のように、S L B M 及び重爆撃機に当てはめた上で同様のカテゴリーに関するデータを交換する。その他、宇宙発射施設、I C B M ・ S L B M の技術データ（段数、全長、直径；キャニスターの全長等；各段の全長、直径、推進剤等）、重爆撃機の型を区別するための特徴等についてもデータ

を交換する¹⁴³。

これらのデータの公開については、条約第7条6項において二国間協議委員会で合意しない限り公開してはならないとされた地理的座標、施設の識別情報や設計図、海岸や海洋情報、及び、条約第7条7項で公開する権利が認められた弾頭等の総数以外、条約第7条5項において二国間協議委員会で協議し、合意することが求められた。

通告

通告は議定書の第4部で主な点は次のとおり規定された。

・条約発効（注：2011年2月5日）から45日以内に議定書第2部の各カテゴリーのデータを提供。

・条約発効後、各6か月の期間が終了してから30日以内にデータを更新。

・データに変更が生じた場合には、変更が生じてから5日以内に更新。弾頭に関するデータ変更については、上述の6か月毎の更新のみ。通告されるデータを更新する際には、新しい施設、新しい型のICBM、SLBM、ICBM発射基等の登場；ICBM、SLBM、申告された施設等の廃棄；配備から非配備、非配備から配備への変更等を含めなければならない。

（以上、START I 通告議定書のセクション I に相当）

・最初の新型の原型ICBM又は原型SLBMの申告施設への到着後5日以内までに、その新型の原型ICBM又はSLBMについて事後通告。

・原型ICBM又は原型SLBMの20回目の飛翔実験後30日以内、又は同型の最初ICBM又はSLBMの配備の30日前までに、原型ICBM又は原型SLBMが新型ICBM又は新型SLBMとみなされるものかについて事後・事前通告。

（以上、START I 通告議定書のセクション VII に相当）

・固体燃料式ICBM及び固体燃料式ICBMの生産施設からの出発の48時間前までに事前通告。

・自国領土外の試験場との間のICBMの移動の完了後5日以内に通告。

・重爆撃機が24時間以上訪問する際、その後24時間以内に当該訪問の自国領土内の特定場所又は自国領土外の地理的地域を事後通告。

・重爆撃機が関わる主要な戦略的演習の開始について、主要戦略的演習に関する相互事前通告に関する米ソ協定¹⁴⁴にしたがって、14日以内の事前通告。

¹⁴³ *Protocol to the Treaty between the United States of America and The Russian Federation on Measures for the Further Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms* (April 8, 2010).

¹⁴⁴ *Agreement Between the Government of the United States of America and the Government of the Union of Soviet Socialist Republics on Reciprocal Advance*

(以上、START I 通告議定書のセクション II に相当)

・ICBM又はSLBMの発射の24時間前までに事前通告。かかる通告は、1988年5月31日のICBM及びSLBM発射通告に関する米ソ協定にしたがって行われる¹⁴⁵。

・記録メディア及び解釈データの受領から180日以内に、提供された記録メディア、テレメトリー情報等の質が不完全又は不十分であることについての通告。

(以上、START I 通告議定書のセクション VI に相当)

・ICBM、SLBM、ICBM・SLBMの発射キャニスター、ICBM発射基、SLBM発射基、重爆撃機、施設の転換・廃棄について、①転換又は廃棄の開始の30日前までに、転換又は廃棄の実行の意図について、②転換又は廃棄の開始から5日以内までに、転換又は廃棄の開始について、③転換又は廃棄の完了後5日以内までに、転換又は廃棄手続きの完了について通告。

・各年の始まりから20日以内までに、当該年に転換又は廃棄が予定されている戦略的攻撃兵器の数及び型について通告¹⁴⁶。

(以上、START I 通告議定書のセクション IV に相当)

転換・廃棄、査察、展示

新STARTも、INF全廃条約やSTART I・IIと同様、戦略攻撃兵器の転換・廃棄(条約第7条及び議定書第3部)や査察(第11条及び議定書第5部)について規定した。また、新型戦略攻撃兵器の技術的特徴の確認や転換の確認等のための展示についても、規定された(条約第11条及び議定書第9部)。査察については、12種類の査察を規定したSTART I・IIとは異なり、ICBMや潜水艦の基地等での配備・非配備の戦略核の数・種類等に関するデータの正確性を検証するためのタイプ1と、その他の場所での非配備戦略核に関するデータの正確性を検証するタイプ2の2種類の査察を規定した。

START I・IIと新STARTの主な違い

基本的にはSTART I・IIも新STARTも予測可能性と透明性の確保を

Notification of Major Strategic Exercises (September 23, 1989).

¹⁴⁵ *Agreement Between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on Notifications of Launches of Intercontinental Ballistic Missiles and Submarine-Launched Ballistic Missiles* (May 31, 1988). なお、テレメトリー情報の交換については、通告議定書で明記されたSTARTとは異なり、新STARTの場合、テレメトリー議定書にて規定された。ただし、下記4.(5)のとおり、新STARTでのテレメトリー情報の提供は毎回のICBM・SLBMの発射の際に義務とされず、年5回までとなった。

¹⁴⁶ Ibid.

追求しており、透明性措置についても、具体的な数や、場所、技術的特徴といったデータを含む詳細なデータ交換やそれらデータの正確性を確認するための査察等、両者には共通点が多い。しかし、新STARTは、START Iの措置をほぼそのまま適用したSTART IIと違って、単なるSTART Iの延長ではない。新STARTにおいては、冷戦期ほど相手国のすべての動きを事細かに把握する必要はないとして、START I・IIと比べて、データ交換の対象範囲が狭くなり、通告や査察の頻度が低くなる等、若干ではあるが合理化・簡素化された¹⁴⁷。

例えば、新STARTでは、それぞれのミサイルの投射重量はデータ交換の対象から外された。START Iは、新型の重ICBMを禁止し、また、新旧型の区別を明確にするために投射重量に関するデータを必要としていた。これは、露が秘密裏に投射重量の大きい新たなミサイルを開発することを懸念していたことが背景にあった。しかし、露が、START Iの新型ミサイルに関する細かな規定によって新型ミサイルの開発の足かせになっているとして、新型ミサイルに関する規定の緩和を求め¹⁴⁸、また、米国側も長年のSTART Iの下における検証の結果、露による秘密裏の新型ミサイル開発への懸念は薄れていた。その結果として、投射重量に関するデータを交換対象から外すことが合意された¹⁴⁹。

また、通告制度においても、START I・IIでは通告対象物に関するデータに変更が生じた場合には、変更が生じてから5日以内に更新するとされた。しかし、新STARTにおいては、引き続き5日以内の更新を基本としつつ、例えば弾頭に関するデータ変更については、通常の6か月毎の定期的なデータ交換で良いとされ、5日以内のデータ更新の義務から免除された。

冷戦末期とは言え未だ敵対関係の下で交渉・合意されたSTART Iと、冷戦期とは根本的に異なる相互関係及び安全保障環境の下で交渉・合意された新STARTでは、両者の透明性措置のスコープに変化があるのは自然なこととも言える。敵対関係の下では、相手国が条約の義務を確実に遵守することへの信頼が必ずしも持てないため、条約の合意のためには厳格な検証措置を必要とするからである。レーガン大統領は「信頼するが検証する(Trust but verify)」と述べたが、実際には、信頼が低いからこそ厳格な検証を求めたのである。

その対極にあるのが、モスクワ条約である。同条約が合意された2002年

¹⁴⁷ Amy Woolf, "Monitoring and Verification in Arms Control," *Journal of Current Issues in Globalization*, Volume 4, Number 1 (2011), p50.

¹⁴⁸ Amy F. Woolf, "Strategic Arms Control After START: Issues and Options," *CRS Report for Congress* (March 4, 2010), pp.5-6, pp.15-16.

¹⁴⁹ 筆者によるリントン・ブルックス(Linton F. Brooks)元国家核安全保障庁長官(元米国政府START首席交渉官)へのインタビュー、ワシントンDC、2017年9月23日。

は、前年に9.11同時多発テロ事件が起きたこともあり、米国にとっての最も大きな安全保障上の脅威はテロと大量破壊兵器（WMD）の拡散であり¹⁵⁰、そうした脅威への闘いにおいて米露は協力していた。米国からすれば、経済的に弱体化しもはや脅威とはみなされない露との間で、厳格な検証措置を伴った核軍縮・軍備管理条約の交渉に時間とエネルギーを注ぐつもりはなかったため、逆に全く検証措置を盛り込まない条約を作成した。それでもSTART Iの検証措置が2009年まで有効であったため、大きな支障はなかった。新STARTは、START Iが失効する中で、異なる安全保障環境ゆえに条約に求められる内容も異なる時代において、第2章で示した分類で言えば、検証のための透明性と信頼醸成のための透明性とのバランスをとった結果であろう。結果として、新STARTは、START I・IIと比較して、相対的に、検証のための透明性よりも信頼醸成のための透明性の側面を強めたと言える（下記4.（5）参照）。

このように新STARTは、米露の二国間においては信頼醸成のための透明性の側面を強めたが、その一方で、（二国間のデータ交換の他、国際社会に対する）データの公開の面においては、START I・II時よりも厳しくなった。まず、同意がない限り公開してはならないとされた対象が、STARTでは地理的座標と施設の設計図のみであったが、新STARTでは、それらに施設の識別情報や海岸や海洋情報が追加された。また、START I・IIでは、同意がない限り公開してはならないとされた対象以外の情報については、各締約国に公開の権利が認められたが、新STARTでは、弾頭等の総数を除いて、二国間協議委員会で協議し、公開の可否や範囲につき合意することが求められた。実際、START Iにおけるデータは弾頭等の総数に限らず、それぞれのミサイルに帰属する弾頭数までが公開されていた。しかし、新STARTでは、ミサイルや発射基については個別の具体的な数が公開されているが、弾頭については総数のみに留まっている¹⁵¹。したがって、国際社会に対する透明性という観点からは、新STARTは低下したとも言える¹⁵²。ただし、厳密には、START Iにおける具体的な弾頭数はあくまでも個々のミサイルに帰属する計算

¹⁵⁰ U.S. White House, *The National Security Strategy of the United States of America* (September 17, 2002); *National Strategy to Combat Weapons of Mass Destruction* (December 2002).

¹⁵¹ 例えば、“New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms, U.S. Categories of Data: Categories of Data Pertaining to Strategic Offensive Arms, As of September 1 2011,” *Documents assembled by Hans M. Kristensen, Federation of American Scientists* (December 7, 2011).

<<https://fas.org/programs/ssp/nukes/armscontrol/NewSTART-USnumbers090111.pdf>>

¹⁵² Hans M. Kristensen, “New START Data Exchange: Will it Increase or Decrease International Nuclear Transparency?” *Strategic Security Blog* (22 May, 2011).

<<https://fas.org/blogs/security/2011/03/startexchange/>>

上の弾頭数であったが、新STARTでは個々のミサイルに実際に搭載されている弾頭数が数えられることとなったため、新STARTの弾頭数はより機微性が高くなっており、両者を単純に比較することはできない。START Iにおいてももともと実質的には実際の弾頭数は公開された訳ではないという比較においては両者とも大きく異ならないとも言える。

(11) 核危険低減センター

多くの上記条約の透明性措置（特にデータ交換や通告）の実施は、米露それぞれの首都に設置されている核危険低減センターを通じて、標準化されたフォーマットにしたがって、24時間態勢で行われている。核危険低減センターは、1985年の交渉開始の後、1987年9月15日に署名された協定に基づいて設置された。当初は、上記1.(2)で言及した1971年の米ソ核戦争勃発危険低減協定と1972年の公海事故防止協定に基づくミサイル発射の事前通告のみが対象であった。しかし、INF全廃条約やSTART等、その後成立した核軍備管理・軍縮条約を中心に現在では13の核兵器、化学兵器、通常兵器の軍備管理・軍縮条約や信頼醸成措置の実施において利用されている¹⁵³。

3. 核軍備管理・軍縮条約の枠外における透明性措置

上記1.のとおり、米ソ・米露間における透明性措置は、主に二国間の核軍備管理・軍縮条約の枠組みの中で取り進められてきたが、核軍備管理・軍縮条約の枠組みの外でも透明性の向上に向けた取り組みがなされている。

(1) 高濃縮ウラン（HEU）透明性プログラム

1993年2月、米露は、露の核兵器削減の結果として核弾頭から生じるHEUの処分のために、米国が500メガトンのHEUを露から購入する合意に署名した。HEU透明性プログラムは、露国内でHEUを低濃縮ウラン（LEU）に希釈した後に米国に送られるLEUが、実際に核弾頭を起源とするHEUを希釈したものであることに確信を持たせることを目的としている。具体的には、米国の技術専門家が露のHEUの処分に関する文書を手に入れ、ウラン処理施設を直接確認するといった特別監視訪問が制度化された。2013年のプログラムの完了まで年間24回の特別監視訪問が実施された。露側も米側に売却したHEUが、核兵器に用いられておらず、平和目的のみに使用されていることを確認するための特別監視訪問を実施した¹⁵⁴。特別監視訪問といった透明

¹⁵³ U.S. Department of State, *United States Nuclear Risk Reduction Center (NRRC)*, (October 24, 2012). <<https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/199564.htm>>, <<https://2009-2017.state.gov/documents/organization/199776.pdf>>

¹⁵⁴ Matthew Bunn, *Securing the Bomb 2008* (Cambridge, Mass., and Washington, D.C.:

性措置自体は条約に基づいた措置ではないが、HEUに関する米露合意の内容の履行状況に確信を持たせることを目的としていたため、透明性プログラムは検証のための透明性措置と言える。

(2) 包括的な透明性レジームの構築に向けた試み

1994年1月、モスクワを訪問したクリントン(William J. Clinton)米大統領とエリツィン(Boris Yeltsin)露大統領は、冷戦期の米ソ間の軍事的関係を解消するための様々な措置をとることに合意した。その中で、両者は、核兵器を含む大量破壊兵器の不拡散において協力することに合意し、「大量破壊兵器及びそれらの運搬手段の不拡散に関する共同声明」を発出した。同共同声明において、米露は、就中、「核兵器の削減プロセスにおける透明性及び不可逆性を確保するための措置」について検討するための共同作業部会を設置することに合意した¹⁵⁵。同年5月、核保障措置・透明性・不可逆性(STI)に関する共同作業部会が設置された¹⁵⁶。

その後、同年9月のエリツィン大統領の国賓としての米国訪問において、米露首脳は、「戦略的安定性及び核セキュリティに関する共同声明」を発出した。同共同声明において、「米露首脳は、START IIの批准後、残りの核戦力の更なる削減・制限の可能性を含めて、両国の核戦力及び慣習を変化した国際安全保障状況及び現在の米露のパートナーシップ関係の精神に適合させる概念的なアプローチを比較し、具体的な措置を策定するために対話を強化するよう両国の専門家に指示」した。更に、「両首脳は、この分野における信頼醸成・透明性措置の見通しについて議論した。両首脳は、政治的パートナーシップが発展するにしたいが、率直さと透明性を通じて安定性を強化する新たな機会が生じるだろうと考え」た。その上で、核セキュリティを確保するための二国間及び多国間協力として、就中、次の透明性措置に取り組むことに合意した。1つは、「核

Project on Managing the Atom, Harvard University, and Nuclear Threat Initiative, November 2008).

<https://www.nti.org/media/pdfs/Securing_The_Bomb_2008.pdf?_id=1317161155&_id=1317161155>; U.S. Department of Energy, National Nuclear Security Administration, *Fact Sheet: Highly Enriched Uranium Transparency Program* (November 13, 2013).

<<https://www.hsd1.org/?view&did=746480>>; U.S. Department of Energy, *Megatons to Megawatts: Implementing HEU Transparency Measures*.

<http://www.nti.org/media/pdfs/32_5.pdf?_id=1316708981>

¹⁵⁵ *Joint Statement on Non-Proliferation of Weapons of Mass Destruction and the Means of their Delivery* (January 14, 1994).

<<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PPP-1994-book1/pdf/PPP-1994-book1-doc-pg71.pdf>>

¹⁵⁶ U.S. Department of Energy, Office of Arms Control and Nonproliferation, *Transparency and Verification Options: An Initial Analysis of Approaches for Monitoring Warhead Dismantlement* (May 19, 1997), p.21.

<<https://fas.org/sgp/othergov/doe/dis/transparency.pdf>>

弾頭の総備蓄数(aggregate stockpiles)、核分裂性物質の貯蔵量(stocks)、及びそれらの安全・セキュリティについて、次のゴア・チェルノムイルジン委員会において詳細な情報を交換する。両国は、定期的にこれら情報を交換するためのプロセスを策定する」ことに合意した。もう1つは、「核保障措置・透明性・不可逆性に関する共同作業部会に対して、1995年3月までに核兵器削減のプロセスにおける信頼を向上し、透明性と不可逆性を増大させる更なる措置を追求するよう指示し」た¹⁵⁷。

1994年12月、米国は、露に対して、核弾頭及び核分裂性物質の備蓄数量(stockpiles)に関する詳細な相互の情報交換を含む透明性措置を提案した¹⁵⁸。

1995年5月、欧州における第二次世界大戦の終了50周年を祝すためにクリントン大統領がモスクワを訪問した際、米露首脳は、「核兵器の削減プロセスにおける透明性及び不可逆性に関する共同声明」を発出した。同共同声明では、上記の1994年1月及び9月の合意を再確認した上で、両国は、核兵器削減の透明性・不可逆性を増大させるための合意を交渉することを発表した。同合意では、就中、①核弾頭の総備蓄数及び核分裂性物質の貯蔵量、並びにそれらの安全・セキュリティに関する詳細な情報を定期的に交換すること、②核弾頭から取り除かれた核分裂性物質及び国家安全保障の必要性から余剰と宣言された核分裂性物質の貯蔵施設において、相互監視を行うための協調的枠組みを設定することとされた¹⁵⁹。

1995年6月、米国は、米露両国が核兵器及び核分裂性物質の現存の在庫目録を申告することに加えて、1980年以降の各年の核兵器解体数、並びに1970年以降の各年の核分裂性物質の生産量に関し種類、量、濃縮のカテゴリー又は濃縮度、及び生産場所毎に申告する「備蓄データ交換合意」案を露側に提示した。1995年12月までには、両国は、秘情報を交換するための法的基礎を提供するための文書案にはほぼ合意していたが、露側は、同案が包括的過ぎ、また、透明性に関する「ステップ・バイ・ステップ」アプローチに合致しないとして、同案を拒否し、交渉の中断を宣言した。その後交渉が再開することはなかった¹⁶⁰。

¹⁵⁷ *Joint Statement on Strategic Stability and Nuclear Security* (September 29, 1994). <<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/WCPD-1994-10-03/pdf/WCPD-1994-10-03-Pg1899.pdf>>

¹⁵⁸ *Transparency and Verification Options*, pp.21-22.

¹⁵⁹ *Joint Statement on the Transparency and Irreversibility of the Process of Reducing Nuclear Weapons* (May 10, 1995). <<http://www.presidency.ucsb.edu/ws/index.php?pid=51341>>

¹⁶⁰ *Transparency and Verification Options*, p.23; David Hafemeister, “U.S. nuclear security cooperation with Russia and transparency” in *Transparency in Nuclear Warheads and Materials: The Political and Technical Dimensions*, ed. Nicholas Zarimpas (New York: Oxford University Press, 2003), p.96.

露の前身のソ連は、過去の軍備管理・軍縮条約において、自国の利益に資するとみなして、様々な透明性措置に合意してきた。しかし、これまでの透明性措置は、主に核兵器の運搬手段に焦点を当ててきたものであった。これに対して、1990年代半ばの米国によるこれらの透明性提案は、軍備管理・軍縮条約とは独立した形でなされたもので、より秘匿性が高く（運搬手段とは違い）NTMで探知できない核弾頭や核分裂性物質に焦点をあてたものであった。露は、首脳レベルで基本的な方向性として米国の透明性イニシアティブに合意したものの、実際に具体的な提案がなされるに至り、未だ秘密主義や疑念が残る露の核関連の権力機構にとって米国の提案は広範に過ぎた。露にとって、米国の提案は、米国が露の核戦力に関するインテリジェンス情報を漁ることを許してしまうものだと映ったようである¹⁶¹。

その後、条約の枠組みの中での動きとして、1997年3月のヘルシンキでの米露首脳会談において、START IIが発効したら、「核弾頭数の急激な増加の防止を含む、大胆な削減の不可逆性を促進するため、戦略核弾頭の在庫目録及びその廃棄に関連する透明性措置並びにその他の共同で合意した技術的・組織的な措置」を盛り込んだSTART IIIの交渉を迅速に開始することに合意した¹⁶²。しかし、START IIIは合意されることなく、日の目を見ることはなかった。

（3）一方的透明性措置

以上、二国間で進められた、あるいは進められようとした透明性措置を説明してきたが、相手国の動向にかかわらず、自国が率先して情報を開示するケースもある。その代表例は、1993年12月に米国のクリントン政権のオレアリー(Hazel R. O'Leary)エネルギー長官が発表した「開放性構想(Openness Initiative)」である。これは、政府の情報への民間のアクセスを飛躍的に向上させるべきとしたクリントン政権全体の取組みの一環であった。この開放性構想では、国家安全保障を保護しつつ、それまで長年にわたって秘匿されてきた核兵器関連の情報を開示することとした¹⁶³。まず、この開放性構想の発表に合わ

¹⁶¹ Matthew Bunn, "Transparent and Irreversible Dismantlement of Nuclear Weapons," in *Reykjavik Revisited: Steps Toward a World Free of Nuclear Weapons: Complete Report of 2007 Hoover Institute Conference*, ed. George P. Shultz, Steven P. Andreason, Sidney D. Drell, James E. Goodby (Hoover Press, 2007), pp.212-213. <<https://www.belfercenter.org/sites/default/files/publication/Reykjavik%20Revisited-CH5.pdf>>

¹⁶² *Joint Statement on Parameters of Future Reductions in Nuclear Forces* (March 21, 1997). <<https://fas.org/sgp/othergov/doe/dis/appb.pdf>>

¹⁶³ U.S. Department of Energy, *Energy Secretary Unveils Openness Initiative* (December 7, 1993). <<https://www.osti.gov/opennet/reports/r93254.pdf>>

せて、それまで公表されてこなかったネバダ核実験施設での204回の地下核実験の実施日や爆発力等、核兵器用に生産したプルトニウムの総生産量（89トン）や貯蔵施設毎の貯蔵量等を公表した¹⁶⁴。その後、クリントン政権は、1944年から50年間の米国におけるプルトニウムの歴史的な生産に関する極めて詳細な情報をまとめ、公表した¹⁶⁵。HEUについても同様の報告書をまとめた¹⁶⁶。しかし、HEU生産に関する古い記録は予想以上に散逸していたことから、報告の完成が公表予定を大幅に超え、政権移行期である政権末期の2001年1月によりやく完成した。その後、ブッシュ政権は、9.11同時多発テロ事件もあり、同報告書の公表を拒み、2005年によりやく公表するといった経緯はあったものの¹⁶⁷、2006年には2001年の報告書よりは簡潔ではあるが、改訂した報告書を公表した¹⁶⁸。それら報告の内容は、オバマ政権でも何らかの形で改訂・発表されている¹⁶⁹。

この開放性構想は、上述のオレアリー長官による構想発表時のファクトシート等からも明らかのとおり、秘匿された地下核実験による環境や健康への影響を明らかにすることといった国内的な観点を主な動機として挙げている。同時に、他の核兵器国も米国に倣って情報開示を行うことを呼びかけており、国際的な意義も念頭に置いている。他の核兵器国に対して透明性を発揮するよう強く迫ることができるよう、米国が模範を示すことで核不拡散における強力な指

¹⁶⁴ U.S. Department of Energy, *Fact Sheets: Openness Press Conference* (December 7, 1993). <<https://www.osti.gov/opennet/reports/dec71993.pdf>>

¹⁶⁵ U.S. Department of Energy, *Plutonium: The First 50 Years: United States Plutonium Production, Acquisition, and Utilization from 1944 through 1994* (February 1996). <<https://www.osti.gov/opennet/servlets/purl/219368/219368.pdf>>

¹⁶⁶ U.S. Department of Energy, National Nuclear Security Administration, *Highly Enriched Uranium: Striking a Balance: A Historical Report on the United States Highly Enriched Uranium Production, Acquisition, and Utilization Activities from 1945 through September 30, 1996* (January 2001). <<https://www.osti.gov/opennet/reports/RedactedHEUReportDraft.pdf>>

¹⁶⁷ Steven Aftergood and Frank N. von Hippel, “The U.S. Highly Enriched Uranium Declaration: Transparency Deferred but not Denied,” *Nonproliferation Review*, Vol. 14, No. 1 (March 2007), pp.150-152.

¹⁶⁸ U.S. Department of Energy, *Highly Enriched Uranium Inventory: Amounts of Highly Enriched Uranium in the United States* (January 2006). <<https://fas.org/sgp/othergov/doe/heu/heu-2004.pdf>>

¹⁶⁹ U.S. Department of Energy, National Nuclear Security Administration, *The United States Plutonium Balance, 1944-2009: An Update of Plutonium: The First 50 Years* (June 2012).

<[https://www.osti.gov/includes/opennet/document/06-29-12%20FINAL%20PU%20Report%20\(unclass\).pdf](https://www.osti.gov/includes/opennet/document/06-29-12%20FINAL%20PU%20Report%20(unclass).pdf)>; U.S. White House, Office of the Press Secretary, *Fact Sheet: Transparency in the U.S. Highly Enriched Uranium Inventory* (March 31, 2016). <<https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2016/03/31/fact-sheet-transparency-us-highly-enriched-uranium-inventory>>

導者となることを目指した¹⁷⁰。

その他の核兵器国としては、英国のみであるが、米国と同様の情報開示を行っている。まず、1998年7月の戦略防衛見直しにおいて、軍事用のプルトニウム（7.6トン）及びHEU（21.9トン）の総量を公表し¹⁷¹、1998年9月、国際原子力機関（IAEA）加盟国に対して「英国の核分裂性物質の透明性、保障措置及び不可逆性構想」と題した文書を提出した。同文書では、英国は、「米国による開放性構想に関心をもって留意している」と述べている。表向きは米国の開放性構想による呼びかけに応じた形をとっていないものの、米国の動きに影響を受けていることを強く示唆している。また、それら文書において開放性構想への留意や英国による透明性へのコミットメントを表明するに際して、国際的な保障措置の下に置かれていない核計画を保有する国は、核兵器の廃絶という目標を達成するためにいずれそうした核計画の下での核分裂性物質に説明責任を負う必要があるとも述べている¹⁷²。これは、1990年代後半に至って、透明性の概念が、米ソ・米露といった二国間の枠組みから、国際的な観点を帯びるようになってきていることを示している。なお、英国はその後もプルトニウム（2000年）とHEU（2006年）の歴史的な生産に関する詳細な報告書を公表した¹⁷³。

更に、多国間の核兵器不拡散条約（NPT）でも注目すべき一方的な透明性措置がとられた。2010年NPT再検討会議の初日（5月3日）、米国政府は初めて米国の核弾頭の備蓄数(stockpile)（2009年4月30日時点で5,113個）、1994年以降の核弾頭の解体数（8,748個）及び非戦略核兵器の削減度（1991年から2009年までに約90%削減）を公表した¹⁷⁴。これらの定量的情報は、その後、2015年NPT再検討会議第3回準備委員会（2

¹⁷⁰ 筆者によるジョン・ウルフスタル(Jon B. Wolfsthal)元米国家安全保障会議（NSC）大量破壊兵器担当上級部長へのインタビュー、ワシントンDC、2018年5月12日。同氏は、当時、エネルギー省で本件構想に関わった。

¹⁷¹ U.K. Ministry of Defence, *Strategic Defence Review* (July 1998).
<<http://fissilematerials.org/library/mod98.pdf>>

¹⁷² *United Kingdom Fissile Material Transparency, Safeguards and Irreversibility Initiatives* (September 21, 1998) (INFCIRC/570), para 11.
<<https://www.iaea.org/sites/default/files/infcirc570.pdf>>

¹⁷³ U.K. Ministry of Defence, *Plutonium and Aldermaston – an [sic] Historical Account* (2000). <<http://fissilematerials.org/library/mod00.pdf>>; U.K. Ministry of Defence, *Historical Accounting for UK Defence Highly Enriched Uranium: A Report by the Ministry of Defence on the Role of Historical Accounting for Highly Enriched Uranium for the United Kingdom's Defence Nuclear Programmes* (March 2006).
<<http://fissilematerials.org/library/mod06.pdf>>

¹⁷⁴ U.S. Depart of Defense, *Fact Sheet: Increasing Transparency in the U.S. Nuclear Weapons Stockpile* (May 3, 2010).
<https://dod.defense.gov/Portals/1/features/defenseReviews/NPR/10-05-03_Fact_Sheet_US_Nuclear_Transparency_FINAL_w_Date.pdf>

014年開催)及び2015年NPT再検討会議の際にも改訂され¹⁷⁵、2010年NPT再検討会議で合意された行動計画に基づく米国による報告にも盛り込まれた¹⁷⁶。このオバマ政権による透明性に関する一方的なイニシアティブは、ブッシュ政権の核軍縮・不拡散における指導力に疑いが生じていたことへの対応として、米国の核不拡散における指導力とその指導力への信頼の回復を目的としていた¹⁷⁷。この米国のイニシアティブについても英国が後を追う形で、2014年の2020年NPT再検討会議第3回準備委員会に提出した報告で、核弾頭の備蓄について、1つの種類しかないこと、また、備蓄数が225個未満であることを初めて公表した¹⁷⁸。

(4) 戦略対話

米ソ・米露間では、上述のとおり、核軍備管理・軍縮条約の枠組みを中心に主に定量的情報や行為情報が交換されてきた。意図情報については、制度としてはホットライン協定程度であった。しかし、ホットライン協定は主に危機の際のコミュニケーションを確保し、相手の動きや意図をより良く把握・理解することが目的であり、平時における相互の核戦略や核ドクトリンに関する深い意見交換をする枠組みではない。一連の核軍備管理・軍縮条約の枠組みでは、核戦略や核ドクトリンの一部については、正式な意見交換の場として制度化されておらず、条約交渉の過程で非公式な形で若干議論することがあった程度である¹⁷⁹。短期間で交渉が終わった簡素なモスクワ条約が署名されるまでは、冷戦期及び冷戦直後を含めて、条約交渉は数年に及び、1つの条約交渉が終了しても、次の条約交渉に入るため、核ドクトリン等の意図情報に関する交換はそのような条約交渉の過程で断続的に行われていた。意図情報の交換の場が正式に設置されたのは、上記2.(9)でも言及したブッシュ政権における「戦略的安全保障のための協議グループ」が初めてである。オバマ政権も、米露二国間大統領委員会(BPC: US-Russia Bilateral Presidential Commission)の軍備管

¹⁷⁵ U.S. Department of State, *Transparency in the U.S. Nuclear Weapons Stockpile* (April 29, 2014). <<https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/225343.htm>>; U.S. Department of State, *Fact Sheet: Transparency in the U.S. Nuclear Weapons Stockpile* (April 27, 2015). <<https://2009-2017.state.gov/documents/organization/241377.pdf>>

¹⁷⁶ *Report submitted by the United States of America pursuant to actions 5, 20 and 21 of the Final Document of the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons* (NPT/CONF.2015/PC.III/16: April 1, 2014).

¹⁷⁷ ウルフスタル氏へのインタビュー。

¹⁷⁸ *Report submitted by the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland pursuant to actions 5, 20, and 21 of the Final Document of the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons* (NPT/CONF.2015/PC.III/15: April 30, 2014).

¹⁷⁹ ブルックス氏へのインタビュー、2018年11月18日。

理・国際安全保障作業部会という形で、戦略的安定性やミサイル防衛を含む、戦略対話のための枠組みを正式に制度化した¹⁸⁰。トランプ政権も、2017年9月に第1回の戦略的安定性に関する対話を行う等、正式な枠組みを一定程度維持している¹⁸¹。このように平時における意図情報の交換のための制度は、冷戦後の近年になってからである。

4. 米ソ・米露二国間の透明性措置の進展の特徴

上記1.～3.では米ソ・米露の透明性にかかる具体的措置の内容を概観してきた(表3-1にまとめ)。米ソ・米露二国間の核軍備管理・軍縮分野では、「透明性」という文言自体は、1993年の高濃縮ウラン透明性プログラムや1994年の包括的な透明性レジーム構想以後になって使われるようになり、条約においても、2000年代以降になって、モスクワ条約や新STARTの条約そのものの中では用いられていないものの、合意に際しての共同声明において用いられるようになった¹⁸²。このように、第2章において述べた軍備管理・軍縮一般と同様に、米ソ・米露の核軍備管理・軍縮で「透明性」という文言自体が使われるようになったのは比較的新しい冷戦以降であるが、実質的には冷戦期においても様々な透明性措置に合意し、進展してきている。米ソ・米露二国間の核軍備管理・軍縮における透明性措置の進展の主な特徴は次の6点と見えよう。

(1) 進展の一般的方向性

第2章で示した透明性のカテゴリーを用いると、米ソ・米露二国間の透明性措置は一般的に次のような方向性で進展してきたと言える。まず、核兵器そのものの管理や縮小を規定する核軍備管理・軍縮条約の前の時代、すなわち条約以前の時代は、ホットライン協定(意図情報)やミサイル発射の事前通報(行為情報)といった信頼醸成措置としての透明性措置から始まっている。核兵器使用の可能性が高まったキューバ危機における米ソ両国の指導層の危機感を契

¹⁸⁰ 軍備管理・国際安全保障作業部会を含むBPCは、2014年に発生したクリミア問題を契機に中断した。<<https://2009-2017.state.gov/p/eur/ci/rs/usrussiabilat/index.htm>> 過去の類似の枠組みについては、Matthew Rojansky, *Indispensable Institutions: The Obama-Medvedev Commission and Five Decades of U.S.-Russia Dialogue* (Washington D.C.: Carnegie Endowment for International Peace, 2010).を参照。

¹⁸¹ Kingston Reif, "U.S., Russian Strategic Stability Talks Begin," *Arms Control Today*, Vol.47, No.8 (October 2017), p.29.

¹⁸² *Joint Declaration on the New Strategic Relationship* (May 24, 2002).

<<https://www.state.gov/t/avc/trty/127129.htm#13>>; *Joint Statement by the Delegations of the Russian Federation and the U.S. on New START Treaty* (May 13, 2010).

<<https://2009-2017.state.gov/r/pa/prs/ps/2010/05/141827.htm>>

機として、実際面において核兵器使用のリスクを減じるための措置として始まった。これは、「戦略的安定性」のうち、特に「危機における安定性(crisis stability)」を確保するための措置と言える。ミサイルの事前通報といった信頼醸成措置としての透明性措置は、SALTやSTARTといった核軍備管理・軍縮プロセスの中でも取り入れられた。

条約の時代に入って、最初の核軍備管理・軍縮条約であるSALT Iでは、NTMの使用を認め、その妨害を禁じる規定を設けた。最初の検証措置としての透明性措置である。その後のSALT II以降の定量的情報に関するデータ交換や、INF全廃条約以降の現地査察といった規定は、信頼醸成措置としての側面と、NTMによる検証を補完する検証措置としての側面の両面的な性格を持ち合わせたものであった。前者の側面としては、ソ連の核軍備管理へのコミットメントの度合いを測ることを主眼としていた¹⁸³。通告やデータ交換のための巨大なシステムを構築することで、ソ連が完全に一貫した嘘をつくことをより困難にしたという側面もある¹⁸⁴。後者の側面としては、NTMでは検証できない弾道ミサイルへの核弾頭の最大搭載可能数や戦略爆撃機への巡航ミサイルの最大装備可能数を現地査察で検証する必要があった。こうした検証措置としての透明性措置は、INF全廃条約及びSTART以降の核軍備管理・軍縮条約の中心的要素として、「戦略的安定性」のうち「軍備競争に係る安定性(arms race stability)」を確保する役割を主に担った。すなわち、相手国の核保有数を正確に把握することで、自国が相手国との関係で必要とする核軍備増強の上限を設定することができ、そのことによって不必要な核軍備競争を抑制することとなる¹⁸⁵。

更に、1990年代においては、定量的情報を中心に、包括的な透明性レジームの構築や一方的な透明性措置等、核軍備管理・軍縮条約の枠外における自発的な透明性措置が構想・推進された。当時の政府関係者の認識では、これらの自発的な透明性措置は、冷戦後の楽観的な見方を反映して、実現可能性が僅かながら見えてきた将来的な核兵器のない世界の実現に資する重要な第一歩であった。ゆりかごから墓場まで、すなわち、核兵器の製造にかかる源から最終的な解体の段階まですべての核弾頭を追跡し、完全な透明性を確保することで、

¹⁸³ 筆者による匿名希望の米連邦職員へのインタビュー、ワシントンDC、2018年10月28日。

¹⁸⁴ ブルックス氏へのインタビュー、2018年11月18日。

¹⁸⁵ 伝統的な戦略的安定性の概念では、主に「危機における安定性」と「軍備競争に係る安定性」の二つの次元があるとされてきた。「危機における安定性」とは、関係が極度に緊張した際にも、他方の領土や戦略戦力に対して先制攻撃を加える誘因の生じにくい状態である。「軍備競争に係る安定性」とは、戦略戦力の量的拡大及び質的向上への誘因が抑制された状態を言う。梅本哲也『核兵器と国際政治：1945－1995』、日本国際問題研究所、1996年、100～101頁。

最終的には核兵器のない世界の実現に資すると考えていた¹⁸⁶。その意味で、これらの条約外の自発的な透明性措置は、核軍備管理・軍縮を促進するための透明性措置であったと言える。

他方で、上記の透明性の目的という切り口ではなく、透明性の対象という切り口で見れば、米ソ・米露間では、データ交換やミサイル発射事前通告制度のように、主に定量的情報と行為情報が発展したが、意図情報については初期のホットライン協定や近年の戦略的安定性に関する二国間対話等に留まった。これは、米ソ・米露間の核戦略関係が、戦略的安定性を基礎とし、基本的に検証制度を内包する核軍備管理・軍縮条約の構築を中心に発展したことが要因と考えられる。すなわち、上述のとおり、核戦力の構成が、核軍備管理・軍縮条約によって戦略的安定性の2大要素である危機安定性と軍備競争安定性の両面に対処する形で規定されてきたことから、戦略的安定性は十分に確保されており（少なくとも、そう信じられており）、危機時における短期的な意図情報の意思疎通のためのホットライン協定を除いて、より中長期的な核戦略やドクトリンといった意図情報については当面の必要性がなかったということであろう。

（2）透明性措置の多様化と対象の拡大

米ソ・米露の二国間の核軍備管理・軍縮交渉の歴史において、透明性措置は基本的に進化する傾向にある。米ソの最初の核軍備管理条約であるSALT Iでは、その後の条約に盛り込まれたデータ交換といった透明性措置は組み込まれず、限定的なものに留まった。例えば、条約上の義務の遵守状況を検証するための人工衛星等を用いた各国のNTMを妨害してはならないといった規定が盛り込まれた程度であった。また、条約に基づいて設置された常設協議委員会で、何らかの履行上の問題が生じれば条約当事国間で協議し、相手国の履行状況や履行との関連での意図を把握することが可能となったが、一般的な協議の制度に留まった。しかし、これらは、その後の透明性措置の進化の基礎をなすものであった。

まず、SALT IIでは、署名時に米ソそれぞれの保有数に関するデータを相互に交換した。SALT IIは最終的に発効せず、データは更新されなかったものの、米ソ間で初めてデータ交換がなされたことは画期的であった。更に、SALT IIでは、それまでの米ソ核戦争危険減少協定等におけるミサイル発射の事前通告制度を発展させた。その後のINF全廃条約、地下核実験制限条約、START I・II、新STARTでは、現地査察制度も導入され、データベースや通告制度の対象が更に詳細にわたって具体化・拡大していったことは上述のとおり明らかである。なお、通告制度については、SALT IIでは条約や議

¹⁸⁶ ウルフスタル氏へのインタビュー。

定書といった法的拘束力のある文書そのものではなく、附属の合意声明や共通理解において規定されたが、S T A R T以降では法的拘束力のある通告議定書で詳細に規定された。

まとめると、米ソ・米露間における透明性措置は、①各国の衛星といったN T Mの許容と一般的な協議、②データ交換・データベース構築と通告制度、③現地査察制度という大まかな流れで多様化する中で、それぞれの透明性措置の対象も具体化・拡大していったと言える。

(3) データ交換メカニズムの進化

透明性措置の中核的な措置の一つであるデータ交換を履行するメカニズムも同時に進化していった。まず、データ交換と通告制度が初めて規定されたS A L T IIでは、条約に基づいて設置された二国間の常設協議委員会を通じてデータ交換と通告が行われることとされた。S A L T Iでも設置された常設協議委員会は、当初は条約の規定の目的及びその履行を促進するという目的のために、何らかの履行上の問題が生じれば条約当事国間で協議し、相手国の履行状況や意図を把握する程度のメカニズムであった。それがS A L T IIでは、データ交換と通告を実際に行う場としての機能も付与された。更に、上記2.(11)のとおり、核危険低減センターが設置されるに至り、I N F全廃条約以降、日々のデータ交換や通告といった核軍備管理・軍縮条約関連の透明性措置は同センターを通じて行われることとなった。

まとめると、透明性のメカニズムは、①条約に基づいて設置される二国間の協議委員会が、当初は一般的な協議の場に過ぎなかったものが、具体的なデータ交換や通告を実施する場として進化し、②その後、上記4.(2)のとおり透明性措置が深化する中で、日々のデータ交換や通告の実施に特化したプラットフォームとしての核危険低減センターの設置に至った。

(4) 義務的・必要最小限の透明性

米ソ・米露間における透明性措置が進化する方向にあったとは言え、核軍備管理・軍縮条約における透明性措置は、条約上の義務の遵守状況を確認・検証するために必要最小限の透明性措置のみを盛り込むというのが基本的な考え方であった。例えば、S A L T Iは、(1972年7月1日時点での)現状以上に戦略核兵器を増加させないというある意味で量的規制であったが、少なくともI C B Mについては、ソ連の反対により、条約の中に現状を示す数字を盛り込むことができなかった。しかし、条約上の義務の遵守を検証するのに必要な最小限の透明性措置として、人工衛星等を用いたN T Mによる検証の権利を認め、妨害を禁じた。逆に言えば、現状凍結を義務づけたI C B Mについては、N T

Mによって新たなICBMを配備していないか確認できるので、現状の配備数に関する情報を相互に提供する必要がなかった。しかし、ICBMからSLBMへの転換を促すことが主目的の一つであったSALT Iでは、SLBMについては、一定の範囲での追加的な建造を認めた。「追加的」な建造を認めつつ、上限を明確にする必要性から、上限の数値が議定書の中に明記された。加えて、現状についても、どの水準から上を「追加的」とみなすかを数値で示すことによって、間接的ながら示された。これは、透明性措置に対しては基本的には消極的でありながらも、米ソの核軍備管理、すなわち戦略的安定性の確保のためであれば、必要最小限の透明性を許容するというスタンスを示している。

こうしたスタンスはその後にも基本的に維持されながら、上記4.(1)で述べたとおり、二国間の透明性措置は進化していった。信頼醸成措置としての側面が強かったSALT IIにおけるデータ交換を除けば、INF全廃条約、地下核実験制限条約、START I・IIにおいて、条約に規定された様々な義務の遵守状況を確認・検証するのに必要な範囲でデータ交換や通告の対象が拡大・深化していった。他方で、STARTから新STARTに移行する段階で、条約の義務が若干緩和された結果、それに合わせて透明性措置も若干簡素になった。このように、その時々において変化する条約上の義務の遵守状況を確認・検証するために必要最小限の義務的な透明性措置を盛り込むことが基本的な原則である。逆に言えば、必要最小限の原則という下でも、核軍備管理・軍縮条約そのものの進展に伴い透明性措置も大きく進展していったのである。

(5) 義務的・必要最小限の透明性から自発的な透明性への進化

米ソ超大国の二極対立構造に基づいた冷戦時代は、上記4.(4)のとおり必要最小限の義務的な透明性措置が基本的な考え方であり、原則として透明性よりも秘匿性が重視された。しかし、冷戦終結後の1990年代には、安全保障に悪影響を与えない範囲であれば、可能な限り透明性を確保すべきとの考え方に変化していった。特に、核軍備管理・軍縮条約の枠外において、HEU透明性プログラムや包括的な透明性レジーム構想、更には相互主義を前提としない自国のみによる一方的な透明性措置等、自発的な透明性措置の動きが活発となった。そうした透明性措置が想定する透明性のレベルは、核軍備管理・軍縮条約で必要とされる透明性のレベルを超えていたため、上記4.(2)や4.(3)のような形で条約の中で合意することが難しいものであった。長年にわたって核軍備管理・軍縮条約における透明性措置は進化してきたものの、基本的には上記4.(4)のとおり条約上の義務の遵守状況を確認・検証するために必要性最小限の透明性措置という考え方が根底にあった。それに対して、上記3.の様々な構想は、条約に取り込むことができる必要最小限以上の透明性のレベ

ルを超えるものであった。こうして冷戦後において隆盛してきた透明性は、二国間の核軍備管理・軍縮条約の枠外における自発的措置として進展していった。また、米国が始めた自発的・包括的な透明性措置は米露二国間では大きく進展しなかったものの、英国による自発的措置の契機ともなり、その後第4章及び第5章で詳述する多国間フォーラムにおける透明性の議論の発展に大きく影響を及ぼすものとなっていったと言える。

こうした変化は、核軍備管理・軍縮条約の枠外が中心ではあったものの、枠内においても一定程度同様の動きが見られている。例えば、A B M条約の関連文書では、様々な自発的な透明性措置が合意された。これら透明性措置は、同条約の義務の遵守を検証するという側面は否定されないが、同条約では戦略防衛と非戦略防衛の区別が明確でなかったことから、それら透明性措置は法的には同条約の義務の遵守を検証するという位置づけとはならない。むしろ、非戦略弾道ミサイル防衛の開発・配備の必要性が高まる中で、同条約をめぐる相互の信頼関係を構築し、同条約を破棄せず維持することを目的とした。

また、S T A R Tでは、弾道ミサイルの飛翔実験中に出されるテレメトリー情報の暗号化を含めテレメトリー情報へのアクセスを否定するような措置を禁止した。また、テレメトリー情報が記録されたテープの交換も合意された。S T A R Tが投射重量を規制対象としており、また、弾頭数の制限方法として、それぞれの型の弾道ミサイルの搭載可能な最大再突入体数を基礎に一定の計算ルールを設定していたため、条約上の義務の遵守状況を検証するにはテレメトリー情報を必要としていた。S T A R Tの時代には、米国は露が未だ核戦力を増強させており、秘密裏により巨大な投射重量の新型弾道ミサイルを開発・配備するのではないかと懸念を持っていたことから、そのような秘密裏の開発・配備を防ぐべくテレメトリーの暗号化を禁止した。しかし、新S T A R Tの時代には、米国は、露はもはや核戦力の増強は行っておらずむしろ縮小しようとしていると判断し、投射重量の規制は論点とならなかった¹⁸⁷。また、弾頭数は、実際に搭載されている弾頭数を規制対象とし、その検証も実際に搭載されている弾頭数を確認することとなった。そのため、新S T A R Tでは、条約上の義務の遵守状況を検証するための手段として、テレメトリー情報は必ずしも必要ではなかった。しかし、信頼醸成の目的のために、毎年5回以内のI C B M・S L B Mの発射に関するテレメトリー情報を交換することが合意された¹⁸⁸。このように、軍備管理・軍縮条約の枠内においても、必ずしも条約上の義務を確認・検証するために必要という訳ではないという意味での自発的な透明性措置が盛り込まれるようになっていく。

¹⁸⁷ ブルックス氏へのインタビュー、2017年9月23日。

¹⁸⁸ Amy Woolf, "Monitoring and Verification in Arms Control," pp.60-65.

(6) 二国間における透明性から国際社会に対する透明性へ

もともと米ソ・米露間の透明性措置は、ホットラインでのやり取りをはじめ、データ交換、通告制度、査察制度のいずれも二国間における透明性に限定されていた。それでも、保有総数といった一般的なデータについては、SALT Iの時代から部分的ながら対外的にわかるような形となっていた。SALT IIについても署名時点で交換された保有総数に関するデータは条文と共に公開された。START Iにおけるデータ交換については、地理的座標と施設の設計図といった軍事的にも機微な情報以外は基本的に公開の権利が認められ、実際に公開されていた。こうした対外的な透明性、いわば国際社会に対する透明性は基本的に交換されたデータの一部に限られているが、それでも、こうした流れは、新STARTにおいても、上記2.(10)のとおり若干の後退が見られたと言えなくもないものの、基本的には受け継がれた。

更に、条約の枠外での構築が試みられたが実現しなかった包括的レジームの代わりに、1990年代後半、米国は核兵器用のHEUやプルトニウムの生産量等を一気に公開する等、一方的な形で国際社会に対する透明性を発揮するようになった。これは、露をはじめ他の核兵器国に透明性を発揮するよう迫ることができるよう、米国として模範を示そうとした結果である。その後も、2010年のNPT再検討会議で核兵器の備蓄数に関する初めての情報公開とその後のアップデートも同様の考え方に基づいている¹⁸⁹。

¹⁸⁹ 本章3.(3)及び第6章1.(3)参照。ウルフスタル氏へのインタビュー。

		協議	情報の開示・交換										監察・査察				
			戦略やドクトリン等の意図情報	保有数等の定量的情報							特定の軍事上の行為情報	データ交換メカニズム	自発的訪問	現地査察			
		核兵器に関連する安全保障戦略・ドクトリン	核戦力の整備計画	保有や配備している核弾頭の種類・数	保有や配備している運搬手段の種類・数	解体や廃棄した核弾頭や運搬手段の種類・数	生産した核分裂性物質の種類・量	核兵器関連の予算	核実験の場所・規模等	ミサイル発射事前通報							
条約以前	ホットライン協定	○															
	核戦争勃発危険低減協定												○（ミサイル発射の事前通告）				
軍備管	SALT I	○ (常設協議委員会)				△ (SLBMの保有数のみ)	△ (新たなSLBMに代替さ										

理・軍縮条約							れる旧型 I C B M 発射基又は旧型潜水艦の発射基の解体・破壊の適時の通告)							
	SALT II	○ (常設協議委員会)				△ (I C B M と S L B M について、発射基のみ。ミサイルと弾頭はなし。具体的には、①発射基総数、②固定型発射基数、③多弾頭化された I C B M / S L B M の発射基数) (爆撃機については、爆撃機とミサイルの	△ (戦略攻撃兵器の代替、転換、解体、破壊を年に 2 回通告)				△ (I C B M の発射の事前通告)	△ (年 2 回の更新) (常設協議委員会)		

						み。弾頭はなし。具体的には、爆撃機：①巡航ミサイル搭載爆撃機数、②空対地弾道ミサイル搭載爆撃機数。ミサイル：①ASBM総数、②多弾頭化されたASBM数)								
INF 全廃条約	○ (特別検証委員会)				○	△ (核弾頭は対象外)				△ (廃棄のための発射)	○ (核危険低減センター)		○	
地下核実験制限条約／平和目的地下核爆発条約	○ (二国間協議委員会／合同協議委員会)								○		○ (核危険低減センター)		○	
START I	○ (合同遵守)			○	○ (ICBMに	○ (転換・廃棄の				○ (原型IC	○ (・年2回		○	

		査察委員会)			<p>について、ICBMの型毎に発射基、ミサイル、弾頭。</p> <p>具体的には、発射基：①配備ICBM発射基数、②配備重ICBM発射基数、③非配備移動式ICBM発射基数等。</p> <p>ミサイル：①配備ICBM数、②配備重ICBM数、③移動式ICBM発射基用の非配備ICBM数、</p>	<p>物体の数、型、カテゴリー、場所等：実行の意図（開始30日前）、転換・廃棄開始（5日以内事後）、完了（5日以内事後）、予定（年次）</p>			<p>BM・SLBMの飛翔実験¹⁹⁰（予定日、発射地点、落下地点、テレメトリー周波数等を24時間前）</p>	<p>の更新</p> <p>・条約制限対象物については変更が生じて5日以内に更新・一部を除いて公開可（核危険低減センター）</p>		
--	--	--------	--	--	--	---	--	--	---	---	--	--

¹⁹⁰ 原型ICBM・SLBM以外の発射については、1988年の米ソICBM・SLMB発射通告協定に基づいて、同様に通告することとなっている。

					<p>④技術データ (段数、全長、 直径等)等。</p> <p>弾頭:①配備 I C B Mへの帰 属弾頭数、②移 動式発射基用 の配備 I C B Mへの帰属弾 頭数、③配備重 I C B Mへの 帰属弾頭数。</p> <p>S L B Mにつ いて、潜水艦基 地毎に潜水艦 の型、数、名称 等の他、S L B Mの型毎に発 射基、ミサイ ル、弾頭。</p>									
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

					<p>具体的には、発射基：配備SLBM発射基数。</p> <p>ミサイル：①配備SLBM数、②技術データ（段数、全長、直径等）等）</p> <p>弾頭：配備SLBMへの帰属弾頭数。</p> <p>重爆撃機について、重爆撃機の型毎に、重爆撃機、ミサイル、弾頭。</p> <p>具体的には、重爆撃機について、重爆撃機の</p>								
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

					<p>基地毎：①配備重爆撃機数、②長距離核弾頭搭載空中発射型巡航ミサイル装備の重爆撃機数、③長距離核弾頭搭載空中発射型巡航ミサイル以外の核兵器装備の重爆撃機数。</p> <p>ミサイル：①装備されている長距離核ALCMの種類、②長距離核ALCMの実際の最大装備数、③外付けジョイントに搭載さ</p>									
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

					<p>れている長距離核 ALCM の最大数、④技術データ（最大全長、横断面の最大の長さ、最大翼幅等）等。</p> <p>弾頭：①配備重爆撃機への帰属弾頭数、②長距離核弾頭搭載空中発射型巡航ミサイル装備の重爆撃機への帰属弾頭数、③長距離核弾頭搭載空中発射型巡航ミサイル以外の核兵器装備の重爆撃機への帰属弾頭</p>								
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

					数。)								
START II	○ (START Iに同じ)			○	○ (START Iに同じ)	○ (START Iに同じ)				○ (START Iに同じ)	○ (START Iに同じ)		○
ABM 関連追加合意文書	○ (常設協議委員会)	△ (迎撃システムの運用の一般概念)	○ (ミサイル防衛システムの計画等)							○ (迎撃ミサイルの発射)	○ (核危険低減センター)		
モスクワ条約	○ (二国間履行委員会)												
新 START	○ (二国間協議委員会)			○	○ (ICBMについて、ICBMの型毎に発射基、ミサイル、弾頭。 具体的には、発射基:①配備ICBM発射基	○ (転換、廃棄の実行の意図(開始30日前)、 転換・廃棄開始(5日以内事後)、完了(5日以内)、予定(年次))				○ (原型ICBM・SLBMの発射(予定日、発射地点、落下地点等を24時間前)	○ (・年2回の更新 ・条約制限対象物については、弾頭(年2回の更新のみ)を除いて、変更が		○

					<p>数、②非配備 I C B M 発射基 数（移動式、サイロ型のいずれも）。</p> <p>ミサイル：①配備 I C B M 数、 ②非配備 I C B M 数、③技術データ（段数、全長、直径等）（移動式、サイロ型のいずれも）。</p> <p>弾頭：配備 I C B M 搭載の弾頭数（移動式、サイロ型のいずれも）。</p> <p>S L B M につ</p>						<p>生じて 5 日以内に更新 ・全体の総数を除いて、公開の可否や範囲について二国間協議委員会で合意する必要あり (核危険低減センター)</p>	
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

					<p>いて、潜水艦基地毎に潜水艦の型、数、名称等の他、SLBMの型毎に発射基、ミサイル、弾頭。</p> <p>具体的には、発射基：①配備SLBM発射基数、②非配備SLBM発射基数。</p> <p>ミサイル：①配備SLBM数、②非配備SLBM数、③技術データ（段数、全長、直径等）。</p> <p>弾頭：配備SL</p>								
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

						<p>B M搭載の弾頭数。</p> <p>重爆撃機について、重爆撃機の型毎に重爆撃機、弾頭。</p> <p>具体的には、重爆撃機について、重爆撃機の基地毎：①配備重爆撃機数、②非配備重爆撃機数、③非核武器装備の重爆撃機数。</p> <p>弾頭：配備重爆撃機に搭載されている計算上の弾頭数)。</p>								
条	高濃縮ウラ							△						○

約 の 枠 外	ン透明性プログラム						(高濃縮ウランのみ)						
	包括的透明性レジーム構想			○		○	○					○	○
	一方的措置			○		○	○		○				
	米露戦略対話	○	?										

表 3 - 1 : 米ソ・米露の核軍備管理・軍縮における透明性措置

5. まとめ

米ソ・米露の核軍備管理・軍縮においても、第2章で示した軍備管理・軍縮一般と同様に、透明性の用語自体は冷戦直後頃から使われ始めたが、実際には冷戦期から実質的な透明性措置は実施されていた。欧州の通常兵器の軍備管理・軍縮においては第2章で述べたとおり北大西洋条約機構（NATO）とワルシャワ条約機構間の相互・均衡兵力削減（MBFR）交渉が頓挫する中で軍備管理・軍縮の代替策として始まった透明性措置であったが、米ソ・米露の核軍備管理・軍縮ではキューバ危機を契機として危機管理のための信頼醸成措置としての透明性措置から始まった。最初の始まりに違いがあったことを除けば、その後の信頼醸成措置としての透明性措置から検証措置としての透明性措置へという流れは同様である。米露間では、更に、核軍備管理・軍縮を促進するための透明性措置が試みられたこともあった。規範性について、上記のとおり米ソ・米露の透明性措置は信頼醸成措置や検証措置として主に条約の形で盛り込まれたことから、必ずしも既にある規範として盛り込まれた訳ではないが、長年にわたって法的拘束力を有する条約に基づいて実施されてきた結果、規範としての性格は強まってきたと言えよう。

また、欧州における通常兵器の軍備管理・軍縮と同様、米ソ・米露の核軍備管理・軍縮においても透明性措置は多様化・深化していった。その方向性は完全には一致している訳ではないものの概ね同様の流れを辿っている。まず、欧州と同様に、米ソ・米露においても、表面的に見えやすい行為情報に関する透明性措置から始まり、徐々に定量的情報に関する透明性措置、最終的には欧州の通常兵器ほどのしっかりしたものではないが一定の意図情報というように、表面的にはより見えにくい情報に関する透明性措置がとられるようになった。これは、上記4.（1）で既述のとおり、米ソ・米露間の核戦略関係が戦略的安定性を基礎とし、検証制度を内包する核軍備管理・軍縮条約の構築を中心に発展したことから、表面的に見えやすい行為情報や客観的に測定可能な定量的情報が米ソ・米露間の透明性措置の中心をなしたと考えられる。

交換する情報の対象の拡大や情報交換のためのメカニズムの充実化も同様の流れを辿っている。透明性における主な原則との関係では、安全保障との関係は第6章で論じるが、公開性は米ソ・米露の核軍備管理・軍縮において一定の範囲で適用されていた。比較可能性についても、米ソ・米露の間で必ずしも明示的に意識されていた訳ではないと思われるが、特定のフォーマットでデータ交換が行われていたことから実質的に担保されていたと言える。

第4章 NPTにおける透明性：NPT成立期から2010年NPT再検討会議まで

第2章で概観した軍備管理・軍縮一般における透明性及び第3章で概観した米ソ・米露二国間の透明性を踏まえ、第4章及び第5章で多国間関係における透明性を論じる。第4章及び第5章では、核軍縮に関する代表的な多国間枠組みとしての核兵器不拡散条約（NPT）における透明性に関する議論の趨勢を捉える。NPTは1970年に発効して以来、条約第8条3項に基づいて、5年毎の再検討会議において条約の運用を再検討しつつ、将来のNPT体制のあり方について合意を試みてきた。しかし、NPTにおいては、核兵器国と非核兵器国、また、非核兵器国の中でも、核兵器国と同盟している国としていない国等、利害が多様であることから合意は毎回困難を極めている。本論文の執筆時点で直近の実質的合意は、2015年再検討会議が合意に失敗したことから、2010年再検討会議で合意された行動計画である。2010年行動計画は、長年のNPTの歴史の中でもNPTに関わるほぼすべての論点にわたって包括的な合意がなされた稀有な例であり、その後のNPT体制の重要な基礎となるものである¹⁹¹。そこで、NPTについては、2010年再検討会議を区切りとして、まず、第4章において、1975年の第1回再検討会議から2010年再検討会議までの議論の流れを概観した上で、第5章で、そうした議論が直近の2015年NPT再検討プロセス及び2020年再検討プロセスにどのような形で現れてきているかを概観することとする。本章において2010年再検討会議までの議論の流れを概観するに際しては、合意文書における透明性の扱い（下記1.）、実際の議論における透明性の扱い（下記2.）、透明性と密接に関連する報告メカニズム（下記3.）について概観する。

1. 合意文書における透明性

（1）2000年再検討会議

1968年に署名され、1970年に発効したNPTは、第8条3項に基づいて5年毎に再検討会議が開催されてきた¹⁹²。これまで9回開催されてきた再

¹⁹¹ 例えば、Jayantha Dhanapala, “Evaluating the 2010 NPT Review Conference,” *Special Report 258* (Washington DC: United States Institute of Peace, October 2010). <<http://www.nautilus.org/wp-content/uploads/2011/12/Dhanapala-SR258-Evaluating-the-2010-NPT-Review-Conference.pdf>>; Rebecca Johnson, “Assessing the 2010 NPT Review Conference,” *Bulletin of Atomic Scientists*, Vol.66, No. 4 (2010), pp.1-10.

¹⁹² NPT第8条3項は、「条約発効から5年後に条約の運用を再検討する会議を開催する。」とのみ規定しており、5年毎の再検討会議の自動的な開催を規定している訳ではない。したがって、厳密には、1970年の再検討会議のみが条約上の義務に基づく会議であるが、実際には、1995年の再検討・延長会議までは、各再検討会議において5年後の再検討会議

検討会議において、実質事項にかかる合意ができたのは5回であるが、核軍縮関連で「透明性(transparency)」という文言が合意されたのは、2000年再検討会議が最初である¹⁹³。核軍縮にかかる「13措置」において次のとおり合意された。

「核兵器能力及び条約第6条に基づく合意の実施に関する、また、核軍縮の更なる進展を支援するための自発的な信頼醸成措置としての核兵器国による透明性の向上」¹⁹⁴（注：下線は筆者による追加。以下同じ。）

これは、13措置の第9項である「国際的安定を促進する方法で、また、すべての国にとって損なわれない安全保障の原則に基づいてなされる核軍縮につながるすべての核兵器国による措置」¹⁹⁵の一つとして合意されたものである。

このNPTで最初に核軍縮分野において「透明性」という文言が合意された短い一文には幾つかの意味が込められており、その後の透明性に関する議論の方向性を示す重要な文言となっている。まず、透明性の対象については、核兵器国の「核兵器能力」と核軍縮に関する「実施」状況の2点が合意された。いずれもそれらの具体的内容までは合意されていないが、「核兵器能力」としては、例えば、核兵器国が保有・配備する核兵器の数や核分裂性物質の生産量などが挙げられる。核軍縮の「実施」状況としては、核兵器の削減数などが挙げられる。これは、NPTが5か国のみに核兵器保有を認める以上、それら核兵器国が条約第6条及び同条の下で合意された核軍縮措置を誠実に実施しているのかについて核兵器国が非核兵器国に対して負う説明責任(accountability)（下記2.(2)）としての（主に定量的情報に関する）透明性と言える。

次に、透明性の性格として「自発的な」ものであることが明記された。これ

の開催に合意することで、5年毎の再検討会議が開催されてきた。1995年の再検討・延長会議以降は、同会議において、再検討プロセス強化に関する決定がなされ、5年毎に再検討会議を開催することが原則として合意されたことから、各再検討会議において5年後の再検討会議の開催に合意することなく、自動的に再検討会議が開催されている。

¹⁹³ 「透明性」という文言が初めてNPTの合意文書に登場したのは、1995年再検討・延長会議で採択された決定2「核不拡散及び軍縮のための原則と目標」であるが、そこでは核軍縮ではなく、「原子力関連の輸出管理は、すべての関心ある締約国による対話と協力の枠組みの中で促進されるべきである。」（第17項）と、輸出管理の文脈で用いられている。“Decision 2: Principles and Objectives for Nuclear Non-Proliferation and Disarmament,” in *Final Document of the 1995 Review and Extension Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part I* (NPT/CONF.1995/32, Part I: May 12, 1995), p.12.

¹⁹⁴ *Final Document of the 2000 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Parts I and II* (NPT/CONF.2000/28, Parts I and II: May 19, 2000), p.15.

¹⁹⁵ Ibid.

は、「透明性」に反発する中国の強い主張によって盛り込まれたものと見られる¹⁹⁶。最後に、透明性を向上することは、核兵器国が更なる核軍縮を進めるにあたっての「信頼醸成措置」であるとの意義づけがなされた。透明性の向上が信頼醸成措置であるとの位置づけは、透明性の向上は自国の核抑止力を損なうものとして透明性に後ろ向きの姿勢を示す中国（第6章3. で詳述）との対比で、重要な意味をもっている。

また、13措置の第12項では、核軍縮義務を定めた条約第6条の実施状況に関する「定期報告」が合意された¹⁹⁷。ここでは「透明性」という文言そのものは用いられていないが、核兵器国が第6条の核軍縮義務をどのように実施しているのかについて定期的に報告することが求められた。上述の第9項において、「条約第6条に基づく合意の実施」が透明性の対象の一つとされていることから、第12項での「定期報告」は、第9項での核兵器国の説明責任としての「透明性」を具体的に実施するものと言える。その意味で、第12項での「定期報告」は透明性に関連したものと言える。

(2) 2010年再検討会議

2010年再検討会議で合意された行動計画では、4カ所で「透明性」について言及されている。まず、行動2では、次のとおり、核軍縮の3原則の一つとして検証可能性及び不可逆性と共に透明性が挙げられた。

「行動2：すべての締約国は、条約の義務の実施に関連して、不可逆性、検証可能性及び透明性の原則を適用することを約束する。」¹⁹⁸

行動5では、核兵器国が実施すべき具体的な核軍縮措置の一つとして透明性の向上が挙げられた。

「行動5：核兵器国は、国際的安定、平和、損なわれない安全保障、及び安全保障の向上を促進する方法で、2000年再検討会議の最終文書に含まれる核軍縮につながる措置の具体的進展を加速することを約束する。そのために、核兵器国は、就中、次の点を目指して迅速に関与することが求

¹⁹⁶ Camille Grand, “Nuclear weapon states and the transparency dilemma,” in *Transparency in Nuclear Warheads and Materials: The Political and Technical Dimensions*, ed. Nicholas Zarimpas (New York: Oxford University Press, 2003), p.38.

¹⁹⁷ *Final Document of the 2000 Review Conference, Parts I and II*, p.15.

¹⁹⁸ “Conclusions and recommendations for follow-on actions,” in *Final Document of the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Volume I* (NPT/CONF.2010/50, Vol. I*: May 28, 2010), p.20.

められる。

(g) : 更に透明性を拡大し、相互の信頼を向上する。」¹⁹⁹

行動19では、透明性の向上のために、市民社会との協力が必要であるとされた。

「行動19：すべての国は、信頼を向上させ、透明性を改善し、核軍縮に関連した効率的な検証能力を開発するための、政府、国連、その他の国際・地域機関及び市民社会の間の支援的な協力の重要性に合意した。」²⁰⁰

この行動19が属するセクション（核軍縮を支援するためのその他の措置）の冒頭においても、透明性が言及されている。

「会議は、核軍縮と核兵器のない平和で安全な世界の達成のためには、開放性と協力が必要であることを認識し、透明性の向上と効果的な検証を通じた信頼の向上の重要性を確認する。」²⁰¹

以上のとおり、2010年の行動計画では4カ所で透明性への言及がなされているが、2000年の13措置の第12項と同様、透明性の具体的な実施態様としての報告についても3か所で合意された。まず、行動5で、核兵器国が実施すべき具体的な核軍縮措置に関する実施状況について2014年に開催される2015年再検討会議第3回準備委員会で報告することが求められた。更に、行動20では、行動計画全体の実施状況に関し、定期的な報告をすることが求められた。この点は、2000年の合意とほぼ同じである。行動21では、「すべての核兵器国は、報告のための標準フォームに可能な限り早期に合意」することが促された²⁰²。

(3) 第1回再検討会議（1975年）

核軍縮関連で「透明性」の文言が初めて合意されたのは、上記1.(1)のとおり、2000年再検討会議であるが、透明性の具体的な実施と位置付けることのできる報告に関連して、2000年以前では、1975年の第1回再検討会議の最終宣言で核軍縮関連の「情報提供」の重要性が言及されている。

¹⁹⁹ Ibid., p.21.

²⁰⁰ Ibid., p.24.

²⁰¹ Ibid, p.24.

²⁰² Ibid., p.21, p.24.

「会議は、軍縮が一般的な関心事項であることから、条約第6条の目的の達成のためには、軍備競争及び軍縮の分野での状況に関して、すべての政府及び人民に対する情報提供が非常に重要であるとの見解を示す。したがって、会議は、条約第6条の達成のための進展についてすべての政府及び世界の世論が適切に情報提供されるよう、国連に対して、軍縮問題の情報の収集、編集及び提供のための既存の仕組みの改善のための方途を検討するよう請う。」²⁰³

ここでは「報告」という表現は用いられず、また、情報提供の重要性の指摘と情報収集の方法について国連に検討を促すに留まっているが、この文言は、ルーマニアの提案と、それに対するソ連の反対という背景の下、両者の妥協の産物の結果と思われる。この再検討会議において、ルーマニアは、条約第6条に関する決議案を提出しており、同決議案の第2パラには次の文言が盛り込まれている。

「(会議は)すべての政府及び国際世論が条約第6条の達成のための進展について適切に情報提供されるよう、国連の枠組みの中に、軍備と軍縮問題に関する情報の検索・配布及び評価・分析のためのシステムを構築することが必要であると考える。」²⁰⁴

この文言の前半は、先の合意された文言とほぼ同じであることから、最終宣言の文言がルーマニア提案を基礎としていることが見てとれる。このルーマニア提案を基礎としたと考えられる最終宣言の上記文言については、ソ連が、最終宣言にかかる解釈宣言において、既存の国連組織で十分に各国及び国際世論に情報を提供できているとして、公式に反対を表明している²⁰⁵。これは、第3章の米ソ・米露の二国間の透明性措置で言えば、国家技術手段（NTM）を認めただこと以外に実質的には透明性措置が盛り込まれなかった最初の核軍備管理・軍縮条約である戦略攻撃兵器制限暫定協定（SALT I）（1972年署名）と、データ交換や通告といった多くの透明性措置が合意された戦略攻撃兵器制限条約（SALT II）（1979年署名）の間の出来事である。

²⁰³ “Final Declaration,” in *Annex I (Final Declaration of the Conference) of Final Document of the Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part I* (NPT/CONF/35/I: May 30, 1975), p.9.

²⁰⁴ “Draft Resolution on Article VI: submitted by Romania” (NPT/CONF/C.I/L.3), in *Annex II (Interpretative Statements in connexion with Final Declaration) of Final Document of the Review Conference, Part I*, p.15.

²⁰⁵ “Union of Soviet Socialist Republics,” in *Ibid.*, p.30.

いずれにせよ、2000年以降の透明性や報告の議論に繋がる萌芽が条約発効からわずか5年後に見られることは興味深い。「透明性」や「報告」という文言が合意文書に現れるには2000年再検討会議まで待つ必要があるが、「報告」の考え方は、1985年の第3回再検討会議以降の各再検討会議において米国、ソ連及び英国の3核兵器国²⁰⁶がNPTの各条文の実施状況について情報を提供するという形で現れた。これは、再検討会議の準備委員会が核兵器国に対して、「特に第6条を含む、条約の様々な条文の実施に関する情報を再検討会議に十分先だって提供するよう請う²⁰⁷」たことへの核兵器国側の対応である。この時点で、条約第6条の核軍縮が既にこうした「情報提供」の主たる対象の中心であったことがわかる（詳細は下記3.（1）参照）。

2. 透明性に関する議論の概観

（1）総論

1975年の第1回再検討会議から2010年再検討会議までの透明性に関する締約国の議論を分析すると、表4-1のとおり、透明性に関する議論が全体として増加傾向にあることがわかる。また、当初は、核不拡散の文脈で透明性が議論されることが多かったが、再検討会議を重ねるごとに核軍縮の文脈で議論されることが比較的多くなっている²⁰⁸。更に、当初は一般的な表現で透明性の必要性が訴えられるに過ぎなかったが、再検討会議を重ねるごとに透明性を求める対象がより具体的になってきている。

第1回再検討会議（1975年）から第3回再検討会議（1985年）までは、「透明性」という文言は合意文書のみならず、各国の発言記録や提出文書にも一切現れていない。1990年の第4回再検討会議で初めて「透明性」という文言が発言記録や提出文書に現れている。同再検討会議での透明性に関する言及の全体の数が少ないため必ずしも一定の傾向を示すとは限らないが、発言記録においては、核不拡散の文脈で述べられたのが5か所であるのに対して、核軍縮の文脈では1か所のみであった。

²⁰⁶ 条約第9条3項に基づいて「核兵器国」として認められているその他の核兵器国である中国と仏は、いずれも1992年にNPTに加入したことから、1990年の第4回再検討会議までは米国、ソ連及び英国の3か国のみが条約を締結していた核兵器国としてかかる情報を提供していた。

²⁰⁷ *Final Document of the Third Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part I* (NPT/CONF.III/64/I: September 21, 1985), p.3; *Final Document of the Fourth Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part I* (NPT/CONF.IV/45/I: September 14, 1990), p.3.

²⁰⁸ 本研究の対象は、核軍縮分野における透明性であるが、本章では、NPTでの透明性に関する議論の変化をより明らかにするために、核不拡散分野における透明性に関する議論についても触れている。

上記1.(1)のとおり、核軍縮の文脈で透明性という文言が初めて合意されたのは、2000年再検討会議が初めてであるが、「透明性」という文言が初めてNPTの合意文書に現れたのは、1995年再検討・延長会議であった。ここでは、原子力関連の輸出管理の透明性が求められた。西側先進国を中心としたNPT締約国の一部が、1970年代にザンガー委員会²⁰⁹や原子力供給国グループ(NSG)²¹⁰といった輸出管理レジームを立ち上げて以来、そうした輸出管理の主な対象とされたと認識した途上国を中心に、西側先進国による輸出管理の不透明な実態に不満の声が高まっていた背景がある²¹¹。1995年再検討・延長会議では、核軍縮の文脈での透明性の発言は7か所に過ぎないのに対し、輸出管理をはじめ核不拡散の文脈では33か所でなされた。

2000年再検討会議では一転して、核軍縮の文脈での透明性にかかる発言の回数(26か所)が核不拡散のそれ(6か所)を凌駕した。それだけでなく、非戦略核を含む核兵器の数や核分裂性物質の生産量、核弾頭の解体等、透明性を求める内容が非常に具体的になっている。こうした傾向は、2005年及び2010年再検討会議を通じて、2000年以降も続いている。これは、米ソ・米露二国間の透明性において冷戦後の1993年や1994年頃から「透明性」の文言が初めて登場し、その後、米露二国間でも一般的になっていく傾向と軌を一にしている(第3章参照)。2015年再検討会議第1回準備委員会で、日本とオーストラリアが中心となって設立した非核兵器国10か国による地域横断的なグループである軍縮不拡散イニシアティブ(NPDI)が具体的な項目をリスト化した報告フォーム²¹²を提案したのは、こうした傾向の結実であったと言えよう(NPDIの提案については、第5章1.を参照)。

²⁰⁹ ザンガー委員会は、1970年スイスのザンガー(Claude Zangger)教授の提唱によって設立され、1974年、NPT第3条2項にいう供給の規制の対象となる核物質、設備及び資材の具体的範囲に関するリストを採択。以来、年間1～2回の会合が開催されている。外務省ホームページ参照。<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fukaku/zangger.html>>

²¹⁰ NSGは、1974年のインドの核実験を契機に1978年に設立された。NSGでは、「NSGガイドライン」と呼ばれる原子力資機材・技術の輸出国が守るべき指針に基づいて輸出管理が実施される。外務省ホームページ参照。
<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/nsg/>>

²¹¹ Fritz Schmidt, “NPT Export Controls and the Zangger Committee,” *The Nonproliferation Review*, Vol.7, Issue 3 (2000), pp.136-145.

²¹² 2012年4月、NPDIは、ウィーンで開催された2015年再検討会議第1回準備委員会において「核兵器の透明性」と題した作業文書の中で標準報告フォームを提案した。*Transparency of nuclear weapons: the Non-Proliferation and Disarmament Initiative: Working paper submitted by Australia, Canada, Chile, Germany, Japan, Mexico, the Netherlands, Poland, Turkey and the United Arab Emirates* (NPT/CONF.2015/PC.I/WP.12*: April 20, 2012).

	核軍縮	核不拡散	原子力の平和的利用
第1回(1975年)～第3回(1985年)再検討会議			
合意文書	計0	計0	計0
発言記録	計0	計0	計0
各国提出文書	計0	計0	計0
第4回再検討会議(1990年)			
合意文書	N/A	N/A	N/A
発言記録	計0	計6 核不拡散一般 6	計0
各国提出文書	計1 核軍縮一般 1	計1 保障措置 1	計0
1995年再検討・延長会議			
合意文書	計0	計1 輸出管理 1	計0
発言記録	計6 核軍縮一般 2 核分裂性物質 2 核戦力 1 核分裂性物質備蓄 1	計33 原子力活動 9 輸出管理 8 プルトニウム・高濃縮ウラン 7 核兵器国の原子力活動 3 保障措置 3 原子力政策 1 北朝鮮の核活動 1 IAEA 1	計3 技術移転 2 国際協力 1
各国提出文書	計2 核軍縮一般 1	計5 原子力活動 2	計1 原子力安全 1

	核兵器施設 1	保障措置 1 輸出管理 1 プルトニウム・高濃縮 ウラン 1	
2000年再検討会議			
合意文書	計1 核戦力 1	計3 保障措置 1 プルトニウム・高濃縮 ウラン 1 輸出管理 1	計1 原子力安全 1
発言記録	計26 核軍縮一般 1 2 核戦力 4 核分裂性物質 2 非戦略核 2 核政策 1 核削減 1 核兵器の数 1 核分裂性物質生産量 1 核兵器関連活動 1 核弾頭解体 1	計6 輸出管理 5 核燃料サイクル 1	計1 平和的利用一般 1
各国提出文書	計32 核軍縮一般 5 核分裂性物質 4 核戦力 3 戦略核 3 戦術核 3 核抑止 2 核兵器の運用 2 核実験（施設） 2 核弾頭解体 2 核兵器施設 1 核兵器の備蓄 1	計20 輸出管理 1 2 保障措置 3 原子力活動 2 プルトニウム・高濃縮 ウラン 3	計2 平和的利用一般 1 原子力安全 1

	戦術核解体 1 核削減 1 ドクトリン 1 設計情報 1		
2005年再検 討会議			
合意文書	N/A	N/A	N/A
発言記録	<u>計26</u> 核軍縮3原則 1 1 核軍縮報告 4 核軍縮一般 3 核戦力 2 核兵器・核分裂性物質 の備蓄 2 非戦略核 2 核兵器の運用状態 1 核分裂性物質 1	<u>計20</u> 原子力活動 1 4 輸出管理 3 核不拡散一般 1 プルトニウム・高濃縮 ウラン 1 保障措置 1	<u>計3</u> 放射性物質輸送 3
各国提出文書	<u>計59</u> 核軍縮3原則 2 3 核軍縮一般 1 9 非戦略核 5 核戦力 4 核分裂性物質 4 核分裂性物質生産・保 有量 2 核弾頭の数 1 運搬手段の数 1	<u>計21</u> 平和的利用 1 2 輸出管理 6 保障措置 3	<u>計0</u>
2010年再検 討会議			
合意文書	<u>計5</u> 国家間の透明性・信頼 3 核軍縮3原則 1 核軍縮一般 1	<u>計0</u>	<u>計0</u>

発言記録	<u>計 36</u> 核軍縮一般 14 核軍縮3原則 8 核戦力 5 国家間の透明性・信頼 4 核兵器の備蓄 1 非戦略核 1 核兵器の数 1 報告（核軍縮） 1 核能力の規模 1	<u>計 20</u> 原子力活動 11 輸出管理 3 保障措置 3 I A E A 2 イランの核問題 1	<u>計 3</u> 核物質移転 3
各国提出文書	<u>計 50</u> 核軍縮3原則 13 核軍縮一般 13 核戦力 9 報告（核軍縮） 5 核兵器の備蓄数 2 核分裂性物質備蓄 2 核兵器の機微情報 2 核分裂性物質生産施設 2 ドクトリン 1 核兵器関連活動 1	<u>計 19</u> 輸出管理 6 原子力活動 4 追加議定書 3 イランの原子力活動 3 シリアの原子力活動 2 保障措置 1	<u>計 1</u> 技術協力 1

表4-1 過去のNPT再検討会議における「透明性」に関する言及（単位：か所）（NPTの公式文書を基に筆者作成）²¹³

（2）NPTにおける透明性の意義・位置づけ

戦略的安定性と予測可能性：NPTの議論において核軍縮にかかる透明性が初めて言及されたのは、1990年の第4回再検討会議に米国が提出したNPT上の義務の実施に関する情報においてである。そこで、米国は、1990年5月のワシントンでの米ソ首脳会談での核・宇宙交渉に関する共同声明での次の下りを引用している。

「これらの交渉の目的は、戦争、特に核戦争の勃発のリスクを更に削減す

²¹³ 各再検討会議の公式記録は膨大な分量であるため、見落としがある可能性がある。あくまでも目安としての参考である。

ること、両国の戦略兵器の安定的な削減を通じて、戦略的安定性、透明性及び予測可能性を確保することである。」²¹⁴

ここでの透明性は、両国間の戦略的安定性や予測可能性を確保することと関連づけられている。この1990年の時点においては、後述するNPT特有の文脈における信頼醸成や説明責任といった観点からの透明性ではなく、あくまでも米ソ二国間の透明性の向上が、両国間の戦略的安定性や予測可能性を確保することに資するとの観点からのみ語られていた（二国間の戦略的安定性と透明性の関係については第6章で詳述）。

信頼醸成措置：多国間条約であるNPTの文脈では、1995年再検討・延長会議の頃から核軍縮関連の透明性が言及されるようになったが、当初はその意義や趣旨について特段の説明はなく、単に核軍縮関連の透明性を求めるのみであった。核軍縮における透明性の意義が徐々に語られるようになったのは、2000年再検討会議の頃からである。EUは、同再検討会議に提出したEUの「共通の立場(common position)」において、透明性の向上を「軍縮の更なる進展を支援するための自発的な信頼醸成措置」と位置付けた²¹⁵。誰と誰の信頼なのか、なぜ信頼醸成が必要なのかといった説明はないが、ともかく透明性は「信頼醸成措置」として挙げられた。スイスも、核軍縮を扱う主要委員会Iに提出した作業文書で、透明性を信頼醸成措置として位置付けた²¹⁶。ドイツも、透明性を信頼醸成措置と位置付けた上で、透明性は「相互の信頼及び核軍縮の更なる進展を支援する」とした²¹⁷。仏も、一般討論演説において「軍縮努力を支援するための自発的な信頼醸成措置」と位置付ける発言をした²¹⁸。

²¹⁴ “US Information Pertaining to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons” (NPT/CONF.IV/20), p.21, in *Final Document of the Fourth Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part II* (NPT/CONF.IV/45/II: September 14, 1990), p.42.

²¹⁵ “Note verbale dated 25 April 2000 from the Permanent Mission of Portugal to the United Nations addressed to the Secretariat of the 2000 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons” (NPT/CONF.2000/19), in *Final Document of the 2000 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part III* (NPT/CONF.2000/28, Part III: May 19, 2000), p.352.

²¹⁶ “Elements for a new action plan: Working paper submitted by Switzerland” (NPT/CONF.2000/MC.I/WP.3), in *Ibid.*, p.429.

²¹⁷ “Draft elements on principles to promote nuclear disarmament: Working paper submitted by Germany for Main Committee I” (NPT/CONF.2000/MC.I/WP.8), in *Ibid.*, p.443.

²¹⁸ 2000年再検討会議での仏代表による一般討論演説（2000年4月25日），in *Final Document of the 2000 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part IV* (NPT/CONF.2000/28, Part IV: May 19,

NPT体制の維持（説明責任）：非核兵器国は核兵器国に対して長年にわたって核兵器や核軍縮に関する情報開示を要求してきている。上述のとおり、非核兵器国が核兵器国に対して情報開示を求めるのは、1975年の第1回再検討会議で既にその萌芽は見られ、また、第3回再検討会議以降は、核兵器国に対する正式な要請として情報開示が求められた。「透明性」という言葉自体は用いられなかったものの、情報開示を求めるというのは透明性を求めることと同じことである。これは、NPTが特定の5か国のみに核兵器の保有を法的に認め、他の国には核兵器の保有を禁止するという本来的に差別的な性格を有する条約であることから、非核兵器国からすれば核兵器国に対して核軍縮を要求し、その核軍縮の進展ぶりを測るためにも情報開示を求めるというのは当然の権利だという意識が根底にある。こうした非核兵器国側の思いは、1995年のNPT無期限延長を契機に、特定の5か国にのみ核兵器の保有を法的に認めるというNPTの差別性が永続化されかねないとの懸念から特に強まり、2000年再検討会議では、「説明責任」という概念として透明性の意義が示されるようになった。すなわち、こうした非核兵器国側の懸念に対処し、NPT体制を維持するためには、核兵器国が核軍縮を着実に実施していることが重要であり、そのためには、核兵器国が核軍縮義務の実施にかかる説明責任を果たすことが必要であり、「真の説明責任には、真の透明性が必要である。」²¹⁹との考え方である。

この「説明責任」という考え方は、もともと1995年の無期限延長の際に、複数の観点から提示された概念である。第1に、無期限延長の決定方法として秘密投票とすべきかとの議論がなされた際に、米国やデンマークは、各国が「説明責任」を果たすためにも秘密投票に反対すると主張した²²⁰。ここでは、条約の無期限延長を促すという観点から、「説明責任」という概念を用いている。第2に、ナイジェリアは、無期限延長が決定された後の各国立場表明において、本来は無期限延長ではなく、核兵器国と非核兵器国が共に条約上の義務を完全に実施する関連で「説明責任」を果たすための行動計画と組み合わせられた25年延長とすべきだったと述べた²²¹。ここでは、期限付きではあるが、条約が延長された結果として、すべての締約国がNPT体制を維持するために「説明責

2000), p.34.

²¹⁹ 2000年再検討会議でのカナダ代表の一般討論演説（2000年4月25日），in *Ibid.*，p.32.

²²⁰ 1995年再検討・延長会議での米国代表の一般討論演説（1995年4月19日），in *Final Document of the 1995 Review and Extension Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part III* (NPT/CONF.1995/32, Part III: May 12, 1995), p.53. 同デンマーク代表の一般討論演説（1995年4月20日），in *Ibid.*，p.87.

²²¹ 同ナイジェリア代表の発言（1995年5月11日），in *Ibid.*，p.175.

任」を果たすべきとの考えである。これに対して、カナダは、無期限延長の決定を称賛しつつ、「説明責任を伴った恒久性(permanence with accountability)」という概念を打ち出した²²²。無期限延長は支持しつつも、ナイジェリアと同様、条約の延長の結果として、すべての締約国の「説明責任」を求めている。バングラデシュも同様の考え方を表明している²²³。第3に、イランは、条約を無期限延長した以上、核兵器国側に（核軍縮措置の実施に関する）「説明責任」があると主張した²²⁴。これは、条約の差別性を固定化しかねない無期限延長を決定した以上、核兵器国側にこそ「説明責任」があるとする主張である。

上記の3つの観点のうち、第2と第3の観点においては、条約の（無）期限延長の結果として、「説明責任」が求められる締約国の範囲に違いは見られるが）締約国の条約上の義務の実施状況につき「説明責任」が求められる点は共通している。こうした考え方が、5年毎に開催される再検討プロセスの強化に繋がり、「我々が構築した強化された再検討プロセスにおける、厳重な説明責任が、これまで以上に条約の運用においてより中心的な役割を演じることになろう。」²²⁵という1995年再検討・延長会議の最終日における同会議議長の発言に如実に現れた（再検討プロセスの強化との関係については、下記2.（4）を参照。）。

「説明責任」の考え方が、「透明性」と明確に結び付けられて語られるようになったのは、「真の説明責任には、真の透明性が必要である。」と先述の演説でカナダ代表が述べた2000年再検討会議からである。ナミビアは、核軍縮というNPTの目標を達成するための措置の一つとして、「透明性と説明責任を促進するための核兵器登録制度の構築」を挙げ、具体的な提案をしながら、透明性と説明責任の概念を直接的に関係づけた²²⁶。カナダも同様に、「戦術核を含む、核弾頭の目録(inventories)にかかる完全な説明責任と透明性」を求めた²²⁷。フィンランドやスペインも透明性と説明責任を関連付ける発言を行っている²²⁸。新アジェンダ連合(NAC)²²⁹の作業文書は、「条約上の義務を果たすための締

²²² 同カナダ代表の発言（同日），in *Ibid.*, p.188.

²²³ 同バングラデシュ代表の発言（同日），in *Ibid.*, p.193.

²²⁴ 同イラン代表の発言（同日），in *Ibid.*, p.177.

²²⁵ 同ダナパラ(Jayantha Dhanapala)議長の発言（1995年5月12日），in *Ibid.*, p.214.

²²⁶ 2000年再検討会議でのナミビア代表の一般討論演説（2000年4月27日），in *Final Document of the 2000 Review Conference, Part IV*, p.83.

²²⁷ 同カナダ代表の主要委員会Iでの発言（2000年5月2日），in *Ibid.*, p.152.

²²⁸ *Ibid.*, p.172.

²²⁹ NACは、1998年に印パの核実験を契機に結成された非核兵器国のグループ。2018年末現在、アイルランド、エジプト、南ア、ニュージーランド、ブラジル及びメキシコがメンバー国。結成時に参加していたスロベニアは結成同年の1998年、スウェーデンは2013年に脱退した。

約国の説明責任を確認」するための1つの措置として、「核兵器庫及び核分裂性物質の目録に関する更なる透明性を発揮」することを求めた²³⁰。

2005年再検討会議では、オランダは、自国が提出した条約第6条の実施に関する報告書において、常に「核兵器庫に関する説明責任と透明性の向上」を提唱してきたとして、説明責任と透明性を並べて挙げた²³¹。リトアニアも「説明責任、透明性、不可逆性及び信頼醸成が条約第6条を更に実施する上での不可欠な枠組みを構成する。」と述べた²³²。日本は、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMC T）が、「検証システムを通して核兵器用核分裂性物質の管理の透明性と説明責任を向上させる」とした²³³。NACも、「核兵器庫と軍縮措置の実施につき、透明性及び説明責任を高めるために更なる行動をとる」ことに合意するよう求めた²³⁴。2000年再検討会議の時と比較して、透明性を行うことが説明責任を果たすことそのものであることがより明確にされている。1995年再検討・延長会議で、「説明責任をともった恒久性」という概念を打ち出したカナダも同様に透明性と説明責任の両者をほぼ同義語として扱っている²³⁵。その他、韓国²³⁶、北大西洋条約機構（NATO）加盟の7非核兵器国²³⁷、メキ

²³⁰ “Letter dated 24 April 2000 from the Minister for Foreign Affairs of Mexico addressed to the Secretary-General of the Review Conference” (NPT/CONF.2000/WP.3), in *Final Document of the 2000 Review Conference, Part III*, p.392.

²³¹ “Implementation of article VI of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, taking into account the conclusions in the Final Document of the 2000 Review Conference and paragraph 4 (c) of the 1995 Decision on Principles and Objectives for Nuclear Non-Proliferation and Disarmament: Report submitted by the Netherlands” (NPT/CONF.2005/26), in *Final Document of the 2005 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part II* (NPT/CONF.2005/57, Part II: May 27, 2005), p.363.

²³² “Implementation of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: Report submitted by Lithuania” (NPT/CONF.2005/23), in *Ibid.*, p.343.

²³³ “Further measures to be taken for strengthening the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: Twenty-one Measures for the Twenty-first Century: Working paper submitted by Japan” (NPT/CONF.2005/WP.21**), in *Ibid.*, p.571.

²³⁴ “Working paper on nuclear disarmament for Main Committee I: Recommendations submitted by New Zealand on behalf of Brazil, Egypt, Ireland, Mexico, South Africa and Sweden as members of the New Agenda Coalition” (NPT/CONF.2005/WP.27), in *Ibid.*, p.616.

²³⁵ “Achieving permanence with accountability: Working paper submitted by Canada” (NPT/CONF.2005/WP.39), in *Ibid.*, p.652.

²³⁶ “Views on substantive issues of the 2005 Review Conference: Working paper submitted by the Republic of Korea” (NPT/CONF.2005/WP.42), in *Ibid.*, p.668.

²³⁷ “Working paper submitted by Belgium, Lithuania, the Netherlands, Norway, Spain, Poland and Turkey for consideration at the 2005 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons” (NPT/CONF.2005/WP.35), in *Ibid.*, p.639.

シコ²³⁸、エジプト²³⁹も同様の扱いをしている。2010年再検討会議でも多くの国が引き続き同様の問題提起を行っている。

NPT体制の維持（核兵器国に対する交渉力増大）：NPT体制の維持のためには核兵器国が説明責任を果たす必要があり、そのためには透明性の向上が図られるべきとの上記の考え方の発想と類似するものとして、2000年再検討会議以来、差別的な構造を内包するNPT体制の維持という大義を掲げつつ、透明性を核兵器国に対する交渉力を高めるためのものと位置づける傾向が強まった。これは差別的な構造を内包するNPTに特有の考え方と言える。

例えば、先述のNACは、2000年再検討会議に提出した作業文書において、説明責任に加えて、「条約の目的及びすべての条文の完全な達成及び効果的な実施のために決意をもって進む必要性を確認」することを透明性の目的に加えている²⁴⁰。核軍縮の文脈のみで透明性を位置付けているのであれば、「条約第6条の核軍縮義務を実施するため」とするのが一般的と考えられるが、NACは、敢えて「条約の目的及びすべての条文」の実施のためと位置付けた。これは、例えば、条約第2条や第3条等の非核兵器国が負う核不拡散上の義務も含むものであり、仮に核兵器国が透明性向上を含む核軍縮義務を確実に実施しなければ、非核兵器国としての義務の実施にも影響を及ぼすことを示唆するものである。つまり、核兵器国による核軍縮に関する透明性向上を自らの核不拡散上の義務の実施に結び付けることによって、核兵器国に対する交渉力を高めようとするもので、ここでの透明性は、単なる核軍縮措置の一つではなく、核不拡散を含むNPT全体にかかわり、究極的にはNPTの存続そのものにもかかわるものとして意義づけられていると言える。その意味で、EUが意義づけた「信頼醸成措置」との関連では、透明性向上措置を含む核軍縮措置は、核兵器国と非核兵器国との間の信頼醸成に資するものであると言える。

オランダとノルウェーが提出した作業文書においても、「戦略・非戦略核兵器に関する透明性措置及び核兵器削減に関する情報・意見交換」が、「条約の条文の完全な達成及び効果的な実施」のためと位置付けられており²⁴¹、上記のNA

²³⁸ 2005年再検討会議でのメキシコ代表の一般討論演説（2005年5月3日），in *Final Document of the 2005 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part III* (NPT/CONF.2005/57, Part III: May 27, 2005), p.31.

²³⁹ 同エジプト代表の主要委員会 I での発言（2000年5月19日），in *Ibid.*, pp.151-152.

²⁴⁰ “Letter dated 24 April 2000 from the Minister for Foreign Affairs of Mexico addressed to the Secretary-General of the Review Conference” (NPT/CONF.2000/WP.3), in *Final Document of the 2000 Review Conference, Part III*, p.392.

²⁴¹ “Proposals to improve the effectiveness of the strengthened review process of the Non-Proliferation Treaty, including a programme of action: Working paper submitted by the Netherlands and Norway” (NPT/CONF.2000/WP.7), in *Ibid.*, pp.401-402.

Cと同じような意義付けを行っている。ただし、オランダとノルウェーの場合は、2000年再検討会議で合意すべき事項として核軍縮措置だけを列挙したNACと異なる。NACは、2000年再検討会議で合意すべき事項として核軍縮措置のみを列挙することで、核兵器国が核軍縮措置を実施しなければ、非核兵器国による核不拡散上の義務の実施に影響があり得ることを示唆した。それに対し、オランダとノルウェーは、核軍縮措置と併せて、包括的保障措置協定・追加議定書への遵守や輸出管理といった非核兵器国による核不拡散上の措置も挙げている。したがって、オランダとノルウェーは、核兵器国による核軍縮措置の実施と非核兵器国による核不拡散措置とを必ずしもリンクさせていない点でNACと若干異なると言える。すなわち、オランダとノルウェーの場合は、NACのように核兵器国との交渉力を高め、核兵器国が核軍縮措置を実施しなければ非核兵器国の核不拡散上の義務の実施にも影響があるといったNPTの存続そのものにかかわるものという側面より、条約上の様々な義務を実施するための核軍縮・不拡散にかかる様々な具体的な措置の一つとして透明性を挙げたに過ぎないという側面の方が強いと考えられる。こうした点は、カナダにも当てはまる。カナダは、作業文書において、再検討会議は「条約の完全な実施を促進するため、将来、更なる進展を追求すべき分野を特定」する必要があるとして、様々な分野の一つとして核兵器のドクトリンや運用に関する透明性を挙げている²⁴²。

核軍縮の3原則の1つとしての透明性

1995年再検討・延長会議を境として、多くの言及がなされるようになった透明性は、検証可能性(verifiability)及び不可逆性(irreversibility)と併せて核軍縮の3原則の1つと扱われるようになった。NPTの合意文書でそれらが「3原則」として認められたのは2010年再検討会議が最初であるが、表4-1のとおり、2005年再検討会議の頃から、多くの国が3原則として扱うようになってきている。例えば、キューバは、「透明性、検証及び不可逆性：核軍縮プロセスの不可欠な原則」と題した作業文書を提出している。キューバは、2005年再検討会議に提出した作業文書において、現状では非核兵器国には透明性と検証を通じて不拡散義務の履行が求められているが、核兵器国については、核軍縮の実施状況を検証することができないとして、一方的削減であろうが、二国間、複数国間、多国間条約を通じた削減であろうが、核軍縮を進めるにあたっては、これら3つの原則が盛り込まれなければならないと主張した²⁴³。カ

²⁴² “Selected elements of a programme of action: Working paper submitted by Canada” (NPT/CONF.2000/MC.I/WP.4), in *Ibid.*, p.431.

²⁴³ “Transparency, verification and irreversibility: essential principles in the process of nuclear disarmament: Working paper by the Republic of Cuba (NPT/CONF.2005/WP.24),

ナダは、同じく作業文書において「(条約における) 約束の信頼性を維持するためには、核兵器廃絶に向けた動きは下方方向にのみ進む必要」があるため、「不可逆性、検証可能性及び透明性の原則を適用すべき」と主張した²⁴⁴。欧州連合体(EU)も、「不可逆性、透明性及び検証可能性の原則は重要」とした²⁴⁵。メキシコは、条約第6条の実施状況に関する国別報告書において、「核兵器削減・廃棄のための措置を含む核軍縮の不可逆性、透明性及び検証の原則の完全な実施を支持」した²⁴⁶。アイルランドも、同じく報告書において、「不可逆性及び検証の原則と共に、透明性はすべての軍縮・軍備管理努力に適用されるべきである。」と主張している²⁴⁷。

実際の会議での議論においても、ブラジルは、核軍縮において「透明性、国際的検証及び不可逆性の原則が適用されなければならない。」と主張した²⁴⁸。スイスも、「(核軍縮が) 信頼あるものになるためには、如何なる二国間又は一方的軍縮措置であっても、透明性、不可逆性及び検証可能性の原則を採用すべきである」と述べた²⁴⁹。こうした多くの国の主張を受けて、再検討会議の下で核軍縮問題を扱う主要委員会 I に設けられた補助機関の議長による成果文書案には、不可逆性、透明性及び検証可能性の3つを核軍縮における原則とする旨の文言案が盛り込まれていた²⁵⁰。当時の米国のブッシュ政権が核軍縮に冷淡な姿

in *Final Document of the 2005 Review Conference, Part II*, p.600.

²⁴⁴ “Nuclear Disarmament: Working paper submitted by Canada” (NPT/CONF.2005/WP.38), in *Ibid.*, p.650.

²⁴⁵ “Working paper based on the European Union Statement for Main Committee I: Submitted by Luxembourg on behalf of the European Union, the acceding countries Bulgaria and Romania, the candidate countries Croatia and Turkey, the countries of the Stabilization and Association Process and potential candidates Bosnia and Herzegovina, the former Yugoslav Republic of Macedonia, and Serbia and Montenegro, as well as Norway, member of the European Economic Area” (NPT/CONF.2005/WP.43), in *Ibid.*, p.672.

²⁴⁶ “Implementation of article VI of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons and paragraph 4(c) of the principles and objectives for nuclear non-proliferation and disarmament adopted in 1995: National report of Mexico” (NPT/CONF.2005/33), in *Ibid.*, p.393. なお、本件報告は、2000年再検討会議で合意された条約第6条の実施状況に関する「定期報告」(本章1.(1)参照)に基づくもの。

²⁴⁷ “Implementation of article VI of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons and paragraphs 3 and 4(c) of the 1995 Decision on “Principles and Objectives for Nuclear Non-Proliferation and Disarmament: Report submitted by Ireland” (NPT/CONF.2005/49), in *Ibid.*, p.465.

²⁴⁸ 2005年再検討会議主要委員会 I でのブラジル代表発言(2005年5月19日), in *Final Document of 2005 Review Conference, Part III*, p.155.

²⁴⁹ 2005年再検討会議主要委員会 I でのスイス代表発言(2005年5月19日), in *Ibid.*, p.166.

²⁵⁰ “Working paper of the Chairman of Subsidiary Body 1” (NPT/CONF.2005/MC.1/SB/CRP.4) contained in “Report of Main Committee I” (NPT/CONF.2005/MC.I/1), in *Final Document of the 2005 Review Conference, Part II*,

勢を見せていたこともあって、最終的に、主要委員会 I では、議長の成果文書案全体には合意が得られず、該当の箇所も形式的には合意された文言ではないが、2010年再検討会議で合意された文言とほぼ同じ文言が既に2005年再検討会議で提案されていたことは、この時点で既に透明性、検証可能性及び不可逆性が核軍縮の3原則として多くのNPT締約国の間の共通の認識であったことを示唆している²⁵¹。

透明性の原則が、2010年再検討会議の最終文書において初めて、核軍縮における三原則の一つとして位置づけられたことは上述のとおりであるが、同再検討会議において日本が一步踏み込んだ発言を行っていることは注目される。具体的には、同再検討会議の主要委員会 I 補助機関において、「透明性の原則は、不可逆性及び検証可能性という他の2つの原則と同列に扱われるべきでなく、他の2つの原則の大前提となる最も重要な原則である。」として、透明性の原則の他の2つの原則に対する優位性を主張した²⁵²。この主張は、その後、2015年再検討会議に向けて、12か国の非核兵器国で構成されるNPT Iの主張として発展していくこととなる（第5章3. 参照）。

なお、2010年再検討会議の行動計画に関する主要委員会 I 補助機関の議長案では、先述の「説明責任」と併せて4原則とされていた²⁵³。これは、2000年再検討会議でポルトガル²⁵⁴、2005年再検討会議でリトアニア²⁵⁵、また、2010年再検討会議でベルギー、リトアニア、オランダ、ノルウェー、ポーランド、スペイン及びトルコのNATO加盟7か国が共同作業文書において「説明責任」を加えた4原則を主張していたことに基礎をおくものと考えられる²⁵⁶。しかし、「説明責任」という文言が持つ要求的な性格を核兵器国側が嫌

p.779. 主要委員会 I 議長の成果文書案全体に合意が得られなかったため、議長の成果文書案は、主要委員会 I の報告書に議長の作業文書として添付された。

²⁵¹ なお、国連を含めた多国間会議の公式の文書で最初に核軍縮の3原則が言及されたのは、日本が2008年に国連総会に提出した核廃絶決議であるが、同決議は国連総会の賛成多数で採択されたものであり、必ずしも国際社会の合意文書ではない。

²⁵² 2010年NPT再検討会議の主要委員会 I 補助機関における須田明夫軍縮会議日本国政府代表部特命全権大使発言。Reaching Critical Will, *NPT News in Review*, No.9 (May 13, 2010), p.2.

²⁵³ “Subsidiary Body I: revised Chair’s draft action plan” (NPT/CONF.2010/MC.I/WP.1), in *Final Document of the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Volume II* (NPT/CONF.2010/50, Vol. II: May 28, 2010), p.722.

²⁵⁴ 2000年再検討会議の主要委員会 I でのポルトガル代表の発言（2000年4月26日），in *Final Document of the 2000 Review Conference, Part IV*, p.134.

²⁵⁵ “Implementation of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: Report submitted by Lithuania” (NPT/CONF.2005/23), in *Final Document of the 2005 Review Conference, Part II*, p.343.

²⁵⁶ “Working paper submitted by Belgium, Lithuania, the Netherlands, Norway, Poland, Spain and Turkey for consideration at the 2010 Review Conference of the Parties to the

ったものと思われ、最終的に合意された行動計画では、「説明責任」は削除され、上記のとおり3原則となっている。

(3) 報告メカニズムと透明性

上述のとおり、2000年再検討会議及び2010年再検討会議において、透明性とは別に報告について合意がなされているが、両者には密接な関係がある。2000年再検討会議で、アナン(Kofi Annan)国連事務総長は演説において、同再検討会議で締約国が合意すべきことのひとつとして、「核兵器庫及び核物質に関する報告の透明性の改善」を挙げた²⁵⁷。

2000年再検討会議では、アナン事務総長の同発言以外に報告と透明性を関連づけたものはないが、2005年再検討会議では数多くの国が発言乃至提案を行っている。例えば、アイルランドは、条約第6条の実施状況に関する自国の報告において、「アイルランドは、報告(制度)を、それ自体が目的ではなく、更なる透明性を通じたNPTプロセス強化の重要な道具と見なしている。」と述べた²⁵⁸。日本も、作業文書において、「多くの報告が提出されていること」は、「透明性の向上に貢献している」と評価した²⁵⁹。ノルウェーは、「定期報告を通じた、軍縮へのコミットメントの実施に関する透明性の向上」を核軍縮措置の一つとして提案した²⁶⁰。キューバは、「定期報告の提出」は「核軍縮プロセスにおける透明性に向けた大きな一歩」と位置づけた²⁶¹。NACは、透明性の向上に向けた更なる行動の一環として、報告を位置づけた²⁶²。その他、NATO 7か国グループ²⁶³、カナダ²⁶⁴、韓国²⁶⁵、メキシコ²⁶⁶、アルゼンチン²⁶⁷も、透

Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons” (NPT/CONF.2010/WP.69), in *Final Document of the 2010 Review Conference, Volume II*, p.683.

²⁵⁷ 2000年再検討会議でのアナン国連事務総長演説(2000年4月24日), in *Final Document of the 2000 Review Conference, Part IV*, p.6.

²⁵⁸ “Implementation of article VI of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons and paragraphs 3 and 4(c) of the 1995 Decision on ‘Principles and Objectives for Nuclear Non-Proliferation and Disarmament: Report submitted by Ireland” (NPT/CONF.2005/49), in *Final Document of the 2005 Review Conference, Part II*, p.466.

²⁵⁹ “Working paper of Japan” (NPT/CONF.2005/WP.22)*, in *Ibid.*, p.581.

²⁶⁰ “Working paper submitted by Norway: NPT – a dynamic instrument and core pillar of international security” (NPT/CONF.2005/WP.23), in *Ibid.*, p.596.

²⁶¹ “Transparency, verification and irreversibility,” in *Ibid.*, p.601.

²⁶² “Working paper on nuclear disarmament for Main Committee I: Recommendations submitted by New Zealand on behalf of Brazil, Egypt, Ireland, Mexico, South Africa and Sweden as members of the New Agenda Coalition” (NPT/CONF.2005/WP.27), in *Ibid.*, p.616.

²⁶³ “Working paper submitted by Belgium, Lithuania, the Netherlands, Norway, Spain, Poland and Turkey” (NPT/CONF.2005/WP.35), in *Ibid.*, p.639.

²⁶⁴ “Achieving permanence with accountability: Working paper submitted by Canada” (NPT/CONF.2005/WP.39), in *Ibid.*, p.653.

²⁶⁵ “Views on substantive issues of the 2005 Review Conference”

明性向上の一環として、定期報告を挙げている。

2010年再検討会議では、より多くの国が透明性向上の一環として報告を挙げた。スウェーデンは、自国による第6条報告において、定期報告が「透明性と説明責任を向上させる」と述べた²⁶⁶。アルジェリアは、「報告は、検証に要する透明性のための必要性を満たすためになされるものである。」と位置づけた²⁶⁹。韓国は、「核軍縮措置の実施に関する国別報告は、透明性を向上させ、信頼を醸成させる。」と評価した²⁷⁰。豪州とニュージーランドは、「すべての核兵器国による核軍縮に向けた組織的かつ前進的な努力に関する報告は更に透明性を高め国際的な信頼を構築することとなり、ひいては更なる軍縮に資する環境をつくることの助力となる」として、すべての核兵器国が報告を行うことの根本的理由を論じた²⁷¹。ニュージーランドは、自国の核軍縮に関する報告においても「核兵器国による組織的な報告を通じた条約第6条の実施に関する更なる透明性は、国際的な信頼を醸成し、軍縮の更なる進展に資する環境をつくる」との見解を述べた²⁷²。その他、NATO 7か国グループ²⁷³、カナダ²⁷⁴、日本²⁷⁵も透明性向上の文脈で定期報告を取り上げた。

(NPT/CONF.2005/WP.42), in *Ibid.*, p.668.

²⁶⁶ 2005年再検討会議でのメキシコ代表の一般討論演説（2005年5月3日）, in *Final Document of the 2005 Review Conference, Part III*, p.31.; 同主要委員会 I での発言（2005年5月20日）, in *Ibid.*, p.173.

²⁶⁷ 2005年再検討会議主要委員会 I でのアルゼンチン代表の発言（2005年5月19日）, in *Ibid.*, p.158.

²⁶⁸ “Implementation of article VI and paragraph 4(c) of the 1995 decision on principles and objectives for nuclear non-proliferation and disarmament: Report submitted by Sweden” (NPT/CONF.2010/10), in *Final Document of the 2010 Review Conference, Volume II*, p.100.

²⁶⁹ “Implementation of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapon: Report submitted by Algeria” (NPT/CONF.2010/19), in *Ibid.*, p.179.

²⁷⁰ “Implementation of article VI and paragraph 4(c) of the 1995 decision on ‘Principles and Objectives for Nuclear Non-Proliferation and Disarmament: Report submitted by the Republic of Korea” (NPT/CONF.2010/22), in *Ibid.*, p.197.

²⁷¹ “Working paper submitted by Australia and New Zealand” (NPT/CONF.2010/WP.40), in *Ibid.*, pp.548-550.

²⁷² “Implementation of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: Report submitted by New Zealand” (NPT/CONF.2010/27), in *Ibid.*, p.231.

²⁷³ “Working paper submitted by Belgium, Lithuania, the Netherlands, Norway, Poland, Spain and Turkey for consideration at the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons,” (NPT/CONF.2010/WP.69), in *Ibid.*, p.688.

²⁷⁴ 2010年再検討会議主要委員会 I でのカナダ代表の発言(2010年5月7日), in *Final Document of the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Volume III* (NPT/CONF.2010/50, Vol. III: May 28, 2010), p.178.

²⁷⁵ 同日本代表の発言（同上）, in *Ibid.*, p.180.

特筆すべきは、2010年再検討会議における日本と豪州の提案である。両国の共同作業文書は、「核兵器及びその運搬手段の数に関する情報などについて、定期報告を含む、核兵器能力に関してすべての核兵器保有国による更なる透明性」を求めた上で、更に、こうした情報を「条約締約国によって合意されるフォーマットにおいて報告」するよう求めた²⁷⁶。これは、単純に透明性の向上を求めたり、定期報告を求めることに留まらず、「フォーマット」の作成を求める具体的な提案であり、それまでの透明性に関する議論から一歩前進していることが看取される。各核兵器国の報告内容をより分析しやすくするための第2章で示した比較可能性という原則を具体化したものと言える。結果として、2010年再検討会議の行動計画では、上記1.(2)のとおり、行動5に基づく2014年の第3回準備委員会での報告、行動20に基づく定期報告、行動21に基づく報告のための標準報告フォームの作成について合意された²⁷⁷。こうした合意を受けて、日本や豪州を中心とした非核兵器グループのNPT Iは、上記2.(2)でも触れたとおり、2011年に核兵器国に対して具体的な報告フォーム案を提案している²⁷⁸。2010年再検討会議以降のこれらの合意や提案は、非常に具体的であり、透明性の問題が、報告という形式を通じて、多国間会議の場で徐々に進展を示していることの証左である。(報告フォームをめぐる議論については、本章3.(2)及び第5章1.の「報告フォームに関する具体的提案」にて後述する。)

(4) 再検討プロセス強化との関係

透明性と密接な関係を有している報告メカニズムについては、NPTの再検討プロセス強化とも密接な関係がある。5か国にのみ核兵器の保有を認めるNPTが不平等性を内在していることについては、従来から強い批判や不満が渦巻いていたが、条約第10条2に基づいて発効から25年後にその期限の延長につき決定することになっていた1995年再検討・延長会議では、NPTの不平等性を恒久化するとして無期限延長案に非常に強い不満が示されていた。結果的にNPTの無期限延長が決定されたが、その際に、非核兵器国の不満を

²⁷⁶ “New package of practical nuclear disarmament and non-proliferation measures for the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: Working paper submitted by Australia and Japan” (NPT/CONF.2010/WP.9), in *Final Document of the 2010 Review Conference, Volume II*, p.429.

²⁷⁷ “Conclusions and recommendations for follow-on actions,” in *Final Document of the 2010 Review Conference, Volume I*, p.24.

²⁷⁸ *Transparency of nuclear weapons: the Non-Proliferation and Disarmament Initiative: Working paper submitted by Australia, Canada, Chile, Germany, Japan, Mexico, the Netherlands, Poland, Turkey and the United Arab Emirates* (NPT/CONF.2015/PC.I/WP.12*: April 20, 2012).

和らげるために、合わせて再検討プロセスの強化に関する決定が合意されたのである²⁷⁹。もともとNPTで再検討会議が盛り込まれたのは、条約の不平等性への非核兵器国の強い不満を背景に、条約の運用を定期的に見直すことで不平等性を緩和していくことを目指すためであった²⁸⁰。

再検討プロセスの強化については、1995年再検討・延長会議に続いて、2000年再検討会議でも合意された。それまで主に手続事項を扱ってきた準備委員会に、実質事項についても検討し、再検討会議に対して勧告を出す権限が与えられる等の合意がなされた²⁸¹。報告メカニズムや透明性そのものについては盛り込まれなかったが、多くの締約国は、報告メカニズムや透明性を再検討プロセスの強化の一環として捉えてきた。例えば、最初の萌芽としては、カナダが、2000年再検討会議において、核兵器国による条約上の核軍縮義務の実施状況の説明責任の履行のために再検討プロセス強化を最も重視していると述べながら、核弾頭の貯蔵に関する説明責任と透明性を求めたことが挙げられる²⁸²。2005年再検討会議では、オーストリアが、1995年の無期限延長決定は再検討プロセス強化を含むとした上で、「説明責任の向上、特に報告の提出の重要性を特に重視している」と述べた²⁸³。カナダが提出した「説明責任を伴った恒久性」に関する作業文書においては、再検討プロセス強化との関係は必ずしも明確でないものの、再検討プロセス強化に触れながら、報告メカニズムについて提案している²⁸⁴。実際、2000年再検討会議で合意された核軍縮に関する13措置の中で、第12項の「定期報告」は、「NPTの強化された再検討プロセスの枠内で」と位置づけられており、両者の関係性を強く示唆している²⁸⁵。

2010年再検討会議では、再検討プロセス強化との関係がより明確な主張がなされるようになった。例えば、バン(Ban Ki-moon)国連事務総長は、再検討

²⁷⁹ Jayantha Dhanapala with Randy Rydell, *Multilateral Diplomacy and the NPT: An Insider's Account* (Geneva, Switzerland: United Nations Publication, 2005), pp.41-59.

²⁸⁰ 西田充「再検討プロセスにおけるグループ・ポリティックス」秋山信将編『NPT：核のグローバルガバナンス』、岩波書店、2015年、39～40頁。

²⁸¹ “Decision 1: Strengthening the Review Process for the Treaty,” in *Final Document of the 1995 Review and Extension Conference, Part I*, p.8; “Improving the effectiveness of the strengthened review process for the Treaty,” in *Final Document of the 2000 Review Conference, Parts I and II*, p.20.

²⁸² 2000年再検討会議主要委員会Iでのカナダ代表の発言(2000年5月2日), in *Final Document of the 2000 Review Conference, Part IV*, pp.152-153.

²⁸³ “Implementation of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: Report submitted by Austria” (NPT/CONF.2005/9), in *Final Document of the 2005 Review Conference, Part II*, p.75.

²⁸⁴ “Achieving permanence with accountability: Working paper submitted by Canada” (NPT/CONF.2005/WP.39), in *Ibid.*, p.653.

²⁸⁵ *Final Document of the 2000 Review Conference, Parts I and II*, p.15.

プロセス強化に関する具体的な提案として、「より組織的な国別報告の実施」を挙げた²⁸⁶。スウェーデンは、「強化された再検討プロセスの枠組みにおける定期報告」として、定期報告に関する提案を再検討プロセス強化の一環であることを明確に位置づけた²⁸⁷。ポーランドは、報告を「再検討プロセスの重要な要素」として実施していることを表明した²⁸⁸。ノルウェーも、「強化された再検討プロセスの機能を改善する目標のために、国別報告には定期的、組織的かつ詳細な情報を含めるべき」として、報告を再検討プロセス強化の文脈に明確に位置づけた²⁸⁹。それらの結果、2010年再検討会議の行動計画の行動20は、2000年と同様に、「定期報告」を「NPTの強化された再検討プロセスの枠内で」と位置づけた²⁹⁰。

他方で、2010年再検討会議では、再検討プロセス強化というテーマが、準備委員会の年次締約国への転換、再検討会議の期間短縮や演説時間の短縮、緊急特別会議の開催、議長トロイカ及び事務局の設置、といった単なる組織・機構上の問題、あるいは、NPTの機構上の欠缺(*institutional deficit*)の問題として取り扱われた傾向もあった。そこでは、透明性向上やそのための手段としての報告メカニズムといった実質的な議論は扱われていない。例えば、カナダが中心となって17か国が提出した「NPT再検討プロセスの更なる強化」に関する共同作業文書では、上記項目に関する具体的な提案がなされたのみで、透明性や報告メカニズムについては一切言及されていない²⁹¹。これは必ずしも透明性や報告メカニズムの問題が再検討プロセス強化と無関係であると考えられるようになった訳ではないであろうが、再検討プロセスの組織・機構上の問題に関心が行き過ぎたばかりに、本来の目的（再検討プロセス強化）と手段（再

²⁸⁶ 2010年再検討会議でのバン国連事務総長演説（2010年5月3日），in *Final Document of the 2010 Review Conference, Volume III*, p.7.

²⁸⁷ “Implementation of article VI and paragraph 4(c) of the 1995 decision on principles and objectives for nuclear non-proliferation and disarmament: Report submitted by Sweden” (NPT/CONF.2010/10), in *Final Document of the 2010 Review Conference, Volume II*, p.100.

²⁸⁸ “Implementation of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: Report submitted by Poland” (NPT/CONF.2010/13), in *Ibid.*, p.116.

²⁸⁹ “Implementation of article VI of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons and paragraph 4(c) of the 1995 decision on principles and objectives for nuclear non-proliferation and disarmament: Report submitted by Norway” (NPT/CONF.2010/48), in *Ibid.*, p.383.

²⁹⁰ “Conclusions and recommendations for follow-on actions,” in *Final Document of the 2010 Review Conference, Volume I*, p.24.

²⁹¹ “Further strengthening the review process of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: Working paper submitted by Canada, Australia, Austria, Chile, Germany, Ireland, Italy, Japan, Mexico, the Netherlands, New Zealand, Nigeria, Poland, Sweden, Switzerland, Thailand and Ukraine” (NPT/CONF.2010/WP.4), in *Final Document of the 2010 Review Conference, Volume II*, pp.404-409.

検討プロセスの組織・機構上の改革)の関係が忘却され、再検討プロセス強化とえば組織・機構上の手続き的な問題に過ぎないという認識が強まった傾向は否めない。

(5) 小括

以上を踏まえ、2010年NPT再検討会議までのNPTにおける透明性に関する議論の傾向を第3章で概観した米ソ・米露二国間での透明性措置に関する進展との比較も交え、次のとおりまとめることができる。

第1に、NPTにおいて、特に核軍縮における透明性に関する議論は増加しており、その重要性も増す傾向にある。その傾向は、米ソ・米露二国間における「透明性措置」に関する進展というよりも、同二国間において「透明性」という用語が一般的になっていく傾向と軌を一にしている。すなわち、米ソ二国間において、「透明性措置」自体は部分的ながらも1960年代のホットライン協定以降進展を遂げながら、1979年のSALT IIや1980年代後半以降の中距離核戦力(INF)全廃条約や第一次戦略攻撃兵器削減条約(START I)において実質的に盛り込まれていたが、NPTにおいてその当時少なくとも「透明性」という用語を用いた議論が行われた形跡はない。1990年代半ば以降、米露二国間において「透明性」という用語が明示的に使われるようになってから、NPTにおいても「透明性」という用語を用いた議論が急激に増加している。

第2に、NPTにおける透明性に関する議論は上記のとおり米ソ・米露二国間における透明性に関する明示的な議論に刺激される形で始まったと言える一方で、NPTにおける透明性に関する議論は、単に様々な事項に関する情報の開示にとどまらず、NPT特有の問題と密接に絡んだ形で独自の方向性を進んでいる。米ソ・米露二国間においては、危機安定性(crisis stability)のための信頼醸成措置としての透明性措置から始まり、軍備競争安定性(arms race stability)を含む戦略的安定性(strategic stability)に資する核軍備管理・軍縮条約上の義務の遵守を検証するための透明性措置が中心的な命題であった。しかし、NPTでは、図4-1のとおり、5か国にのみ核兵器の保有を認めている不平等性という条約の本質的な問題を起因として、特に1995年の条約の無期限延長決定以降、無期限延長との引き換えで非核兵器国による核兵器国に対する核軍縮義務の実施状況に関する説明責任を求める声が強まっている文脈において、透明性の向上は捉えられてきている。透明性向上はNPTにおける説明責任のための一環であり、報告メカニズムはその具体的な手段の一つとして位置づけられている。また、NPTの再検討プロセスも、条約の不平等性を緩和し、核兵器国に対して説明責任を求める機会と捉えられている。したがって、

透明性向上の具体的手段としての報告メカニズムは、再検討プロセス強化の一環と位置づけられることによって、核兵器国に対して説明責任を果たさせる効果も生まれる。こうしたNPTの不平等性に起因する透明性に関する議論は、非核兵器国の核兵器国に対する交渉の梃子としても活用されている。また、米露の核大国間の戦略的安定性というよりも核軍縮を進めることを目的としているという観点では、1990年代半ば以降の米露二国間での「透明性」に関する議論が米ソ・米露の戦略的安定性という文脈から乖離し、協調的安全保障に基づく一般的な信頼関係構築を通じた冷戦後の更なる核軍縮の基礎とすることを狙ったことと軌を一にしているとも言える。しかし、NPTでは、核軍縮の促進という目的は共通しているとしても、条約の不平等性に起因して、再検討プロセス強化の一環として説明責任の強化に使われたり、交渉の梃子に使われる等、米露二国間では決して見られなかったレベルでの核軍縮の促進剤として扱われており、独自の発展を遂げていると言える。

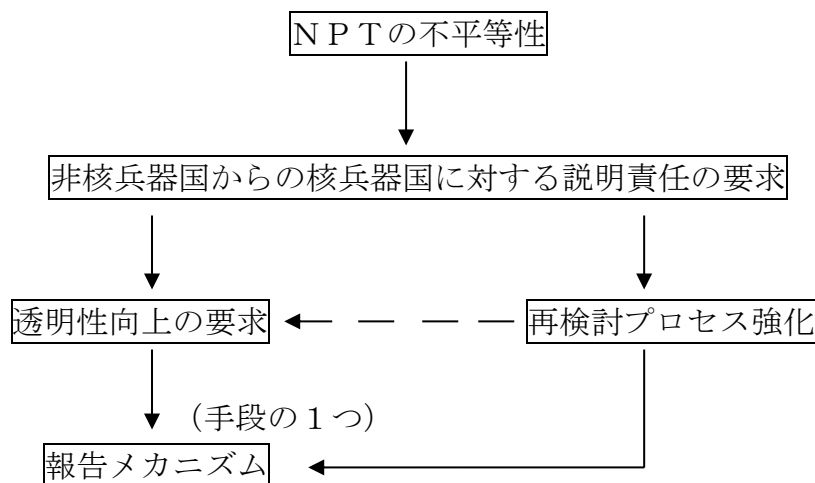


図4-1 NPTにおける透明性の概念図

第3に、NPTにおいても、透明性向上は信頼醸成措置との位置づけがなされている。しかし、ここでも危機安定性を中心とした米ソ・米露関係における信頼醸成のための透明性とは異なり、不平等性というNPT特有の問題に絡んだ独自の信頼醸成措置として発展している。NPTでの信頼醸成のための透明性の議論では、必ずしもどの主体間の信頼かは明確にされていないが、核兵器国間の信頼及び核兵器国と非核兵器国間の信頼の両面がある。特に後者については、上記の第2の点とも関連している。核兵器国が核軍縮義務の説明責任

を果たすことによって、非核兵器国としても核兵器国、ひいてはNPT体制そのものに対する信頼が醸成され、不平等な性質を有するNPTに留まる誘因になるという意味で、NPTにおける信頼醸成のための透明性の議論はNPT体制の維持そのものに関わるものである。

このように、NPTにおける透明性に関する議論は、米ソ・米露二国間における透明性に関する動向に大きな影響を受けつつも、独自の発展を遂げてきている。すなわち、危機安定性及び軍備競争安定性で構成される戦略的安定性の構築を基礎とする米ソ・米露二国間においては、信頼醸成と検証のための透明性措置が中心であったのに対して、NPTにおいては、核兵器国と非核兵器国の間の信頼醸成のための透明性措置に加えて、核兵器国による核軍縮を求めるための梃子として扱われる側面が強く現れてきている。更に言えば、NPTでの議論が国際的な透明性に関する議論の中心となるにしたがって、米露二国間の核軍縮条約の合意に際して、第3章で述べたモスクワ条約のように核軍縮との関係で透明性について言及がなされるようになる等、NPTでの議論が二国間の議論に影響を与えるようになった形跡が見られる。

3. 報告メカニズムの概観

上記2.(3)で述べたとおり、透明性に関する議論と報告に関する議論の間には密接な関係がある。その一方で、上記1.(3)で述べたとおり、1995年以降に「透明性」という用語を用いた議論が始まる前から、透明性の考え方を前提として核兵器国による報告はなされていた。本項では、核兵器国が過去に行ってきた報告の実態に及び報告に関するこれまでの提案と議論を概観する。

(1) 核兵器国による報告の実施状況

上記1.(3)で簡単に既述したとおり、1985年の第3回再検討会議の準備委員会による要請を受けて、第3回再検討会議以降、核兵器国はその内容や頻度に変動はあるものの、何らかの報告を行ってきた。準備委員会が核兵器国に対してNPTの各条文の実施状況についての「情報提供」の要請を行ったのは、1985年の第3回再検討会議及び1990年の第4回再検討会議のみである。これに対して、核兵器国は第3回及び第4回再検討会議に加えて、5回目の再検討会議となる1995年再検討・延長会議においても「情報提供」という形で報告を行った。1995年再検討・延長会議の準備委員会が「情報提供」の要請を行わなかった背景は不明であるが、要請されていないにもかかわらず、核兵器国はそれまでの慣行にしたがって1995年再検討・延長会議においても「情報提供」という形で報告を行ったのである（ただし、1992年にNPTに加入した仏は、1995年再検討・延長会議で報告を実施していな

い。)。2000年再検討会議以降は、準備委員会によるかかる要請が行われておらず、準備委員会による要請に基づく「情報提供」乃至「報告」という形式は、条約の延長問題で紛糾した1995年再検討・延長会議で一旦慣行が途切れた形となっている。ただし、2000年再検討会議以降も、核兵器国は、概ね、各再検討会議より以前の再検討会議で合意された最終文書に基づいて何らかの報告を行っている。

以下、1995年を区切りとして、核軍縮部分を中心に核兵器国による報告の実施状況を概観する。その際、特に核軍縮に関する報告については、その内容を便宜的に幾つかのカテゴリーに分けて分析する。まず、大分類として、プロパガンダ的なものと、より客観的に自国の核軍縮や核戦力について報告しているものとに分ける。核兵器国が行う報告は、いずれにしても自国の核軍縮義務の実施状況を宣伝するという意味で、プロパガンダ的要素は排除されないものの、前者のカテゴリーは、特にその要素が濃いものを指す。他国への非難や、自国こそが核軍縮に誠実に向き合っているとの主張やそうした主張に沿う主観的な表現はプロパガンダのカテゴリーとして扱う。また、核軍縮交渉での合意事項そのものの説明ではなく、交渉経緯、特に自国の提案の記述は、基本的にプロパガンダのカテゴリーとして扱う。

後者のカテゴリーについては、その対象に応じて、核軍縮に対する自国の基本的な考え方（他国への非難や自国の考え方こそが誠実であるといった主観的な表現や主張が盛り込まれていないもの）、自国の核ドクトリンなどの宣言的政策、自国の核戦力の保有や配備状況、自国がとった具体的な核軍縮措置（核軍縮交渉の合意事項を含む）に分ける。下記における円グラフでは、各核兵器国による報告の内容をこれらのカテゴリーに分類して、それぞれのカテゴリーの各国の報告における割合を出したものである。なお、下記の各カテゴリーの割合は、数字の厳密さを追求するよりも、全体としてのイメージを大まかに掴めるよう表にしているものである。

（1995年再検討・延長会議以前）

第3回再検討会議（1985年）：同再検討会議の準備委員会は、「再検討会議を支援するために、核兵器国及びその他の締約国に対して、特に第6条を含む、条約の様々な条文の実施に関する情報を再検討会議に十分先だてて提供するよう請うた」。この要請に対して、米国、ソ連及び英国が条約の実施状況に関する情報を提供した²⁹²。準備委員会の要請は、正確には、核兵器国のみ宛てられたものではないが、実際には、当時5核兵器国のうちNPT締約国であった3核兵器国のみが要請に応じた。それぞれの情報提供の概要は次のとおり。

²⁹² *Final Document of the Third Review Conference, Part I, p.3.*

米国は、NPTの目的を核拡散防止（核不拡散）、原子力の平和的利用における国際協力（原子力の平和的利用）及び核軍備競争を終結させるための交渉（核軍縮）の3つに分けた上で、それぞれの目的に該当する条文に関する米国の義務遵守状況を18ページにわたって情報提供した。核不拡散については、米国の遵守状況に加え、保障措置及び輸出管理への支持、並びに非核兵器地帯に関する政策を説明した。原子力の平和的利用における国際協力については、NPT締約国を特別待遇する政策を説明した。

核軍縮については、そのほとんどがソ連との核軍縮交渉や信頼醸成措置に関する米国側の提案を時系列的に説明したものである。ソ連を非難するような記述はないものの、交渉の結果如何にかかわらず、米国側が如何に誠実に対応しているかをアピールするものとなっており、その意味で、次のソ連の情報提供と比べるとそれほど強さではないものの、プロパガンダ的性格が滲み出たものと言える²⁹³。

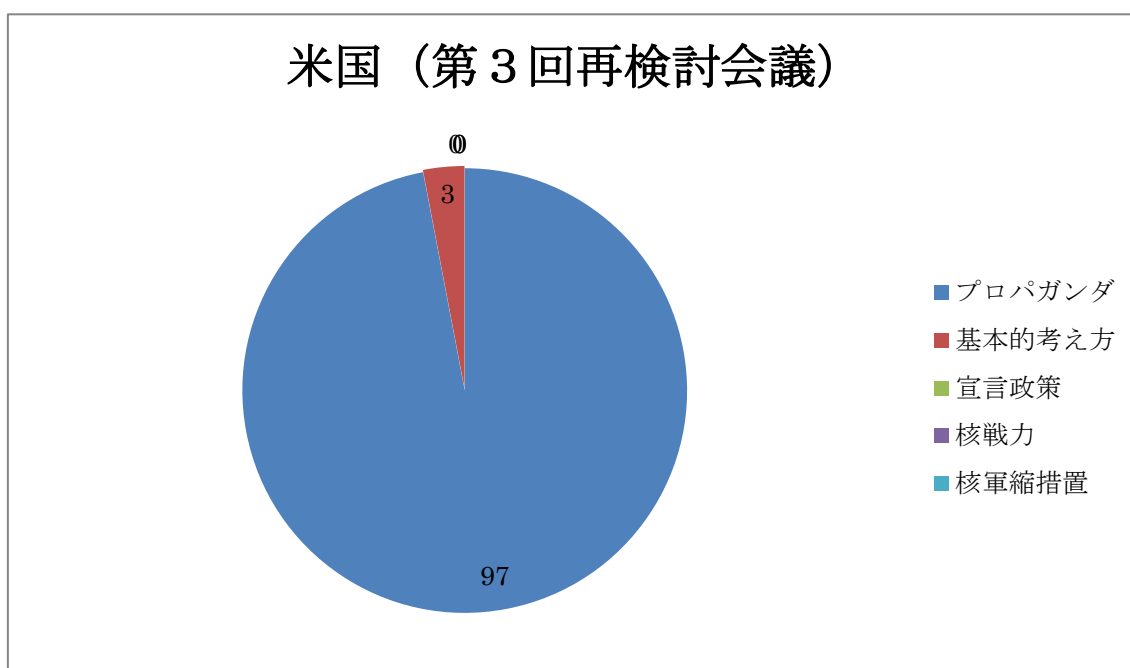


図4-2 第3回再検討会議における米国の「情報」のカテゴリー（単位：%）
（図4-2から図4-23は、いずれも公式文書を基に筆者作成。核軍縮に関する情報のみを対象。）

²⁹³ “United States Information Pertaining to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, 29 July 1985” (NPT/CONF.III/18), in *Final Document of the Third Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part II* (NPT/CONF.III/64/II: September 21, 1985), pp.13-30.

ソ連は、条文毎に、ソ連としての義務遵守状況に加え、保障措置、輸出管理、原子力の平和的利用における国際協力等について12ページにわたって情報提供した²⁹⁴。ソ連の情報提供の特徴は、米英の場合、自国の政策や提案に関する事実関係を記述しているのに対し、第6条の核軍縮に関する情報提供において、具体的国名を名指ししないまでも、核軍縮交渉の遅延を相手側の非に起因させながら自己正当化する記述が多いことである。例えば、1980年の第2回再検討会議後に始まった核実験禁止に関する米英ソによる新たな交渉ラウンドについて、「ソ連の落ち度がない形で、それ（注：同交渉ラウンド）で最後となった。しかし、その後数年間にわたって、ソ連は、三国間交渉の再開を繰り返し提案した」として、同交渉ラウンドの終了の落ち度を米英側に帰した上で、三国間交渉が行われていないことの原因についても米英側に責任がある旨間接的に批判した²⁹⁵。また、米ソの二国間での欧州の核兵器及び戦略兵器削減に関する交渉についても、「ソ連を標的とする中距離核兵器の欧州配備の実施の結果、交渉が決裂した。しかし、ソ連は、軍縮に関する対話を再開する方法を探求することを放棄せず、1985年3月には、ソ連のイニシアティブによって、核兵器と宇宙兵器に関する全ての問題に関する新たな交渉が開始された」として、交渉の決裂の原因を相手側に帰した上で、自国のイニシアティブを賞賛した。このように、ソ連の情報提供は、プロパガンダ的な度合いは米国のものよりも強い。他方で、核軍縮に対するソ連の基本的な考え方や宣言政策等についても若干の記述があることから、ソ連の情報提供全体におけるプロパガンダ的な記述の割合は、米国のものよりも低くなっている²⁹⁶。

²⁹⁴ “Information on the Implementation by the Union of Soviet Socialist Republics of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons” (NPT/CONF.III/20), in *Ibid.*, pp.33-44.

²⁹⁵ *Ibid.*, p.37.

²⁹⁶ *Ibid.*, p.40.

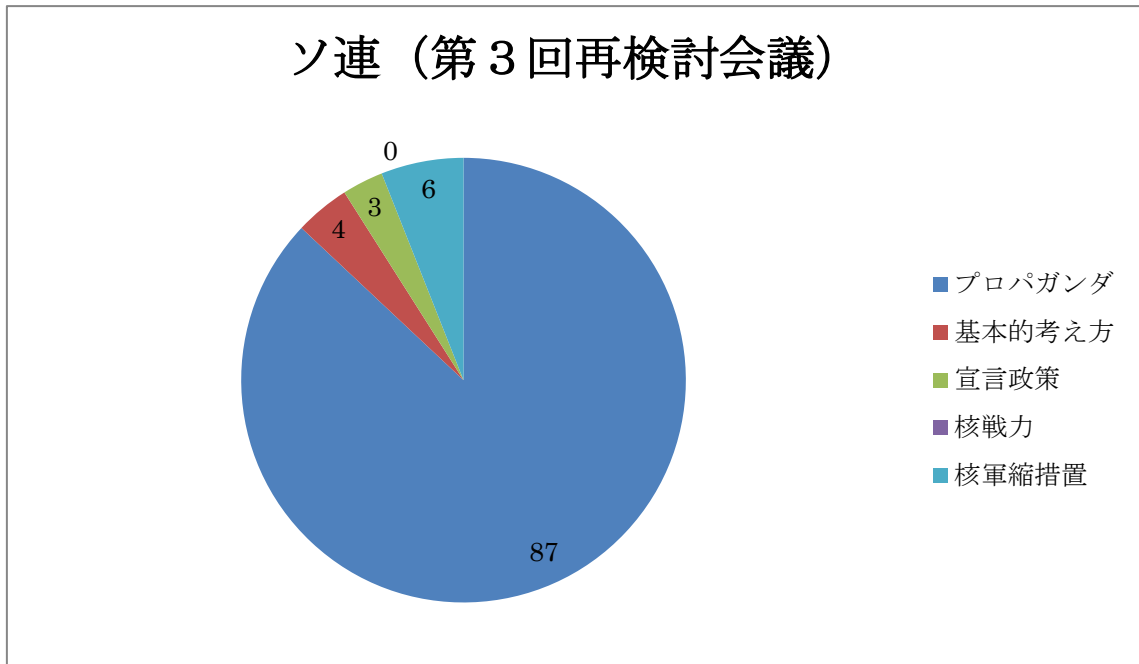


図4-3 第3回再検討会議におけるソ連の「情報」のカテゴリー（単位：%）

英国は、比較的短い情報提供（全4ページ）の中で、非核兵器国のみの義務を規定した条約第2条を除く条約の各条文に関する英国としての義務の遵守状況について淡々と説明している。第6条については、ジュネーブ軍縮会議（CD）や包括的核実験禁止条約交渉での英国の積極姿勢、米ソの核軍縮交渉への支持など、主に英国の政策をアピールするものとなっている。他方で、世界の核戦力の圧倒的大多数（95%）を保有する米ソによる削減が優先であるとして、自国の核戦力の削減にはコミットしていない。その理由として、自国の核戦力が米国又はソ連が保有する核戦力の「3%未満」であることを挙げ、自国の核戦力の情報について間接的に数字を公表した²⁹⁷。

²⁹⁷ “Information Provided by the United Kingdom Regarding Implementation of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons” (NPT/CONF.III/17), in *Ibid.*, pp.5-8.

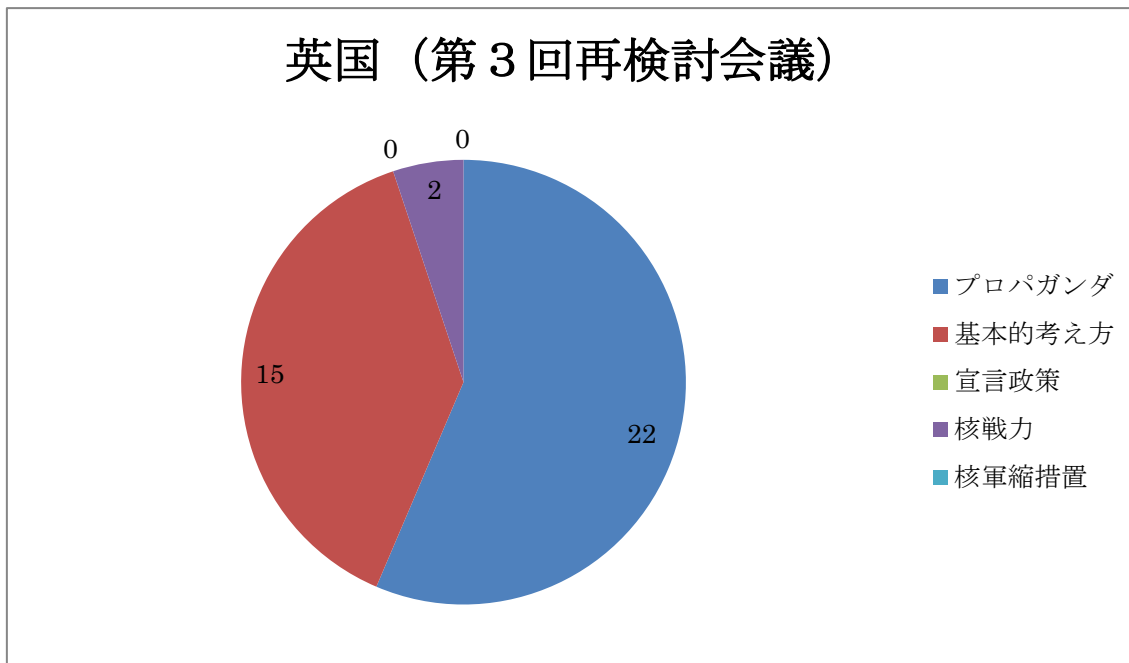


図4-4 第3回再検討会議における英国の「情報」のカテゴリー（単位：%）

第4回再検討会議（1990年）：第4回再検討会議においても、準備委員会が前回と同様の要請を行い、それに対して、米国、ソ連及び英国が情報を提供した²⁹⁸。

米国の情報提供（全24ページ）は、前回と同様の形式を踏襲し、核不拡散及び原子力の平和的利用については基本的に前回からのアップデートに留まった。他方で、第3回再検討会議の情報提供で扱っていた核軍縮については、「軍備管理・軍縮」という表題とした上で、条約第6条に忠実に従い、核軍縮のみならず、核兵器以外、すなわち生物兵器、化学兵器や通常兵器の軍縮についても扱った²⁹⁹。核軍縮については、この5年間の進展を「前例のない」ものであ

²⁹⁸ *Final Document of the Fourth Review Conference, Part I, pp.3-4.*

²⁹⁹ 条約第6条は、「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。」と規定しており、核軍縮のみならず、「全面的かつ完全な軍備縮小」としてあらゆる兵器の軍縮をも対象としている。（条約第6号及び外務省告示第112号）

<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S51-0403.pdf>>

NPTにおいては、通常兵器を含む全面完全軍縮を核軍縮の前提条件とするのか、両者を別個のものとして扱うのかについて、条約第6条の解釈をめぐって議論が続いている。非核兵器国は基本的に後者の解釈をとるが、核兵器国は条約第6条が核軍縮のみならず全面完全軍縮をも対象としていることを指摘する傾向にあり、特に仏は明確に前者の解釈をとっている

ったとして、1987年に米ソが署名したINF全廃条約や交渉の進展が見られるSTART等について「歴史上初めて」、「第2次世界大戦以来初めて」といった文言を繰り返し使い、高揚感にあふれる記述となった。これらの表現は、主観的な表現を交えたものとなっており、前回再検討会議におけるものとは性質が異なった形でのプロパガンダと言える。他方で、平和目的核爆発条約の検証議定書やINF全廃条約への合意といった具体的な核軍縮措置、また、包括的核実験禁止条約に対する米国の基本的考え方が記されており、第3回再検討会議での情報提供と比べてプロパガンダの割合が減った³⁰⁰。

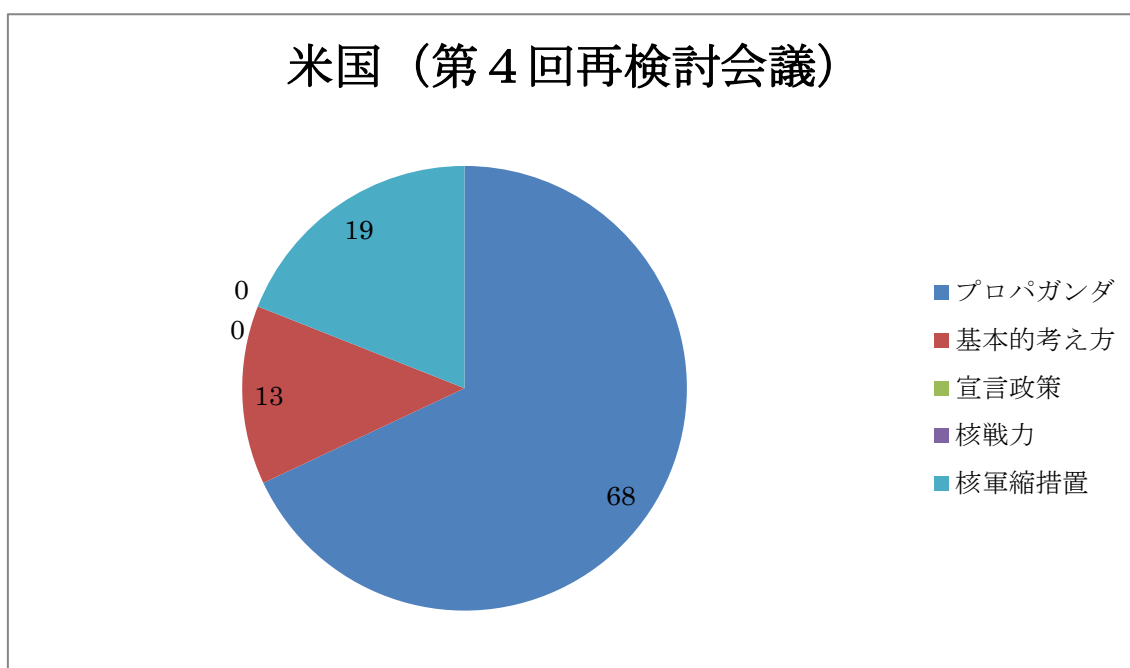


図4-5 第4回再検討会議における米国の「情報」のカテゴリー（単位：%）

ソ連の情報提供（全9ページ）は、第3回再検討会議と同様の形式に基づき、基本的に前回の報告の文言を基礎として改訂する内容であった。第6条の核軍縮部分について前回から大きく変化した点として、他国に対する非難めいた記述や自己正当化するような記述が一切なくなっていることである。むしろ、1

る。米国は、第3回再検討会議での報告でも核兵器以外、例えば化学兵器について極めて簡潔な記述をしているが、第4回再検討会議において、タイトルを変更した上で核兵器以外の軍縮についても十分な記述をするようになったのは、両者の関係性を明確に条件づけるまでに至らずとも、条約第6条における核軍縮の意義を減じる意図があった可能性はある。なお、ソ連及び英国は、第3回再検討会議の報告以来、核兵器以外についても非常に簡潔に記述しているが、ほとんどは核軍縮に関する記述に終始している。ただし、ソ連は、核軍縮と密接に関連するものとして宇宙の軍縮について相当程度の分量を割いている。

³⁰⁰ “US Information Pertaining to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons” (NPT/CONF.IV/20), in *Ibid.*, pp.22-45.

1985年のゴルバチョフ(Mikhail Gorbachev)書記長の就任後、軍備管理・軍縮分野において「革命的な変化」が起きたとして、INF全廃条約等について、米国の情報提供と同様に、高揚感にあふれる記述が目立ったのが特徴的であった。また、戦術核の廃棄に関する交渉を提案する中で、そのための方策としてソ連が既にとった政策として、同盟国の領域からの戦術核の撤退等につき、初めて具体的な数字を挙げて報告していることも特筆すべき点である³⁰¹。

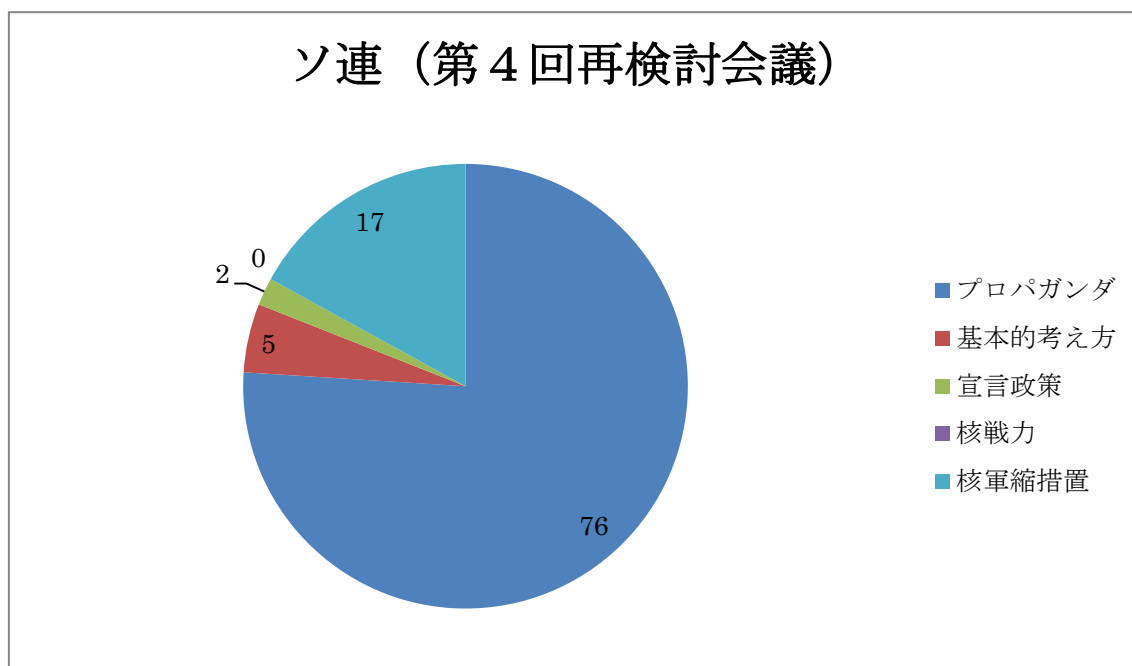


図4-6 第4回再検討会議におけるソ連の「情報」のカテゴリー（単位：%）

英国の情報提供（全6ページ）も基本的に前回の報告を基礎として情報を改訂しているが、条約第6条の核軍縮については大幅な改訂がなされている。その中で、米ソのINF全廃条約交渉について、具体的な内容に触れないまま、英国が一員であるNATOが貢献したとアピールしている。INF全廃条約は、欧州の戦略バランスに影響を及ぼすものであり、英国にとって全く無関係ではないとしても、米ソの核軍縮の成果を自国の情報提供に盛り込むのは、若干奇異な印象を与えることは否めない。その一方で、第4回再検討会議での情報提供においては、前回再検討会議での報告にあった間接的ながらも具体的な数字を出した記述は一切消えている³⁰²。

³⁰¹ “Information on the Implementation by the Union of Soviet Socialist Republics of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons” (NPT/CONF.IV/19), in *Final Document of the Fourth Review Conference, Part II*, pp.13-21.

³⁰² “The United Kingdom’s Implementation of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons 1985-90” (NPT/CONF.IV/21), in *Ibid.*, pp.46-51.

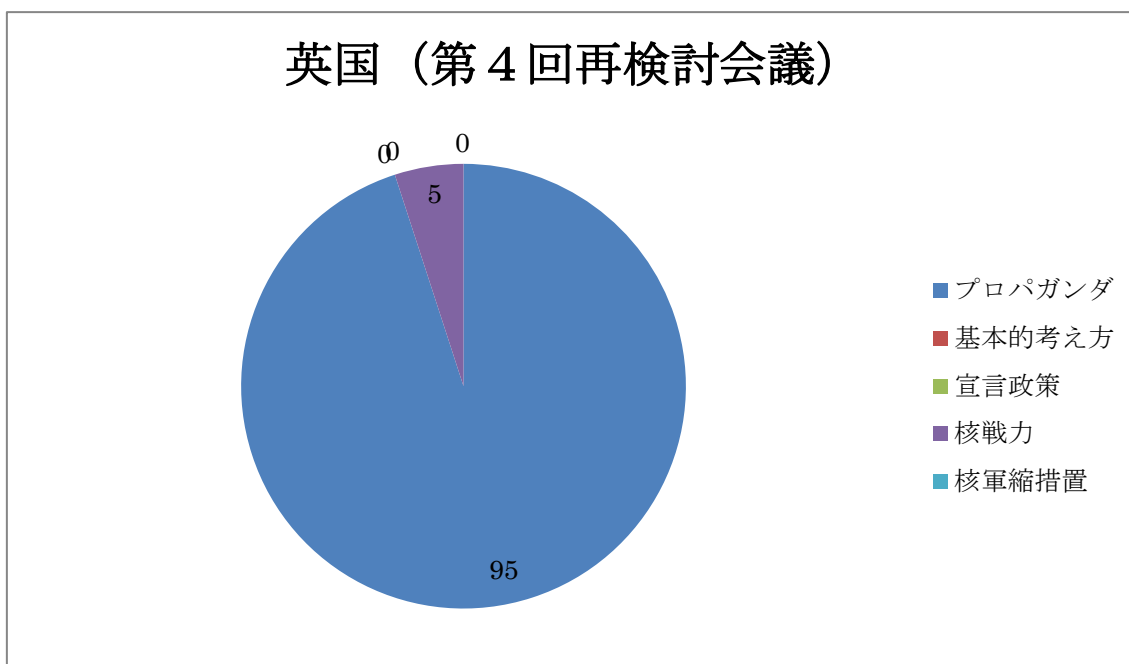


図4-7 第4回再検討会議における英国の「情報」のカテゴリー（単位：%）

1995年再検討・延長会議：1995年再検討・延長会議においては、米国、ソ連の継承国としての露及び英国の3か国が前2回の再検討会議と同様に情報提供を行ったことに加えて、1992年に加入した中国も情報提供を行った。1995年の準備委員会は前2回の再検討会議の準備委員会のように情報提供の要請を行っていない。したがって、1995年再検討・延長会議で出された4か国の情報提供は、各国の自発的な行動であり、いわば慣行として定着したとも言える。他方で、自発的な文書に過ぎないことから、それら情報提供は、締約国間による合意文書や合意された正式な要請に基づく公式文書がまとめられている最終文書の第1部ではなく、締約国が自発的に提出する文書がまとめられている最終文書の第2部に収められた。つまり、締約国から提出される数多くの文書の一つという扱いに留まった。前2回の再検討会議では、準備委員会による正式な要請に基づいた情報提供であったことから、最終文書の第1部において、国連やIAEAが提出した文書と同格の地位が明記されていたことと比べると、大きな後退であったと言える。

米国の情報提供は、NPTの3本柱それぞれの米国の義務遵守状況について情報提供する本文（全28ページ）とそれぞれの3本柱に関するより詳細な情報を提供する附属書（全25ページ）によって構成され、それまででない大部

のものであった。核軍縮については、1995年再検討・延長会議においても、1990年の第4回再検討会議と同様、過去5年間の進展を「前例のない」ものと表現し、この5年間で米国が参加した20の軍備管理条約及び安全保障関連文書を列挙しつつ、「このリストだけでは、国際安全保障における根元的な転換を完全に伝えることはできない」と表現する等、高揚した雰囲気を出している。また、附属書では、NPTが発効した1970年から1995年まで米国は13の軍備管理条約及び40以上の国際合意・声明に署名してきたとして、そのうち主要な26の軍備管理に関わる約束について、それぞれ簡潔な説明を行っている。これは、後述の露による報告と同様、1995年再検討・延長会議が、条約の期限延長の是非及び期間を決定する重要な会議であったことから、それまで以上の情報を提供したものと思われる³⁰³。

1995年再検討・延長会議での米国の情報提供で特筆すべきは、「米国の核防衛活動の透明性」との表題のセクションを個別に設けて、初めて米国の核兵器関連活動の透明性に関する情報を提供している点である。第3章でも概観したとおり、1993年及び1994年にオレアリー(Hazel R. O'Leary)エネルギー長官が1945年から1991年までに米国が防衛目的で生産したプルトニウムと高濃縮ウランの総量や貯蔵場所等を開示したこと、1994年に露との間で「核軍縮プロセスにおける透明性を向上させるための相互訪問」を開始することに閣僚レベルで合意したこと、1994年には米露首脳が「核兵器削減プロセスの透明性及び不可逆性を確保する措置」を検討する作業部会を設置することに合意したこと等が記述されている³⁰⁴。全体としては、第4回再検討会議と比べて、具体的な核軍縮措置の割合が大幅に増え、プロパガンダ的な記述の割合も大幅に減っている。

³⁰³ “Letter Dated 10 April 1995 from the Deputy Director of the United States Arms Control and Disarmament Agency Addressed to the Provisional Secretary-General of the 1995 Review and Extension Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: United States Information Pertaining to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons 1995” (NPT/CONF.1995/17), in *Final Document of the 1995 Review and Extension Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part II* (NPT/CONF.1995/32, Part II: May 12, 1995), pp.73-125. なお、これら情報は、非核兵器国に対して非核兵器国の原子力活動が核兵器に転用されないことを確認するための保障措置を求める一方で、核兵器国である米国としても透明性を示すという観点から核不拡散のセクションに記述されているが、内容的には核軍縮における透明性措置と言えるものであり、図4-8においては核軍縮措置として扱っている。

³⁰⁴ Ibid., pp.80-81.

米国（1995年再検討・延長会議）

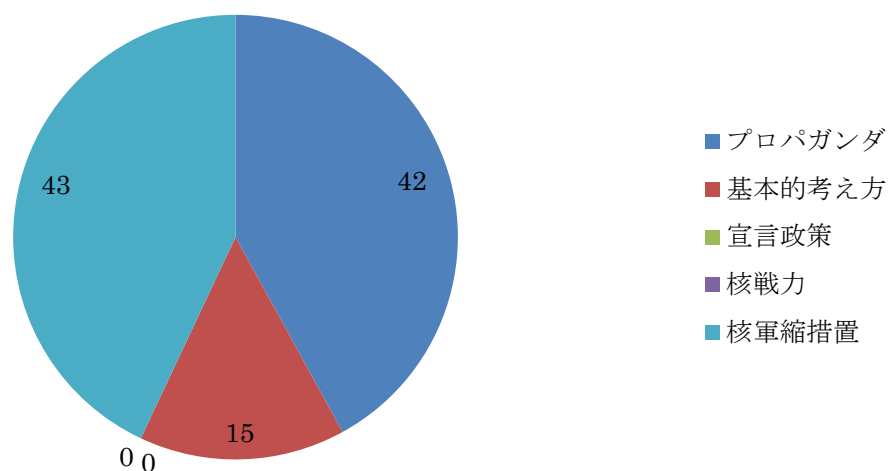


図4-8 1995年再検討・延長会議における米国の「情報」(注:本文のみ)のカテゴリー (単位:%)

露は、第4回再検討会議でのソ連時代と異なり、1995年再検討・延長会議では、核軍縮から記述を始め、その後、その他の条文についてこれまで同様の説明を行っている(全12ページ)。この点について、露は、「締約国が核軍縮に関する(条約第6条及び前文の)義務の遂行に与える重要性に鑑み、この問題(注:核軍縮)に関する説明を報告の冒頭で行い、その他の条文の義務の遂行についてはその次に議論する。」とわざわざ述べている。これは、1995年再検討・延長会議が、条約の期限延長の是非及び期間について決定する極めて重要な会議であり、露を始めとする核兵器国が条約の無期限延長を主張する一方で、多くの非核兵器国は条約の不平等性の固定化をおそれて無期限延長に躊躇していたことを背景として、非核兵器国が最も関心を有する核軍縮から記述するという融和的な姿勢を見せることで、条約の無期限延長への支持を広げようとする意図が背景にあったと思われる。また、特筆すべき点は、第4回再検討会議まで露は準備委員会での要請内容に基づいて「情報提供」としていたが、1995年再検討・延長会議では初めて「報告」と表現し、また文書のタイトルも「情報(information)」から「国別報告(national report)」に変更しており、徐々に2000年再検討会議以降の「報告」の概念に近づいていると言える。

核軍縮については、1990年の第4回再検討会議では戦術核のみであったが、1995年再検討・延長会議では、戦略核についても、1994年に発効

したSTART Iに基づくミサイルや戦略爆撃機の廃棄について具体的な数字を挙げている。ただし、戦略核の運搬手段の廃棄数のみで、弾頭数の廃棄数は含まれていない。また、1993年に署名された第二次戦略攻撃兵器削減条約（START II）に基づく、戦略核弾頭の「保有数」についても述べている（注：ただし、STARTは正確には「保有数」ではなく「配備数」を規定している。）。全体としては、米国と同様、具体的な核軍縮措置の記述が増え、プロパガンダ的な記述の割合は大幅に減少した³⁰⁵。

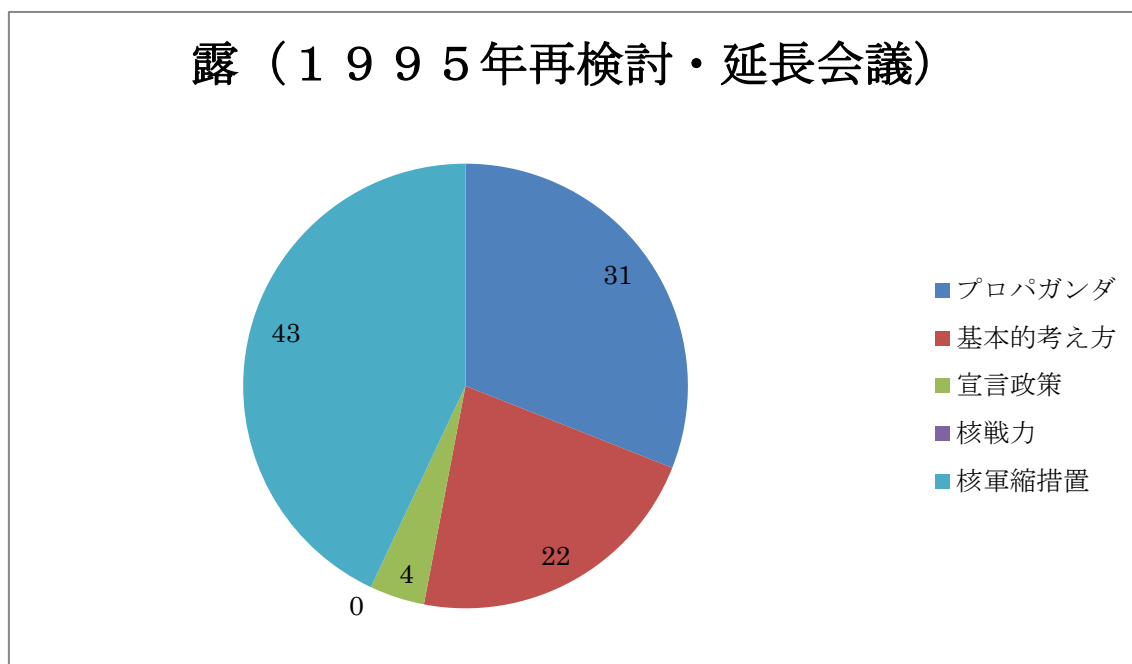


図4-9 1995年再検討・延長会議における露の「国別報告」のカテゴリー（単位：%）

英国の情報提供（全16ページ）は、第4回再検討会議までの条文毎に順番に説明する構成から、米国と同様に、条約の3本柱に分けた上で、それぞれの柱に該当する条文に沿って説明する構成に変更している。核軍縮については、上述の第4回再検討会議で自国も貢献したとする他国間（米ソ間）の核軍縮交渉をめぐる記述はなくなり、自国の核軍縮努力及び政策に焦点を当てた。特記すべきは、英国の核戦力そのものの削減実態を具体的に明記したことである。例えば、海上の戦術核能力の全廃、航空機用核爆弾の半減及び1998年まで

³⁰⁵ “Note Verbale Dated 24 April 1995 from the Delegation of the Russian Federation Addressed to the Secretary-General of the 1995 Review and Extension Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: National Report on the Implementation by the Russian Federation of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons” (NPT/CONF.1995/25), in Ibid., pp.171-183.

の全廃、その結果としての英国保有の核戦力システムの戦略原潜のみへの1本柱化である。更に、1970年代に比しての1990年代最後の時点での核弾頭数及び爆発力の削減度を貯蔵核弾頭と実戦配備核弾頭に分けて具体的な数字を挙げて記述した上で、附属書に表形式で記載している³⁰⁶。既述のとおり、2015年再検討会議第1回準備委員会（2012年）において、NPTが核兵器国による報告フォーム案を提出しているが、1995年の時点で非常に簡易ながらも既に英国が表形式で情報提供しているのは非常に興味深いことである。結果として、プロパガンダ的な記述は大幅に減り、各カテゴリーについて万遍なく記述されている。1990年の第4回再検討会議までの情報提供と比べて、その内容や提供方法が格段に充実度を増しているのは、米露と同様、冷戦終了直後の国際情勢において実際に核軍縮をとるための敷居が下がったということに加えて、1995年再検討・延長会議が条約の期限延長の是非及び期間を決定する重要な会議であったということも背景にあると言える。

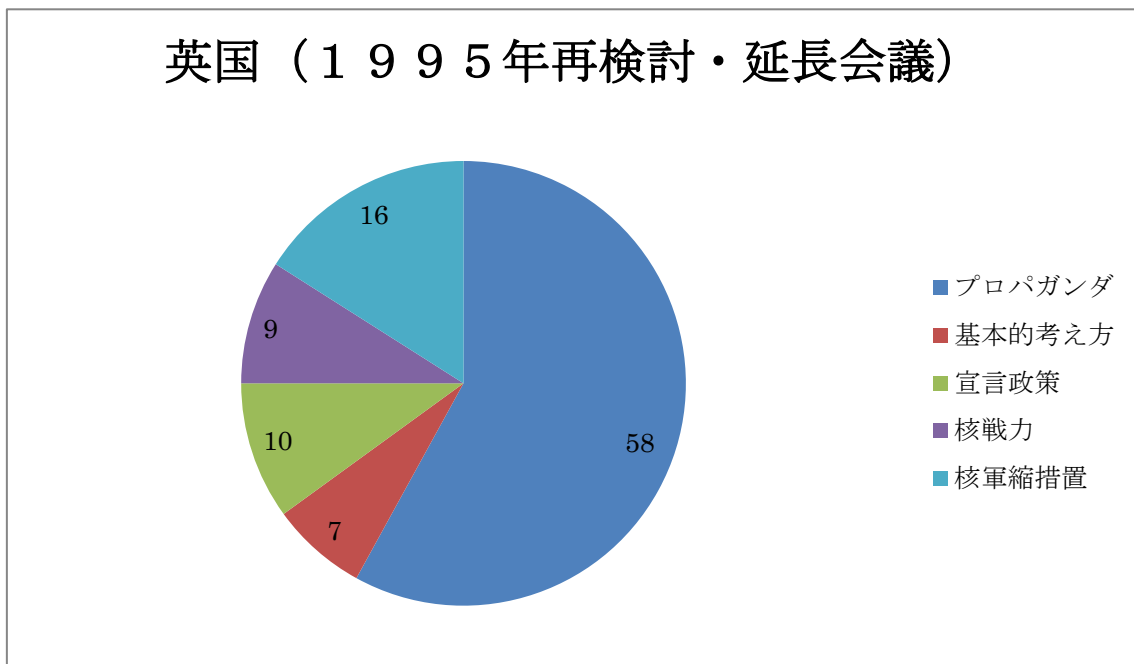


図4-10 1995年再検討・延長会議における英国の「情報提供」のカテゴリー（単位：%）

1995年再検討・延長会議の3年前の1992年にNPTに加入した中国

³⁰⁶ “Letter Dated 21 April 1995 from the Head of the Delegation of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland Addressed to the Secretary-General of the 1995 Review and Extension Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: The United Kingdom and the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons” (NPT/CONF.1995/24), in *Ibid.*, pp.155-170.

は、露と同様に「国別報告」と題して、条約の3本柱毎に自国の義務遵守状況を報告している（全6ページ）。核軍縮については、無条件の第一（先行）不使用³⁰⁷、無条件の消極的安全保証³⁰⁸、非核兵器地帯への支持等、宣言政策を中心とした中国の核軍縮に関する政策を説明している。しかし、中国自身の核兵器の数や削減実績・目標等についての記述はない。中国は、そもそも核軍縮交渉に参加しておらず、冷戦期の米ソのように交渉における自国の提案を国際社会にアピールする必要がないことから、プロパガンダ的な内容は少ないが、核兵器を全面的に禁止する条約を早期に交渉及び妥結すべきとの中国の提案について、「その他の核兵器国が即時かつ前向きな反応をするようアピール」している。また、中国の多くの記述については、核軍縮に対する基本的な考え方とプロパガンダのいずれに類型するかは困難であるが、「（中国は）常に提唱してきた」といったアピール的な表現や「人類を核戦争の恐怖から解放するため」といった大言壮語的な表現はプロパガンダに類型した³⁰⁹。

³⁰⁷ No first use (NFU)は、一般的に「先制不使用」と訳されることが多いが、「先制不使用」では「先制攻撃(first/preemptive strike)」の概念と混乱しかねないことから、本稿では「第一（先行）不使用」と訳す。「先制攻撃」は、敵国の核戦力が自国に向かって発射される前あるいは自国領域で爆発する前に、敵国の核戦力を無能力化するために先制的に行う攻撃を指すことが多い。他方、NFUにおける first use とは、そのような緊迫した状況に限らず、例えば敵国の圧倒的な通常戦力による侵攻を抑止するために、敵国による通常戦力による侵攻に対して核兵器で反撃することを意味することが多く、本来、両者は異なった文脈で議論されてきた概念である。しかし、NFUを宣言しないことが、あたかも「先制攻撃」を辞さないことを宣言しているかのように捉えられることが多く、両者の概念の混同が見られる。「先制使用」（又は「先制不使用」）の訳語がもたらす概念の混乱の危険性については、佐藤行雄「核軍縮議論の盲点「先制使用」翻訳の誤解」『読売新聞』平成21年9月30日、及び、佐藤行雄『差し掛けられた傘：米国の核抑止力と日本の安全保障』、時事通信社、2017年、205～208頁参照。

³⁰⁸ 消極的安全保証とは、核兵器国が非核兵器国に対して、核兵器の使用や使用の威嚇を行わないことを保証することを言う。

³⁰⁹ “Letter Dated 17 April 1995 from the Permanent Representative of the People’s Republic of China to the United Nations and Deputy Head of the Chinese Delegation Addressed to the Secretary-General of the 1995 Review and Extension Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: National Report of the People’s Republic of China on the Implementation of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons” (NPT/CONF.1995/18), in *Ibid.*, pp.127-132. 中国は、同報告において、同報告は1995年再検討・延長会議の準備委員会の要請に基づいて行うものと説明しているが、実際には既述のとおり同準備委員会は、過去の準備委員会とは異なり、かかる要請を行っていない。

中国（1995年再検討・延長会議）

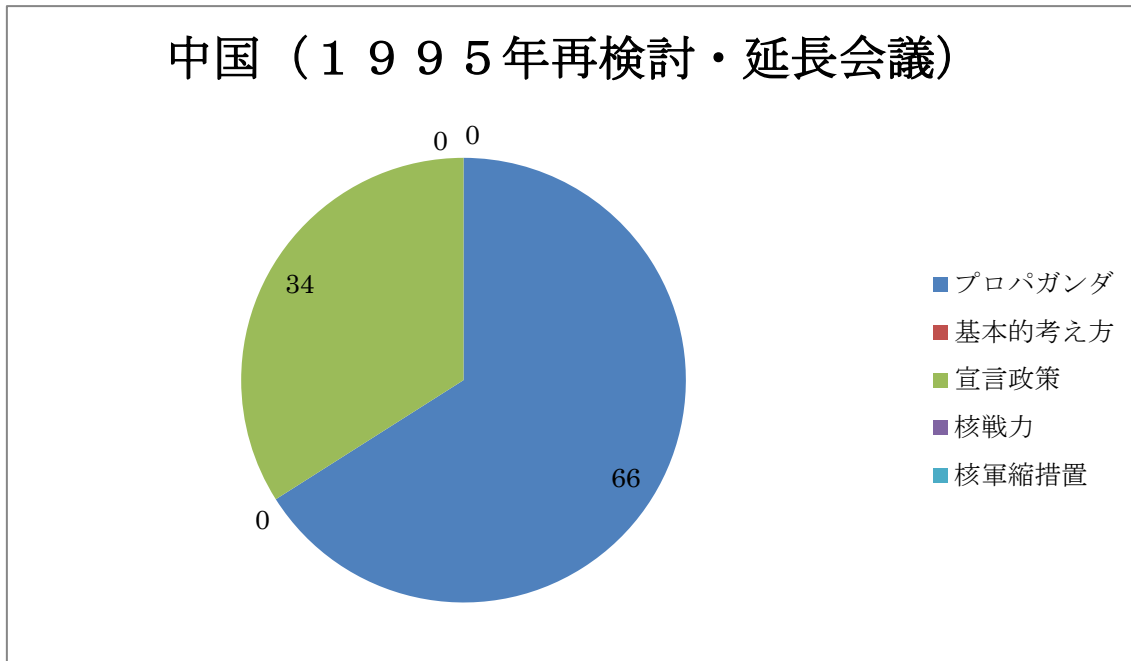


図4-11 1995年再検討・延長会議における中国の「国別報告」のカテゴリー（単位：%）

（1995年再検討・延長会議以降）

2000年再検討会議：2000年再検討会議で報告を提出したのは、「国別報告」という形で提出した中国のみである。1995年再検討・延長会議での国別報告と同様、条約の3本柱毎に自国の義務遵守状況を報告している（全7ページ）。核軍縮については、1995年再検討・延長会議での報告と異なり、戦略的なバランスや安定性の維持の必要性、米露の2大核兵器国による率先した核軍縮努力の必要性等、核軍縮を進めるにあたっての原則的な考え方を冒頭に披露している。特筆すべきは、1995年再検討・延長会議とは異なり、中国自身の核兵器について若干なりとりも述べていることである。まず、中国が1964年から1996年までに行った核実験の数を45回と公表した³¹⁰他、核兵器国の中で「最も小規模な核戦力」を保有しているとして、他の核兵器国との比較で間接的ながらも、中国の核兵器保有数を示した。更に、1990年代の国際情勢の変化に応じて核兵器開発計画を徐々に後退させたとして、具体的

³¹⁰ 中国が核実験の回数を公表したのは必ずしも初めてではなく、China Today を通じて、1988年に、1964年から1988年までの各実験の情報を含めた実験回数（32回）を実質的に公表している。JRRS Report: Science & Technology China (Selections from “China Today: Nuclear Industry”) (April 26, 1988).

<<http://www.dtic.mil/dtic/tr/fulltext/u2/a359011.pdf>> ただし、その後の公表の有無については判明しなかった。

な事例として、青海省(Qinghai)にある研究開発施設を閉鎖し、環境除染(environmental clean-up)の後、同施設のあった敷地を1995年5月に地元政府に返還したことを公表した³¹¹。

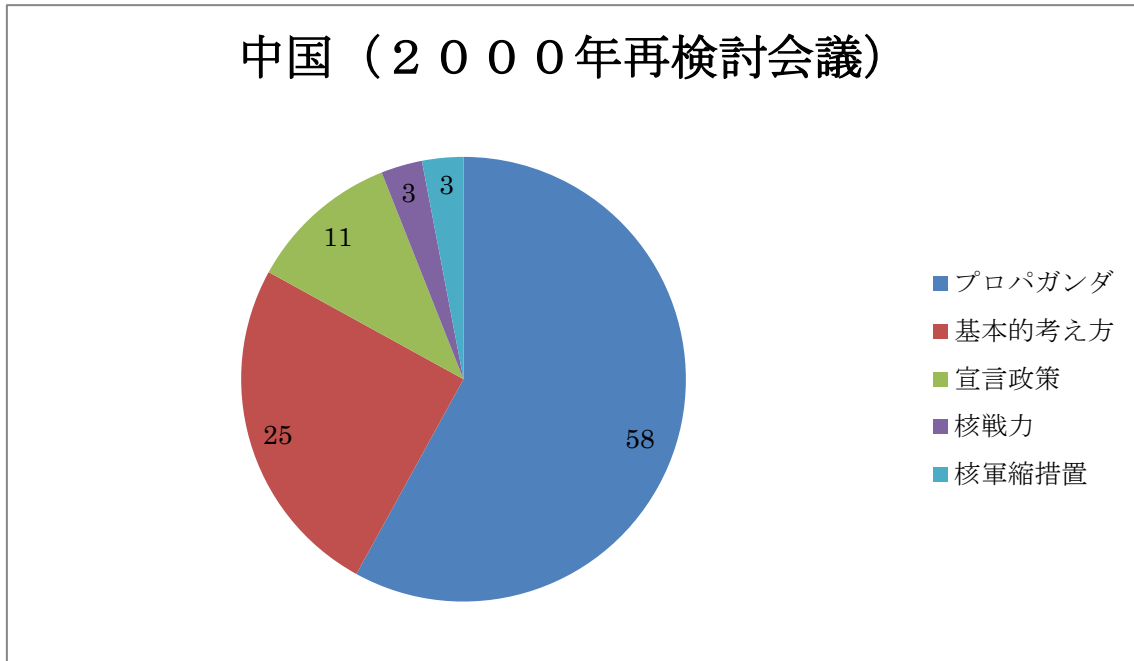


図4-12 2000年再検討会議における中国の「国別報告」のカテゴリー（単位：%）

2005年再検討会議：2005年再検討会議では、露と中国が「国別報告」を提出した。米国は、核軍縮に関する作業文書を提出したが、これはあくまでも2005年再検討会議で合意すべき内容を記述した文書であり、米国の核軍縮義務に関する実施状況を報告したものではない。

露の国別報告は、1995年再検討・延長会議では、NPT締約国の強い関心を踏まえて核軍縮に関する説明を冒頭に置いたが、2005年再検討会議では条文毎に露としての義務遵守状況を述べるという、1990年の第4回再検討会議の際の情報提供と同じ構成に戻った（全13ページ）。核軍縮については、

³¹¹ “Letter dated 1 May 2000 from the Permanent Mission of the People’s Republic of China to the United Nations addressed to the United Nations Department for Disarmament Affairs: National Report on the Implementation of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons by the People’s Republic of China” (NPT/CONF.2000/22), in *Final Document of the 2000 Review Conference, Part III*, pp.363-369.

I N F 全廃条約に基づいて廃棄した短中距離ミサイルの総数を明記した他、戦略核については過去5年間で削減した核弾頭と運搬手段の総数を明記した。更に、自国の核戦力の現状についても、S T A R T 条約上の規制が発生する2001年12月時点と再検討会議が開催された2005年1月時点における配備戦略核の運搬手段及び弾頭の総数を初めて明記している³¹²。

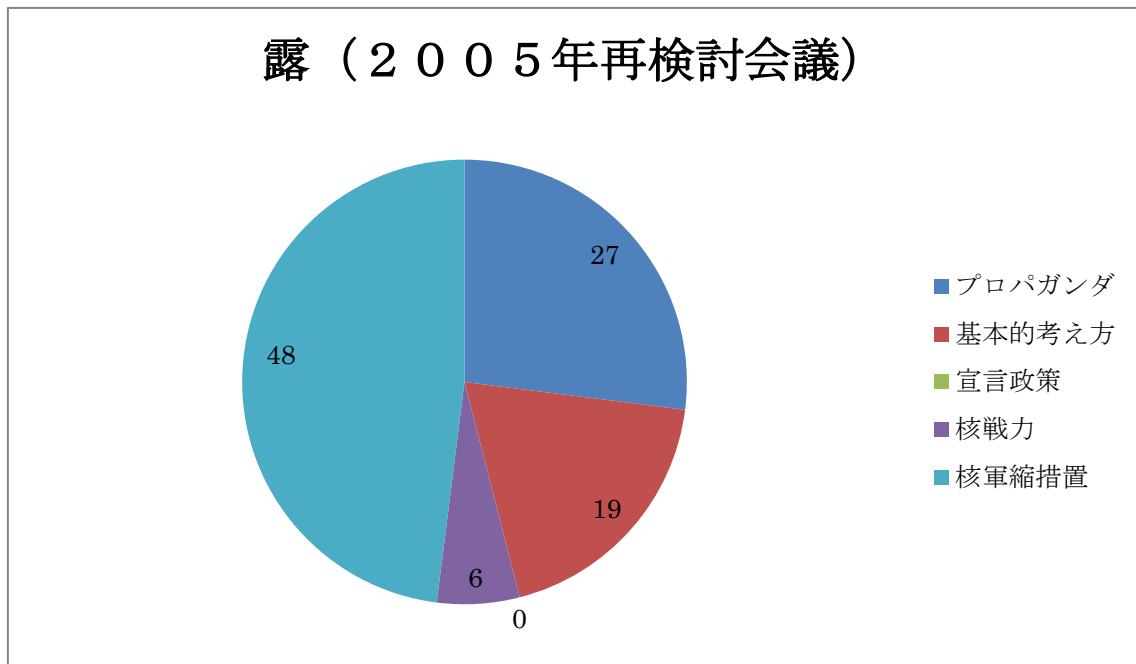


図4-13 2005年再検討会議における露の「国別報告」のカテゴリー（単位：%）

中国は、「2000年再検討会議の要請³¹³に応じ」という形で、基本的に2000年再検討会議の際の国別報告を更新する形で報告を提出した（全10ページ）。2000年再検討会議では「国別報告(national report)」と題していたが、2005年再検討会議では「報告(report)」とのみ題している。これには、「国別報告」という名称が与える正式な文書であるという印象を僅かながらでも減じたいという考えが背景にあった可能性はある。核軍縮については、2000年再検討会議での国別報告で述べた核軍縮を進めるにあたっての原則的な

³¹² “National report on the implementation of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons by the Russian Federation” (NPT/CONF.2005/29), in *Final Document of the 2005 Review Conference, Part II*, pp.374-386.

³¹³ 本章1.(1)にて述べているとおり、2000年再検討会議の最終文書で合意された核軍縮に関する13措置の第12項において、核軍縮義務を定めた条約第6条の実施状況に関して「定期報告」を行うことが求められている。ただし、中国は、条約第6条のみならず、全ての条文の実施状況について記述している。

考え方を「提案」という形に転換して、自国の考え方を説明するに留まらず、本来自国の義務遵守状況を報告することが目的である「報告」を用いて、他国に自国の考え方を受け入れるよう迫る外交姿勢に転じている。その分をプロパガンダと類型したことから、プロパガンダの占める割合が増加している。また、自国の核戦力に関する現状についての記述が後退している。核実験の実施回数については、具体的数字を挙げた2000年再検討会議での国別報告とは異なり、「他のすべての核兵器国よりも少ない数の核実験を実施した」と述べるに留まった。核兵器保有数についても、2000年の国別報告では、少なくとも核兵器国の中で「最も小さな核戦力」としていた記述が削除された³¹⁴。

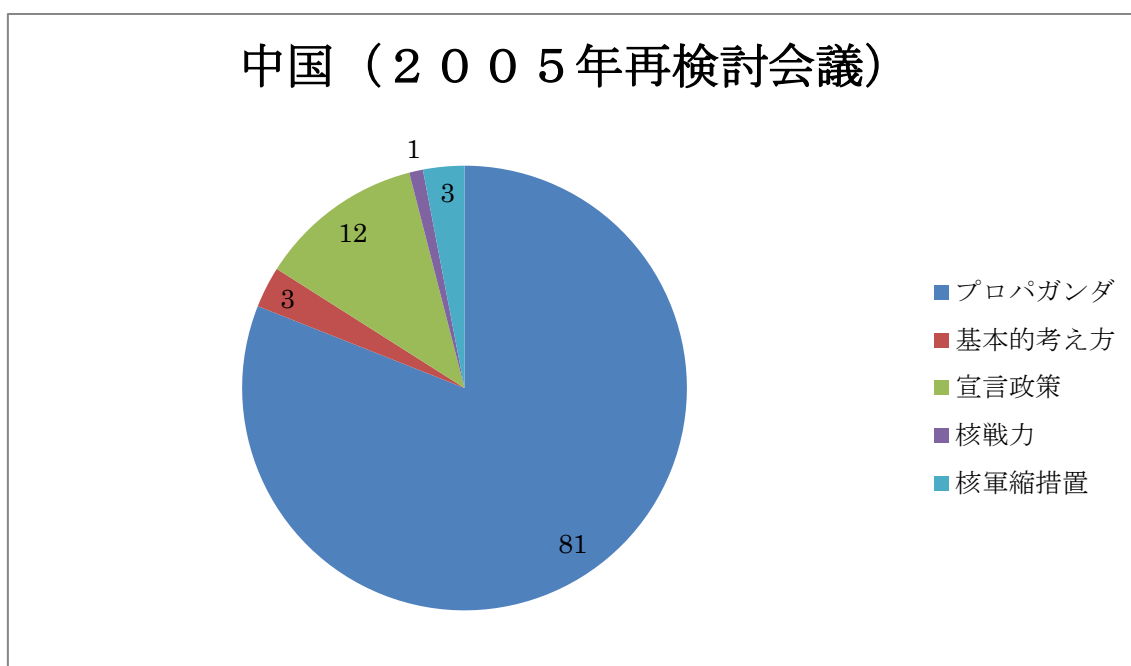


図4-14 2005年再検討会議における中国の「報告」の 카테고리 (単位: %)

2010年再検討会議: 2010年再検討会議では、米国が1995年再検討・延長会議以来、再び条文毎の実施状況に関する「情報提供」を行った。その他、露が「国別報告」、中国が「報告」を提出した他、仏は初めて「作業文書」という形で2000年再検討会議の13措置それぞれの実施状況について実質的に報告した。

³¹⁴ “Implementation of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: Report submitted by the People’s Republic of China” (NPT/CONF.2005/24), in *Ibid.*, pp.345-354.

米国の情報提供は、1995年の同会議の際とは異なり附属書はないものの、NPTの3本柱毎に米国の義務遵守状況を説明するという構成は変わっていない(全24ページ)。1995年当時のような高揚した雰囲気は出ておらず、淡々とした既述となっている。特に米国が露と共にとった核軍縮措置に関する記述が増えている。更に、核弾頭や運搬手段の総数や内訳、核分裂性物質についても余剰量等について多くの具体的な数字をもって既述しているのは特筆すべき点である³¹⁵。

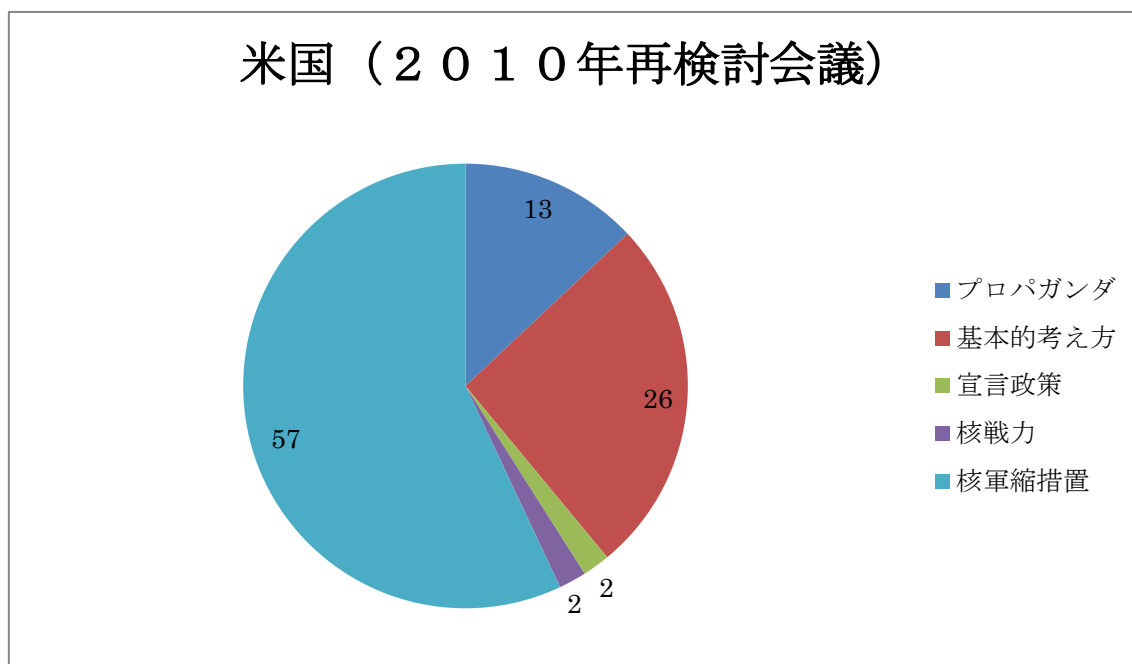


図4-15 2010年再検討会議における米国の「情報」のカテゴリー（単位：%）

露の国別報告は、条文毎に露としての義務遵守状況を述べる前回の2005年の時と同様のスタイルを維持しており、各カテゴリーの構成率も大きな変動はない(全17ページ)。核軍縮については、2005年の国別報告から特に目新しい内容はなく、配備戦略核の運搬手段及び弾頭の総数について2010年初旬時点で更新している³¹⁶。

³¹⁵ “United States information pertaining to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: 2010” (NPT/CONF.2010/45), in *Final Document of the 2010 Review Conference, Volume II*, pp.343-366.

³¹⁶ “National report on the implementation of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons by the Russian Federation” (NPT/CONF.2010/28), in *Ibid.*, pp.234-250.

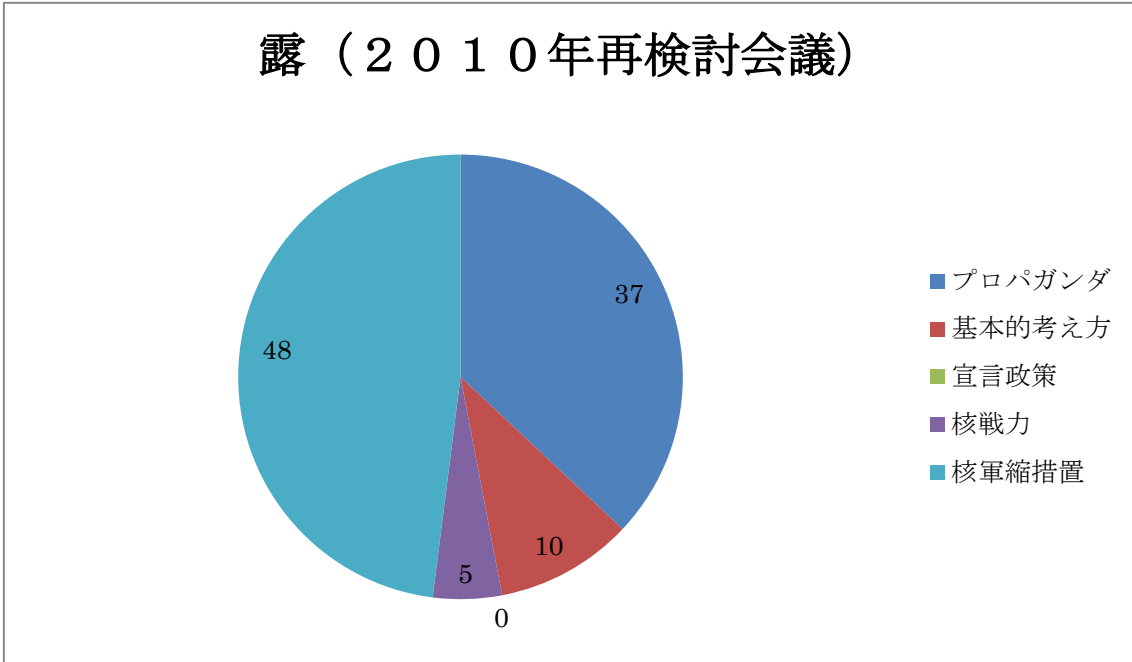


図4-16 2010年再検討会議における露の「国別報告」のカテゴリー（単位：%）

中国は、2005年同様、「2000年再検討会議の要請に応じて」報告を提出すると位置づけた（全11ページ）。構成も2005年時の報告と同じであった。核軍縮についても、概ね前回の内容をほぼそのままの形で踏襲したが、「透明性向上」について独立のセクションを新たに設け、報告において「透明性」について初めて言及した。同セクションの冒頭で、「中国は継続的に核の透明性を向上させ、関係国との戦略的相互信頼を改善している」と宣言し、「中国の核戦略及び核政策は、首尾一貫しており、開かれており、透明性がある」と主張した。その上で、透明性に関する中国の原則的な考え方を説明し、中国による具体的な透明性に関する実践例を挙げているが、引き続き自国の核戦力に関して何ら具体的な数字を挙げていない³¹⁷。それまで透明性に関して一貫して否定的な姿勢を示してきた中国が、一転して敢えて透明性に関する記述を、それも独立したセクションとして設けたのは、NPTにおける透明性に関する議論の高まりを受けて、むしろ積極攻勢に打って出た方が得策と考えた可能性がある。

³¹⁷ “Implementation of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: Report submitted by China” (NPT/CONF.2010/31), in *Ibid.*, pp.269-279.

中国（2010年再検討会議）

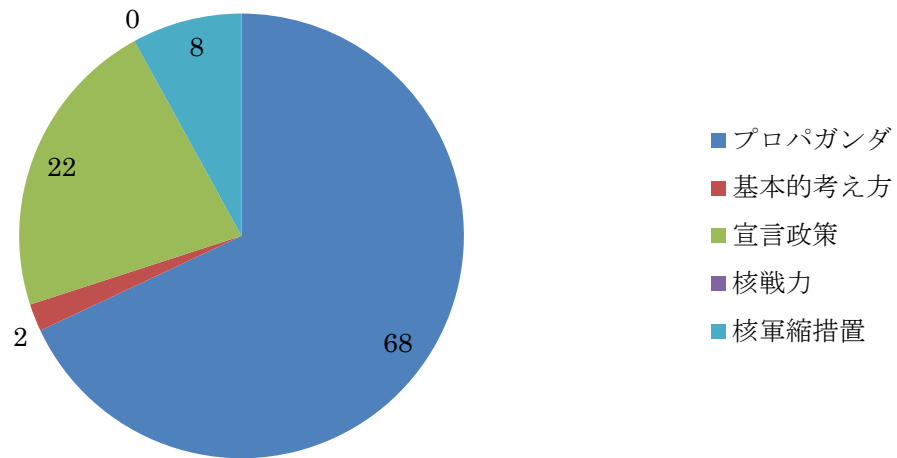


図4-17 2010年再検討会議における中国の「報告」のカテゴリー（単位：%）

仏は、「報告」や「情報提供」ではないが、2010年再検討会議で初めて「作業文書」という形で、実質的に報告を行っている。仏が提出した2本の作業文書のうち、1つ目は、核軍縮一般に関する仏の立場と実際にとっている核軍縮措置を説明した上で、仏がEU諸国と共に提案している内容を列挙した³¹⁸。もう1つの作業文書は、2000年に合意された核軍縮に関する13措置それぞれについて、仏としての実施状況を具体的に説明する内容となっている。2つの作業文書を合わせて全13ページであるが、核兵器国の中で唯一核軍縮に特化した文書であり、核戦力に関する具体的な数字も含め、核軍縮部分だけに限ってみれば最も長い（米国6ページ、露4ページ、中国6ページ）³¹⁹。

³¹⁸ “Nuclear disarmament: France’s practical commitment: Working paper submitted by France” (NPT/CONF.2010/WP.33), in Ibid., pp.527-529.

³¹⁹ “Nuclear disarmament: France’s firm commitment – Implementation by France of the “13 Practical Steps” contained in the Final Document 2000 Review Conference: Working paper submitted by France” (NPT/CONF.2010/WP.44), in Ibid., pp.575-584.

仏（2010年再検討会議）

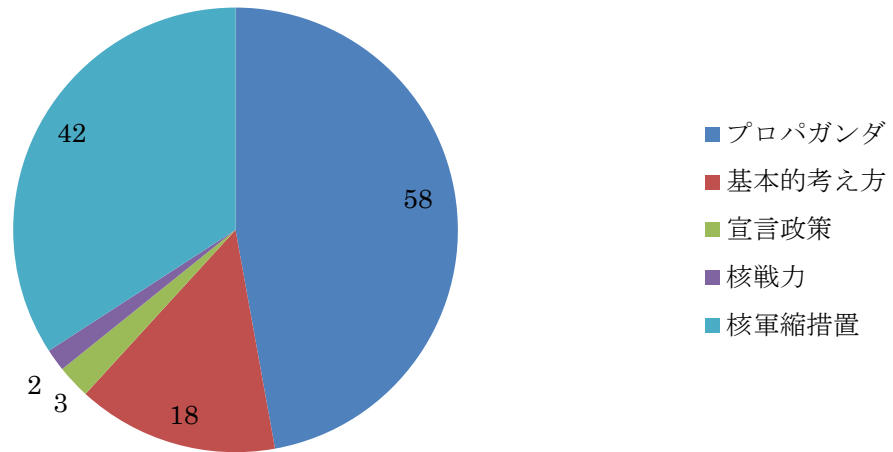


図4-18 2010年再検討会議における仏の「作業文書」のカテゴリー（単位：%）

以上、各核兵器国の報告の内容について、再検討会議毎の各カテゴリーの変遷を見てきたが、2010年再検討会議までの報告を国毎に纏めると次の図4-19から図4-23のとおりとなる。

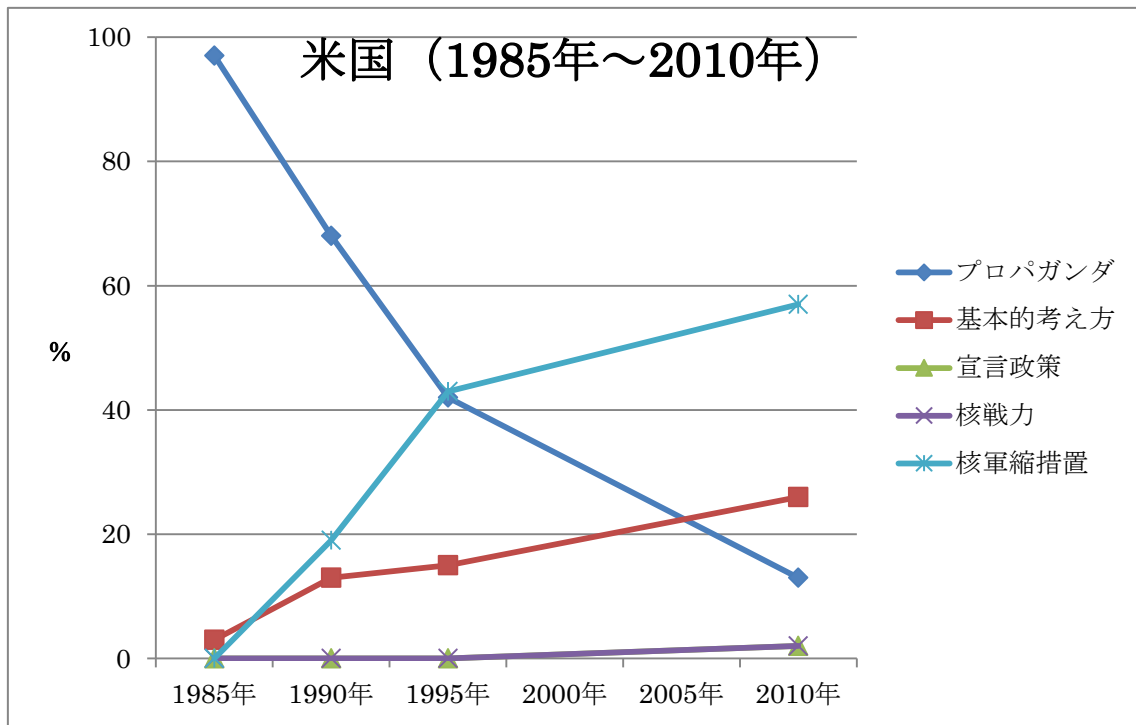


図4-19 第3回再検討会議（1985年）から2010年再検討会議にかけての米国の「情報」における各カテゴリーの推移³²⁰

³²⁰ 米国は、2000年及び2005年再検討会議では「情報」を提出していないが、本グラフでは便宜上1995年と2010年のラインをつなげている。

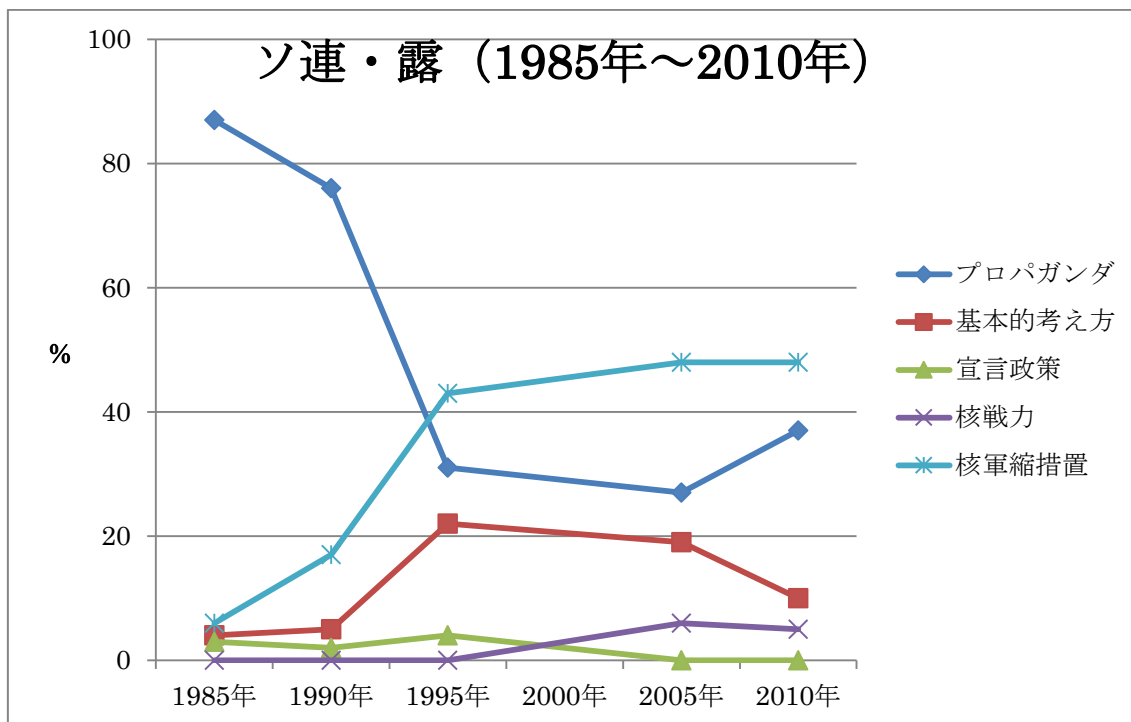


図4-20 第3回再検討会議（1985年）から2010年再検討会議にかけてのソ連及び露の「情報」及び「国別報告」における各カテゴリーの推移³²¹

³²¹ 露は、2000年再検討会議では「情報」乃至「国別報告」を提出していないが、本グラフでは便宜上1995年と2005年のラインをつなげている。

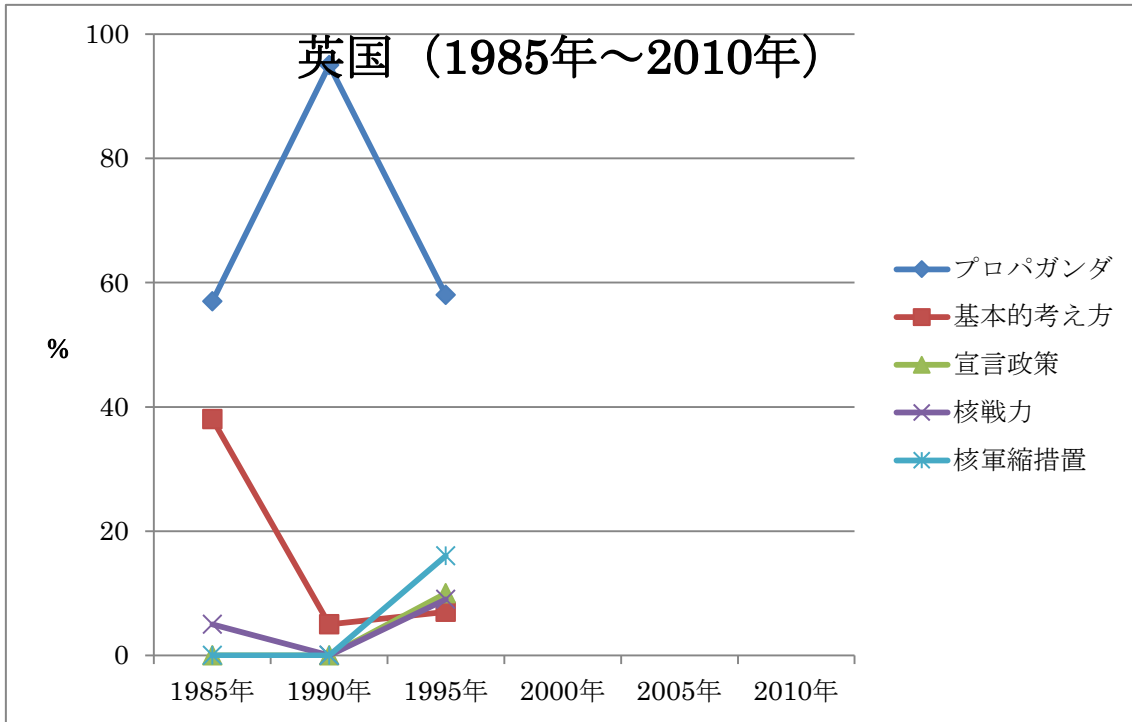


図4-21 第3回再検討会議（1985年）から2010年再検討会議にかけての英国の「情報」における各カテゴリーの推移³²²

³²² 英国は、2000年再検討会議以降「情報」を提出していない。

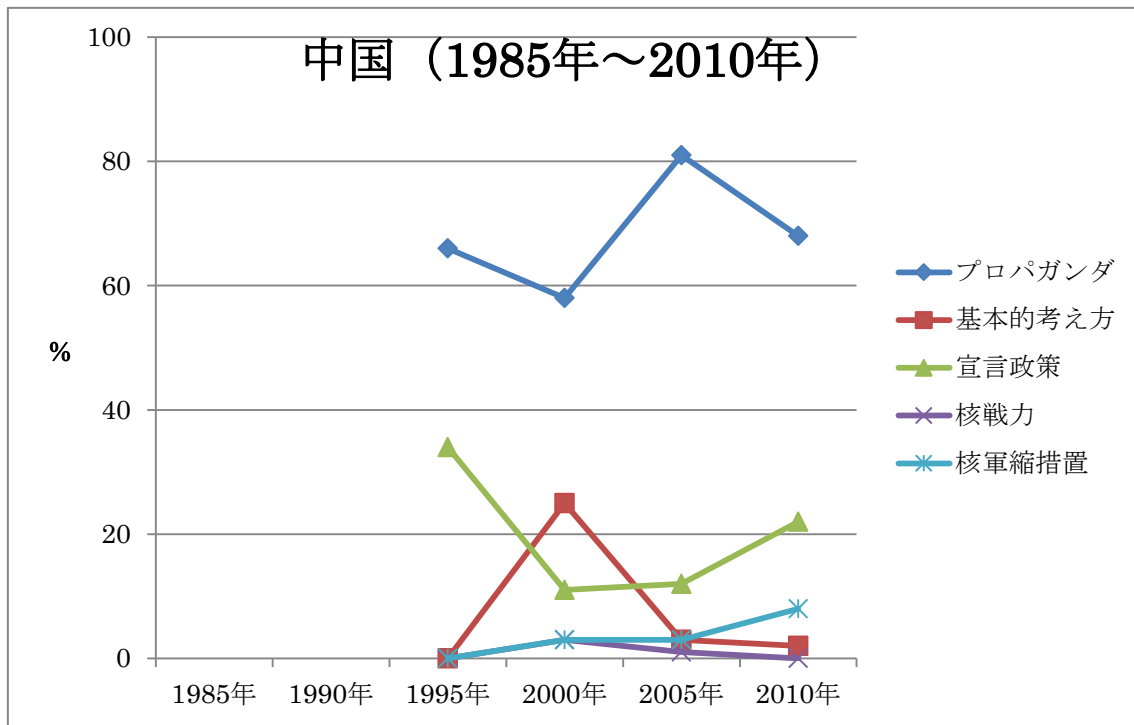


図4-22 第3回再検討会議（1985年）から2010年再検討会議にかけての中国の「国別報告」及び「報告」における各カテゴリーの推移³²³

³²³ 中国は、1995年再検討・延長会議から「報告」を提出している。

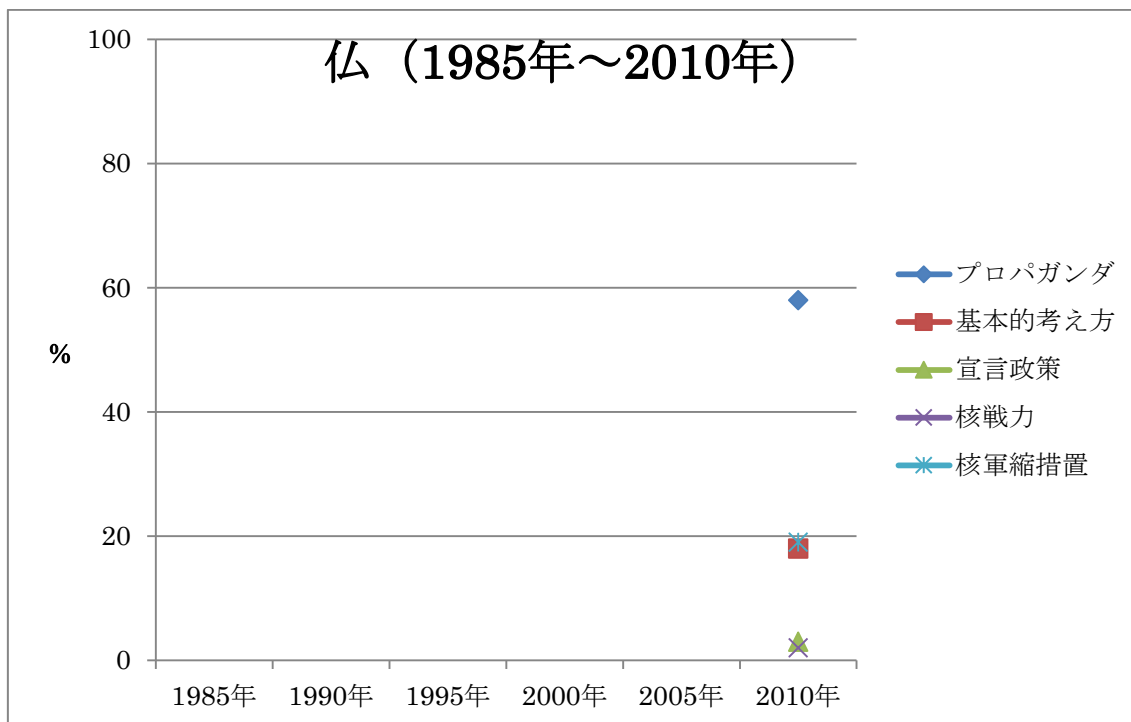


図4-23 第3回再検討会議（1985年）から2010年再検討会議にかけての仏の「作業文書」における各カテゴリーの推移³²⁴

(小括)

上記の各核兵器国の報告内容の類型化にあたっては、例えば、プロパガンダと捉えるのか、基本的考え方と捉えるのかを断定的に特定することは困難であり、主観的な判断にならざるを得ない面もあるが、厳密に捉えるのではなく、大体の方向性を示すという意味では有用な指標となり得る。右を踏まえると、2010年再検討会議までのNPTの枠組みにおける核兵器国による報告の実施については、大きく次の4つの特徴を挙げることができる。

第1に、情報提供の慣行が始まった第3回再検討会議における情報提供では、米ソ共に自国の核軍縮提案を自賛するプロパガンダ的な内容がそのほとんどを占めていたが、回数を重ねるごとにプロパガンダ・カテゴリーの割合が急速に下落していった。もともとこうした核兵器国による情報提供はプロパガンダ的あるいは主観的になりがちであることは否定できないが、特に、核軍縮交渉が停滞していた時期の情報は、ソ連の当初のものに顕著であったように他国を非難したり自国を正当化するような内容で占められていた。その後、1980年代後半以降、核軍縮交渉が進展するに連れて、厳密な意味でのプロパガンダ的な内容はなくなったが、その進展ぶりを高揚感に溢れる表現でもって強調する

³²⁴ 仏は、2010年再検討会議で初めて「作業文書」という形で報告をした。

という意味でプロパガンダ的な内容は残った。これに対して、冷戦後、特に1995年再検討・延長会議を境に、核兵器国による情報提供乃至報告は、概して事実関係、特に（中国を除いて）核兵器国がとった核軍縮措置の内容を淡々と記述するものとなっている。

第2に、条約の無期限延長が決定された1995年再検討・延長会議が近づくにつれ、各核兵器国による情報提供は抒情的な側面を持ち合わせながらも、分量が増えて内容の充実度も高まっていった。特に、同会議での核兵器国による情報提供は、無期限延長への支持を取り付けるため、米国は附属書までつけて大部な情報提供を行い、露も通常の構成とは異なり核軍縮を前面に持ち出すなど、核兵器国として如何に核軍縮を進めてきたかを非核兵器国に印象づけるようなものとなっていた。また、同会議以降、後退している側面もあるが、具体的な数字を盛り込む報告が増えるなど、より有用性の高いものとなっている。

しかし、同会議の次の2000年再検討会議では、中国を除いて、その米国も露も情報提供乃至報告は行わず、また、2005年再検討会議でも露と中国のみが報告を行った。情報提供や報告の内容の充実度は別として、あたかも1995年再検討・延長会議において無期限延長を獲得した以上、もはや核兵器国側として非核兵器国の関心を引く熱意を失ったと受け止められてもおかしくない不作為である。第3回及び第4回再検討会議とは異なり、1995年再検討・延長会議の準備委員会が核兵器国に対して情報提供の要請を行っていなくても、同会議ではより充実した情報提供が行われたにもかかわらず、同会議の次の2000年再検討会議では（中国を除いて）情報提供乃至報告を行わなくなった。2000年再検討会議は1995年再検討・延長会議と同様に報告の提出につき特段の明示的な要請が行われていなかったことから、多くの核兵器国が報告しなかったのはやむを得なかったとしても、2005年再検討会議については、前回の2000年再検討会議の最終文書で「定期報告」を行うことが明示的に求められたにもかかわらず露と中国しか報告を行っていない。2010年再検討会議で米国と仏がそれぞれ「情報提供」及び「作業文書」という形で実質的な報告を再開乃至開始したものの、それはいずれも2000年再検討会議が求めた「報告」という形式をとっておらず、（下記第3の点において指摘した「報告」の対象に加えて）2000年の要請を無視した形となっている。英国に至っては、1995年再検討・延長会議以後、一度も報告を行っていない。透明性が最も低いと言われている中国が毎回報告を提出しているにもかかわらず、透明性が最も高いと言われている米英の報告実績が芳しくない状況は、報告メカニズムの有用性そのものを問いかねないものでもある。

第3に、核兵器国が求められる報告の対象は、1995年再検討・延長会議以前については、「特に条約第6条」を特出ししながらも条約のすべての条文が

報告の対象であったのに対して、同会議以降は、2000年再検討会議での合意で明らかとなり、「条約第6条」のみが対象とされた。これは、1995年の条約の無期限延長を境に、核軍縮義務を定めた条約第6条の重みが一層高まったことの現れと言える。しかし、実際には、2010年再検討会議での他の作業文書を除いて、核兵器国の情報提供乃至報告は1995年以降もすべての条文を対象として、それ以前の形式のまま提出されている。当然のごとく、核兵器国が条約第6条以外の条文に関する報告を妨げるものはないが、核軍縮に特化した「定期報告」を行うべしとのNPT締約国、特に非核兵器国の要請がいわば無視された格好となっている。核兵器国側としては敢えてすべての条文を報告乃至情報提供の対象とすることで、条約第6条の核軍縮に焦点が絞られることを防ぎたいという意図があったものと考えられる。

第4に、核兵器国による情報提供乃至報告の内容は、一貫して統一性に欠けている。まず、形式面においては、2000年再検討会議で「定期報告」を行うことが求められたにもかかわらず、各国の報告には大きなばらつきがある。例えば、2010年再検討会議においては、「情報提供」、「国別報告」、「報告」、「作業文書」と名称からそれぞれ全く異なっている。2010年再検討会議が、核兵器国に対して「標準報告フォーム」に合意するよう求めたのは、第2章で挙げた比較可能性を担保すべきという考えが強まったことも背景にあると思われる。また、内容面においても各核兵器国の間で大きく異なっている。米露はプロパガンダ的な記述は以前と比べて減って、今では自国のとった核軍縮措置が最も大きな割合を占め、宣言的政策に関する記述はほとんどゼロである。仏も、プロパガンダ的な記述の割合は高いが、核軍縮措置に関する記述が多い。これに対して、中国の場合は最近でもプロパガンダ的な記述が大半を占めており、それ以外の記述としては核軍縮措置に関する記述が少なく、宣言的政策に関する記述が最も多い。中国の核軍縮措置に関する記述の割合は、2010年再検討会議で上昇したが、これは1980年代に青海省の核兵器の研究開発施設を閉鎖したとの従来（2000年再検討会議での報告）からの記述に加えて、2010年再検討会議の報告で追加された記述（包括的核実験禁止条約で定められた国際監視制度の国内施設の中国国内での設置に関する記述）を核軍縮措置に関する記述と認定したことによる。したがって、他の核兵器国とは違って、自国の核戦力そのものをどの程度削減したのかというものではない。このように、大きなカテゴリーについても各国で大きく異なる上、同じカテゴリー内であっても記述の内容が異なっている。そこで報告フォームの様式を統一することの必要性が認識されることとなり、2010年再検討会議の行動計画で、核兵器国が「標準報告フォーム」に合意するよう求められるに至ったと言える。

(2) 報告メカニズムに関する具体的提案

透明性に関する議論において、報告メカニズムがどのように位置付けられてきたかについては、本章2.(3)で論じた。その中で、多くの国が定期的な報告の必要性を主張していることが明らかになったが、ここでは、2010年再検討会議の行動計画で言及された上記「標準報告フォーム」との関連で、同再検討会議までに具体的にどのような報告メカニズムが提案されてきたかを見る。

まず、2008年に開催された2010年再検討会議第2回準備委員会で、日本は、報告の対象として、以下の具体的項目を挙げた。

- 貯蔵核兵器の削減の程度
- 核弾頭及び運搬手段の削減数
- 核弾頭及び運搬手段の解体数、並びに解体された核弾頭及び運搬手段の種類を含む解体のペース
- 核弾頭及び運搬手段、並びに／又は配備された核弾頭及び運搬手段の総数
- 核兵器複合施設の削減の程（削減された平方フィート及び人員数を含む）
- 核兵器用の核分裂性物質の生産が停止された年
- 核爆発目的又は国家安全保障上の要請にとって余剰と宣言された、又は核爆発目的又は国家安全保障上の要請から取り除かれた核分裂性物質の量
- 解体核兵器から生じる核分裂性物質の除去を支援する活動
- 安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割を低減する努力
- 更なる核軍縮措置のための計画又は意図³²⁵

2010年再検討会議では、豪州とニュージーランドが報告に関する以下の具体的な提案を行った。

1. 核兵器国に対して、核兵器国による報告を次の項目に沿って組織だったものとするよう求める。
 - (a) 核ドクトリン(核兵器システムの警戒態勢の低減のために取られた措置及び如何なる安全の保証を含む)
 - (b) 核分裂性物質(生産及び管理政策)
 - (c) 弾頭及び運搬手段の数
 - (d) 戦略及び戦術(核)の削減

³²⁵ “Cluster 1: Nuclear Disarmament: Working paper submitted by Japan,” (NPT/CONF.2010/PC.II/WP.10), p.3.

2. 核兵器国に対して、上記の報告を、準備委員会で適宜改訂しつつ、5年に1度の再検討会議で提出するよう求める。

3. すべての国に対して、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効及びFMCTの交渉開始を含む、核軍縮をもたらすための各国の努力について報告を継続するよう求める。³²⁶

2010年再検討会議での交渉の過程では、より詳細な報告対象として次の項目が議長草案に盛り込まれた。

- ・ 配備された核兵器運搬手段の種類と数
- ・ 活性及び非活性の核弾頭の総数
- ・ 解体された核兵器運搬手段と弾頭の総数
- ・ 国家安全保障上の要請にとって余剰と宣言された核分裂性物質の総量及びその処分計画
- ・ 核兵器用の核分裂性物質の生産が停止された年
- ・ 核兵器の研究・開発・生産インフラのための総費用及び物理的な範囲（削減された平方フィート及び人員数を含む）
- ・ 安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割を低減する努力（核兵器システムの警戒状態を含む）³²⁷

交渉の過程でどの国が提案したかは明らかにはされていないが、これらの多くの項目が2008年の準備委員会に日本が提案した上記項目と重なる点が多いことから、日本が提案したものと考えられる。

同再検討会議での交渉の過程で、主に中国の反対で報告対象としての上記具体的項目は合意されなかった³²⁸。しかし、合意された行動計画では、既述のとおり、透明性の原則に関する言及が複数の箇所で行なわれたことに加えて、報告

³²⁶ “Working paper submitted by Australia and New Zealand” (NPT/CONF.2010/WP.40), in *Final Document of the 2010 Review Conference, Volume II*, pp.549-550.

³²⁷ *Report of Main Committee I: Chairman’s Draft on Substantive Elements* (NPT/CONF.2010/MC.I/CRP.2*: May 14, 2010), p.13.

<<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2010/MCI-ChairsDraft.pdf>>

³²⁸ William C. Potter, Patricia Lewis, Gaukhar Mukhatzhanova, and Miles Pomper, *The 2010 NPT Review Conference: Deconstructing Consensus* (CNS Special Report, June 17, 2010), p.10.

<https://www.nonproliferation.org/wp-content/uploads/2016/07/100617_npt_2010_summary.pdf>

メカニズムについて以下のとおり合意された。まず、行動5において、「核兵器国は、2014年の準備委員会において上記の約束について報告するよう求められ」た。この「上記の約束」とは、同じ行動5で列挙されている次の核軍縮措置である。

- (a) 行動3で特定されたとおり、すべての核兵器の種類グローバルな貯蔵の全体的な削減に向けて迅速に動くこと。
- (b) 全面核軍縮プロセスの不可欠な一部として、核兵器の種類又は場所にかかわらず、すべての核兵器の問題に対処すること。
- (c) すべての軍事・安全保障概念、ドクトリン及び政策における核兵器の役割及び意義を更に低減させること。
- (d) 核兵器の使用を防止し結局は廃棄に繋がり得る政策、核戦争の危険を低減させ得る政策、及び核兵器の不拡散と軍縮に貢献し得る政策を議論すること。
- (e) 国際的な安定及び安全保障を促進する方法で核兵器システムの運用状態を更に低減することへの非核兵器国の正当な利益を考慮すること。
- (f) 偶発的な核兵器使用のリスクを低減すること。
- (g) 更に透明性を向上させ相互信頼を高めること。

次に行動20は、「締約国は、強化された条約再検討プロセスの枠組みの中で、この行動計画、条約第6条及び（中略）の実施について定期報告を提出すべきである。」として、すべての締約国に対して、条約第6条のみならず、核不拡散や原子力の平和的利用に関する部分を含め行動計画全体の実施状況について、定期報告の提出を求めた。最後に行動21では次のとおり合意された。

信頼醸成措置として、すべての核兵器国は、報告のための標準フォームに可能な限り早期に合意し、国家安全保障を害することなく標準的な情報を自発的に提供する目的で適切な報告間隔を決定することが促された。国連事務総長は、公衆に入手可能な情報の収納庫（リポジトリ）を設置することが招請される。その情報の収納庫には、核兵器国によって提供された情報を含まなければならない。³²⁹

このように、2010年再検討会議では「標準報告フォーム」や2014年に開催される2015年再検討会議第3回準備委員会での報告といった具体的な

³²⁹ “Conclusions and recommendations for follow-on actions,” in *Final Document of the 2010 Review Conference, Volume I*, p24.

報告態様について合意されたことが特徴的である。

4. まとめ

1975年の第1回再検討会議から2010年再検討会議まで、NPTにおいても長年にわたって、様々な形で透明性が議論され、合意されてきたことがわかる。「透明性」という用語が合意文書として初めて現れたのは、2000年再検討会議と近年になってからであるが、既に1975年の第1回再検討会議の最終宣言で実質的に透明性措置と言える「情報提供」の重要性が言及されている。

実際の締約国の議論においては、1975年の第1回再検討会議から2010年再検討会議まで、透明性に関する議論は全体として増加傾向にある。各国の発言記録や提出文書の中で初めて「透明性」という用語が現れた1990年の第4回再検討会議以降、特に2000年代に入って、非戦略核を含む核兵器の数や核分裂性物質の生産量、核弾頭の解体等、透明性に関する議論が非常に具体的になっていった。主に冷戦直後から「透明性」という用語が使われ始めた米ソ・米露二国間とほぼ軌を一にしている。当初、1990年に「透明性」という用語が初めて各国の発言記録や提出文書の中で現れた時点では、透明性は、米ソ・米露二国間の戦略的安定性の文脈で語られていたが、その後、徐々に、核兵器の保有を法的に認められる核兵器国と認められない非核兵器国という締約国間の差別性を内包するNPT特有の性質に由来した信頼醸成や説明責任といった観点で主に用いられるようになった。そのようなNPTにおける具体的な透明性措置としては、核兵器国による核戦力や核軍縮の履行状況に関する報告が求められている。2010年再検討会議では具体的な報告メカニズムとして、5核兵器国に対して、標準報告フォームに合意した上で、2014年に開催される2015年再検討会議第3回準備委員会で報告することが求められた。また、NPTの再検討プロセス自体が核兵器国に対する説明責任を求める重要な機会であり、報告メカニズムの構築は再検討プロセス強化の一環としても位置づけられる。このように、NPTにおける透明性に関する議論は、米ソ・米露二国間における透明性に関する動向に大きな影響を受けつつも、独自の発展を遂げてきている。

報告メカニズムについては、上述のとおり2010年の合意が重要な一里塚ではあるが、1985年の第3回再検討会議以降、「情報提供」といった形で核兵器国は何かの報告を行ってきっていた。「情報提供」の内容は、1995年再検討・延長会議を境に、プロパガンダ的な内容は減り、概して事実関係を淡々と記述するものとなってきているが、当初、大部分はプロパガンダ的な内容で溢れていた。また、情報提供や報告の頻度が一定せず、内容面でも統一性と比

較可能性に欠けるといった問題もあった。このように当初の「情報提供」は、特に2000年代以降になされたNPT特有の信頼醸成や説明責任といった議論の観点から十分に制度設計されておらず、2010年再検討会議で初めて核兵器国に対して「標準報告フォーム」に合意し、それに基づいた報告をすることが求められたことで、2000年代以降の議論を踏まえた制度設計の端緒となったと言える。

第5章 NPTにおける透明性：2015年及び2020年NPT再検討プロセス

第4章で概観した核兵器不拡散条約（NPT）の成立以降2010年再検討会議までの経緯を踏まえて、2015年及び2020年再検討プロセスでどのような議論が展開されたのだろうか。特に、2010年再検討会議では、第4章で既述のとおり、透明性・報告について様々な合意がなされた。2015年再検討プロセスでは、2010年行動計画の行動5の合意に基づいて2014年の第3回準備委員会で核兵器国が実施することとなっていた報告及び行動21に基づいて核兵器国間で合意されることになっていた標準報告フォームが最も注目された。他方で、核兵器国による報告を待つという受け身の姿勢ではなく、特に行動22で合意された標準報告フォームのあり方について積極的に提案する非核兵器国のグループも現れた。

本章では、2014年の第3回準備委員会における核兵器国による報告に先立って非核兵器国が提案した標準報告フォーム案を概観した上で、同準備委員会における核兵器国の報告を分析する。その上で、2015年再検討会議に向けて各国が提出した作業文書や同再検討会議の議長団³³⁰による草案における言及ぶりの変遷を紐解くことで、同再検討会議での透明性に関する議論を概観する。同再検討会議での透明性に関する議論は、上記で概観してきた過去のNPT再検討会議での議論の流れを踏まえた集大成の様相を呈していることがわかる。更に、2020年再検討プロセスにおける最新の提案を概観する。

なお、同再検討会議では、中東非大量破壊兵器地帯構想をめぐる米国やエジプトの間の対立が解消されず、実質的事項を含む最終文書は採択されなかった。しかし、同再検討会議の議長が提示した最終文書案（以下、「議長案」）³³¹は、同会議の最終日に明確な反対表明があった中東非大量破壊兵器地帯の部分を除けば、採択される見込みであったと一般的に見られている³³²。したがって、議

³³⁰ NPTの再検討会議では、会議全体の議長(President)の他、NPTの三本柱（核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用）毎に設置される3つの主要委員会の議長(Chair)や各主要委員会の下に特定事項に焦点を当てて議論する補助機関の議長(Chair)等が任命され、それら全体を「議長団」と総称している。

³³¹ *Draft Final Document: Review of the operation of the Treaty, as provided for in its article VIII (3), taking into account the decisions and the resolution adopted by the 1995 NPT Review and Extension Conference, the Final Document of the 2000 Review Conference and the conclusions and recommendations for follow-on actions of the 2010 Review Conference* (NPT/CONF.2015/R.3: May 21, 2015).
<<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2015/documents/DraftFinalDocument.pdf>>

³³² 例えば、同再検討会議の最終日において、米国政府代表のゴッテメラー国務次官（軍備管理・国際安全保障）は、中東非大量破壊兵器地帯部分を除けば、「NPTの3本柱（核軍

長案は採択こそされなかったものの、NPT締約国間の一般的な合意を反映していると思えることができる。

1. 標準報告フォーム案に関する具体的提案

2010年行動計画で合意された3つの報告にかかる項目（行動5、行動20及び行動21）の相互の関連性は明確にされていないが、核兵器国は、可能な限り、行動21に基づいて報告のための標準報告フォームに早期に合意し、そのフォームを用いて、行動20で求められる定期報告や行動5で求められる2014年の第3回準備委員会での報告を行うことが期待されていたと言えよう。

2010年再検討会議の最終的な合意では、標準報告フォームを用いて報告すべき具体的な項目については合意されず、あくまでもその後の核兵器国間の交渉に委ねられたが、少なくとも行動5で示された項目や行動計画のそれぞれの行動については盛り込まれるべきと考えられる。

この関連で、日本と豪州が結成した非核兵器国グループの軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）が、標準報告フォームの具体的な内容が曖昧なままその作成が核兵器国間の交渉に委ねられていることを危惧して、2012年にウィーンで開催された2015年再検討会議第1回準備委員会で、具体的な報告項目を伴った標準報告フォーム案を提案した。同報告フォーム案は、核弾頭、運搬手段、1995年からの核軍縮措置、核ドクトリン、核実験、予定された政策見直し、核分裂性物質、核軍縮を支援するその他の措置という8つのカテゴリーに分けて、それぞれのカテゴリーにおいてより具体的な報告すべき項目を列挙している。項目を列挙するだけでなく、下記のとおり、実際の表形式にして左右の欄を設け、左の欄に報告項目、右の欄は核兵器国が報告する欄として空白にされてある。定量的情報を中心にしつつ、核ドクトリンといった意図情報も対象としている。

核弾頭	国家回答
核弾頭の総数 ^a	
貯蔵された核弾頭の総数 ^b	
戦略又は非戦略核弾頭の数	戦略 非戦略

縮、核不拡散及び原子力の平和的利用)に関する部分について、コンセンサス採択を支持する用意があった。」と述べた。

<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2015/statements/22May_US.pdf>

戦略又は非戦略の配備核弾頭の数	戦略 非戦略
戦略又は非戦略の非配備核弾頭の数	戦略 非戦略
20XX年の核弾頭の削減数	
20XX年の解体核弾頭の総数	
運搬手段	国家回答
種類（ミサイル、航空機、潜水艦、砲弾他） に応じた核弾頭運搬手段の数	配備済み 非配備
20XX年の運搬手段の削減数	
20XX年の解体運搬手段の総数	
1995年以來の核軍縮^o	国家回答
1995－2000	
2000－2005	
2005－2010	
核ドクトリン	国家回答
軍事・安全保障概念、ドクトリン及び政策 における核兵器の役割及び意義を低減するた めにとった措置又は進行中の措置	
核兵器の運用状態を低減するためにとった 措置又は進行中の措置	
核兵器の偶発的又は権限のない使用のリス クを低減するためにとった措置又は進行中の 措置	
消極的安全保証（現状及び定義を含む）	
非核兵器地帯条約の関連議定書の批准の現 状及び今後の見通し	
非核兵器地帯条約の関連議定書の発効に関 する協議及び協力の現状	
関連国による非核兵器地帯条約の関連議定 書への関連する留保の見直しの現状	
核実験	国家回答
包括的核実験禁止条約の批准に関する現状	
核兵器の実験的爆発のモラトリアムの継続 的な遵守に関する現状	

包括的核実験禁止条約の発効を促進するための国別、地域及び地球規模のレベルでの活動	
予定された政策見直し	国家回答
核兵器貯蔵、核ドクトリン又は核態勢に関連した、予定された又は進行中の政策見直しの範囲及び焦点	
核分裂性物質	国家回答
国家安全保障目的のために生産されたプルトニウムの生産総量（メートルトン）	
国家安全保障目的のために生産された高濃縮ウランの生産総量（メートルトン）	
国家安全保障目的には余剰と宣言された核分裂性物質 ^d の量（メートルトン）	
軍事目的には最早必要ないと宣言されたすべての核分裂性物質の国際原子力機関（IAEA）への申告の現状（及び将来計画）（量及び年を含む）、それら物質へのIAEA又は他の関連する国際的な検証の適用の現状、及びそれら物質を平和目的のために処分するための取り決めの現状	
そうした核分裂性物質の不可逆的な除去を確保するための適切な法的拘束力のある検証取り決めの策定の現状	
核兵器の使用のための核分裂性物質生産施設の解体又は平和目的への転換の現状（及び将来計画）	
核軍縮を支援するためのその他の措置	国家回答
信頼の増大、透明性の向上及び効率的な検証能力の開発のための政府、国連及び市民社会の間の協力	
「核不拡散及び軍縮のための原則と目標」と題する1995年の決定の条約第6条4項（c）及び2000年再検討会議の最終文書で合意された実際的措置の実施に関する定期報告の年及び公式文書番号	

軍縮不拡散教育を推進するための活動

- a 解体待ちのものを含む、報告国において存在する又は報告国によって管理されているすべての核弾頭を指す。
- b 使用中、配備済み及び配備用に貯蔵されている核弾頭を指す。
- c この項目によって、核兵器国は、条約の無期限延長との引換えに重要な核軍縮措置が合意された1995年再検討・延長会議以来の核兵器国による核軍縮努力を示すことができる。行動21で言及されているとおり、報告は国家安全保障を害さないように行われる。他方で、核兵器国は可能な限り上記の項目について報告することが強く求められる。
- d この報告フォームにおいては、「核分裂性物質」は、高濃縮ウラン（ウラン235の濃縮度20%以上）、又は分離された兵器級プルトニウム、ウラン233、ネプツニウム又はアメリシウムと定義される。

表5-1 NPT I が5核兵器国に提示した標準報告フォーム案³³³

NPT I が提案したこの標準報告フォーム案の特徴は、「軍事・安全保障概念、ドクトリン及び政策における核兵器の役割及び意義を低減する（ためにとった措置又は進行中の措置）」のように、2010年の行動計画の中からほぼそのままとってきたものもあるが、基本的には行動計画の内容をより精緻化・具体化していることである。例えば、行動計画において唯一報告の項目を列挙していると言える行動5においては、「すべての核兵器の種類（のグローバルな貯蔵の全体的な削減）」としか書かれていないが、NPT I による報告フォーム案では、「（報告国に存在する又は報告国によって管理されている）核弾頭の総数」以外に、貯蔵された核弾頭の総数、戦略核と非戦略核に区別した形での核弾頭の数、更にはそれらを配備済みと非配備に区別した形での核弾頭の数など、詳細に区分して項目を立てている。また、核軍縮義務を定める条約第6条の枠組みの中での報告という意義に鑑み、現有の核弾頭の保有数（あるいは配備・非配備数など）のみならず、特定の年からの削減数まで報告することを提案している。更には、核弾頭のみならず、運搬手段及び核分裂性物質についても同様に詳細な項目を提案している。また、1995年の再検討・延長会議で合意された条約の無期限延長は、核兵器国による核軍縮措置への合意との引換えであったことを思い起こさせるために、直近の年における核軍縮のみならず、1995年以來の核兵器の削減数を報告することも求めているのは注目すべき点である。

³³³ *Transparency of nuclear weapons: the Non-Proliferation and Disarmament Initiative: Working paper submitted by Australia, Canada, Chile, Germany, Japan, Mexico, the Netherlands, Poland, Turkey and the United Arab Emirates (NPT/CONF.2015/PC.I/WP.12*: April 20, 2012).*

2. 2015年再検討会議第3回準備委員会（2014年）における核兵器国による報告

2010年再検討会議で合意された行動計画の行動5において、核兵器国は2014年に開催される2015年再検討会議第3回準備委員会において、核軍縮措置の実施状況について「報告」するよう求められた。更に、行動21においては、信頼醸成措置の一環として、核兵器国は早期に「標準報告フォーム」に合意するよう求められた。この合意を受けて、5核兵器国すべてが、合意したフォームに基づいて2014年の準備委員会において報告を提出した。2010年再検討会議までは、各核兵器国がいわば気の向いた時に自由なフォームで提出していたが、2015年再検討プロセスでは、報告そのものの義務性が高まり、かつ、報告の形式についても一定の枠にはめられることとなったのである。したがって、ここでは、まずは、5核兵器国が合意したとする「標準報告フォーム」について分析した上で、報告そのものについて分析することとする。

まず、5核兵器国による報告³³⁴は、2010年再検討会議以前とは異なり、5核兵器国間で合意された共通の項目にしたがって報告がなされた。それら共通の項目を抽出したものは次のとおりである。

I. 核軍縮に関連する国家措置の報告

- A. 核兵器に関する安全保障政策、ドクトリン及び活動
- B. 核兵器、核軍備管理（核軍縮を含む）及び検証
- C. 透明性・信頼醸成措置
- D. その他関連事項

³³⁴ *Report submitted by the United States of America pursuant to actions 5, 20 and 21 of the Final Document of the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons* (NPT/CONF.2015/PC.III/16: May 1, 2014); *Statement by the Head of the Delegation of the Russian Federation, Director of the Department for Non-Proliferation and Arms Control of the Ministry of Foreign Affairs of the Russian Federation, M. I. Uliyanov, at the third meeting of the Preparatory Committee for the 2015 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons on measures taken by the Russian Federation as regards Actions 5, 20 and 21 contained in the Final Document of the 2010 Review Conference* (NPT/CONF.2015/PC.III/17: April 25, 2014); *Implementation of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: Report submitted by the People's Republic of China* (NPT/CONF.2015/PC.III/13: April 29, 2014); *Report submitted by France under actions 5, 20, and 21 of the Final Document of the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons* (NPT/CONF.2015/PC.III/14: April 25, 2014); *Report submitted by the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland pursuant to actions 5, 20, and 21 of the Final Document of the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons* (NPT/CONF.2015/PC.III/15: April 30, 2014).

II. 核不拡散に関連する国家措置の報告

- A. 保障措置
- B. 輸出管理
- C. 核セキュリティ
- D. 非核兵器地帯
- E. 遵守及びその他の関連事項
- F. 不拡散へのその他の貢献

III. 原子力の平和的利用に関連する国家措置の報告

- A. 原子力の平和的利用の促進
- B. 国際原子力機関（IAEA）を通じた他の加盟国に対する技術支援
- C. 原子力安全及び民生用原子力の責任
- D. その他関連事項³³⁵

5核兵器国は、これら共通の項目を「共通の枠組み(common framework)」と呼んでおり、この「共通の枠組み」が5核兵器国にとっての「標準報告フォーム」と考えて差し支えないと思われる。ただし、5核兵器国は、この「共通の枠組み」を行動21で求められている「標準報告フォーム」であるとは明言していない。例えば、英国及び露は第3回準備委員会での一般討論において、「標準報告フォーム」に基づいて国別報告を行ったと主張したものの、米国は、一般討論において「報告枠組み(reporting framework)」、核軍縮を議論するクラスター1において「報告のための枠組み(a framework for reporting)」と述べ、仏は一般討論において「統一的な構造に基づく国別報告(identically structured national report)」と述べる等、各国によって説明が異なっている。これは、5核兵器国の中でも、今回の報告フォームを行動21で求められている「標準報告フォーム」と位置づけることができるのかについて明確なコンセンサスがないう、あるいは、本来は「標準報告フォーム」に合意し同フォームに基づいて報告することが求められていたという認識が薄かったことを示している。

この共通の項目、すなわち「共通の枠組み」を見ると、報告のための項目の数が非常に少なく、また、項目の階層がないため、(核兵器国側の呼称が何であれ)「標準報告フォーム」と呼ぶには非常に一般的で漠然としたものに留まっている。このような漠然とした項目の中で、各核兵器国が独自に報告することとなった結果、国によって、同じ対象について別の項目で報告することになって

³³⁵ 共通項目の割り振り番号 (I.II.III.→A.B.C...) は各国によって異なるので、ここでの割り振りは米国の報告のものに沿っている。

しまっている。例えば、包括的核実験禁止条約（CTBT）と核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）について、中国、仏及び米国は、「B. 核兵器、核軍備管理（核軍縮を含む）及び検証」の項目の下で報告しているが（仏は、CTBTとFMCTの小項目を独自に設けて報告。米国は、「多国間軍備管理」という小項目を独自に設けてその中でCTBT、FMCTについて報告。）、英国は「D. その他関連事項」の下で報告している。露は「D. その他の関連事項」の下でCTBTについて報告し、FMCTに至っては核軍縮ではなく、核不拡散の部分で報告している。また、非核兵器地帯については、行動計画では核軍縮に盛り込まれているにもかかわらず、すべての核兵器国が核不拡散の項目で報告している。さらに言えば、例えば行動12のCTBT発効促進会議に関する報告など、本来であれば報告するのに何ら支障のないはずの（2010年行動計画で合意された）行動が報告漏れになるといった事例が多数生じている（後述）。

このように、同じ報告された行動であっても、国によってどの項目の下で報告するかが異なっているため、5核兵器国間の横並びでの比較分析が容易ではなくなっている。更に、「共通の枠組み」は2010年行動計画の各行動と整合していないため、各行動についてどこの項目の下でどのような報告がなされているのかを特定するところから始める必要があり、行動計画との関係で比較検討することが困難となっている。本来、「標準報告フォーム」の作成が求められたのは、核兵器国からの報告形式を共通化することで、横並びでの比較をやりやすくするためであったが（第2章で述べた「比較可能性」）、上記のような点に鑑みると、5核兵器国が合意した「共通の枠組み」及びそれに基づいた報告は、2010年行動計画で合意された本来の趣旨が達成されていないことを意味している。

次に、報告そのものについては、①2010年行動計画で求められたことを報告しているか否か（報告の範囲）を分析した上で、②これまで発表されてない新しい点を報告しているか否か（報告内容）といった点を評価する必要がある。これらを分析して一覧表にまとめたものが表5-2である。

	米国	露	英	仏	中国
Action 1 (核兵器のない世界)	①○、②○	①△、②○ (露、注1)	①×	①×	①○、②○
Action 2 (三原則)	①○、②○ (米、注1)	①△、②○ (露、注2)	①△、②△ (英、注1)	①△、②△ (仏、注1)	①△、②△ (中、注1)

Action 3 (全ての種類の核削減へのコミット)	①○、②○	①×	①△、②○ (英、注2)	①×	①×
Action 4 (新START)	①◎、②◎ (米、注2)	①△、②○ (露、注3)	N/A	N/A	N/A
Action 5(a) (包括的な核削減)	①○、②◎	①△、②○ (露、注4)	①○、②○	①○、②◎	①△、②× (中、注2)
Action 5(b) (種類・場所にかかわらない対処)	①○、②◎	①○、②○	①×	①×	①×
Action 5(c) (役割低減)	①○、②○ (米、注3)	①△、②△ (露、注5)	①○、②○ (英、注3)	①△、②△ (仏、注2)	①△、②△ (中、注3)
Action 5(d) (核使用防止政策)	①×	①×	①×	①×	①×
Action 5(e) (警戒態勢解除)	①○、②◎ (米、注4)	①△、②△ (露、注6)	①○、②△	①○、②◎ (仏、注3)	①△、②△ (中、注4)
Action 5(f) (偶発的核使用リスク低減)	①○、②◎	①○、②○	①○、②△	①△、②△	①○、②◎
Action 5(g) (透明性・相互信頼)	①○、②◎	①△、②○ (露、注7)	①○、②◎	①○、②◎ (仏、注4)	①○、②○
Action 6 (軍縮会議における核軍縮)	①×	①×	①×	①×	①×
Action 7 (軍縮会議における消極的安全保証)	①×	①×	①×	①×	①×

Action 8 (安全の保証)	①○、②○	①×	①○、②○	①○、②○	①○、②○
Action 9 (非核兵器地帯)	①△、②○ (米、注5)	①○、②○	①△、②○ (英、注4)	①△、②○ (仏、注5)	①○、②○
Action 10 (包括的核実験禁止条約の批准)	①○、②○	①○、②○	①×	①○、②○	①△、②△
Action 11 (核実験モラトリアム)	①○、②△ (米、注6)	①△、②○ (露、注8)	①○、②○	①△、②△ (仏、注6)	①×
Action 12 (2011年発効促進会議)	①×	①△、②△ (露、注9)	①×	①×	①×
Action 13 (発効促進努力)	①×	①○、②○	①×	①◎、②◎ (仏、注7)	①×
Action 14 (検証体制)	①○、②○	①○、②△	①○、②○	①○、○	①○、②○
Action 15 (軍縮会議における兵器用核分裂性物質生産禁止条約交渉)	①○、②○	①○、②○	①○、②○	①○、②○	①○、②○
Action 16 (余剰核分裂性物質の申告・検証・処分)	①◎、②◎	①×	①○、②○	①×	①×
Action 17 (余剰核分裂性物質の不可逆的な除去のための検証の開発)	①△、②◎ (米、注7)	①×	①△、②○ (英、注5)	①×	①×

Action 18 (核分裂性物質生産施設の解体)	①○、②○	①×	①×	①○、②○	①×
Action 19 (検証能力の開発)	①○、②◎	①×	①○、②○ (①は△か?)	①×	①○、②◎
Action 20 (定期報告)	①○、②○	①○、②○	①○、②○	①○、②○	①○、②○
Action 21 (標準報告フォーム)	①△、②○ (5核兵器国共通注)	①△、②○ (5核兵器国共通注)	①△、②○ (5核兵器国共通注)	①△、②○ (5核兵器国共通注)	①△、②○ (5核兵器国共通注)
Action 22 (軍縮不拡散教育)	①×	①×	①×	①×	①×
その他追加項目					
計(注2)	①15、②29	①-2、②14	①2、②15	①0、②16	①-3、②11

(全体、注1)

①報告のスコープ (◎報告義務がない事項に関する追加報告あり、○概ね報告あり、△一部の報告のみ、×報告なし)

②報告内容の評価 (◎2014年第3回準備委員会又はその直前で公表した新たな情報を報告している場合、○2010年再検討会議以降の新しい動きを報告している場合、又は、目新しい情報を要しない行動については改めてコミットメントを表明する等最新の立場を表明している場合、△特段の目新しい情報がない場合、×求められている行動の趣旨にそぐわない場合)

水色=◎のある項目、青=いずれも○の項目、橙色=△のある項目、赤=×のある項目

(全体、注2) ◎=+2、○=+1、△=0、×=-1として合計

(米、注1) 三原則についてまとめて記述した箇所はないが、全体としては、それぞれの原則について言及があるので①は○(不可逆性については、「不可逆性」との用語は用いていないが、行動計画では具体的には求められていない核弾頭の解体計画について報告している。)。行動2で求められている三原則へのコミットメントは表明されていないが、核弾頭の解体計画については、新たな情報があるので、②は全体として○。

(米、注2) 報告義務のない新戦略攻撃兵器削減条約(新START)の下での検証規定の実施状況について報告しているので、①は◎。また、2014年準備委員会直前に新STARTを実施するための核戦力構成を発表しているので、②も◎。

(米、注3) 米国の報告は、核兵器の役割低減について相当程度の分量を割いているが、2010年再検討会議以降の更なる低減については新たな動きを報告していない。したがって、本来であれば△の評価であるが、核兵器の役割をいわゆる「唯一の目的」(注:核兵器の目的を他国からの核攻撃を抑止することのみに限定する宣言政策)に更に低減するための努力を継続している旨報告していることから、①と②とも○と評価している。

(米、注4) 欧州における核・通常両用航空機の即応要件を数日間から数か月に低減したことを報告しているため、①は○、新たな情報であるので②は◎。

(米、注5) 行動9で求められている留保の見直しについて報告がないので、①は△。他方で、報告している部分に限ってみれば、2010年再検討会議以降の動きが記述されているので、②は○。

(米、注6) 報告義務がない過去の核実験場の現状に関する報告は、◎と評価できるが、行動11で求められている新しい核兵器技術を使わないことへのコミットメントについては言及がないことから、①は全体として○と評価。他方、言及のある核実験モラトリアムについても、単に1992年以来核実験を行っていないことが記述されているのみで、改めてコミットメントを表明していないため、②は△。

(米、注7) 核軍縮の文脈での核分裂性物質の検証について言及はあるが、行動17で求められている軍事用に余剰となった核分裂性物質やIAEAへの言及がないので、①は△。

(5核兵器国共通注) 5核兵器国間で、「標準報告フォーム」について合意したとは述べておらず、「共通の枠組み」や「トピックの共通カテゴリー」と述べるに留まっている。また、行動21で合意が求められている「適切な報告の間隔」について報告していない。したがって、①は△。他方で、今回合意した「共通の枠組み」は、2010年再検討会議以降の動きなので、②は○。

(露、注1) 行動1で求められている「核兵器のない世界」を達成するとの目標に直接言及がなく、単なる核軍縮義務に遵守しているとの記述に留まっているので、①は△。他方で、露の現在の立場を改めて表明しているため、②は○。

(露、注2) 三原則のうち、検証可能性と不可逆性の原則にのみ言及しているため、①は△。他方で、言及のある原則については、コミットするとの最新の立場を表明しているため、②は○。

(露、注3) 行動4で求められている新START後について言及がないため、①は△。言及のある新STARTの実施状況については最新の状況を報告しているため、②は○。

(露、注4) 戦略核については新STARTに基づく削減、非戦略核については過去の削減が報告されているが、備蓄全体の削減については報告がないことから、①は△。報告のある部分についても、特に非戦略核については過去の経緯が述べられるのみで、2010年以降の新たな動きは報告されていないが、戦略核については、新STARTに基づく最新の削減状況が報告されているため、全体として②は○。

(露、注5) 役割「低減」自体に言及していないため、①は△。また、2010年再検討会議以降の動きについて報告はなく、現在記述されている核兵器の役割は、2010年再検討会議前に発表された2010年軍事ドクトリンの内容にとどまるため、②も△。

(露、注6) 警戒態勢について言及はあるが、行動5(e)で求められている「低減」について言及しておらず、また、言及内容も単なる他国に対する主張に留まっているため、①も②も△。

(露、注7) 行動5(g)で求められているのは、本来、核兵器国間の信頼醸成措置であるが、露は、2015年再検討会議準備委員会での対外的なブリーフィングを報告するに留まっているため、①は△。他方で、報告部分自体は、2010年再検討会議以降の動きなので、②は○。

(露、注8) 行動11で求められている新しい核兵器技術を使用しないことについて言及がないので、①は△。他方で、言及のある核実験モラトリアムについては改めて宣言しているため、②は○。

(露、注9) 発効促進会議については言及があるが、行動12で求められている同会議への報告について言及がないので、△。

(英、注1) 三原則についてまとめて記述した箇所はなく、不可逆性については全く言及がないので①は△。また、行動2で求められているコミットメントもないので、②も△。

(英、注2) 行動3で求められている究極的な廃絶へのコミットがなく、削減のみに言及されているので、①は△。

(英、注3) 明確に役割の「低減」という形で言及していないが、2010年5月以降に強化された消極的安全保証(NSA)を宣言したことを報告しているため、①及び②とも○。

(英、注4) 米の注5に同じ。

(英、注5) 米の注7に同じ。

(仏、注1) 三原則についてまとめて記述した箇所はなく、三原則のうち、透明性と不可逆性の原則のみに別の文脈で言及されているのみなので、①は△。また、言及されている原則についても行動2で求められているコミットメントが表明されている訳ではないので、②も△。

(仏、注2) 役割「低減」に言及していないので、①は△。また、2010年再検討会議以降の新たな動きもないので、②も△。なお、NSAの供与対象については、「核不拡散義務を遵守している」NPT上の非核兵器国と記述しているのは、「強化されたNSA」を新たに宣言した米英と同様で、仏にとってはこれまでにない新たなラインと思われるが、同時に、国連憲章第51条上の自衛権に影響を与えるものではない、と新たなラインと思われる当該部分を相殺するような表現が盛り込まれていることから、△評価のままとしている。

(仏、注3) アルビオン高原サイトのミサイルを廃棄したこと、仏は恒久的な高い警戒態勢にある核戦力を保有しないことを明記。これまでも間接的に示唆はしていたが、ここまで明確に述べるのは初めてと思われるので、②は○。

(仏、注4) 非配備核兵器を保有しておらず、すべての核兵器が実戦配備されていることを明確に言及したことは初めてと思われるこ

とから、②は○。

(仏、注5) 米の注5及び英の注4に同じ。

(仏、注6) 1996年に核実験を停止したことに言及があるのみで、行動11で求められている核実験モラトリアムや新しい核兵器技術を使わないことへのコミットメントについて言及がないので、①も②も△。

(仏、注7) 流体力学的実験の実施等、核兵器の信頼性・安全性を保証する活動を実施していることを説明しており、これは報告義務もなく、また、新たな情報と考えられるため、①と②双方とも○。

(中、注1) 三原則についてまとめて記述した箇所はなく、三原則のうち、透明性と検証可能性の原則のみに別の文脈で言及されているのみなので、①は△。また、言及されている原則についても行動2で求められているコミットメントが表明されている訳ではなく、また、透明性については単なる主張となっているので、②も△。

(中、注2) 「削減」については言及があるが、備蓄についての言及がないので、①は△。言及のある「削減」についても、まずは核兵器を最も保有する米露が削減を主導すべきと主張しており、かかる条件づけをしていない行動計画の趣旨にそぐわないので②は×。

(中、注3) 核兵器の役割については多大な分量が割かれているが、「低減」について言及しておらず、また、2010年再検討会議以降の新たな動きも、新たな情報もないので、①も②も△。

(中、注4) 警戒態勢について言及はあるが、行動5(e)で求められている「低減」について言及しておらず、また、言及内容も2010年再検討会議以降の動きも、新たな情報もないので、①も②も△。

表5-2 2015年NPT再検討会議第3回準備委員会(2014年4月)に5核兵器国が提出した報告の分析(2010年行動計画の各項目との比較)(5核兵器国の報告を基に筆者作成)

全体の注1にあるとおり、①の報告のスコープについては、2010年行動計画(その中でも、具体的な核軍縮措置を列挙した行動5)で求められている各行動との関係で、報告がない場合は×、報告している場合のうち、一部の報告に留まっている場合は△、概ね報告している場合は○、逆に求められていること以上に報告している場合は◎と評価した。②の報告の内容については、行動計画で求められている内容にそぐわない場合には×、行動計画の内容に沿ってはいるものの特段目新しい情報がない場合には△、2010年再検討会議以

降の新しい動きを報告している場合、又は新しい情報を要しない行動については改めてコミットメントを表明する等最新の立場を表明している場合には○、今回の報告で初めて公表、又はその直前で公表したような新しい情報を報告している場合には◎と評価した。その上で、◎を2点、○を1点、△を0点、×を-1点とした。厳密なものではなく、あくまでも目安となるものに過ぎないが、一定の方向性を示すものとなり得る。

分析の結果概要は次のとおりである。まず、米国の報告は、未報告事項が少なく、報告のスコープも行動計画の内容に最も沿ったものであるのみならず(①の報告のスコープについては他の核兵器国を遥かに上回る15点)、多くの新しい情報を提供するなど報告内容が充実しており(②の報告内容についても同様に29点)、最も高く評価される。中露英仏の報告は、米国のもものと比べて、未報告事項が多く(①の報告のスコープについては、いずれの国も-3~+2点の幅に収まった)、報告内容も不十分であった(②の報告内容については、いずれの国も11~16点の幅に収まった)。他方で、中露英仏の中では、相対的に報告のスコープがより適切、かつ報告内容もより充実している英仏と、そうでない中露に分かれる。英仏の報告は、米国のもものと比べて少ないものの、幾つか新たな情報を提供しているのに対し、中露の報告には新たな情報は見当たらない。

また、5核兵器国が合意した「共通の枠組み」が、2010年行動計画に沿った標準報告フォームとなっていないことから、上述のとおり、分析に困難をきたしたのみならず、未報告事項の項目が複数あった。例えば、行動6(軍縮会議における核軍縮)、行動7(軍縮会議におけるNSA)及び行動22(軍縮不拡散教育)はいずれの核兵器国も未報告であり、また、行動12(CTBT発効促進会議)は露を除いて未報告、行動1(核兵器のない世界へのコミットメント)については英仏が未報告であった。これらいずれの行動も必ずしも報告することが困難なほど高いレベルの内容が求められている訳ではなく、本来であれば、報告できると思われるものである。未報告に終わったのは、「共通の枠組み」が2010年行動計画の内容に沿っていなかったため、報告する側の単純な見落としでないかと思われる。

他方で、いずれの国も報告しなかった行動5(d)(核兵器使用防止政策)、中露が未報告の行動3(全ての種類の核削減へのコミットメント)、英仏中が未報告の行動5(b)(種類・場所にかかわらずの対処)については、各国の核ドクトリンとの関係等で報告が困難であった可能性がある。例えば、核兵器使用防止政策は、核兵器の使用を前提とする核抑止ドクトリンに触れるものであり、そもそも困難であった可能性がある。また、例えば、露が、戦術核を含む全ての種類の核削減へのコミットメント(行動3)について報告しなかったのは、特

に欧州方面で戦術核への依存度を高めつつあることが背景にあったと思われる。

以上、5核兵器国の報告全般についての大まかな分析を踏まえ、各核兵器国の報告について、過去の再検討会議での「情報提供」乃至「報告」と同様に分析する。

米国の報告は、核軍縮措置に関する記述が大幅に増加したことに加え、宣言政策に関する記述も大幅に増加した。これは、2009年のオバマ(Barack H. Obama)政権発足以降、核兵器の役割低減に関する議論が活発となり、その重要性が高まったことから記述が大幅に増加したものと考えられる。全体としては、核軍縮措置に関する記述は増加し、プロパガンダ的な記述は減少するという米国による報告の大きなトレンドに沿っている。

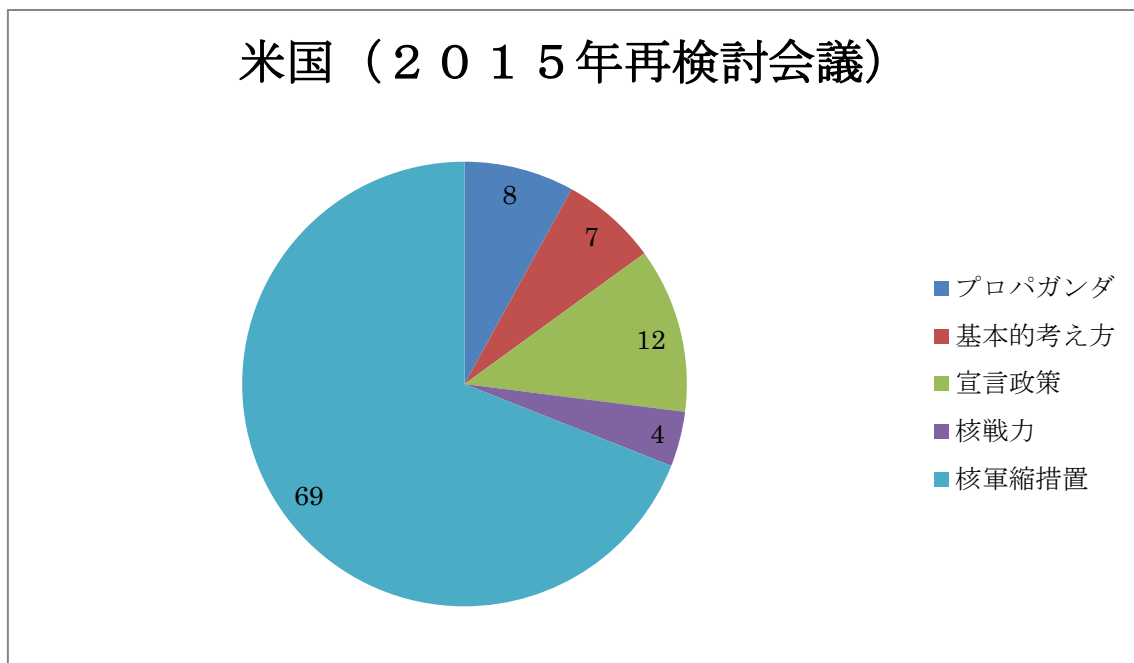


図5-1 2015年再検討会議における米国の「報告」のカテゴリー(単位:%)
(図5-1から図5-10は、いずれも公式文書を基に筆者作成)

露の報告は、プロパガンダ的記述が大幅に減った。しかし、核軍縮に関する基本的な考え方を延々と説明する記述が大幅に増えており、保有する核戦力の現状や核軍縮措置の実施状況を報告するという報告本来の目的には依然資したものとはなっていない。また、新STARTに基づいた核軍縮措置の記述はあるものの、露が保有する核戦力の現状そのものに関する記述がなくなったのは、透明性に関する露の姿勢が後退したことを示す可能性がある。

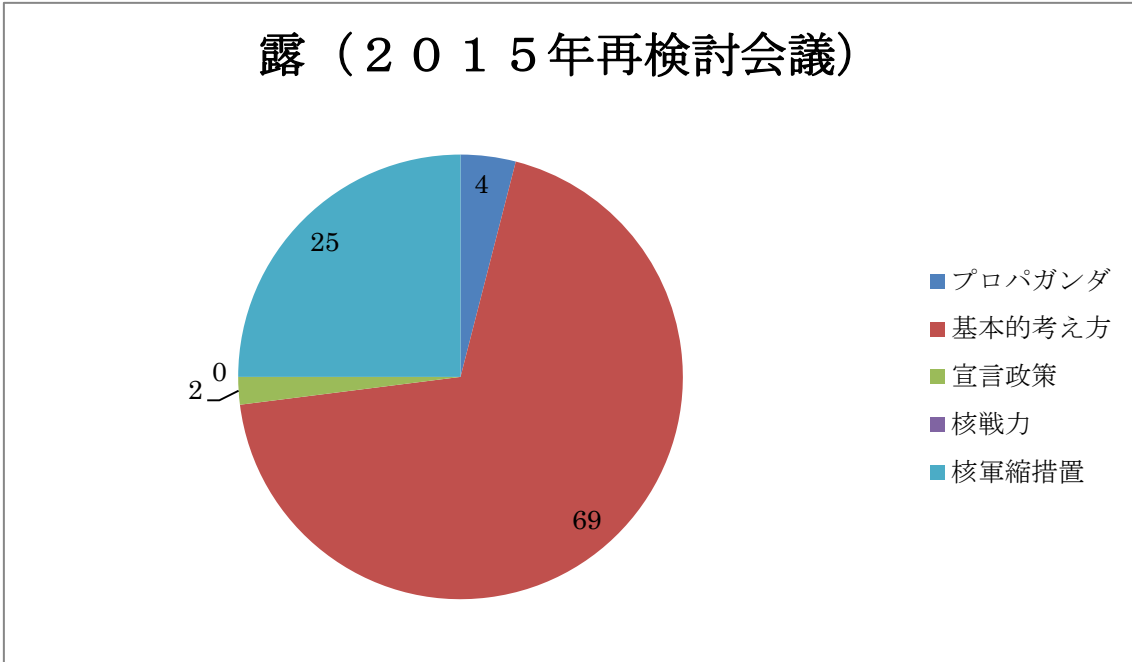


図5-2 2015年再検討会議における露の「報告」のカテゴリー(単位:%)

1995年以来初めての報告を提出した英国については、自国の核軍縮措置を紹介する際にその重要性や程度を強調するようなプロパガンダ的な記述が、減少傾向であることは米露と同様ではあるが、米露よりも高い水準に留まった。他方で、プロパガンダ的な記述が相対的に減少した分については、英国の基本的な考え方と英国による核軍縮措置に関する記述が増加した。第3章で述べたとおり、核弾頭の備蓄数を初めて公表したことは特筆すべきである。

英国（2015年再検討会議）

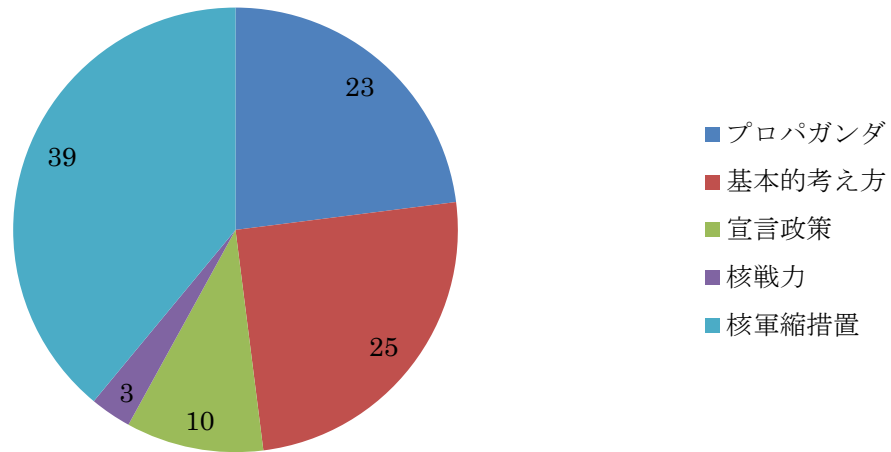


図5-3 2015年再検討会議における英国の「報告」の 카테고리 (単位: %)

中国の報告は、相対的に減少したプロパガンダ的な性格の記述に替わって、基本的な考え方の記述が大幅に増えている。特に、今回の報告では、中国の第一（先行）不使用政策の背景として、孫子以来の中国の軍事的文化に根付く「正戦」の考え方を詳細に説明したことが特徴的である。如何に自国の政策や主張が優れているかといったプロパガンダ的な記述と異なり、淡々と説明されているため、基本的考え方に分類したものの、そもそも中国の第一（先行）不使用政策自体が、中国が核兵器保有に至った際の正当化理由として使われてきたことから³³⁶、プロパガンダ的な性格は残っているとも言える。その意味で、中国の報告は、本質的には大きな変化はないとも言える。

³³⁶ Sun Xiangli, "The Development of Nuclear Weapons in China," in *Understanding Chinese Nuclear Thinking*, eds. Li Bin and Ton Zhao (Washington D.C.: Carnegie Endowment for International Peace, 2016), p.82.

中国（2015年再検討会議）

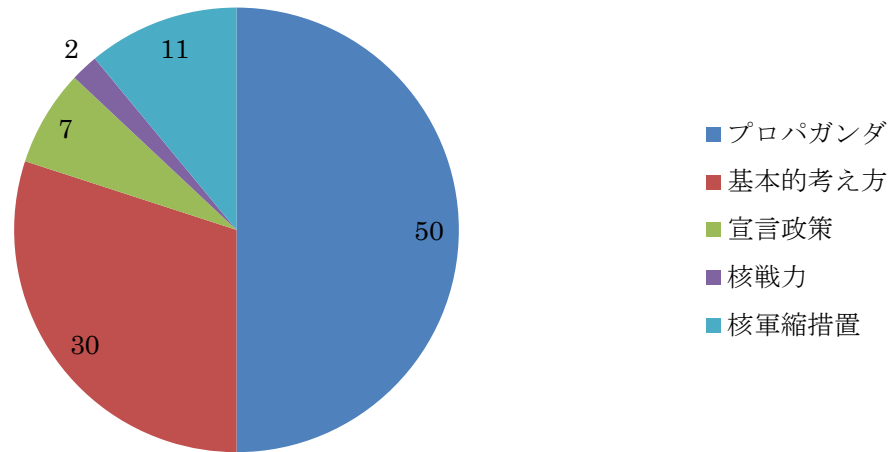


図5-4 2015年再検討会議における中国の「報告」の 카테고리 (単位: %)

仏の報告は、2010年に引き続き2回目であるが、2010年のものは厳密に言えば「報告」という文脈ではなく、仏がいかにかに2010年再検討会議で合意された「13措置」にコミットしており、履行しているかを示すための「作業文書」という形式となっていることもあり、プロパガンダ的な性質が全面に出ていた。それに対して、2015年においては、2010年行動計画で合意された「報告」義務を実施するという観点から提出されていることもあり、抑制された表現で淡々と仏の実施内容を記述している。その結果、プロパガンダ的な記述は大幅に減り、仏の具体的な核軍縮措置や自国の核戦力の状況に関する記述が増えた。

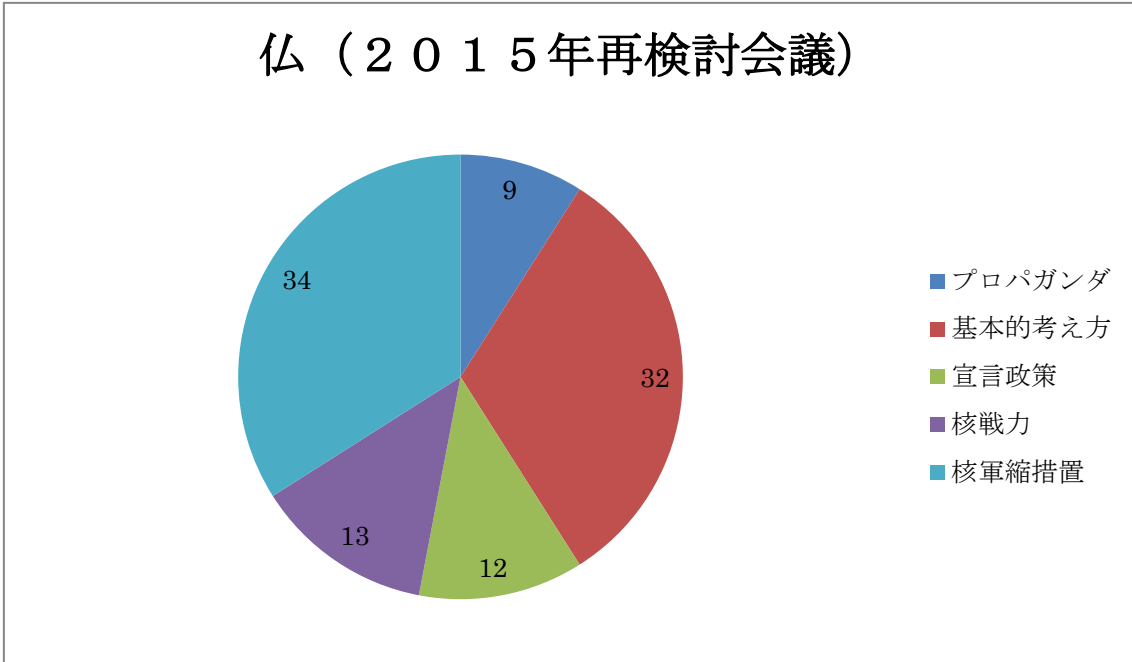


図5-5 2015年再検討会議における仏の「報告」のカテゴリー（単位：%）

以上、2014年の第3回準備委員会における各核兵器国の報告について、第4章における図4-19から図4-23と合わせると次の図5-6から図5-10のとおりとなる³³⁷。

³³⁷ 5核兵器国は、2015年再検討会議でも報告を提出したが、いずれも2014年の第3回準備委員会で提出された報告に若干のアップデートを加えた程度であった。本来、2015年再検討会議プロセスでは、2010年行動計画の合意に基づいて2014年の2015年再検討会議第3回準備委員会における報告の提出が求められているので、本稿では、2014年の報告の分析をもって2015年の報告の分析と見なすこととする。

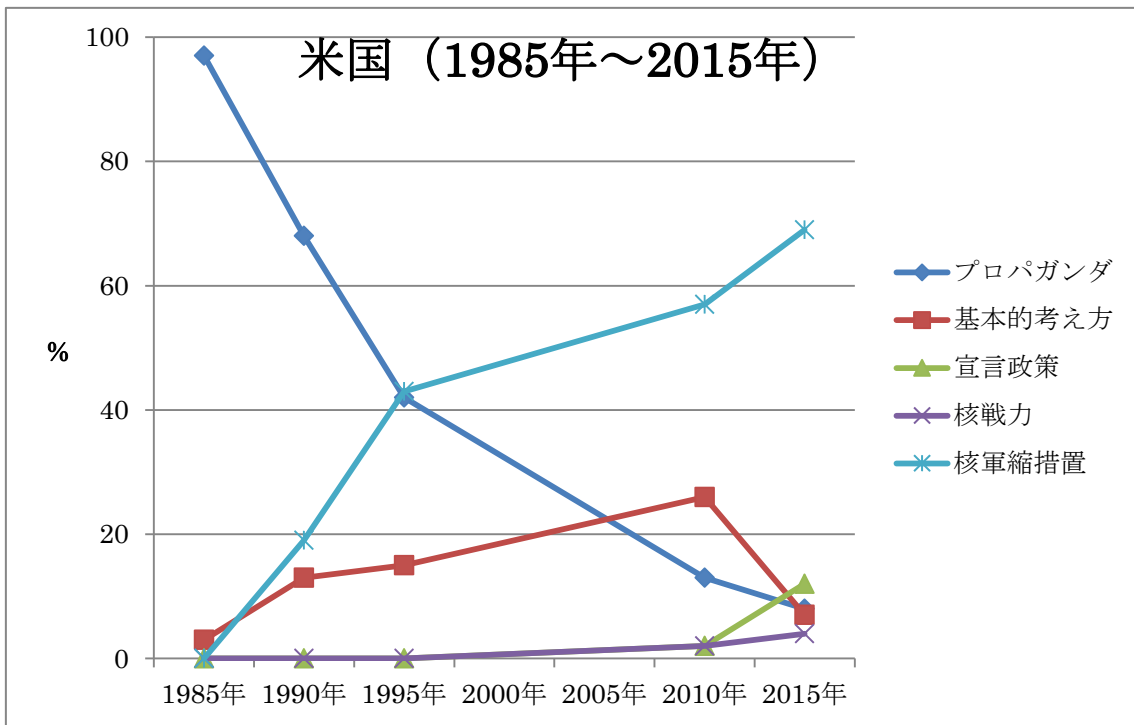


図5-6 第3回再検討会議（1985年）から2015年再検討会議にかけての米国の「情報」及び「報告」における各カテゴリーの推移

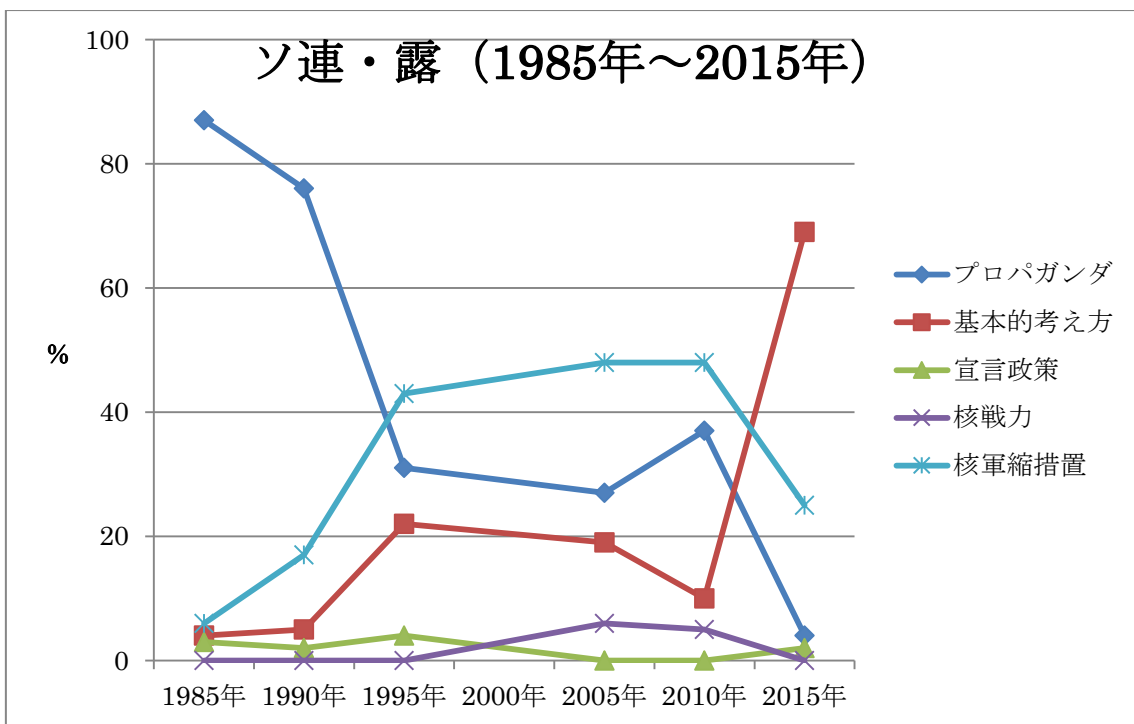


図5-7 第3回再検討会議（1985年）から2015年再検討会議にかけてのソ連及び露の「情報」、「国別報告」及び「報告」における各カテゴリーの

推移

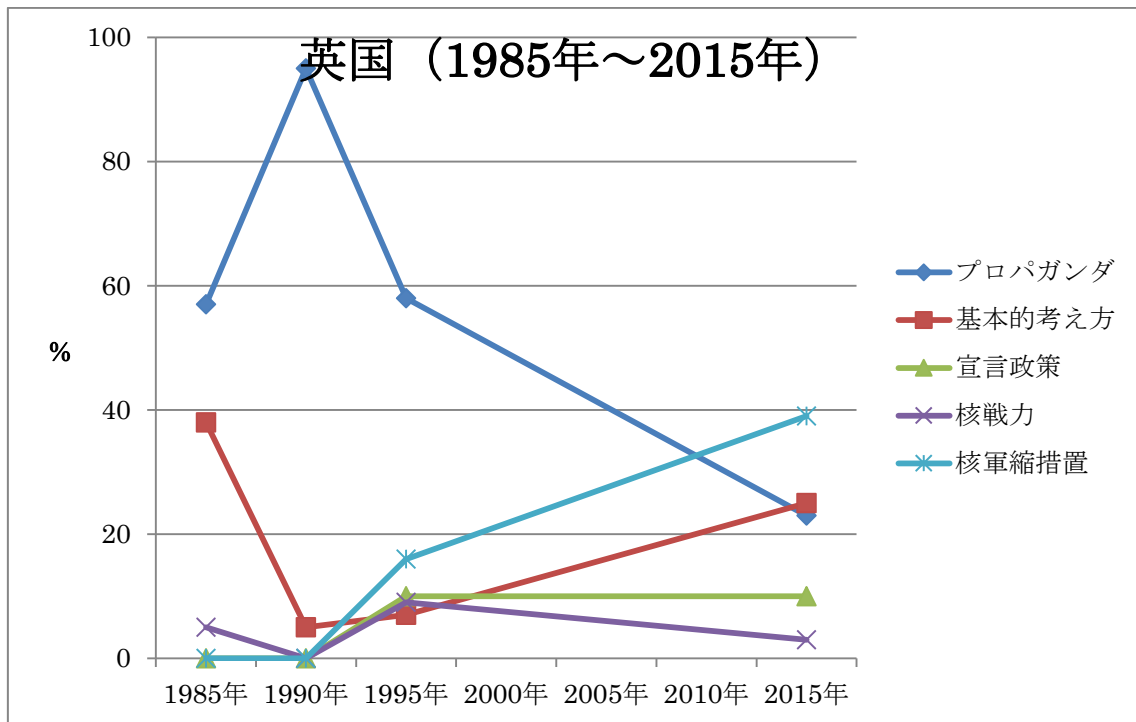


図5-8 第3回再検討会議（1985年）から2015年再検討会議にかけての英国の「情報」及び「報告」における各カテゴリーの推移

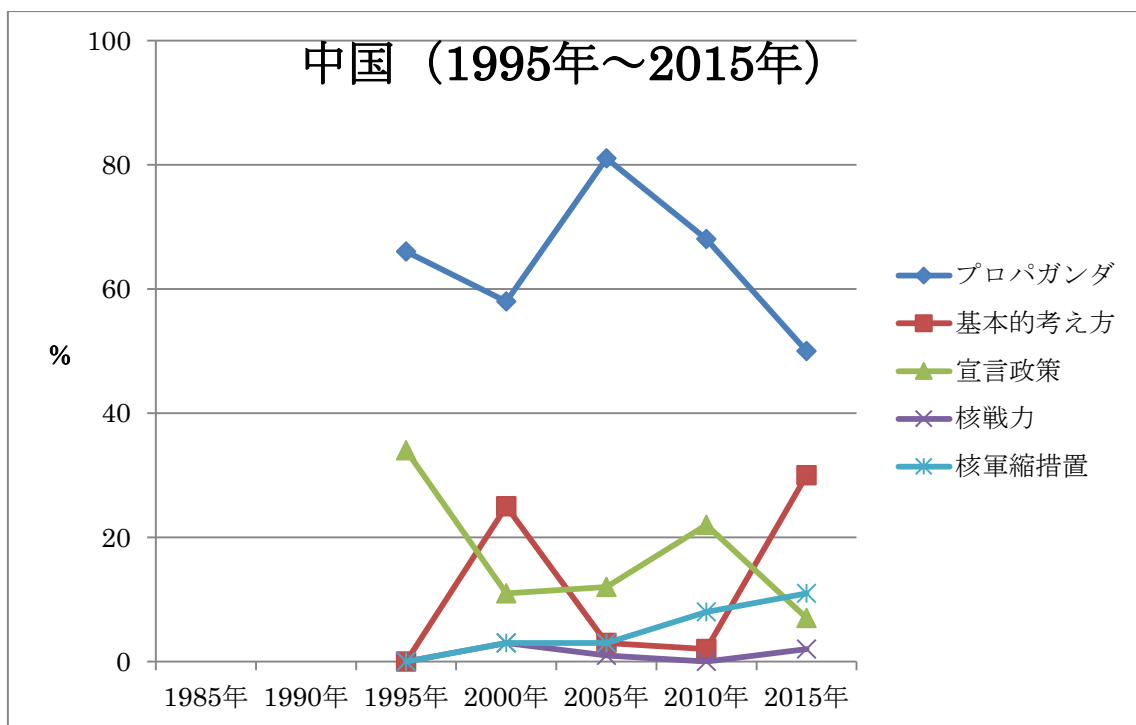


図5-9 1995年再検討・延長会議から2015年再検討会議にかけての

中国の「国別報告」及び「報告」における各カテゴリーの推移

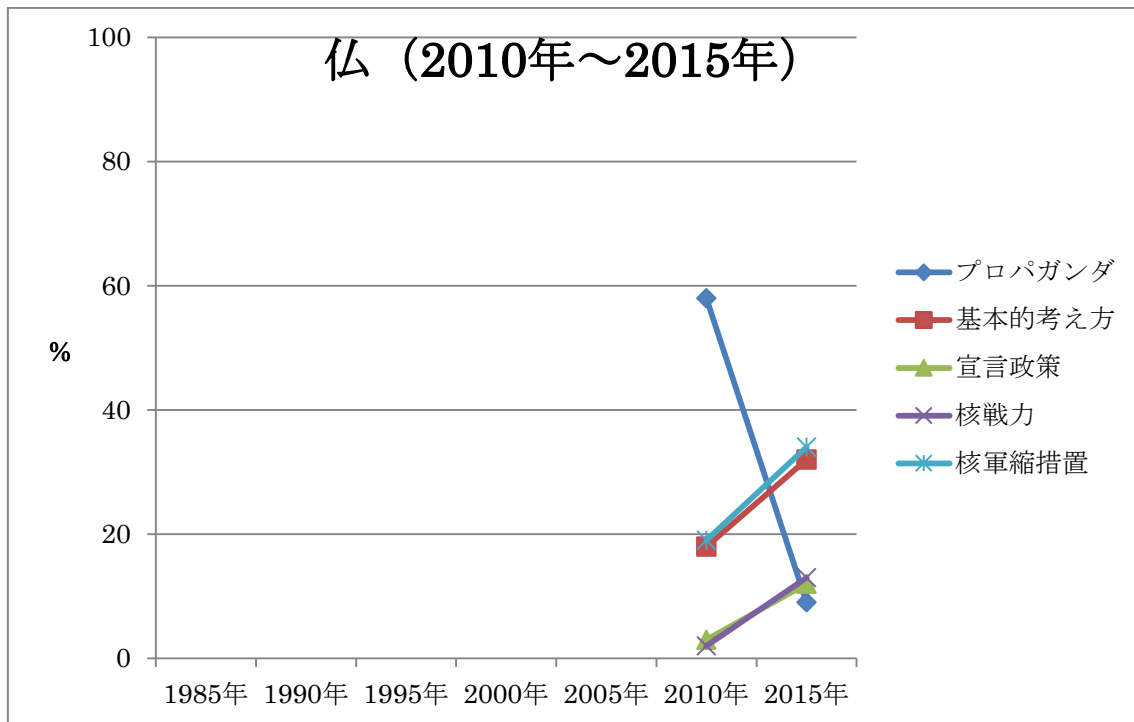


図5-10 2010年再検討会議から2015年再検討会議にかけての仏の「作業文書」及び「報告」における各カテゴリーの推移

以上、2015年再検討会議における各核兵器国の報告の特徴は、第4章でまとめた各国の報告の傾向に概ね沿っていることがわかる。すなわち、プロパガンダ的な記述は減少する傾向にあり、また、基本的に報告内容が充実する傾向にある。更に、核軍縮みならず条約の三本柱（核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用）全体を報告の対象としている。報告のフォームについては、上述のとおり、5核兵器国は「共通の枠組み」に合意したものの、報告のための共通項目が一般的に過ぎるため、実際には報告の内容は、報告の各カテゴリーの結果を見ても各国で大きな開きがあった。しかし、必ずしも「標準報告フォーム」とは言えないまでも「共通の枠組み」の下で各核兵器国が一定程度統一的な報告を実施したことは少なからず前進と言える。

3. 2015年再検討プロセスにおける透明性に関する提案（上記1.を除く）

NPDIは、本章1.で述べたとおり、標準報告フォームに関する包括的な提案を2012年の第1回準備委員会に提出した。しかし、この提案は、報告のフォームに焦点を当てており、第4章で論じた検証可能性や不可逆性の原則と透明性の原則との関係、再検討プロセス強化との関係といった点については

触れていない。NPD Iは、これらの点につき、2014年の第3回準備委員会に提出した「核軍縮における透明性の向上」と題する作業文書で補足した。このNPD Iの新しい作業文書は、3つの主要点で構成されている。第1に、透明性、不可逆性及び検証可能性という核軍縮における3つの原則の関係について、透明性の原則が、不可逆性及び検証可能性という他の2つの原則を下支えしていることを明記した。「透明性が欠如すれば、核軍縮を検証することもできず、また、不可逆的な方法で核軍縮措置が達成されているか完全な信頼を有することもできない」³³⁸からである。この趣旨は、第4章で述べたとおり、2010年再検討会議における日本代表発言にも見られることであるが、このように公式な文書として出されたのは初めてである³³⁹。

第2に、NPD Iは、透明性を確保するための実際的かつ効果的なツールとして、報告メカニズムを位置づけた。既に第1回準備委員会に提出した作業文書で具体的な標準報告フォームを提案しているところであったが、第3回準備委員会での作業文書では、上述のとおり、透明性の原則の重要性を述べた上で、その透明性を確保するためのツールとして報告メカニズムを位置づけることで、第1回準備委員会で提案した標準報告フォームが置かれる文脈をより明確にした。

第3に、透明性向上とそのためのツールである報告メカニズムが、NPTの再検討プロセス強化のための効果的な手段であることを明記した。報告メカニズムを、締約国の説明責任を果たす上で不可欠な再検討プロセス強化のための効果的な手段であると位置づけたのである。第4章2.(4)で述べたとおり、2010年再検討会議において、透明性や報告メカニズムが再検討プロセス強化というテーマの本来的に実質的な論点であることが忘却される傾向にあったが、2015年再検討会議におけるNPD Iのこの作業文書は、再検討プロセス強化の本質的な論点を改めて指摘するものであった。

NPD Iは、更に、翌年の2015年再検討会議に透明性を含む包括的な作業文書を提出した。同作業文書での透明性に関する部分は、透明性の原則の他の2原則に対する優位性に言及した上で、具体的な報告事項を列挙しており、NPD Iが第1回準備委員会と第3回準備委員会に提出した作業文書の主要点

³³⁸ *Increased transparency in nuclear disarmament: working paper submitted by members of the Non-Proliferation and Disarmament Initiative (Australia Canada, Chile, Germany, Japan, Mexico, Nigeria, the Netherlands, the Philippines, Poland, Turkey and the United Arab Emirates)* (NPT/CONF.2015/PC.III/WP.10: March 19, 2014).

³³⁹ 2010年再検討会議における日本政府代表の発言は非公式な場である補助機関におけるものであることから、厳密には同発言も非公式なものに留まっている。なお、2015年再検討会議では、日本政府代表である佐野利男軍縮会議日本国政府代表部特命全権大使は、公式な場である主要委員会 I の演説において同趣旨の発言を行っている。外務省ホームページ参照。 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000079703.pdf>>

を記述した³⁴⁰。

日本は、同再検討会議では、これらNPTの複数の共同作業文書、特に第3回準備委員会に提出した共同作業文書における上記の3つの主要点をさらに発展させる形で、「透明性、報告及び再検討プロセス強化」と題する独自の作業文書を提出した³⁴¹。第1に、上記と同じ理由をもって、透明性の原則の不可逆性と検証可能性の原則に対する優位性に言及し、さらに、「透明性の向上は、国家間の不信を緩和し、地域・国際的レベルにおける信頼を醸成することとなる。」とした。第2に、NPTが第1回準備委員会に提出した報告フォーム案を挙げながら、透明性向上のための効果的な方途として報告メカニズムを位置づけた。第3の再検討プロセス強化との関係については、次のとおり述べて大幅に発展させている。すなわち、再検討プロセスとは、そもそもNPTの不平等な性格を可能な限り緩和するために条約に組み込まれた制度である。非核兵器国の核不拡散上の義務についてはIAEAの保障措置に基づくIAEA理事会に対する報告によって透明性が確保されているが、核兵器国の核軍縮義務についてはそのようなメカニズムが存在しない。したがって、NPTの再検討プロセスの主要な目的は核兵器国の核軍縮義務の履行状況をレビューすることであり、また、再検討プロセスは核兵器国の説明責任を果たすメカニズムの役割を果たしている。1995年のNPT無期限延長以来、この核兵器国による説明責任はますます重要となっており、実際、1995年の再検討プロセス強化に関する決定は、無期限延長の決定と合わせて採択された。したがって、透明性向上、そしてそのための効果的なツールとしての報告メカニズムを、再検討プロセス強化の文脈に位置づけて組み込むことが重要であると論じた。その上で、2017年の第1回準備委員会において核兵器国が「標準報告フォーム」に改めて合意すること、2018年の第2回準備委員会では合意された「標準報告フォーム」に基づいて核兵器国が核軍縮義務の履行状況について報告を行うこと、2019年の第3回準備委員会ではそれら報告についてレビューする特別なセッションを設けること、2020年再検討会議ではその後の進め方について決定することを、2015年再検討会議で合意すべきこととして報告メカニズムに関する具体的な提案を行った。このように、この日本の独自の作業文書は、透明性・報告メカニズムの再検討プロセス強化との関係に主眼を置くものであ

³⁴⁰ *Recommendations for consideration by the 2015 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: Joint working paper submitted by the members of the Non-Proliferation and Disarmament Initiative (Australia, Canada, Chile, Germany, Japan, Mexico, Nigeria, the Netherlands, the Philippines, Poland, Turkey and the United Arab Emirates)* (NPT/CONF.2015/WP.16: March 20, 2015).

³⁴¹ *Transparency, Reporting and Strengthening the Review Process: Working paper submitted by Japan* (NPT/CONF.2015/WP.32: April 22, 2015).

った。

4. 2015年再検討会議議長団による草案の変遷

2015年再検討会議において、透明性・報告メカニズムは、核軍縮措置の履行状況をレビューする主要委員会Ⅰ、今後の核軍縮措置について検討する主要委員会Ⅰの補助機関（補助機関1）、さらに、再検討プロセス強化を扱う主要委員会Ⅲの補助機関（補助機関3）で議論された。ここでは、それら委員会・機関及び再検討会議の議長草案における変遷を踏まえながら、議論の展開を概観する。

まず、5月8日付の主要委員会Ⅰ議長草案では、第15項で、「2010年行動計画での合意に基づいて核兵器国が提出した標準カテゴリーによる報告に留意」し、「保有核兵器の数に関する幾つかの国による更なる透明性に留意」した³⁴²。

同日付の補助機関1の議長草案及び同13日付の同草案では、第8項で核兵器国に対して、「核軍縮を促進し加速することを目標として、核兵器関連の定義や用語についての議論を強化することを含め、透明性を向上させ、相互信頼を高める努力を拡張するよう慫慂」した。また、第9項で、「核兵器国に対し、2017年に開催される2020年再検討会議第1回準備委員会以降、①核弾頭の数、種類（戦略・非戦略）及び地位（配備・非配備）、②運搬手段の数及び種類、③軍事・安全保障概念、ドクトリン及び政策における核兵器の役割・意義の実質的な低減に関する措置、④核兵器の偶発的・不許可による使用のリスクを低減させるための措置、⑤核兵器システムの運用状態の低減又は警戒態勢解除のための措置、⑥核軍縮努力の一環として解体・削減した核兵器及び運搬手段の数及び種類、⑦軍事目的の核分裂性物質の量を含む、核軍縮の取組に関する年次報告を提出するよう求め」た。更に、「各準備委員会及び再検討会議において、核兵器国による報告をレビューするための特別時間を割り当てることについて合意し」た。同時に、第10項において、非核兵器国に対しても、「透明性向上への貢献として、非核兵器国による報告の質、量及び一貫性を向上させるよう求め」た³⁴³。

³⁴² *Report of Main Committee I: Chairman's Draft on Substantive Elements* (NPT/CONF.2015/MC.I/CRP.3: May 8, 2015).

<<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2015/documents/MCI-CRP3.pdf>>

³⁴³ *Subsidiary Body 1: Draft substantive elements* (NPT/CONF.2015/MC.I/SB.1/CRP.1: May 8, 2015).

<<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2015/documents/SBI-CRP1.pdf>>; *Subsidiary Body 1: Draft substantive elements* (NPT/CONF.2015/MC.I/SB.1/CRP.1/Rev.1: May 12, 2015).

この案は、同14日付の主要委員会Iと補助機関1の統合草案でもそのまま維持され、同15日付の統合第2次案では、核兵器国に対して「標準報告フォーマットに関する関与を継続することを求める」ことが追加され、核兵器の役割・意義の低減部分に関して「低減」のみならず「除去」が追加され、更に、「2020年再検討会議は、この報告メカニズムの実施に関する進展につきレビューを行い、更なる発展に関する次のステップについて決定する」ことが追加された³⁴⁴。

主要委員会I及び補助機関1と並行して、再検討プロセス強化を扱う補助機関3においても同様の議論が行われていた。補助機関3における議論を議長の責任でまとめた同15日付の補助機関3議長の作業文書では、再検討会議が規定されている条約第8条のレビューにおいて次のとおり盛り込まれた。

会議は、再検討プロセスの強化の不可欠な部分として、2010年行動計画の行動20で合意されたとおり、すべての締約国による定期報告を通じた説明責任と透明性の向上の必要性を再確認した。会議は、核兵器国が標準報告フォームに合意し、適切な報告間隔を決定するよう促された2010年行動計画の行動21を想起する。会議は、核兵器国が、核兵器国の義務、コミットメント及び約束の実施状況につき、保有する核兵器の数及び種類、核軍縮努力の一環として廃棄・削減された核兵器の数、及び軍事目的で生産された核分裂性物質の量といった数値情報と共に2017年以降年次報告を提出するとの複数の国による提案に留意する。会議は、条約の特定条文の実施状況を監視するためのメカニズムの設置に関する締約国間の異なる見解に留意する。³⁴⁵ (注: 下線は筆者)

ここでは、2010年の再検討会議までの透明性に関する議論が集約されていることがわかる。すなわち、報告メカニズムを、「再検討プロセス強化の不可欠な部分」であり、説明責任と透明性の向上の手段と位置づけている。報告対象は、補助機関1における議長草案と比べると貧弱な面はあるが、「数値情報」という文言は、報告対象は具体的な数字を伴うべきとの考え方が示されている。

再検討会議議長が会議最終日の前日となる5月21日に提示した最終文書案

<<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2015/documents/SBI-CRP1-Rev1.pdf>>

³⁴⁴ *Main Committee I: Revised draft Chairman's report* (NPT/CONF.2015/MC.I/CRP.4/Rev.1: May 15, 2015).

<<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2015/documents/MCI-CRP4-Rev1.pdf>>

³⁴⁵ *Working paper of the Chair of Subsidiary Body 3* (NPT/CONF.2015/MC.III/WP.1: May 14, 2015).

346では、上記引用部分は、核軍縮を扱う条約第6条における草案との重複を避けるため、再検討プロセスを扱う条約第8条における草案からは削除され、第6条における草案に集約された。しかし、その結果、「再検討プロセスの強化の不可欠な部分」や「説明責任（の向上）」といった文言が反映されないままとなってしまう。更に、核兵器国による標準報告フォームに基づく報告について「留意」に過ぎなかった草案は「歓迎」に格上げされ、報告頻度は2017年以降の毎年から2017年と2019年の2回の準備委員会に減らされた。また、核兵器の数などの報告対象についても、「国家安全保障を害さない範囲で」報告する際に「考慮」することとされた。

5. 2020年再検討プロセスにおける主な透明性に関する提案

2020年再検討プロセスにおいても、透明性は引き続き重要な論点として活発な議論がなされている。次の3つの提案が、2018年の第2回準備委員会までに出された主な提案である。

第1に、2017年の第1回準備委員会において、新アジェンダ連合（NAC）は、「核軍縮の義務・コミットメントの実施に関する透明性向上と測定可能性を通じた説明責任の強化」と題する作業文書を提出した³⁴⁷。この作業文書の特徴は、透明性が説明責任の概念と密接に関係しているといった2000年代以降の議論を改めて提起した上で、「測定可能性(measurability)」という概念を新たに打ち出していることである。核兵器国が説明責任を果たすためには、既存の核軍縮義務・コミットメントの履行状況を客観的な指標（ベンチマーク）でもって測定できなければならず、そのためには、核兵器国による報告は標準化される必要があると主張した。こうした指標を取り入れる手法は、持続可能な開発目標（SDGs）をはじめ、環境、貿易、人権といったあらゆる分野で取り入れられているものであるとした。その上で、核兵器国及び安全保障政策において核兵器の役割を維持しているその他の国が報告すべき具体的な指標を提案した。それら具体的な指標自体は、上記で概観したこれまでのNPTDIによる提案等と比較しても特段新たなものはないが、「測定可能性」という概念を

³⁴⁶ *Draft Final Document: Review of the operation of the Treaty, as provided for in its article VIII (3), taking into account the decisions and the resolution adopted by the 1995 NPT Review and Extension Conference, the Final Document of the 2000 Review Conference and the conclusions and recommendations for follow-on actions of the 2010 Review Conference* (NPT/CONF.2015/R.3: May 21, 2015).

³⁴⁷ *Strengthening accountability through enhanced transparency and measurability of the implementation of nuclear disarmament obligations and commitments under the Non-Proliferation Treaty: Working paper submitted by Ireland on behalf of Brazil, Egypt, Mexico, New Zealand and South Africa as members of the New Agenda Coalition* (NPT/CONF.2020/PC.I/WP.13: March 24, 2017).

示したことと、核兵器国に限らずいわゆる核の傘の下にある非核兵器国にも同様の報告を求めたことが特徴的である。第2章において透明性にかかわる原則の一つとして各国からの情報を横に並べて比較できる必要があるとの「比較可能性」という概念を示したが、比較するためにも測定可能である必要があることから、「測定可能性」は「比較可能性」の基礎をなすものと言える。

第2に、同じく2017年の第1回準備委員会にNPDIが提出した「NPTのすべての締約国による透明性」と題した作業文書である³⁴⁸。過去のNPDIによる透明性に関する具体的な提案に言及しつつ、核兵器国のみならず、非核兵器国も使える標準報告フォームを提案した。既述のとおり、NPTの再検討プロセスでは、本来的にはNPTの不平等性に起因する形で核軍縮に関する透明性及び報告が議論の焦点となってきたが、「定期報告」に関する2010年行動計画の行動20は、核兵器国に限らず「すべての締約国」に定期報告を求めており、また、核軍縮に限らず、核不拡散及び原子力の平和的利用を含む行動計画全体の履行状況について定期報告を求めている。したがって、NPDIの新たな標準報告フォームは、核兵器国のみならず非核兵器国も、かつ、核軍縮のみならず行動計画全体について報告すべきとした。核兵器国側の主張に配慮したものと言える。

第3に、2018年の第2回準備委員会において、NPDIは「再検討プロセス強化のための透明性向上に関する提案」と題した作業文書を提出した³⁴⁹。同作業文書は、前年のNACの提案のように、従来の報告のあり方では過去のコミットメントの履行状況を測定することは難しいためベースラインの設定と標準報告フォームの採用が必要としつつ、透明性と報告が、説明責任を果たすメカニズムとしての再検討プロセス強化の不可欠な一部として組み込まれていることが不可欠とした。その上でNPT再検討プロセス強化の一環としての具体的な報告メカニズムを提案した。例えば、2020年再検討プロセスについては、NPDIが提案した標準報告フォーム案を参考とした2019年の第3回準備委員会における報告、再検討プロセス強化の一環としての報告メカニズムの強化、2020年再検討会議での2025年再検討プロセスにおける報告

³⁴⁸ *Transparency by all States parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: Joint working paper submitted by the members of the Non-Proliferation and Disarmament Initiative (Australia, Canada, Chile, Germany, Japan, Mexico, Nigeria, Netherlands, Philippines, Poland, Turkey and United Arab Emirates)* (NPT/CONF.2020/PC.I/WP.17: April 19, 2017).

³⁴⁹ *Proposals by the Non-Proliferation and Disarmament Initiative to enhance transparency for strengthening the review process for the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: Working paper submitted by the members of the Non-Proliferation and Disarmament Initiative (Australia, Canada, Chile, Germany, Japan, Mexico, Netherlands, Nigeria, Philippines, Poland, Turkey and United Arab Emirates)* (NPT/CONF.2020/PC.II/WP.26: April 11, 2018).

メカニズムの合意、2025年再検討プロセスの準備委員会での各国による報告に関する議論の実施と議論の概要をまとめた準備委員会議長による報告等を提案した。これは、透明性と報告メカニズムが再検討プロセス強化のための効果的な手段であるとした2014年の準備委員会へのNPTによる提案（上記3．参照）、及び2020年再検討プロセスにおける具体的な報告メカニズムを提案した2015年再検討会議への日本の作業文書の内容を更に具体化・精緻化したものと言える。

6. 2015年及び2020年再検討プロセスのまとめ

以上のとおり、2015年再検討プロセス及びこれまでの2020年再検討プロセスでの透明性に関する動きを分析すると、第4章2．（5）及び同章3．（1）で分析した1975年の第1回再検討会議から2010年再検討会議までの傾向が概ね継続していることがわかる。

まず、透明性に関する議論については、第1に、2015年再検討プロセス及び2020年再検討プロセスを通じて引き続き活発に行われている。2015年再検討プロセスでは、フェルーキ(Taous Feroukhi)同再検討会議議長が「今次再検討会議の3大重要論点」として、核兵器の非人道性及び核軍縮の効果的措置と並んで透明性を挙げたとおり、透明性は同会議での最重要論点の1つとなった。それまでの再検討会議で透明性がこれほどの重要性をもって議論されることはなかった。また、2015年再検討会議では主にNPTが透明性の議論を主導していたが、2020年再検討プロセスではNACも重要な提案をしており、議論が広がりを見せている。第2に、透明性の具体的な対象としては、NPTが多く具体的な項目を盛り込んだ標準報告フォーム案を提出するなど、より具体的な議論が進展した。最終的に採択はされなかったものの実質的に合意されていた最終文書案においても、定量的情報を中心に数多くの具体的な項目が列挙された。第3に、透明性向上の具体的手段としての報告メカニズムの位置づけ、また、再検討プロセス強化の一環という位置づけは、2015年再検討プロセス及び2020年再検討プロセスを通じてより明確なものとなった。すなわち、透明性向上の議論は、単に知的好奇心を理由とする要求ではなく、NPTの不平等性を原因とする核兵器国に対する「説明責任」の要求としてなされてきた。同時に、「説明責任」の要求を端緒として、「再検討プロセスの強化」の議論の文脈でも議論がなされてきた。この両者の流れが合流する形で、「報告メカニズム」の構築について議論がなされるようになってきた。

また、核兵器国による報告についても、第1に、プロパガンダ的な内容は依然として残ってはいるものの、引き続き相対的に減少する傾向が続いている。第2に、報告の内容については未だ多くの問題点はあるものの、1970年代

以来の全体の流れの中においては、報告の有用性は増していると言えよう。少なくとも、特に1995年再検討・延長会議以降、2010年再検討会議まで、核兵器国の自発性に委ねられていた報告の提出が、2015年再検討プロセスにおいては実質的に義務化されたことは大きな意義を有する。第3に、2010年行動計画で提出が求められた報告の対象については必ずしも解釈が一致していないものの、報告の提出が核軍縮のセクションで合意されたことや、不平等条約であるNPTの無期限延長との引き換えとしての再検討プロセス強化たる報告メカニズムであることを考慮すれば、基本的には核軍縮が主な対象であるはずであるが、実際には、5核兵器国は核軍縮のみならず、核不拡散及び原子力の平和的利用についても報告した。核軍縮のみならず、敢えてNPTの三本柱すべてを対象とすることで、核軍縮に焦点が当てられることを避けたいとの意識の表れであろうと考えられる。2020年再検討プロセスでは、そうした核兵器国の意向に配慮する形で、NPTが、核兵器国と非核兵器国双方による、核軍縮のみならず、核不拡散及び原子力の平和的利用を含めた報告を可能とする包括的な標準報告フォーム案を提案した。第4に、2010年行動計画で「標準報告フォーム」に合意することが求められたことを受けて、5核兵器国は合意した「共通の枠組み」に基づいて報告を提出した。2010年再検討会議までの核兵器国による報告が、内容のみならず、「情報提供」、「国別報告」、「報告」、「作業文書」と文書の名称からバラバラであったことと比べると一定の前進が見られているものの、2015年再検討プロセスにおける報告でも依然として報告の範囲や内容にはばらつきがある。

7. 多国間の核軍縮における透明性のまとめ

以上、第4章及び第5章を通じて、NPTを代表として多国間の核軍縮における透明性の議論を概観した。多国間においても、第2章の軍備管理・軍縮一般及び第3章の米ソ・米露の核軍備管理・軍縮と同様、透明性の用語自体は冷戦後から使われ始めたが、実際には冷戦期から実質的に透明性の議論は一定程度行われていた。透明性に関する議論が冷戦後から現在に至るまで、全体としてより重視される傾向にある点は米ソ・米露とNPTとで共通している。更に言えば、新STARTのデータの国際社会に対する公開度がSTART時のそれよりも下がっている状況の中で（第3章2.（10）参照）、NPTでは核兵器国の説明責任の観点から定量的情報を求める非核兵器国の声が強まっているのは、第3章で述べた二国間の透明性から国際社会に対する透明性という流れがNPTという核をめぐる最も代表的な国際的なフォーラムで十分に看取されている証左とも言える。

しかし、その議論の進化の方向性は、NPT特有の性質も相まって独自の流

れを見せている。例えば、米ソ・米露及びNPTのいずれにおいても信頼醸成措置としての透明性措置が合意・議論されていたが、キューバ危機を契機とした危機管理的な米ソ・米露の二国間での信頼醸成措置としての透明性措置とは異なり、多国間フォーラムであるNPTでは同じ信頼醸成のための透明性といっても性質が大きく異なる。核兵器国と非核兵器国の間の差別性を内包するNPTでは、特に核兵器国が核軍縮に関する説明責任を果たすことで、主に核兵器国と非核兵器国の間の信頼を醸成し、ひいては、NPT体制そのものへの信頼を維持するといった意味での信頼醸成のための透明性である。更に、核兵器国による報告の程度に波がありつつも、NPTで核兵器国が何らかの報告をすることが半ば当たり前になっているのは、規範としての透明性が定着しつつあることの証左と言えよう。

また、行為情報から始まって、定量的情報、意図情報という流れで進んだ米ソ・米露の二国間とは異なり、NPTにおいては定量的情報と意図情報、特に前者が議論の対象となってきた。NPTが危機管理や危機安定性のためのフォーラムではないことから、行為情報が議論の対象となつてこなかったのはある意味当然のこととも言える。特に定量的情報が議論の主な対象になってきたのは、定量的情報が最も比較可能性が高く、核兵器国による説明責任を果たすのに最も適しているからであろう。2020年再検討プロセスで多くの国から「測定可能性」という概念が示されるほど、「比較可能性」は説明責任が求められるNPTにこそ最も関連性の高い透明性の原則と言える。透明性措置の履行を担保するためのメカニズムも、米ソ・米露の二国間と同様、NPTにおいても、特に比較可能性を担保するための報告メカニズムとして議論が深化している。

透明性は各国の安全保障を害さないことという安全保障の原則については、NPTにおいても留意されていたが、安全保障への直結度がより高い二国間の米ソ・米露の核軍備管理・軍縮とは異なり、多国間のNPTでは安全保障の原則よりも上述のとおり比較可能性の原則の方がより重視されてきていると言える。次章では、米ソ・米露の核軍備管理・軍縮における透明性と安全保障政策、特に核戦略との関係を探る。

第6章 核戦略との関係における透明性

本章では、透明性措置が合意・実施される際にどのような考慮がなされるのか、核抑止政策を中心とする核戦略との関係から探る。そのために、第3章で示した米ソ・米露の核軍備管理・軍縮条約における透明性措置を中心として、主要な透明性措置が合意可能となった背景を米国の核戦略との関係で論理的に推論する形で明らかにする。本来であれば、すべての透明性措置について、また、核戦略に限らず、両国間の政治・外交状況や国内文化の相違等、様々な観点から分析する必要があるだろう。しかし、特に第3章で示した極めて詳細にわたる米ソ・米露間の透明性措置の一つひとつを分析するのは膨大にわたる上に、重複が避けられない。主要な透明性措置を分析すれば大きな方向性は示すことができよう。また、米ソ間の政治・外交状況や、特に一般的な透明性をめぐる国内文化の相違といった点も含めて分析できれば好ましいが、そこは今後の研究の課題として、本論文では核戦略との関係に焦点を当てた形で分析することを目指したい。

また、米国のみならず、ソ連・露の観点からの分析も必要であろう。しかし、ソ連・露の観点については、ソ連・露の核戦略が米国の核戦略に比してより不明確であること、また、米国との間で基本的に核の均衡を確保していたソ連・露の観点は米国の観点から大きく異なることはないと考えられることから、まずは関係する公式文書がより多く、また、より幅広くかつ深く研究されている米国の核戦略を基礎として米国の観点から分析した上で、ソ連の透明性措置の背景について若干の分析を加えることとする。その後、本論文の本来の問題意識である中国について分析することとする。

1. 米国のケース

本節では、米ソ・米露の主要な透明性措置を米国の核戦略に当てはめて、米国がそれら透明性措置を許容できた背景を探る。米ソ・米露間の透明性措置を米国の核戦略に当てはめることから、米ソ・米露間の透明性措置の変遷を軸とする。第3章で見たとおり、米ソ・米露間の透明性措置は、大きく核軍備管理・軍縮条約以前期と核軍備管理・軍縮条約期とにわけられる。それぞれの時代の透明性措置を、それぞれの時代の米国の核戦略（核軍備管理・軍縮条約期については米国のそれぞれの政権の核戦略）に当てはめてみた場合、米国がそれら透明性措置を許容できた背景を探ることができよう。第3章で詳述したとおり、米ソ・米露間の透明性措置は、これら2つの時代においてそれぞれ区別可能な特徴を有していた。すなわち、核軍備管理・軍縮条約以前期においては、ホットラインの設置やミサイル発射の事前通報といった意図情報や行為情報を対象とした危機安定性に資するための信頼醸成措置としての透明性措置が中心をな

していた。核軍備管理・軍縮条約期においては、国家技術手段（NTM）、データ交換、現地査察といった定量的情報を対象とした検証措置としての透明性措置が中心をなしていた。同時にその時代には、核軍備管理・軍縮条約の枠外で自発的な形での主に定量的情報を対象とした核軍備管理・軍縮を促進するための透明性措置への合意も追求された。なお、核軍備管理・軍縮条約期については、便宜的に、核軍備管理を中心とする戦略攻撃兵器制限交渉（SALT）期と、核兵器削減を中心とする戦略攻撃兵器削減条約（START）期とに分けて論じる。

（1）核軍備管理・軍縮条約以前期（1945～1972年）

核軍備管理・軍縮条約以前期の核戦略

米ソ・米露間において透明性措置の合意が可能となった背景を核戦略との関係で探るためには、軍備管理の概念を形作った議論の基礎、すなわち、最初の米ソの核軍備管理条約である戦略攻撃兵器制限暫定協定（SALT I）の成立までに核戦略が形成される流れを見る必要がある。ここを押さえれば、核軍備管理・軍縮条約期以降も含めた透明性措置の合意が可能となった要因の大部分を押さえることとなると言っても過言ではない。

米国の核戦略とそれに基づく軍備管理の概念は、米国が水爆実験を実施した1952年頃から1960年代後半頃にかけて作り上げられた。1945年の原爆保有と広島・長崎への原爆投下後も、米国において、核兵器は、基本的に第二次世界大戦中に実行された戦略爆撃の枠組みの中に位置付けられていた。原爆は強力な威力を有していたとは言え、「絶対兵器」とまでみなされなかった。しかし、1952年の水爆実験を境に、広島・長崎に投下された原爆の数千倍もの威力を持つ水爆の巨大な破壊力を目の当たりにした結果、「水爆革命」と言われるとおり、核兵器に対する見方は根本的に変化し、水爆時代における特有の戦略の構築に関する議論が巻き起こった。

その過程において、主に2つの考え方が緊張関係をもって対立した。第1の考え方は、水爆の破壊力はあまりにも大きく、相互の水爆の使用は国家的自殺であることから、水爆時代の戦略は、報復の威嚇を通じた戦争や核兵器の使用の防止・抑止にあるとする。国家的自殺が国の政治的目標たり得ないので、戦争は政治的行為の継続であるとするクラウゼヴィッツ(Carl von Clausewitz)の考え方は、水爆時代にはもはや有効ではないという考え方である。第2の考え方は、抑止が失敗する可能性はある以上、実際に核兵器が使用される場合のことを考える必要がある、したがって、政治的目標に資するべく管理された形での限定的な核使用を前提とすべきとするものである。ここでは、クラウゼヴィ

ツツの考え方は引き続き有効とされる³⁵⁰。

こうした2つの主流の考え方が、1950年代末には2つの主流の戦略として収斂していった。第1の戦略は、核戦争を防止・抑止することを目標として、安定性を追求する。安定性の追求にあたっては、米ソ双方の核戦力の脆弱性こそが先制攻撃の誘因となり、安定性を阻害するので、核戦力の脆弱性の低減に努める必要がある。したがって、脆弱性を高め先制攻撃の誘因となる、敵国の核戦力関連の基地や施設を標的とするカウンターフォース（対兵力打撃）能力の構築を避ける。より強力なカウンターフォース能力の構築を含意することとなる戦略的優越性も追求しない。敵国の都市・産業に対するカウンターバリュー（対価値）報復攻撃能力の構築に専念する。更に、仮に可能であったとしても、都市防衛も実行すべきでないとする。都市を防衛することによって、相手国の核戦力の能力を間接的に無効化することになるためである。後に、「戦略的安定性」、「相互確証破壊（MAD）」と呼ばれる概念につながる。抑止理論においては、耐えがたい打撃（懲罰）を与える意思と能力を保有することで敵の費用計算に働きかけて、敵による攻撃を断念させる「懲罰的抑止(deterrence by punishment)」に分類される。

第2の戦略は、核抑止が失敗することを前提として、軍事施設を標的としつつ、一般市民は標的としない管理・区別された核戦争を想定する。カウンターフォースに基づく戦争の結果に対する恐怖心を利用した強制や取引を可能とする。その結果、核戦力はより政治的な重みを持つこととなる。カウンターフォース能力の構築は、核抑止力の信頼性を維持するためにも必要とされた。すなわち、カウンターバリュー報復攻撃のみでは、敵国に残存する核戦力による再報復を招くこととなり、そうした自国の壊滅を招くような報復戦略に基づく核抑止力の信憑性に疑問が生じかねない。したがって、敵国の核戦力を破壊する損害限定能力、すなわちカウンターフォース能力の構築が必要となる³⁵¹。この第2の戦略は、抑止理論においては、敵の攻撃を物理的に阻止（否定）する能力を保有することで敵の目標達成可能性に関する計算に働きかけて、敵による攻撃を断念させる「拒否的抑止(deterrence by denial)」に分類される。

軍備管理の概念は、この2つの考え方・戦略のうち、特に第1の考え方・戦略に基づいて構築された。すなわち、双方の核戦力の脆弱性を低減させて、戦略的安定性を確保するための手段として軍備管理が模索された³⁵²。相互の合

³⁵⁰ Marc Trachtenberg, "Strategic Thought in America, 1952-1966," *Political Science Quarterly*, Vol.104, No.2 (Summer 1989), pp.303-307.

³⁵¹ Ibid., pp.317-327. 小川伸一、菊地茂雄、高橋杉雄「冷戦後の核兵器国の核戦略」『防衛研究所紀要』第3巻第1号（2000年8月）、6～7頁。

³⁵² Thomas C. Schelling and Morton H. Halperin, *Strategy and Arms Control* (Washington D.C.: Pergamon-Brassey's International Defense Publishers, 1985),

意によって、双方の核戦力を安全・確実なもの、すなわち、非脆弱なものとする。第1の戦略において、戦略的優越性を求めない理由の一つは、一方が優越し他方が劣勢の状態では合意は見込めず、軍備管理で合意を得るためには双方がある程度の均衡（パリティ）が必要だということがある。

実際には、米国の核戦略は、必ずしもどちらか一方の考え方・戦略のみを採用したのではなく、両者が合流する形で構築されてきた。第1の考え方・戦略の観点からは本来カウンターフォース能力の構築は相いれないが、敵国の対米抑止力を除去しない限りにおいて、すなわち、敵国に対する限定的な第二撃用のカウンターフォース能力であれば、第1の考え方・戦略とも合致するとされた³⁵³。軍備管理の概念も、こうした核戦略の枠内で規定されてきた。すなわち、第一義的には戦略的安定性を追求しながら、第二撃用のカウンターフォース能力の構築に悪影響を与えないように構築されてきた。

核軍備管理・軍縮条約以前期の透明性措置

こうした軍備管理の概念が形成される過程にある核軍備管理・軍縮条約以前期において合意された透明性措置は、第3章で示したとおり、1963年の米ソのホットライン協定と1971年の米ソ核戦争勃発危険低減協定におけるミサイル発射の事前通告である。核兵器の上限や削減を規定する核軍備管理・軍縮条約そのものではないが、いずれも核戦争の防止を目標としている点において、後の核軍備管理の基礎となった上記の第1の戦略と合致している。第1の戦略は、双方の先制攻撃の誘因を低減することを目的としている。ホットライン協定は、相互のコミュニケーションを確保し、相手の動きや意図をより良く把握するために実際に米ソ間の通信システムを構築することを規定した。未だ核戦力の残存性が後の時代ほどに確保されていなかった当時においては、相手の動きや意図がわからない状態では、特に危機的な状況において、「やられる前にやる」という核の先制攻撃の誘因が高まることとなる。また、米ソ核戦争勃発危険低減協定におけるミサイル発射の事前通告も、特に未だミサイル発射探知能力が現代のそれほど高くない当時においては、ミサイル発射が開発実験のためか、訓練のためか、あるいは、軍事攻撃のためか、判然と区別がつかない。危機的な状況においては瞬時の判断が求められるが、核戦力の残存性が現代ほどに確保されていない当時の状況においては、確定的な判断を待つことで「先にやられる」リスクを避けるために、「やられる前にやる」という論理が働き、核戦争に発展するリスクが高まる。ミサイル発射の事前通告はそうしたリスクを低減することが期待され、まさに後の軍備管理の基礎となった上記の第1の戦

pp.9-14.

³⁵³ Trachtenberg, pp.317-327.

略と合致する透明性措置であった。

以上のとおり、当時の透明性措置は第1の戦略とは合致しているものの、それだけでは核戦略の観点からであっても透明性措置が合意された背景を全体としてみたことにはならない。第1の戦略とは一見相矛盾するような第2の戦略との関係で問題がなかったかもみる必要がある。第2の戦略は、抑止が失敗し実際に核が使用されることを前提とした敵国の軍事施設に対するカウンターフォース能力を構築することを目的としている。まず、ホットライン協定であるが、敵国とのコミュニケーションをとることが、カウンターフォース能力に具体的な悪影響を与えるとはおよそ考えられない。理論的には、有事のコミュニケーションの際に、敵国に対して核攻撃目標の対象を通告してしまい、敵国が対象に防御を施すことも考えられるが、意図的に通告することはメリットがないので考えられず、仮に誤って通告することがあったとしても、核攻撃に対する防衛は、少なくともミサイル防衛技術が極めて初歩的な当時では物理的にほぼ不可能であったと言える。したがって、無視できるリスクであったと考えられる。むしろ、抑止が失敗した場合には、互いに抑止関係を復活させるために努力すると考えられ、有事の際のコミュニケーションは、抑止関係の復活に貢献すると言える。まず、対話のチャンネルを維持するという外交面の利益があるろう。また、ホットライン協定で設置されたコミュニケーション・チャンネルは本来的に軍事目的であり、軍事面においても利益があり得る。すなわち、抑止が失敗した場合には、一気に全面核戦争にならないよう徐々にエスカレーションの梯子（エスカレーション・ラダー）を上がることになると考えられるが、敵国に対して、自国による報復は全面的なものではなく、限定的なものであるということ具体的に知らしめることができるというメリットがある。その観点から、ホットラインの設置は、後に相互確証破壊（MAD）戦略と呼ばれることになる第1の戦略のみならず、カウンターフォース戦略である第2の戦略にも問題がないばかりか、合致するものと言える。

ミサイル発射の事前通告が盛り込まれている核戦争勃発危険低減協定は、核戦争の勃発を予防する協定であり、協定では明記されていないが、核使用を前提とする第2の戦略の状況では実際には必ずしも適用される訳ではないと考えられる。仮に有事にも適用されるとした場合、敵国に対して事前にミサイル発射を通告することは、上記の有事の際のホットラインの場合と同様の問題点があり得るが、同様にそのリスクも無視できるものである。むしろ、メリット面も同様にあると考えられる。つまり、実際に発射された（限定的な）ミサイルを通告することで、限定的な核使用であることを具体的に示すことができる。このように、ミサイル発射の事前通告についても、ホットラインの設置と同様に、第1及び第2の両方の戦略と合致するものと言える。

(2) 核軍備管理・軍縮条約期 (1972年～現代)

SALT期の核戦略 (1972～1980年)

SALTが署名された1972年から、SALTⅡが署名されたが批准されなかった原因となったソ連のアフガニスタン侵攻が起きた1979年前後までのSALT期においては、上記1.(1)のとおり、SALT以前期に発展した核戦略と軍備管理の概念に基づいて、軍備管理条約が交渉・妥結された時代である。米ソ両国が互いに相手国を確実に破壊することのできる核戦力を保有することで全面核戦争を抑止するMADの状況を軍備管理条約で制度化する試みである。具体的には、確実な第二撃能力を維持しつつ、先制攻撃の誘因となる不安定的な核戦力を制限することで、安定的な戦略抑止関係、すなわち、戦略的安定性(strategic stability)を確保するものである。

SALTⅠは、より脆弱性が高く先制攻撃の誘因となり不安定的な大陸間弾道ミサイル(ICBM)の現状凍結を義務づけ、同時に、脆弱性が低く報復攻撃に用いられるより安定的な潜水艦発射型弾道ミサイル(SLBM)についてはICBMの代替であることを条件として追加的建造・配備を認めつつ上限を定めた。双方の核戦力のICBMからSLBMへの転換によって、戦略的安定性の向上を図った。SALTⅠと同時に署名された対弾道ミサイル・システム制限条約(ABM条約)は、戦略防衛を制限することで、報復攻撃に対して相互に脆弱な状態を維持した。1960年代に米国防長官を務めたマクナマラ氏が推進したMADを制度化したものである。

他方で、戦略的安定性とMADの制度化と同時に、米国の核戦略そのものについては、戦略的安定性とMADから逃れる方向に目を向けた時代でもあった。すなわち、1972年、ニクソン(Richard M. Nixon)大統領は、国防省に対して、核兵器の限定的な報復オプションを検討するように指示を出した。同検討は、1974年1月、同検討を主導したシュレジンジャー(James R. Schlesinger)国防長官の名前からいわゆるシュレジンジャー・ドクトリンという形で結実した。米国政府は、このドクトリンが、従来のMADに基づく核戦略の延長上にあることを強調した。同時に、特に、ソ連が弾道ミサイルの複数再突入体(MRV)や複数個別誘導再突入体(MIRV)化を進展させていく中で、ソ連の対米限定核攻撃、すなわち、都市破壊を回避したカウンターフォース攻撃の可能性を重視し、米国として小刻みで限定的なカウンターフォース能力を確保し、ソ連の対米限定的攻撃の誘因を除去することも主眼であった³⁵⁴。

³⁵⁴ 岩田修一郎「米国核戦略の変遷」『国際政治』、第90号、1989年3月、58～59

SALT IIは、シュレジンジャー・ドクトリンに至る検討の最中に交渉が進められた。米国政府は、シュレジンジャー・ドクトリンにおいて戦略的安定性には資しないとされるカウンターフォース能力の確保を目標とした一方で、SALT IIの交渉では、従来のMADに基づく戦略的安定性の確保を追求した。まず、シュレジンジャー・ドクトリンが固まった後の1974年11月にフォード(Gerald R. Ford)米大統領とブレジネフ(Leonid Brezhnev)ソ連書記長がウラジオストックでの首脳会談で合意したSALT IIの枠組みでは、両国が保有できる戦略運搬手段を2400基・機と規制した上で、そのうちMIRV化された戦略運搬手段については1320基・機という内枠規制をかけることに合意した。A国のミサイルがMIRV化されていれば、B国からすればMIRV化ミサイル1基を破壊する度に複数の核弾頭を効率的に破壊することができる。そのため、B国は先制攻撃によって一気にA国の多くの核弾頭を無能力化できるとの誘惑にかられ、先制攻撃の誘因となる。すなわち、MIRV化ミサイルは、より不安定的な戦力であるとみなされたため、全体の総量規制の中において内枠規制がかけられることになったのである。

ウラジオストック合意後、主に巡航ミサイルや爆撃機の扱いを巡って交渉が遅々として進まない中で、1977年1月に発足したカーター(Jimmy E. Carter)政権も核戦略の見直しに着手した。1979年1月、相殺戦略として示されたカーター政権の核戦略は、シュレジンジャー・ドクトリンと同様に、従来の核戦略の延長上にあるとされた上で、MAD戦略のみでは抑止の信頼性が低いので、多様かつ柔軟な核オプションを保持することを強調した。カーター大統領が1980年7月に署名した大統領令第59号は、相殺戦略を公式に承認した上で、ソ連指導部が最も高い価値を置くもの、すなわち、ソ連の軍事施設や地下施設に隠れる政治指導者を核攻撃の主な標的とし、そのためにはMXロケットや空中・陸上発射型巡航ミサイルといった正確性の高い核戦力が必要であるとした。また、長期戦に備えて、軍事衝突の初期段階では使わず、ソ連の報復を抑止するための「安全な戦略的予備」の確保を唱えた³⁵⁵。このようにカーター政権の核戦略は、カウンターフォース戦略を強調する核政策関連文書を大統領レベルで初めて承認するものとなった³⁵⁶。カーター政権の核戦略は、シュレジンジャー・ドクトリンとさほど変わらないものの、ソ連の核戦略について、核戦争を政治の手段であると位置づけているとソ連の戦略分析に踏み込んだ。米国として、ソ連が政治的目標に資するべく管理された形での限定的な

頁。

³⁵⁵ Richard Burt, "Carter Said to Back a Plan for Limiting Any Nuclear War," *The New York Times*, August 6, 1980.

³⁵⁶ Edward C. Luck, "The Reagan Administration's Nuclear Strategy," *Current History* Vol.82, No.484 (May 1983), p.196.

核使用を前提とすべきとする上記1.(1)の第2の考え方・戦略に固執しているとの判断をしたことを示している。その結果、カーター政権の相殺戦略は、核抑止の要件として戦争遂行能力を強調することとなった³⁵⁷。

1979年6月にカーター米大統領とブレジネフソ連書記長の署名に至ったSALT IIは、ウラジオストック合意の基本構造を更に精緻化する形となった。すなわち、総量規制の枠内において、不安定的なMIRV化核戦力の内訳規制を設け、非MIRV化核戦力の比重を相対的に高めることで、戦略的安定性の確保を意図した。具体的には、ICBM発射基、SLBM発射基、重爆撃機及び空対地弾道ミサイル(ASBM)の総量を当初2400基・機を上限、1981年末までに2250基・機に削減した。その総量規制の中で、MIRV化された弾道ミサイル及び長距離巡航ミサイル搭載の重爆撃機の総数上限を1320基・機とした。更にその中でも、MIRV化された弾道ミサイル発射基の総数の上限を1200基とし、MIRV化されたICBM発射基の総数の上限を820基とした。こうした階層的な内訳規制は、まずは不安定的なMIRV化された核戦力を規制した上で、そのMIRV化された核戦力の中でもより不安定的なICBMの規制をかけて、SLBMに比重を移すとの意図を示している。SALT IIにおいても、SALT Iと同様、戦略的安定性の確保の一環として、ソ連の核戦力の「陸」から「海」への移動の強要が目的の一つであったと言える³⁵⁸。SALT IIは、第二撃用核戦力の非脆弱性の確保という戦略的安定性の観点に反するICBMの正確性の向上といった質的側面について何ら対応できなかったといった批判はあるものの³⁵⁹、一定程度の戦略的安定性の確保を目指したことは、合意内容からも明らかである。

SALT期の透明性措置

第3章で示したとおり、SALT Iでは間接的な透明性措置に留まったが、SALT IIでは、ICBMの発射基の保有数、MIRV化されたICBMの発射基の保有数、SLBMの発射基の保有数、MIRV化されたSLBMの発射基の保有数、重爆撃機の保有数等、条約の規制対象に関するデータ交換とその定期的なアップデートが合意された。これは米ソ間で初めて定量的情報にかかる透明性措置が合意された画期的なことであった。更に、米ソ核戦争勃発危険低減協定におけるミサイル発射の事前通告以上のミサイル発射事前通告が合意された。

³⁵⁷ 岩田、60～61頁。

³⁵⁸ 佐藤栄一、『現代の軍備管理・軍縮：核兵器と外交1965～1985年』、東海大学出版、1989年、380頁。

³⁵⁹ Christoph Bertram, "SALT II and the Dynamics of Arms Control," *International Affairs*, Vol.55, No.4 (Oct. 1979), pp.568-571.

まず、データ交換について、戦略的安定性の確保という観点から、戦略関係を不安定にする軍備競争を防ぐためにも、互いの核戦力の現状を把握することは望ましい。例えば、ICBM発射基の保有数のみならず、戦略的安定性の観点からは、そのうち特に不安定的とみなされるMIRV化されたICBM発射基の保有数もデータ交換の対象とすることで、相手国の不安定的なICBMの動向を把握することができる。不安定的な核戦力が制限内にあることを相互に共有できていることは、戦略的安定性の主要な構成要素である「軍備競争に係る安定性(arms race stability)」に資することになる。また、戦略的安定性のもう一つの主要な構成要素である「危機における安定性(crisis stability)」にも資する。すなわち、相手国の不安定的な核戦力が一定の制限内にあることを把握できることで、危機に際しても、相手国の不安定的な核戦力が無用に増強されているのではないかといった疑心暗鬼を減じ、疑心暗鬼を起因とする先制攻撃の誘因も減じることとなる。ただし、不安定的な核戦力そのものはSALT IIにおいてゼロになっている訳ではなく、相互に保有していることから、一定の先制攻撃の誘因は残る。したがって、SALT IIにおけるデータ交換の戦略的安定性に対する貢献度合いは、危機における安定性に対する貢献よりも、軍備競争に係る安定性に対するそれの方が高いと言える。また、第3章2.(2)で述べたとおり、SALT IIにおけるデータ交換は、必ずしも検証目的ではなく信頼醸成目的であったのは、戦略的安定性の観点から興味深い。条約の遵守状況自体は人工衛星をはじめとしたNTMによって検証することができるものであったので、データ交換は検証のためには必ずしも必要なかったが、敢えてデータを交換することで、条約の制限を履行する意思があることを定期的に相手国に知らしめる信頼醸成の効果があった。それは、互いの疑心暗鬼を更に減じ、戦略的安定性により資することとなったと考えられる。

他方で、SALT期においても、シュレジンジャー・ドクトリンやカーター政権の大統領令第59号のように、SALT以前期と同様に戦略的安定性から逃れる動きに映る核戦略の方向性も見られた。ソ連による限定的な核使用に対応するための限定的かつ正確性の高いカウンターフォース能力を構築する方向である。ここでもSALT以前期と同様に、データ交換がカウンターフォース戦略との関係で問題なかったかを見る必要がある。この点、発射基の保有数程度のデータ交換が、カウンターフォース戦略に具体的な悪影響を与えることは考えられない。強いて言えば、相手国もカウンターフォース戦略を採用しており、また、人工衛星等のNTMで自国の核発射基地をすべて把握しているという状況であれば、データ交換によってすべての保有数を相手国に通告することは、自国の核戦力に関する相手国の評価を裏付ける、あるいは、改善させる効果があり得ることから、相手国が自国の核戦力を無能力化するために先制的に

カウンターフォース攻撃を仕掛けてくるというシナリオは考えられなくはない。しかし、米ソ両国ともに既に残存性の高い第二攻撃用のSLBMを保有しており、先制攻撃によって相手国のすべての核戦力を無能力化することは実質的に不可能であったことから、そうした無能力化のための先制攻撃を仕掛ける誘因は発生しにくい。

米ソ核戦争勃発危険低減協定におけるミサイル発射の事前通告を発展させたSALT IIのICBMの発射事前通告制度については、基本的には上記1.でのミサイル発射の事前通告と核戦略との関係がそのまま当てはまる。SALT IIでの変更・改善点は、第3章で述べたとおり、核戦争勃発危険低減協定では自国領域を越えて相手国の方向に向けて発射される場合に限定されていたのに対して、SALT IIでは自国領域を越えるか否かは関係なく複数のICBMについてはすべての発射を通告対象とすることとされた。また、核戦争勃発危険低減協定では複数のICBM発射を一般的な形でまとめて通告することを求めていたが、SALT IIでは、ICBMのそれぞれの発射が通告対象となった。こうした変更・改善点は、戦略的安定性の観点からは技術的な変更・改善に過ぎず、上記1.(1)の核戦略との関係でのSALT以前期のミサイル発射の事前通告への評価がそのまま当てはまる。

START期 (1981年～現在)

1981年以降は、中距離核戦力(INF)全廃条約、STARTや新戦略攻撃兵器削減条約(新START)のように本格的な核兵器の削減が始まった時期である。核戦力に上限をかけ、米ソ両国の戦略的安定性の確保を主目的とした軍備管理の時代から、そうした軍備管理の性格が維持されつつも、特定クラスの核兵器の全廃や配備戦略核の大幅な削減等、核軍縮の性格が前面に押し出された時代である。また、現地査察といった侵入的な検証制度も確立された。STARTが署名された1991年までに、INF全廃条約(1988年)、地下核実験制限条約(1990年)、平和目的地下核爆発条約(1990年)と連続して、広範な透明性措置が盛り込まれた核軍備管理・軍縮条約が発効した。また、新STARTはSTARTが失効した翌年の2010年に発効したが、失効するSTARTからあまり間を開けないように、基本的にSTARTの内容を基礎として短期間で交渉された。したがって、新STARTまでも含めて、START期とすることができる。

このSTART期の核戦略は、概ねSALT期に確立した核戦略を基礎としており、特に核軍縮・不拡散に強調点を置いたオバマ(Barack H. Obama)政権と核抑止に強調点を置くトランプ(Donald J. Trump)政権との違いのように、宣言政策におけるトーンの違いはあったものの、基本的な核戦略そのものには根

本的な変化はない。

レーガン政権とブッシュ（第41代）政権の核戦略

S T A R T期の最初のレーガン(Ronald W. Reagan)政権の核戦略は、カーター政権の相殺戦略を継承しつつ、同戦略における戦争遂行能力による核抑止の考え方を、運用政策のみならず、宣言政策の中で位置付けることで、より前面に押し出した³⁶⁰。ワインバーガー(Caspar W. Weinberger)国防長官は、1982年の2月の議会に対する報告書において、米国の核戦力の近代化には米国の核の優越を達成する目的はないとしつつ、ソ連が核の優越を達成することがないよう、安全のマーヅンを確保するよう努めると述べ、実質的にソ連の核戦力に対してはパリティではなく、一定の優越を確保することを示唆した³⁶¹。同年3月に国防省が承認した国防ガイダンス文書においては、核の長期戦争は可能であり、米国の核戦力は「勝利(prevail)しなければならず、米国に有利な条件での早期終結をソ連に強制できるようでなければならない」とした。この新たな核戦略は、カーター政権の大統領令第59号以上に、「ソ連の軍事・政治構造を全面的に無力化」する核戦力を保持し、「核・通常戦力及び軍事力に必須の産業」を確実に破壊することを求めた。核戦力は、ソ連の産業に対して、「長期にわたって、非常に高いレベルの破壊をもたらす能力」を維持しなければならないとした³⁶²。更に、1983年3月の演説において、核兵器を無能かつ時代遅れのものにすべく、後に戦略防衛構想(SDI)と称される防衛システムの開発を表明した³⁶³。こうしたレーガン政権の核戦略は、伝統的なMADに基づく核抑止戦力を完全に否定するといった根本的な変化ではなく、これまでの核戦略の延長線上ではあるが、そうした伝統的なMADに基づく核抑止戦略を批判的に見て、戦争遂行(warfighting)戦略、防衛戦略に比重を移すものであった³⁶⁴。

レーガン政権は上記のとおり戦争遂行戦略に更なる比重を置き、カーター政権によるSALT II交渉に批判的であったグループである「今そこにある危機委員会(Committee on Present Danger)」のメンバーの多くがレーガン政権に入った。したがって、レーガン政権は、当初、核軍備管理や核軍縮には冷淡な姿

³⁶⁰ 岩田、62～64頁。

³⁶¹ Secretary of Defense Caspar W. Weinberger, *Annual Report to the Congress, FY1983* (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, February 8, 1982), pp.1-17.

³⁶² Richard Halloran, "Pentagon Draws Up First Strategy for Fighting a Long Nuclear War," *The New York Times*, May 30, 1982.

<<http://www.nytimes.com/1982/05/30/world/pentagon-draws-up-first-strategy-for-fighting-a-long-nuclear-war.html?pagewanted=all>>

³⁶³ Ronald Reagan, *Address to the Nation on Defense and National Security* (March 23, 1983).

³⁶⁴ Luck, p.196.

勢であった。しかし、ソ連による中距離核ミサイルSS-20の配備に対抗して、米国がパーシングIIの配備を発表したことに対して核戦争の危険を感じた欧米の市民による大規模な反核運動が巻き起こったことで、レーガン政権としても政治的に核軍縮に無関心でいられなくなった。結果的に、反核運動に押される形で、ソ連との核軍縮交渉に臨み、様々な核軍縮提案を行うに至った³⁶⁵。1981年11月には、レーガン大統領は、ソ連が中距離ミサイル(SS-20、SS-4及びSS-5)を廃棄するのであれば、米国は中距離ミサイル(パーシングII及び地上発射型巡航ミサイル)の配備を撤回するといういわゆる「ゼロ・オプション」を提案した。更に、戦略核についても、過去の期待外れに終わった交渉の繰り返しを避け、過去の成果以上のことを交渉し、大きな質的・量的進展を試み、真に大規模な戦略核の削減を達成するべきとして、こうした新たな方向性を象徴づけるために、ソ連との交渉を「START(戦略核削減交渉)」と称すると発表した。この中で、レーガン大統領は、「(相互に)平等で検証可能なレベルまでの核戦力の大幅な削減の交渉を追求する」として、「検証に関する米国のアプローチは、過去の軍備管理において信頼を損ねた秘密性と疑念ではなく、開放性(openness)と創造性を強調することになるだろう」と述べた³⁶⁶。これは、レーガン政権が、「大幅な削減」、すなわち単に戦略的安定性を確保するための軍備管理ではない軍縮を目指すこと、更に、「開放性」という言葉ではあったが透明性の向上を目指すことを意味している。交渉初期の核軍縮提案は、上述のとおり政権内のメンバー構成からしてもそもそも核軍備管理・軍縮に冷淡であったことから、誠実な交渉の意図はなく、主に政治的宣伝のための交渉であったとされる³⁶⁷。

しかし、1983年及び1984年の核戦争演習後、レーガン大統領は、ソ連が核の警戒態勢を上げたことに核戦争の危険性を感じ³⁶⁸、1984年1月の

³⁶⁵ Lawrence Wittner, "Reagan and Nuclear Disarmament: How the Nuclear Freeze movement forced the Reagan administration to make progress on arms control," *Boston Review*, Vol.25, No.2 (April 1, 2000).

<<http://bostonreview.net/us/lawrence-s-wittner-reagan-and-nuclear-disarmament>>

³⁶⁶ Ronald Reagan, *Remarks to Members of the National Press Club on Arms Reduction and Nuclear Weapons* (November 18, 1981).

<<https://www.reaganlibrary.gov/research/speeches/111881a>>

具体的には、1982年5月の演説において、弾道ミサイルを850基に削減、弾頭数を5000個まで3分の1削減といった提案を行った。Ronald Reagan, *Address at Commencement Exercises at Eureka College in Illinois* (May 9, 1982).

<<https://www.reaganfoundation.org/media/128700/eureka.pdf>>

³⁶⁷ 黒澤満『核軍縮と国際法』、有信堂、1992年、215頁。

³⁶⁸ Daryl G. Kimball, "The Mixed Arms Control Legacy of Ronald Reagan," *Arms Control Today*, Vol.34, No.6 (July/August 2004), p.45. レーガン大統領は、1983年末の軍事演習「エイブル・アーチャー」に対して、「悪の帝国」であるはずのソ連の指導部が米国による核攻撃と真剣に恐れていたことを聞き、対話路線に転じたとも言われている。中西

演説で、核戦争のリスク低減と核兵器の削減を最優先課題とすることを表明した³⁶⁹。その後、幾つかの交渉を経て、1986年10月のレイキャビクでの米ソ首脳会談では、両者は真剣に核兵器の廃絶を議論し、合意する一歩手前まで行くに至った³⁷⁰。1987年12月には、INF全廃条約の署名に至った。ブッシュ（第41代）(George H.W. Bush)政権は、レーガン政権の核政策を引き継ぎ、STARTの交渉を妥結させた他、海上艦船から戦術核を一方向的に撤廃するという大統領核イニシアティブ（PNI）を実施した。PNIの結果、1990年からSTART Iが発効する1994年末までの間に、米国の核備蓄数は半減した³⁷¹。

レーガン政権とブッシュ（第41代）政権の透明性措置

INF全廃条約では、データ交換や現地査察といった基本的には検証措置としての多くの詳細な透明性措置が合意された。米ソにとって、INFを全廃すると決めた以上、INFの全廃は米ソ相互の安全保障を向上させるものであり、また、INFに関する詳細な情報を提供することも問題なかったとの判断に基づいていることは明らかである。しかし、INF全廃条約における透明性措置は単に問題がなかったという以上の意義がある。戦略核ミサイルの発射基のみを対象としていたSALTと違って、ミサイルも軍備管理の対象としたのは、INF全廃条約が初めてであった。SALTの対象であった発射基は、主に固定されたサイロ型で、サイズも戦略核であったのでより大規模であったのに対して、INF全廃条約では、短中距離ということでサイズもより小規模で、移動式が中心のミサイルが対象であった。したがって、INF全廃条約でも、それ以前のSALTと同様、NTMが検証措置の中核的措置であったが、NTMのみによる検証はより困難であった。INF全廃条約における詳細な情報交換

哲也「マクナマラの核戦略論とABM制限条約の論理：「理性」と「狂気」の狭間で」『法と政治』、第63巻4号、2013年1月、183頁。

³⁶⁹ Ronald Reagan, *Address to the Nation and Other Countries on United States-Soviet Relations* (January 16, 1984).

<<https://www.reaganlibrary.gov/research/speeches/11684a>>

³⁷⁰ Richard Rhodes, *Arsenals of Folly: The Making of the Nuclear Arms Race* (New York: Alfred Knopf, 2008), pp.236-270.レーガン大統領の核政策の変遷・背景については、Angela Santese, “Ronald Reagan, the Nuclear Weapons Freeze Campaign and the Nuclear scare of the 1980s,” *The International History Review*, Vol.39, Issue 3 (2017), pp.496-520.を参照。

³⁷¹ Daryl Kimball, “The Presidential Nuclear Initiatives (PNIs) on Tactical Nuclear Weapons at a Glance,” *Arms Control Association* (July 2017).

<<https://www.armscontrol.org/factsheets/pniglace>>; Susan J. Koch, “The Presidential Nuclear Initiatives of 1991-1992,” *Center for the Study of Weapons of Mass Destruction Case Study 5* (Washington, D.C.: National Defense University Press, September 2012).

と現地査察制度は、NTMを補完し、検証の度合いを高める役割を果たした³⁷²。このことによって、相互の遵守状況に関する確信度があがり、相手の違反を想定した対応策をとる必要性が減じる。これは軍備競争に係る安定性に資することとなる。

START I及びSTART II（STARTと総称）では多くの透明性措置が合意されたが、ここでは、その中でも特に注目すべきものとして、ミサイル数、弾頭数及び配備ミサイルの発射基地関連の情報に焦点を当てる。ミサイル数及び弾頭数は、発射基数のみを対象としていたSALTとは異なり、START Iから新たに情報交換の対象となった項目である。単純に、START Iからは、発射基数に加えて、ミサイル数及び弾頭数も規制対象となったので、透明性措置もそれに整合させたという側面はある。積極的な意義という観点からは、軍備競争を防ぐためにも互いの核戦力の現状をより多く把握しておくことが望ましいというSALT IIにおける戦略的安定性の観点からの意義がここでも当てはまる。発射基以上に、ミサイル数及び弾頭数まで透明性措置の対象とすることで、互いの核戦力の現状をより正確に把握することができる。

それではミサイル数及び帰属弾頭数を相手国（ソ連）に提供することが当時の米国の核戦略との関係で問題なかったのか。特に、ミサイル数については、1つの発射基に対して幾つのミサイルを配備しているかを示すこととなる。帰属弾頭数については、それぞれのミサイルにあらかじめ割り当てられていることから、ここでより重要なのは、ミサイル数である。これは、ある意味で敵国に継戦能力を知らしめることとなる。つまり、1つの発射基に対して、複数のミサイルを配備していれば、ミサイルを1基発射した後に再装填することで、第二波、第三波の攻撃を継続できることとなる。

通常兵器の分野では、一般的に砲弾や爆弾等の備蓄数を公表することは敵国に継戦能力を知らしめることとなるため、そのような情報は公表されないことが多い。国連の軍備登録制度においても、戦車や戦闘用航空機といったカテゴリーの情報は報告しても、日本を含めて、ミサイルのカテゴリーについては国家安全保障を理由として報告しない国が多い。

核兵器の分野では、損害限定戦略といった戦争遂行戦略といった側面はありつつも、米国の核戦略はあくまでも核抑止に基礎を置いていること、また、実際のSTARTにおけるデータ交換でも明らかなおり、1つの発射基に対して、1つのミサイルが配備されているのが通常であり、ミサイル数を開示して

³⁷² J.C. Baker, D.M. Hart and R.T. Doherty, *An Assessment of the Utility of On-Site Inspection for INF Treaty Verification* (Arlington, VA: Pacific-Sierra Research Corporation, November 10, 1983).
<[https://www.nti.org/media/pdfs/An Assessment of the Utility of On-Site Inspection for INF Treaty Verification.pdf](https://www.nti.org/media/pdfs/An_Assessment_of_the_Utility_of_On-Site_Inspection_for_INF_Treaty_Verification.pdf)>

も実際面での実害がほとんどないことから、核戦略との関係でも問題とならなかったと考えられる³⁷³。

配備ミサイルの発射基地関連情報については、ここでは、特に、基地の名称と地理的座標と共に、基地毎に配備されているミサイルの種類と数のデータを交換している点を取り上げる。敵国の核戦力関連の基地や施設を標的とするカウンターフォース戦略の下では、こうした情報は、一見すると、軍備管理の基礎となるMADの状態を脅かし、本来的には問題を孕んでいるのではないかと思われるからである。基地毎に配備されているミサイルの種類や数に関するデータを提供することは、敵国のカウンターフォース戦略に有用な情報を与えることとなり、敵国に先制攻撃の誘因を与え、戦略的安定性を侵害することとならないのか。サイロ型発射基に至っては、発射基グループをアルファベット順にアルファからタンゴまで分類しつつ、それぞれのサイロ型発射基にどのICBMが配備されているのかについてもデータ交換している。この点については、STARTの交渉や履行に関わった米国政府の複数の元高官は、もともと人工衛星を中心としたNTMで既に把握できていたことであり、特段の新しい情報を提供したという訳ではないとの認識を示した³⁷⁴。また、サイロ型発射基の関連データは理論的には敵国のカウンターフォース戦略に有用な情報を与え得るとしても、移動式発射基については、実際の運用において当該基地に常に据え置かれているのではなく、残存性の高い第二撃報復能力として基地の外で運用されていることから、移動式発射基が位置する地理的座標に関する毎時のデータを提供するようなことでもない限り、いわば「母港」のような役割を担う移動式発射基の基地関連のデータを敵国に提供したとしても、自国の第二撃報復能力を殊更に危険に晒すということとはならないと考えられる。したがって、STARTレベルでの発射基地関連のデータ交換は核戦略に追加的な影響を与えるものとはならないと言える。

クリントン政権の核戦略

クリントン(William J. Clinton)政権は、冷戦崩壊による安全保障環境の変化を踏まえて、政策、ドクトリン、戦力構成、指揮・統制、運用、支援インフラ、安全管理、軍備管理を含めた包括的な核態勢の見直し(NPR)を実施した。

³⁷³ なお、発射基数については、レーガン政権の核戦略である勝利戦略がカーター政権の核戦略である相殺戦略の延長線上にある以上、発射基数のデータ交換が核戦略との関係で問題なかったとのSALT時代の論理がSTARTにも当てはまる。

³⁷⁴ 筆者によるリントン・ブルックス(Linton F. Brooks)元国家核安全保障庁長官(元米国政府START首席交渉官)(2017年9月23日)、ウルフスタル(Jon B. Wolfsthal)元米国家安全保障会議(NSC)大量破壊兵器担当上級部長(2018年5月12日)へのインタビュー、ワシントンDC。

同NPRは、米国の核政策は、核超大国間の全面核戦争よりも大量破壊兵器の拡散の危険の方が高いという安全保障上の認識を前提として、核兵器の役割や核戦力の規模を大幅に低下させつつ、将来の不確実性に対して備える（ヘッジ）ことを基本政策とした（いわゆる *lead and hedge*）³⁷⁵。クリントン政権の核政策は、大量破壊兵器等の拡散防止のための条約や輸出管理といった政治・外交手段を用いた伝統的な核不拡散政策の強化に加えて、1993年12月にアスピン(Leslie Aspin Jr.)国防長官が発表した「対抗拡散イニシアティブ(CPI: Counter-Proliferation Initiative)」といった主に法執行・軍事的手段を用いた取組みを強化することとなった³⁷⁶。しかし、具体的な核戦略の面では大きな変更はなかった。1995年12月の「統合核作戦のためのドクトリン」では、「核、生物、化学のいずれであっても、敵の大量破壊兵器の使用を抑止するためには、信頼でき（敵の攻撃の規模又はスケール、及び米国の利益の性質に合致していること）、軍事的に効果のある迅速で選択的に対応する能力及び意思を米国が有していることを、敵の指導者が信じる必要」があり、「敵が紛争に大量破壊兵器の導入を選択する場合、核兵器の大量交戦から戦域における限定的使用まで、米国の核能力は、敵に受入れ難い損害と不均衡な損失を突き付けるものでなければならない」とした³⁷⁷。戦争遂行の側面についても、「抑止が失敗した場合、（敵の）軍事攻撃を撃退し、又は、打ち負かし、米国及び同盟国に有利な形で紛争を終了させることが米国の目的である」として、エスカレーション・コントロール能力の必要性を求めた³⁷⁸。そのために必要な核戦力の特徴としては、多様性、柔軟性、効果的、残存可能性、耐久性、迅速な反応を挙げ、目標設定(targeting)については、カウンターバリュー目標設定とカウンターフォース目標設定の両者を挙げている³⁷⁹。このように、クリントン政権下では、冷戦崩壊後、第一（先行）不使用政策の採用等、大幅な核戦略の見直しが行われるという期待もあったが、具体的な核戦略の面では、将来的な米露関係の悪化やならず者国家への大量破壊兵器の拡散に対して備えるために、レーガン政権時の「核戦争を戦い、勝利するための準備」という表現が消えたことを除けば、基本的な核戦略は維持された³⁸⁰。

³⁷⁵ U.S. Department of Defense, *Annual Report to the President and the Congress* (February 1995), pp.83-92.

³⁷⁶ 西田充「拡散に対する安全保障構想（PSI）」『外務省調査月報』、2007年度／No. 1、34～36頁。

³⁷⁷ U.S. Department of Defense, Joint Chief of Staff, *Doctrine for Joint Nuclear Operations, Joint Pub 3-12* (15 December, 1995), Chapter I, p.2.

³⁷⁸ *Ibid.*, Chapter I, p.6.

³⁷⁹ *Ibid.*, Chapter II, pp.1-6.

³⁸⁰ 小川伸一、菊地茂雄、高橋杉雄「冷戦後の核兵器国の核戦略」『防衛研究所紀要』第3巻第1号、2000年8月、7～8頁。

クリントン政権の透明性措置

クリントン政権は、1994年NPRが核不拡散をより強調したとおり、ソ連崩壊後のいわゆる「緩い核(loose nukes)」を追跡し、核拡散のリスクに対処するために核不拡散や対抗拡散政策を進めた。同NPRの国防省によるブリーフのためのスライド資料において一度だけ言及されている「透明性」は、冷戦後の核拡散への対抗措置の一つとして、旧ソ連諸国における核兵器や関連物質の安全・セキュリティ・使用管理の強化を唱えた中で、「核弾頭の解体の透明性と加速」と記されている³⁸¹。これはまさにクリントン政権が進めた核不拡散政策に合致する透明性である。解体後の核弾頭の透明性であるので、核戦略との関係でも問題にならなかったものと考えられる。

また、第3章3.(2)で示した包括的な透明性レジームの構築に向けた試みに代表されるとおり、条約の枠外で自発的かつ包括的な措置を積極的に推進した。包括的な透明性レジームの構築に向けて米国が提案した透明性措置は、軍備管理のために必要な配備戦略核の帰属弾頭数に留まらず、核兵器の総備蓄数や、核分裂性物質の総生産量等、より深い定量的情報をもってソ連の核兵器全般に関する実態を把握しようとした。これは、第3章4.(1)で述べたとおり、ゆりかごから墓場まで、すなわち、核兵器の製造にかかる源から最終的な解体の段階まですべての核弾頭を追跡し、完全な透明性を確保することで、最終的には核兵器のない世界の実現に資すること、すなわち、核軍備管理・軍縮を促進するための透明性措置であった。こうした包括的な透明性レジームの構築もクリントン政権の核不拡散政策に合致するものである。核兵器の備蓄数や核分裂性物質の総生産量の情報開示については、上記のSTART時のミサイルと同様、敵国に継戦能力を知らしめることとなるが、クリントン政権内においてこうした観点からそのような情報開示が問題になり得ると議論された形跡は見当たらなかった。STARTにおけるミサイル数のデータ交換と同様に、米国の核戦略は戦争遂行よりも、核抑止に基礎を置き、米国は十分な数の核弾頭を保有しているとの考えに基づくものであろうと考えられる。

ブッシュ(第43代)政権の核戦略

2001年9月11日の同時多発テロ事件の3か月後に発出されたブッシュ(第43代)(George W. Bush)政権のNPRは、「露はもはや敵ではない」、「テ

³⁸¹ U.S. Department of Defense, *Nuclear Posture Review* (22 September, 1994) (slides), p.33. <<http://www.nukestrat.com/us/reviews/dodnprslides092294.pdf>> 限定的な用法であるが、この種の核戦略関連の公式文書で「透明性」が言及されたのは初めてのこととみられる。

ロリストとならず者国家を含む、より不明確で予見可能性の低い新たな危険が浮上している」との認識を示した。その上で、「核兵器は米国が準備する多くのコンティンジェンシーにはもはや対応できない」、「攻撃的な核兵器にのみ依存する戦略態勢はもはや不十分」、「攻撃と防御、核と通常的能力の混合が必要である」として、「抑止に関する新たなアプローチ」が必要とした。具体的には、陸上（ICBM）、海洋（SLBM）、航空（戦略爆撃機）の核戦力で構成される伝統的な三本柱から、より多様な能力を提供できる①通常・核の攻撃的戦略打撃能力、②積極・受動的な防衛能力、③迅速に対応できるインフラストラクチャーで構成される「新たな三本柱(A New Triad)」の構築を提唱した³⁸²。冷戦後の露の弱体化、「ならず者国家」やテロリストといった新たな脅威の出現や将来の安全保障環境の不確実性といった状況を踏まえて、核戦力への依存度を相対的に低下させ³⁸³、むしろ通常戦力や防衛手段の強化による抑止機能を強化することを目的とした。2001年のNPRは、同年5月の国防大学におけるブッシュ（第43代）大統領の演説、また、同年12月のABM条約脱退通告で示されたように、攻撃的な戦略核で規定された冷戦期のMAD／相互抑止状態から脱却し、先制的に用いることのできる精密攻撃戦力と「ならず者国家」による核使用に対するミサイル防衛を中心とした戦争遂行を前面に出した総合的な戦略抑止態勢の構築を目指した。従前の核戦力はそうした総合的な戦略抑止態勢の一つの構成要素として位置付けられ、また、そうした戦略抑止態勢に合致するよう敵の硬化・地下施設に対する攻撃のためのいわゆる「核のバンカーバスター」と言われる地中貫通型核兵器(RNEP: Robust Nuclear Earth Penetrator)といった新たな核兵器の開発が追求されることとなった。このようにMADから戦争遂行への転換をより前面に出す方向性を打ち出したものの、実際には、MADの状況のもつ意味合いが低下したというだけで³⁸⁴、2001年NPRに基づいて推進されたRNEPは議会の強い反対に遭い実現せず、また、2005年の共同核運用ドクトリンも草案の段階で破棄される等、運用面での核戦略は前政権から引き継がれたものから大きく変わらなかったとも言える。

³⁸² U.S. Department of Defense, “Adapting U.S. Strategic Forces,” in *Annual Report to the President and the Congress* (2002), pp.83-84.

³⁸³ ブッシュ政権の核ドクトリンについては、政権の思惑とは別に、実際には核戦力への依存度を高めているとの批判もなされた。戸崎洋史「米国の外交・安全保障政策における核兵器の役割」『平成18年度外務省委託研究：米国の核政策および核軍縮・不拡散政策』日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター、2007年3月、47～59頁参照。

³⁸⁴ 石川卓「核軍縮・不拡散への米国のアプローチと「不平等性」」『平成18年度外務省委託研究：米国の核政策および核軍縮・不拡散政策』日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター、2007年3月、66頁。

ブッシュ（第43代）政権の透明性措置

ブッシュ（第43代）政権では、モスクワ条約の署名時に発出された共同宣言で「透明性」という用語が数度用いられたものの、同条約には検証措置が盛り込まれず、特段特筆すべき透明性措置はない。モスクワ条約は、検証措置がないのみならず、規制対象は敢えて曖昧にされ、各締約国の判断に委ねられた（ただし、モスクワ条約と同時にSTARTが未だ有効であったので、モスクワ条約の遵守状態は実質的にSTARTの検証措置でカバーされていた。）。他方で、厳格な検証措置にまでは至らない程度で、ミサイル防衛計画に関する情報交換やミサイル防衛施設への訪問といった透明性措置を米露間で進めることに合意した。

こうしたブッシュ政権の姿勢は、条約に基づく厳格な検証措置が核戦力及び核戦略に硬直性をもたらし柔軟性を失わせるものとみなしていたからである。この点は、2001年NPRから明らかである。2001年NPRでは、その発出後の政府高官による特別ブリーフィングにおいて、これまでの安全保障環境とそのインプリケーション、今日の安全保障環境を説明する中で「透明性」との文言が使われた。冷戦期においては、米国はソ連という明確な敵との対峙において攻撃核戦力のみ依存し、核計画は「脅威ベース・アプローチ」に基づいてコンティンジェンシーに対する若干の柔軟性を確保しつつも、核戦力は検証措置のある軍備管理条約に基づいて固定されていた。しかし、今日においては、複数の潜在敵による幅広いコンティンジェンシーという脅威に対して、核のみならず非核兵器、攻撃兵器のみならず防衛兵器に依存する必要がある、核計画においても「能力ベース・アプローチ」に基づいて幅広いコンティンジェンシーに対してより大きな柔軟性が求められることから、（軍備管理条約ではなく）一方的な削減によって（将来の増強への復帰を容易にするという意味で）柔軟性と（検証ではなく）透明性を確保する、とした³⁸⁵。このように、2001年NPRでは、核戦力の「柔軟性」を確保するという文脈で「透明性」が示されている。「柔軟性」を確保するためには従来の厳格な検証措置ではなく、より柔軟な透明性措置をとるべきであることを示しており、透明性は、柔軟な核抑止戦略における一つの重要な構成要素として位置付けられたのである³⁸⁶。

³⁸⁵ U.S. Department of Defense, *Press Briefing, Special Briefing on the Nuclear Posture Review* (January 9, 2002). <<https://fas.org/sgp/news/2002/01/npr-briefing.html>> この特別ブリーフィングで使われた4枚目のスライド

<<https://fas.org/sgp/news/2002/01/020109-D-6570C-005.jpg>>を参照。なお、ここでの「透明性」は、厳格な検証措置とまではいかない何かしらの透明性措置ということであり、第2章で挙げた分類でいえば、「信頼醸成措置としての透明性」に該当する。

³⁸⁶ なお、2001年NPRのリーク版においては「透明性」の項目が設けられ、「STARTは戦略攻撃兵器に関する透明性のベースラインを提供する。追加的な信頼及び予測可能性を提供するのに有益となり得る追加的な透明性は、個別の政治的約束の形式をとり得る。」

オバマ政権の核戦略

2009年1月に就任したオバマ大統領は、核軍縮に消極的でRNEPのように使える核の開発を追求したブッシュ政権の核政策を大きく変更した。2009年4月のチェコ・プラハにおける演説において、「核兵器のない世界」の達成を目標とすることを約束した上で、国家安全保障戦略における核兵器の役割の低減、核弾頭の削減のための露との新たな戦略攻撃兵器削減条約の交渉、包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉といった多くの核軍縮政策の推進を表明した。同時に、北朝鮮やイランの核開発への強力な国際的対抗や核燃料バンクの設置といった核不拡散政策、テロリストに核物質がわたることを防ぐための核セキュリティの強化も訴えた³⁸⁷。翌年5月に発出したNPRは、歴代のNPRの中で初めて「核兵器のない世界」という目標を明記し、このプラハ演説の内容を具体化したものである。「露は敵ではない」として2001年NPRと同様の認識を示し³⁸⁸、核テロのリスクが最大の安全保障上の脅威であると位置づけた³⁸⁹。2010年NPRの戦略目標は核テロ対策の強化であり、「核兵器のない世界」の目標に向けた核軍縮政策はその戦略目標達成のための手段との位置づけである³⁹⁰。

核兵器の役割低減に関しては、核兵器の「根本的な役割」を「米国、同盟国及びパートナー国に対する核攻撃を抑止すること」、核兵器の使用基準として「米国、同盟国及びパートナー国の死活的利益を防衛するための極限の状況においてのみ核兵器の使用を検討」、消極的安全保証（NSA）として「核兵器不拡散条約（NPT）上の不拡散義務を遵守している非核兵器国に対しては核兵器を使用しない」と明記した。核兵器の役割に制約をかけることを基調として、「米国、同盟国及びパートナー国に対する核攻撃を抑止すること」を「根本的な役割」から「唯一の目的」に変更することを将来の目標に据える等、核兵器の役割低減の方向性を示している点においてそれまでの核戦略とはトーンを大

と記述されている。ここでの「透明性」も、第2章で挙げた「信頼醸成措置としての透明性」に該当すると言える。 *Excerpts from Nuclear Posture Review, Submitted to Congress on December 31, 2001, p.12.*

<<https://fas.org/wp-content/uploads/media/Excerpts-of-Classified-Nuclear-Posture-Review.pdf>>

³⁸⁷ U.S. White House, *Remarks by President Barack Obama in Prague as Delivered* (April 5, 2009).

³⁸⁸ U.S. Department of Defense, *Nuclear Posture Review Report* (April 6, 2010), p.15.

³⁸⁹ *Ibid.*, p3.

³⁹⁰ NPRは、例えば、「核軍縮を追求することでNPTにおける（核軍縮）義務を真剣に捉えていることを示すことは、核不拡散体制や核セキュリティの強化のために必要な国際的な幅広い支持を動員する能力を強化することになる」としている。 *Ibid.*, p.12.

大きく異にしている³⁹¹。しかし、実際には、それぞれの政策において若干の例外が設けられており、結果として、現実の核使用の計画における変化は限定的であったとも言われている³⁹²。2010年NPRに基づいて検討され2013年に発表された核兵器の運用戦略でも「米国は潜在敵に対する大きなカウンターフォース能力を保持する」と明記された³⁹³。核兵器の役割を低減させる方向を打ち出し、軍事ドクトリン全体における核兵器の位置づけを背景に追いやりつつも、役割が低減された中での運用面では従来のカウンターフォース戦略を含む核戦略を維持したと言える。

オバマ政権の透明性措置

新戦略攻撃兵器削減条約（新START）も、第3章で示したとおり、STARTと同様、様々な透明性措置が盛り込まれた。同時に、冷戦期ほど相手国のすべての動きを把握する必要はないとして、STARTよりもデータ交換の対象範囲が絞られる等、透明性措置は合理化・簡素化された。第3章4.（5）で述べたテレメトリ情報の扱いの変化に見られるとおり、核軍備管理・軍縮条約の枠内においても、検証措置としての透明性措置中心の透明性から信頼醸成措置としての透明性措置への変化が見られた。こうした点を除けば二国間の核軍備管理・軍縮条約に基づく透明性措置では大きな変化はなかったが、他方で、第4章及び第5章で述べたとおり、多国間のNPTでは注目すべき透明性措置がとられた。2010年NPT再検討会議の初日（5月3日）、米国政府は初めて米国の核弾頭の備蓄数(stockpile)（2009年4月30日時点で5,113個）、1994年以降の核弾頭の解体数（8,748個）及び非戦略核兵器の削減度（1991年から2009年までに約90%削減）を公表した³⁹⁴。これらの定量的情報は、その後、2015年NPT再検討会議第3回準備委員会（2014年開催）及び2015年NPT再検討会議の際にも改訂され³⁹⁵、201

³⁹¹ U.S. Department of Defense, *Nuclear Posture Review Report* (April 6, 2010), pp.15-17.

³⁹² Aiden Warren, *The Obama Administration's Nuclear Weapon Strategy: The Promises of Prague* (New York: Routledge, 2013), pp.35-36.

³⁹³ U.S. Department of Defense, *Report on Nuclear Employment Strategy of the United States Specified in Section 491 of 10 U.S.C.* (2013).
<https://www.dod.defense.gov/Portals/1/Documents/pubs/ReporttoCongressonUSNuclearEmploymentStrategy_Section491.pdf>

³⁹⁴ U.S. Dept of Defense, *Fact Sheet: Increasing Transparency in the U.S. Nuclear Weapons Stockpile* (May 3, 2010).
<https://www.dod.defense.gov/Portals/1/features/defenseReviews/NPR/10-05-03_Fact_Sheet_US_Nuclear_Transparency_FINAL_w_Date.pdf>

³⁹⁵ U.S. Department of State, *Transparency in the U.S. Nuclear Weapons Stockpile* (April 29, 2014). <<https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/225343.htm>>; U.S. Department of State, *Fact Sheet: Transparency in the U.S. Nuclear Weapons Stockpile* (April 27,

0年NPT再検討会議で合意された行動計画に基づく米国による報告にも盛り込まれた³⁹⁶。

特に核兵器の備蓄数を公表したことは画期的と言える。備蓄数は、STARTにおける発射基に対するミサイル数よりも、継戦能力の上限を示すこととなる。しかし、ここでも政権内で、備蓄数の公表が何らかの形で核戦略に影響を与え得るとの議論はなされなかった³⁹⁷。STARTにおけるミサイル数のデータ交換、また、クリントン政権時の包括的な透明性レジーム構築の試みの際と同様に、米国の核戦略は戦争遂行よりも、核抑止に基礎を置き、米国は十分な数の核弾頭を保有しているとの考えに基づくものであろうと考えられる。

オバマ政権が透明性を重視したことは2010年NPRでも明らかである。2010年NPRでは、初めてNPRの本文で「透明性」の文言が使用されたのみならず、17回という高い頻度で使われた。その多くは、信頼醸成のための透明性に分類される。「透明性」の文言が使われた際の文脈は、核政策・戦略・戦力・能力・計画等に関連した情報に関する透明性、一般的な信頼構築といった信頼醸成のための透明性、核軍縮における検証としての透明性の大きく3つにほぼ均等に分けられる。全体としては、中露との戦略的安定性の確保のために中露の核政策や核戦力に関する透明性が必要である、また、中露との一般的な信頼醸成という観点からも透明性が必要といった文脈で言及されており、その意味で、第2章で挙げた分類に基づけば、信頼醸成のための透明性という側面が中心であったと言える。なお、米国の核戦力に柔軟性を持たせるためという文脈で（厳格な検証措置ではなくという文脈で）透明性措置に言及したブッシュ政権の2001年NPRのように、核戦略との関連を示唆する用い方はなされなかったが、信頼醸成措置としての透明性が中心であるという点では同じ傾向と言える。

トランプ政権の核戦略

2018年2月、トランプ政権は新たなNPRを発出した。2018年NPRは、前のNPRが発出された2010年当時と異なり、国際安全保障環境が大幅かつ急速に悪化し、短中期の脅威の不確実性が増しているとの認識を示した。特に露については、2001年及び2010年NPRでは「敵ではない」としていたが、2018年NPRでは、中国と共に国際規範・秩序に挑戦して

2015). <<https://2009-2017.state.gov/documents/organization/241377.pdf>>

³⁹⁶ Report submitted by the United States of America pursuant to actions 5, 20 and 21 of the Final Document of the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (NPT/CONF.2015/PC.III/16: May 1, 2014).

³⁹⁷ 筆者によるジョン・ウルフスタル(Jon B. Wolfsthal)元米国家安全保障会議(NSC)大量破壊兵器担当上級部長へのインタビュー、ワシントンDC、2018年10月6日。

おり、核戦力を増強し、安全保障戦略における核戦力の役割を増大させている等とした。2017年12月公表の国家安全保障戦略と同様³⁹⁸、大国間の競争が復活したとの認識を示した。主な核抑止の対象である露、中国、北朝鮮、イランの各国に特有の認識、目標、利益、強さ、戦略、脆弱性に応じて対処するテイラード抑止戦略を打ち出した。このテイラード抑止戦略を裏付けるために、幅広い敵や脅威に対処でき、将来的な調整も可能となる柔軟な核能力が必要であるとした。柔軟性は、過去のNPRでも強調されてきた概念であるが、核・非核の戦略的脅威の多様性がますます増大しており、安全保障環境の不透明性が高まっていることから、より柔軟性の必要性が高まっているとした。2018年NPRは、柔軟な核戦力の確保のために、2010年NPRの「新たな核能力を追求しない」との政策を否定し、短期的には既存のSLBMの核弾頭を改修し低出力核のオプションを用意すること、また、より長期的には核搭載の海洋発射型巡航ミサイル（SLCM）の開発を追求することを提唱した。ただし、これはあくまでも核抑止力の信頼性を維持することを目的としており、「核戦争遂行」を目的としたものではないと明記した³⁹⁹。

トランプ政権の透明性措置

2018年末時点で、トランプ政権は特段の新たな透明性措置を打ち出していない。しかし、2018年NPRでも引き続き14回という高い頻度で使われており、トランプ政権に代わっても透明性が重要なキーワードになっている。2018年NPRでは、核軍縮における検証としての透明性はなく、核政策・戦略・戦力・能力・計画等に関連した情報としての透明性と一般的な信頼構築といった信頼醸成のための透明性のみとなり、後者の用法がより多くなった。他方で、2018年NPRは、2010年NPRとは異なって、「戦略的安定性」という言葉を使って中露との戦略的安定性を確保するとまでは述べておらず、また、そもそも戦略的安定性の確保に関する強調度を減じているが、「中露との安定的な関係を追求する」といった一般的な表現で中露との戦略的安定性の確保の必要性には言及しており、そうした戦略的安定性の確保の観点から透明性向上を追求するという方向性は、トーンの違いはあれども2010年NPRと概ね一致している。

小括

以上、核軍備管理・軍縮条約以前期から核軍備管理・軍縮条約期まで、主に

³⁹⁸ U.S. White House, *National Security Strategy of the United States of America* (December, 2017).

³⁹⁹ U.S. Department of Defense, *Nuclear Posture Review* (February, 2018).

米国の核戦略と透明性措置との関係を見てきた。大きな流れをまとめると次のとおりである。第1に、米国の核戦略は、それぞれの政権における強調点の変化に応じて大きく変化している印象があるが、実際には、非脆弱な第二撃報復能力に基づく懲罰的抑止と、相手国の核戦力を破壊するカウンターフォース戦力や戦略的防御を中心とした損害限定能力に基づく拒否的抑止の間で微妙に揺れ動きながらも、相互に非脆弱な第二撃報復能力を有する戦略的安定性（懲罰的抑止）を基盤として、敵国の第二撃報復能力を完全に除去しない程度の限定的なカウンターフォース戦力を保有する（限定的な拒否的抑止）という基本戦略は維持されてきている。

第2に、核軍備管理・軍縮は、主に、この基本戦略に基づいて戦略的安定性を確保することを目的とした。冷戦後のS T A R T期には、核兵器の削減自体がより主要な目的として前面に出て、戦略的安定性の確保が二義的になった時代が続いたが、戦略的安定性の確保という目的自体が放棄されたことはない。

第3に、透明性も、そうした基本戦略に基づいて戦略的安定性の確保の一環として追求された。また、透明性は、それぞれの具体的な措置に応じて、戦略的安定性のうち、軍備競争安定性と危機的安定性のいずれとの関係においても、非常に重要な意義を有している。その意味で、透明性と戦略的安定性とは切っても切れない関係にあり、透明性は戦略的安定性の不可欠な一部を構成していると言える。

第4に、米ソ・米露間での透明性措置は、定量的情報と行為情報が中心であり、意図情報はほとんど対象となっていなかった。これは、一つには、核軍備管理・軍縮条約の枠組みの中での透明性措置、すなわち、検証措置としての透明性措置が中心となっていたことから、客観的に特定できない意図情報ではなく、客観的に特定できる定量的情報と行為情報が対象となったのであろう。また、米ソ・米露間の核軍備管理・軍縮条約は、戦略的安定性を確保することが目的であったことも一つの要因であったと考えられる。すなわち、定量的情報は軍備競争安定性に、また、行為情報は危機安定性に資する。危機に際しては、相手側の意図を探るために意図情報は必要であり、実際にそうした意図情報はホットラインを通じて交換される仕組みとなっていた。このように米ソ・米露間で構築した様々な透明性措置によって、既に危機安定性と軍備競争安定性で構成される戦略的安定性が十分に確保されていたことから（少なくとも、そう信じられていたことから）、平時において、核政策や核兵器の役割・使用基準といった核兵器に関わる意図情報が組織的に交換される仕組みを構築することは優先課題とはなっていなかったものと考えられる。

第5に、核軍備管理・軍縮条約以前期は、行為情報を中心として、特に危機管理的な信頼醸成措置としての透明性措置から始まった透明性は、核軍備管

理・軍縮条約の時代、特にSTART期においては、定量的情報を中心として、基本的には検証措置としての透明性措置が中心であった（第3章で述べたとおり、人工衛星といったNTMで既に互いに把握している情報を敢えて交換するといった信頼醸成のための透明性措置という側面もあった。）。しかし、ブッシュ政権では、核戦力の柔軟性を確保するために、厳格で硬直的な検証措置（としての透明性措置）を否定し、より柔軟な（信頼醸成措置としての）透明性措置を重視した。これは、表面的には用語の使用方法の観点から、あたかも「透明性措置」をより重視しているようにみえるが、実際には、透明性の度合いが高まっているのではなく、（少なくとも検証措置の対象となっていた特定の部分については）低下することを意味している。すなわち、核戦力の柔軟性確保の必要性が高まることで、より侵襲的で透明度の高い検証措置（としての透明性措置）の代わりに、より柔軟な（信頼醸成措置としての）透明性措置を導入することで、透明度は下がることとなる。トランプ政権のNPRでも、核戦力の柔軟性を確保することを重視しており、検証のための透明性への言及が全くなくなっている。このことが示唆するとおり、核戦力の柔軟性確保のために、厳格な検証措置（としての透明性措置）よりも、より柔軟な（信頼醸成措置としての）透明性措置をより重視するというこうした傾向は、トランプ政権の核戦略でも一定程度続く可能性がある。

第6に、こうした信頼醸成措置としての透明性措置を重視する傾向は、二国間のみならず、多国間においても同様であった。他方で、核戦力の柔軟性を確保する必要性が高まる傾向の中で、実際の透明度は下がらざるを得ないとすれば、今後、多国間の場で、どれだけ各国、特に非核兵器国との関係での信頼醸成措置としての透明性を拡大できる余地があるのかは疑問なしとはしない。総じて、今後は、二国間（あるいは三国間のような特定の少数国間）での信頼醸成措置としての透明性措置はより重視され、多国間での信頼醸成措置としての透明性措置は現状維持かむしろ縮小する可能性がある。

2. ソ連・露のケース

ソ連の核戦略について、米国内では、SALTをはじめとする核軍備管理に合意した以上、米国と同様の抑止戦略をとっているとの認識がある一方で、戦争遂行戦略をとっているとの見方も根強く、長年解釈が分かれ論争が続いていた⁴⁰⁰。冷戦直後のソ連軍指導部22名へのインタビューでは、SALT Iが合意された1970年代初頭には、ソ連の指導部は核戦争での勝利は不可能との

⁴⁰⁰ 例えば、William C. Green, *Soviet Nuclear Weapons Policy: A Research and Bibliographic Guide* (Boulder: Westview Press, 1987); Stanley Sienkiewicz, "SALT and Soviet Nuclear Doctrine," *International Security*, Vol.2, No.4 (Spring 1978), pp.84-100.

認識に至り、特に政治指導部はソ連による先制核攻撃を否定し、米国による先制核攻撃を抑止する戦略をとっていたことが明らかとなっている。とは言え、軍指導部においてはソ連の報復能力に完全な確信を持っていないとの見方は根強く、特に軍としてのソ連の抑止戦略は、純粋な報復攻撃のみならず、先制攻撃もオプションに入れるソ連独自のものとなった。そのようなソ連独自の抑止戦略の下で、ソ連は、米国との核バランスはむしろ不安定であると認識し、米国に対する優越性(*superiority*)を追求した。確実な報復能力の確保はソ連の核ドクトリンの一部となったが、MADや脆弱性の概念は本質的には受け入れなかった。ソ連にとって、脆弱性は、1941年のヒトラー(Adolf Hitler)による侵略を想起させるものであったからである⁴⁰¹。

米国が非脆弱な第二撃報復能力を中心とするMADを基本としつつ、抑止が失敗した場合に備えてカウンターフォース能力を構築したのに対して、ソ連(特に軍指導部)は、MADに基づいたものでないとしても第二撃報復能力を向上させつつ、その報復能力に確信を持っていないことから、先制攻撃を常にオプションに入れた独自の抑止戦略をとった。それでも、ソ連軍指導部としても、核戦争での勝利が不可能であるとの認識の下、全面的な核軍備競争のコストが甚大であることから、一定の制限を受け入れる用意はあった⁴⁰²。1977年にブレジネフ書記長が、軍事的優越性や先制攻撃戦略を否定し、抑止戦略を明確に支持した後も⁴⁰³、ソ連の軍指導部では、MADや相互脆弱性を受け入れ難いという考えが根強かったが、ゴルバチョフ(Mikhail Gorbachev)書記長の登場後、MADを受け入れた⁴⁰⁴。このように米ソ間では、核軍備管理に対するアプローチや核軍備管理に対する温度感に差異はあったものの、最終的には大枠としては同様の核戦略に収斂していったと言える。したがって、これまでの透明性措置の受入れ可否に関する論理は、上記1.の米国のものを適用しても基本的に問題ないものと思われる。

ソ連崩壊後の露は、通常戦力の劣勢を核戦力で補う戦略をとった。中でも、地域紛争が大規模紛争にエスカレートすることを防ぐことや、自らの勢力圏への北大西洋条約機構(NATO)の介入を抑止するために、「escalate to de-escalate」戦略を採用しているとの見方が強まっている。これは、最終的に自らにとって望ましい形で紛争を終結させるため、限定的な核の第一(先行)

⁴⁰¹ John A. Battilega, "Soviet Views of Nuclear Warfare: The Post-Cold War Interviews," in *Getting MAD: Nuclear Mutual Assured Destruction, Its Origins and Practice*, ed. Henry D. Sokolski (Strategic Studies Institute, November 2004), pp. 151-166.

⁴⁰² Samuel B. Payne, *The Soviet Union and SALT* (Cambridge, Mass.: MIT Press, 1980), p.50.

⁴⁰³ Raymond L. Garthoff, *Deterrence and the Revolution in Soviet Military Doctrine* (Washington, D.C.: Brookings Institution, 1990), p.51.

⁴⁰⁴ *Ibid.*, pp.98-101.

使用の可能性を示唆することで自ら先んじて状況をエスカレートさせる戦略とされる⁴⁰⁵。この *escalate to de-escalate* 戦略は、公開されている露の公式な政策では明記されていないことから、実際に採用されているものかは論争の対象となっているが、少なくともトランプ米政権の2018年NPRは露がそのような戦略を採用しているとの前提で、米国の核戦略を組み立てなおすことを提唱している⁴⁰⁶。

露が *escalate to de-escalate* 戦略を採用していることを公式に確認することはできないものの、その可能性が排除されず、また、少なくとも露の安全保障コミュニティにおいてそうした概念が存在している以上、露が *escalate to de-escalate* 戦略を採用している、あるいは採用する蓋然性が高いという前提に立てば、今後露が透明性措置を受け入れる余地はどうか。露の *escalate to de-escalate* 戦略は、基本的には露周辺の地域における戦略であり、戦略レベルでは基本的にはMADを基礎とする抑止戦略が適用されることから、戦略レベルでの透明性措置の受入れ可能性は、論理的にはこれまでと大きくは異ならないのではないかと考えられる。

地域・戦域の非戦略レベルでも、戦略レベルと同様の核戦略が適用されるのであれば、論理的には、戦略レベルで合意できた程度の透明性措置は合意できるものと思われる。しかし、非戦略レベルにおいて *escalate to de-escalate* 戦略が採用されるとすれば、非戦略レベルでの透明性措置の可能性は低いと考えられる。もともと非戦略レベルではこれまでほとんど透明性はなかった。これは、一つには、冷戦期を通じて、戦略レベルでの安定性の追求が優先された結果、その一環で戦略レベルでの透明性措置が優先されたからである。冷戦後、露の非戦略レベルでの核戦略が高い核使用リスクを伴うものであるとの認識が高まったこともあり、特に2010年NPR以降、非戦略レベルでの軍備管理や透明性の必要性が認識されるようになった⁴⁰⁷。しかし、*escalate to de-escalate* 戦略の下では、「戦略的安定性」の概念は必ずしも適用されない。先制攻撃のリス

⁴⁰⁵ 村野将「トランプ政権の新たな核戦略と日本への影響（前編）「意図」を示す宣言政策を読み解く」『WEDGE』、2018年3月1日。

<<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/12095>>なお、*escalate to de-escalate* 戦略については、「エスカレーション抑止」戦略と訳す向きもあるが、敵国の核兵器使用の抑止を目的としておらず、自らの核兵器の使用が前提となっている点で、従来の抑止戦略とは根本的に考え方が異なるため、混乱を避けるために本論文では「エスカレーション抑止」戦略との訳語は用いないこととする。他方で、*escalate to de-escalate* を一言で訳すことは困難であることから、本論文ではそのまま使用することとする。

⁴⁰⁶ *Nuclear Posture Review* (February, 2018), pp.8-9.

⁴⁰⁷ 2010年NPRは、露の非戦略核システムに関する懸念を示し、露による説明を求めた。また、新STARTの批准後、露との更なる削減と透明性を追求するとして、将来の米露の核削減合意は戦略核に加えて非戦略核を対象にすべきとした。*Nuclear Posture Review Report* (6 April, 2010), pp29-30, p.37.

クを下げるものが危機安定性であるが、escalate to de-escalate 戦略では、そもそも先制攻撃をすることが前提とされるからである。軍備競争安定性についても、米国が露と同様の escalate to de-escalate を中心とした核戦略を取らず、伝統的なMADを中心とした抑止戦略に徹している以上、米国が軍備競争に応じ、軍備競争が過熱することは想像しにくい。したがって、特に露側にとって、軍備競争安定性のための透明性措置への合意の誘因は若干はあるかもしれないが、さほど高いものと考えられない⁴⁰⁸。

escalate to de-escalate 戦略は仮に存在するとしても基本的には非戦略レベルに留まり、戦略レベルではMADを中心とした抑止戦略を継続するものと思われるので、論理的には、今後の露の透明性措置の受入れ可能性は、非戦略レベルでは困難と思われるが、戦略レベルでは少なくともこれまでと同程度のものであれば可能ではないかということになる。とは言え、戦略レベルと非戦略レベルが今後明確に区別されなくなるかもしれない。例えば、第3章で述べたとおり、新STARTにおける透明性措置のレベルはSTART時のものより下がっているように、既に戦略レベルでも透明性を低下させる徴候は見られる。したがって、今後の大きな方向性としては、露が、これまで以上の透明性措置を受け入れる可能性は低く、むしろ減じる動きを見せる可能性の方が大きいと言える。

3. 中国のケース

(1) 中国政府の公式な立場

中国は、国際会議での公式な演説において核兵器の透明性一般に関する立場を明らかにすることはほとんどない。軍事一般の透明性については、中国政府の立場を示す最も早いものとして、1991年の国連軍縮委員会に提出した作業文書が挙げられる。同作業文書は、核兵器の透明性に特化したものではないが、軍事一般の透明性に関する中国政府の包括的な立場を示しており、その後の核兵器の透明性に関する中国政府の立場を形作る原型として参考になる。同作業文書で、中国は、軍事の透明性の目的について、「軍事に関連する客観的情報の適切な交換は、各国特有の状況に照らし合わせた形であれば、更なる透明性、相互信頼の向上、緊張緩和に資するものであり、結果として、軍縮の促進、平和と安全の強化に資することとなる。」とした。軍事の透明性向上のためには、「各国は国連憲章の他、各国の主権と領土の一体性への相互尊重、内政不干涉、

⁴⁰⁸ 2018年NPRでも、米国は、露の escalate to de-escalate 戦略への対抗として、低出力核や核搭載の海洋発射型巡航ミサイルの開発を提唱したが、あくまでも露による非戦略核の使用を抑止するためとしており、配備を決定した低出力核についても少数に限定すると明記した。 *Nuclear Posture Review* (February, 2018), p.54.

平等互惠、平和共存、武力不行使という5つの原則を厳格に順守すべきである」とした。また、軍事の客観的情報の交換のためには、「各国の安全保障を損なうことのない原則」に基づくべきともした。その上で、透明性は、「最大かつ最先端の軍事力と軍事同盟を有する国が率先する義務がある」として、「すべての国に普遍的に適用されるやり方はない」と主張した。更に、「基本的な政治的信頼と普通の国の関係の構築に基づき、また、各国及び地域の状況と必要性に沿って、二国間協議を通じて、他国を標的とした国境付近での軍事演習の自制、国境付近での軍事演習の規模、頻度、地理的範囲の制限、国境付近での軍事演習の規模、頻度、地理的範囲の相互通報、軍事演習への相互招待、関連軍事活動の年次計画の交換、軍事演習禁止地域の設定といった二国間の信頼醸成措置を作ることができる。こうした二国間の信頼醸成措置が、将来的な地域の枠組みにつながる環境を醸成するかもしれない。」とした。すなわち、中国としては、多国間の場での普遍的な透明性措置の前に、相互の政治的信頼構築を含め二国間から始めて、いずれ地域や多国間に広げるという順番に沿うことを選好していることが伺える⁴⁰⁹。

こうした軍事一般の透明性に関する中国政府の基本的な立場は、例えば、2002年の軍備管理・軍縮白書において、軍備一般の透明性に関し、「各国の安全保障を損なうべきでないとの原則を維持すべき」であり、「自発的に実施」されるべきとする等⁴¹⁰、その後も今日に至るまで維持されている⁴¹¹。そして、この軍事一般の透明性に関する中国政府の基本的な立場は、近年になって核兵器にも当てはめられる形で表明されている。2014年に開催された2015年

⁴⁰⁹ *Objective Information on Military Matters: Letter dated 25 April 1991 from the head of the Chinese delegation addressed to the Chairman of the Disarmament Commission* (A/CN.10/146: April 25, 1991).

⁴¹⁰ Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China, *China: Arms Control and Disarmament* (July 8, 2002). なお、2005年の類似の白書 Information Office of the State Council of the People's Republic of China, *China's Endeavors for Arms Control, Disarmament and Non-Proliferation* (September, 2005)では、透明性に関する言及はない。

⁴¹¹ 例えば、Permanent Mission of the People's Republic of China to the United Nations Office at Geneva and Other International Organizations in Switzerland, *Speech by the Chinese Delegation During the Informal Discussion on the Topic of "Transparency in Armaments" at the First Session of the Conference on Disarmament in 2009* (February 14, 2009). <<http://www.china-un.ch/chn/cjfk/cjfyda/t646476.htm>>; Permanent Mission of the People's Republic of China to the United Nations Office at Geneva and Other International Organizations in Switzerland, *Speech by Ambassador Wang Qun During the Informal Discussion on the Issue of 'Transparency in Armaments' at the First Session of the Conference on Disarmament in 2008* (February 28, 2008).

<<http://www.china-un.ch/chn/cjfk/cjfyda/t556688.htm>>いずれも Wu Riqiang, "How China Practices and Thinks About Nuclear Transparency," in *Understanding Chinese Nuclear Thinking*, eds. Li Bin and Ton Zhao (Washington D.C.: Carnegie Endowment for International Peace, 2016)の脚注36を参照。

NPT再検討会議第3回準備委員会において、「核の透明性は、『各国の安全保障を損なうべきでない』との原則によるべきであり、関連の措置は、各国の特定の安全保障環境を考慮に入れながら、各国の状況に合致する形で自発的な形で採用されるべきである。この前提条件で、中国は核の透明性について多くの努力をし、積極的な措置をとってきた」と、初めて核兵器の透明性に関する中国の説明を述べた⁴¹²。同年の国連総会第一委員会でも同じ説明を繰り返した⁴¹³。

2000年以降の国連とNPTの会議での中国の演説で確認し得る限りにおいて、中国は、核兵器の透明性について、2010年以降、国連もしくはNPTで、毎回ではないものの、時折、無条件の第一（先行）不使用政策の採用や5核兵器国会合（いわゆる「P5」国会合）⁴¹⁴への積極的な参加を挙げて、高い透明性を発揮していると主張するようになったが、核兵器の透明性に関する考え方の背景を述べたのは、2018年末の時点で、この2014年のNPT及び同年の国連のみである⁴¹⁵。2014年に中国が核兵器の透明性について初めて公に説明したのは、第5章で述べたとおり、同年のNPT準備委員会が、2010年NPT再検討会議で採択された行動計画に基づいて核軍縮措置の履行に関する報告を行う年であったからである。

（2）中国の透明性の現状

中国は、自国の核政策を「開かれており、透明性がある」として、核兵器国の中でも特異な地位にあると自らを誇っているが⁴¹⁶、実際には中国の透明性の度合いは一般的に低いと言わざるを得ない。米ソ・米露間の二国間の核軍備管理・軍縮条約の枠組みにおける透明性措置に類似する透明性措置をとっておら

⁴¹² *Implementation of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: Report submitted by the People's Republic of China* (NPT/CONF.2015/PC.III/13: April 29, 2014), p.8.

⁴¹³ *Statement by H.E. Ambassador Wu Haitao at the Thematic Debate on Nuclear Disarmament at the 69th Session of UNGA First Committee* (October 20, 2014), p.2.

⁴¹⁴ 2009年以来、主に5核兵器国の首都を巡回する形で開催されてきた5核兵器国会合では、各核兵器国の核ドクトリンも議論の対象とされてきた。例えば、*Joint Statement from the Nuclear-Weapon States at the 2016 Washington, DC P5 Conference* (September 15, 2016). <<https://2009-2017.state.gov/r/pa/prs/ps/2016/09/261994.htm>>

⁴¹⁵ 通常兵器の透明性については、2007年に国連軍備登録制度に復帰した際に、同年の国連総会第一委員会の一般討論演説で、他国との相互信頼を高めるものとして軍備の透明性を支持すると述べ、最近でも、例えば、2017年の国連総会第一委員会において、通常兵器に関するテーマ別討論で同趣旨を確認している。*Statement by H.E. Ambassador Cheng Jingye, Head of the Chinese Delegation at the General Debate of the First Committee of the 62nd Session of the United Nations General Assembly* (October 9, 2007).

⁴¹⁶ 例えば、*Statement by H.E. Ambassador Li Baodong, Head of the Chinese Delegation at the 2010 NPT Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons* (May 4, 2010).

ず、第3及び第4章で示したNPTにおける核軍縮義務の履行状況の報告という形での透明性措置をとっている程度である。NPTにおける透明性措置（報告）ですら、それらの章で示したとおり、無条件の第一（先行）不使用、NSA等の宣言政策といった意図情報に関する報告に絞られ、核兵器の保有数や削減数といった定量的情報に関する報告はない。

中国を除いた核兵器国は、必ずしも対象や方法が統一されている訳ではないが、何らかの形で核兵器の数を公表している。中国が、唯一、自国の核兵器の数について公表らしきものをしたのは、2000年NPT再検討会議の中国による「国別報告」において、核兵器国の中で「最も小規模な核戦力」を保有していると述べたことくらいである⁴¹⁷。しかし、具体的な数字は一切発表されておらず、更に、ここで言う「核戦力(nuclear arsenal)」が、核弾頭の配備数なのか、備蓄数なのか、運搬手段を指しているのか 具体的に何を意味しているか定かでない。当時、最も小規模な核戦力を有しているとされていた英国は、1998年の戦略防衛見直し（SDR）において、「実戦配備に利用可能な核弾頭数は200個以下」が必要であると評価し、現状の最大300個からの削減が可能とした⁴¹⁸。仮に、中国の言う「核戦力」が、英国の言う実戦配備に利用可能な核弾頭数を意味しているのであれば、2000年4月時点で、中国の実戦配備に利用可能な核弾頭数は200個未満と推測することができるが、定かではない。「最も小規模な核戦力」という表現は、2004年4月の中国外交部による「核軍縮及び削減」と題するファクトシートでも同様に記述されているが⁴¹⁹、2005年NPT再検討会議での「報告」ではかかる記述は削除され、その後復活していない。これは、この時期辺りに英中で核弾頭数が交差したか、遠くない将来に交差する可能性が見込まれていたからなのかもしれない。いずれにしても、他の核兵器国が何らかの形で核兵器に関する定量的情報を公表しているのに対して、中国は一切公表していないと言ってよい。

中国人民大学の呉日強(Wu Riqiang)准教授は、中国政府が発出する声明や白書といった文書の他、軍事パレード、軍事施設等への外国軍関係者の招待も透

⁴¹⁷ Letter dated 1 May 2000 from the Permanent Mission of the People's Republic of China to the United Nations addressed to the United Nations Department for Disarmament Affairs: National Report on the Implementation of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons by the People's Republic of China (NPT/CONF.2000/22: May 1, 2000), in *Final Document of the 2000 Review Conference (Part III)*, p.367.

⁴¹⁸ U.K. Ministry of Defence, *Strategic Defence Review* (July 1998), para 64.
<<http://fissilematerials.org/library/mod98.pdf>>

⁴¹⁹ Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China, *Fact Sheet: China: Nuclear Disarmament and Reduction* (April 27, 2004).
<<https://fas.org/nuke/guide/china/doctrine/fs042704.pdf>>

明性と言えらるゝしてゐる⁴²⁰。こゝした措置も透明性の向上に一定程度資することは否定されなゐが、特に軍事パレードは、抑止力の誇示とゐった示威的な側面が強く、第2章で挙げた信頼醸成措置や検証等としての透明性とは性格の異なるものであることは留意しておく必要がある。

宣言政策における透明性はあるが、具体的なことに関しては透明性がなゐとゐるのは、軍事一般の透明性でも同様である。1998年から10年分の中国の国防白書の透明度を体系的に分析したキセリチュニク(Michael Kiselycznyk)とサンダース(Phillip Saunders)は、全体としてその10年間で若干の透明性向上は見られたものの大きな変化はなゐ、概して、安全保障環境(国際、地域)、安全保障目標(戦略面、戦術面)、一般的な国防政策(ドクトリン、任務)については透明度が比較的高ゐが(透明度高又は中)、懸念事項(国際、地域)、国防態勢(人員、戦力構成、装備)、国防管理(予算の傾向、取得・調達計画)については透明度が低ゐかほとんどなゐ(透明度低又はゼロ)と評価した。2008年の国防白書については、ドクトリンについては、詳細な説明や分析を含んでゐるとして透明度高と評価した。逆に、人員については、全く何も情報が与えられてなゐ透明度ゼロと評価した。戦力構成や装備については、若干の説明に留まる透明性度低とした⁴²¹。国防白書のみを分析の対象としたキセリチュニクとサンダースは、中国国内には国防白書以外にも様々な文献が発行されてゐり、特にドクトリン、訓練等について多くの情報を得ることができるとは認めてゐる。しかし、国防費、戦力構成、軍の近代化については追加的な情報はほとんどなゐ、また、衛星破壊(ASAT)兵器の開発の根拠や、新型のICBMやSLBMの配備とゐった核兵器の近代化、将来の核戦力の構成とゐった重要な点についてはほとんど説明がなされてゐないとした⁴²²。

(3) 中国の透明性の現状の背景と透明性に対する考え方

上記で示した中国の核兵器に関する透明性の現状や公式な立場の背景を把握するためには、上記の米露の際と同様に、中国の核戦略を理解することから始める必要がある。中国は累次の国防白書やNPTへの報告等において表明してきてゐるとゐり、無条件の第一(先行)不使用政策をとつてゐる。中国の核ドクトリンについてはこれまで様々な研究がなされてきてゐるにもかかわらゐ不

⁴²⁰ Wu Riqiang, "How China Practices and Thinks About Nuclear Transparency," pp.221-223. なお、呉日強は、メディアによる報道、内部からのリーク、外国シンクタンクによる文献等も透明性として挙げているが、政府が自らの意思で公表するものでなゐものについては、本論文では透明性としては扱わなゐ。

⁴²¹ Michael Kiselycznyk and Phillip C. Saunders, *Assessing Chinese Military Transparency* (Washington D.C.: National Defense University Press, June 2010).

<<https://www.files.ethz.ch/isn/134698/China%20Strat%20Perspec%201.pdf>>

⁴²² Ibid., p.33.

透明な部分が多いが、一般的には、最小限抑止(minimum deterrence)のドクトリンを採用しているとされている⁴²³。最小限抑止戦略とは、敵の核先制攻撃を凌ぎ、敵に対する最小限かつ確実な報復的第二撃能力を確保し、敵による核攻撃を抑止する戦略である。報復能力に重きを置く防御的な態勢であることによって、核兵器の第一（先行）不使用政策にコミットすることが可能となる。最小限抑止戦略での核戦力の構築では、核兵器の配備数よりも、核戦力の非脆弱性、残存能力、報復能力の確実性・信頼性などの基準をより重視する⁴²⁴。したがって、その特徴は、核戦力の残存性と信頼性を確実なものとするために、核戦力の具体的な規模、能力、配備場所等に関する曖昧さと秘密性(ambiguity and secrecy)にある⁴²⁵。

現在、中国は、相対的に、配備場所を曖昧にする地理的曖昧さ(geographical ambiguity)よりも核戦力の具体的な規模を曖昧にする量的曖昧さ(quantitative ambiguity)に、より依存している。これは、従来中国の主要な核戦力が地上配備のサイロ型弾道ミサイルによって構成され、敵の先制攻撃から確実に生き残れる核戦力が構築されていなかったからである⁴²⁶。仮に中国が核兵器の数を明らかにすれば、理論的には、それをもとに敵は軍事衛星等から既に得ている情報の精度を高めることができ、先制攻撃で中国の核戦力を無力化することができる可能性が高まることとなる。逆に言えば、中国が核兵器数を曖昧にしておくことで、敵は中国の報復的第二撃能力を完全に無力化できるか確信を持たず、中国に対する先制攻撃を思いとどまるということになる。中国が核兵器の数の公表に抵抗するのには、同国が最小限抑止戦略に基づく確実に残存性のある核戦力をこれまで構築しきれていなかった、あるいは、未だ構築しきれていないと認識していることが大きな要因と言える。

⁴²³ 「最小限抑止」という用語は中国政府が用いているものではない。中国政府は、公式には、「小規模で効果的な核戦力(a lean and effective nuclear force)」の構築を目指しているとしている。Information Office of the State Council of the People's Republic of China, *China's National Defense in 2006* (29 December, 2006). 1964年の核実験に際して、毛沢東国家主席が、核戦力は小規模なもので良いと述べる等、小規模で防御的な核戦力に留めるとするのは、現代も継続されているか、あるいは将来も継続されるかどうかは別として、核兵器開発の当初からの中国の核兵器開発の戦略思想であったと言える。例えば、Xu Weidi, "China's Security Environment and the Role of Nuclear Weapons," in *Understanding Chinese Nuclear Thinking*, eds. Li Bin and Ton Zhao, (Washington D.C.: Carnegie Endowment for International Peace, 2016), pp.25-29.

⁴²⁴ Yao Yunzhu, "Chinese Nuclear Policy and the Future of Minimum Deterrence," in *Perspectives on Sino-American Strategic Nuclear Issues*, ed. Christopher P. Twomey (New York: Palgrave Macmillan, 2008), pp.116-117.

⁴²⁵ Evan S. Medeiros, "Evolving Nuclear Doctrine," in *China's Nuclear Future*, eds. Paul J. Bolt and Albert S. Willner (Boulder: Lynne Rienner Publishers, 2006), p.49.

⁴²⁶ Li Bin, "China and Nuclear Transparency," in *Transparency in Nuclear Warheads and Materials*, ed., Nicholas Zarimpas (Oxford University Press, 2003), p.52, p.55.

こうした最小限抑止戦略との関係を中国側の研究者の見解で補足するとすれば、軍事の透明性は軍事弱小国に対する圧力を付加するための道具として利用できるもので、軍事強大国と軍事弱小国を一例に並べて標準的な透明性を強いるべきでない。これを核兵器に当てはめると、米国は圧倒的な核戦力を有しているため、米国が正確な核兵器保有数を開示しても米国の核抑止力にはさほど影響を与えないが、中国の核戦力は非常に小規模であるため、中国が核兵器の保有数や配備場所を開示することは、小規模な核戦力の残存性を害してしまう、ということとなる⁴²⁷。

このような背景の下で能力面では透明性を欠く一方で、中国では、「意図」の透明性こそ重要であるとの考えが主流である。その最たるものが、如何なる場合でも核兵器を最初に使わないとする無条件の第一（先行）不使用政策である。無条件であることで、第一（先行）不使用政策に如何なる曖昧性ももたらしおらず、「意図」については世界最高レベルの完全な透明性を保っているとする⁴²⁸。第一（先行）不使用政策といった宣言政策にかかる透明性は、単なる外交上のジェスチャーではなく、中国の核兵器の開発当初から、その開発や進展の方向性を規定する国防政策の一環であり、諸外国に対して、中国の核戦力は小規模なものに留まり、抑止目的に限定されるという中国の核開発の方向性を明らかにするものである。これは、すなわち、中国が、第1に、大規模な核戦力に依存する先制攻撃能力を開発することはないこと、第2に、戦争遂行に適した核戦力を配備することはないことを明らかにしているとする⁴²⁹。

中国で「意図」の透明性がより重視される背景として、クラツキー(Gregory Kulacki)は、西側諸国では人間関係を規定する文言が盛り込まれた契約に拘束されるのに対して、中国では個々人の人間関係や一般的な政治・社会秩序に拘束されるという関係性にに基づいていることを挙げている⁴³⁰。同様ではあるが、別の説明としては、まずは全体の大きなところから解決すれば、自ずと詳細は解決されるという中国の伝統的な全体論的な考え方も挙げられている。核の透明性に当てはめると、戦略的なレベルでの相互信頼を確保すれば、自ずとオペレーショナルなレベルである透明性の問題は解決するということになる。これに対して、西側諸国は、個人主義的な側面から、まずはオペレーショナルなレベルから始めて、徐々に積み重ねていくことで、戦略的なレベルでの相互信頼

⁴²⁷ Wu Riqiang, “How China Practices and Thinks About Nuclear Transparency,” p.232.

⁴²⁸ Ibid., p.228.

⁴²⁹ Li Bin, “China and Nuclear Transparency,” p.51.

⁴³⁰ Gregory Kulacki, *Chinese Perspectives on Transparency and Security* (January 13, 2003).

<https://www.ucsusa.org/nuclear_weapons_and_global_security/solutions/us-china-cooperation/chinese-perspectives-on.html#.WxseFkjt7b4>

につなげていくという発想である⁴³¹。したがって、中国からすると、透明性を議論する前に、米中の戦略的な相互信頼を醸成することこそ先決であり、仮に、透明性というのであれば、相互信頼の醸成に資する「意図」の透明性こそ意味を持つものであるとの考えに立つのであろう。

米ソ・米露間の透明性を考えるにあたって重要な概念であった戦略的安定性についてはどうであろうか。2010年の米国のNPRで提唱された米中間の「戦略的安定性」に関する概念の中国国内における受け止め方を研究したサールマン(Lora Saalman)によれば、中国では、「戦略的安定性」は核戦力の均衡(パリティ)を前提とした米ソ間の概念であり、核戦力がより小規模な中国には当てはまらないと受け止められている。より掘り下げると、中国側の研究者の理解に基づけば、伝統的な「戦略的安定性」概念の主な構成要素の一つである「軍備競争に係る安定性(arms race stability)」は、軍備競争の速度を調整すること、及び相手側の先制攻撃を惹起させる兵器の開発を回避することに加えて、相互の透明性と予測可能性を高めることを目的とするのであって、不透明性に基礎を置く中国の核抑止戦略には合致しないということとなる。多くの中国側の研究者は、米国は「戦略的安定性」の概念を用いながら、中国を透明性向上に引き込みたいだけではないか、それは中国の核抑止力を阻害することになるだけである、という疑念を有している⁴³²。このように、米ソ・米露の核軍備管理・軍縮を規定し、両国間の透明性の基礎を提供してきた戦略的安定性の概念についても、中国にとっては容易に受け入れることはできない概念である。

(4) 今後の見通し

中国の核戦力の実態は不透明であるが、最も妥当な評価と国際的にみなされているクリスチャンセン(Hans Kristensen)の評価によれば、中国は第一(先行)不使用やNSAといった核政策には変更はないが、近年、特に、ICBM核弾頭のMIRV化といった米国のミサイル防衛に対抗するための核戦力の能力面では大きく進展している。また、サイロ型ミサイルから移動式ミサイルへの移行、液体燃料型から固体燃料型への移行、戦略原潜の開発・配備のように核戦力の残存性を高める方向にある。移動式で固体燃料型のDF-31A、DF-31AGの配備、DF-41の開発、晋級(094型)の戦略原潜の配備、次世代戦略原潜の開発等は、いずれもその方向に沿ったものである。クリスチャンセンは、そうした核戦力の能力面の進展が将来的に核政策に何らかの影響を

⁴³¹ Wu Riqiang, "How China Practices and Thinks About Nuclear Transparency," pp.234-235.

⁴³² Lora Saalman, "China & The U.S. Nuclear Posture Review," *The Carnegie Papers* (February 2011), pp.4-7.

<https://carnegieendowment.org/files/china_posture_review.pdf>

及ぼす可能性を指摘している⁴³³。2018年の国防省による中国軍事力に関する年次報告書も概ね同様の方向性を指摘している⁴³⁴。

クリスチャンセンや米国防省報告書を下にすれば、現時点で残存性が高いと言える対米本土用の核戦力は、DF-31A及びDF-31AGである。しかし、DF-31シリーズは単弾頭であることから、中国は、DF-31シリーズでは、米国のミサイル防衛、特に地上配備迎撃機（GBI）の技術レベルの進展具合によっては、米国の無能力化のための先制攻撃から残存した中国の核戦力が米国のミサイル防衛を突破できないリスクがあるとみなしている可能性がある。中国が透明性を向上させることができるるとみなし得る次のメルクマールは、上記の中国の核戦略や透明性に関する考え方を踏まえれば、MIRV化されたDF-41や、SLBMのJL-3を搭載したより静粛なスクリュウを有する次世代戦略原潜（096型）が配備された時点と言えよう。

4. まとめ

いずれの核兵器国においても、核の透明性をどこまで許容できるのかは、核戦略と密接に関係している。米国であれば、相互に非脆弱な第二撃報復能力を有する戦略的安定性（懲罰的抑止）を基盤としつつ、敵国の第二撃報復能力を完全に除去しない程度の限定的なカウンターフォース戦力を保有する（限定的な拒否的抑止）という基本戦略の下で構築されてきた核軍備管理・軍縮の枠組みにおいて、透明性措置は発展してきた。逆にその枠組みを超える範囲での透明性は得られない。これはソ連・露にも概ね当てはまる。第2章で挙げた透明性は各国の安全保障を害さないことという安全保障の原則が厳格に適用されている。

そこで発展してきた透明性措置は、当初は、特に危機安定性を図るための危機管理的な信頼醸成措置としての透明性措置（主に行為情報）から始まり、次第に、核軍備管理・軍縮条約の検証措置としての透明性措置（主に定量的情報）に発展してきた。核軍備管理・軍縮を促進するための透明性措置（主に定量的情報）が試みられたこともあった。また、米ソ・米露の二国間に留まらず、NPTを代表として多国間においても信頼醸成のための透明性措置が発展してきた（主に定量的情報）。このように米ソ・米露の核軍備管理・軍縮条約に盛り込まれた透明性措置は、定量的情報と行為情報が中心であったが、これは軍備管理・軍縮条約である以上、客観的に観測・検証できる必要があったためと言える。逆に言えば、定量的情報や行為情報であっても、客観的に観測・検証でき

⁴³³ Hans M. Kristensen and Robert S. Norris, “Chinese nuclear forces, 2018,” *Bulletin of Atomic Scientists*, Vol.74, No.4 (2018), pp.289-295.

⁴³⁴ U.S. Department of Defense, *Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2018* (May 16, 2018).

ないものは含まれていないと言える。

中国の場合においても、同様に、中国の透明性措置の可能性は、中国の核戦略によって規定される。中国は、小規模かつ脆弱性が高い核戦力を含む最小限抑止戦略の下で、核抑止力を確保するために核戦力の規模や能力に関する量的曖昧さに依存している。したがって、核弾頭数といった定量的情報については、透明性を発揮することが難しい。他方で、意図情報については、特に無条件の第一（先行）不使用政策やNSAといった最小限抑止戦略から直接導き出される宣言政策については、その信頼性は別としても、曖昧さを残さない形で透明性を発揮できている。危機的安定性に資する行為情報については、そもそも最小限抑止戦略では、米ソ・米露間のような危機的状況を惹起する可能性も低く、必要性に迫られることはなかった。他方で、今後必要性に迫られる場合に、中国の核戦略との関係で可能かと言えば、必ずしも単純ではない。危機的安定性という概念自体が、核兵器の第一（先行）使用の可能性を前提としていることから、第一（先行）使用を明確に否定する中国の核戦略からすると受け入れがたい概念とみなされている⁴³⁵。上述のとおり、中国の場合、米ソ・米露における戦略的安定性の確保という目的に基づいた透明性措置自体が、中国の核戦略との関係から極めて難しいものとなっている。

このように、米ソ・米露と中国とでは、透明性措置の現状のみならず、その基礎となる考え方・核戦略も大きく異なっており、特に、米ソ・米露における透明性措置の基礎となった戦略的安定性の概念を中国にそのまま当てはめることは難しい。最終章では、こうした根本的な違いを踏まえて、今後どのように透明性を考えていけばよいかを探る。

⁴³⁵ Saalman, “China & The U.S. Nuclear Posture Review,” pp.4-7.

最終章 核軍備管理・軍縮における透明性の意義の再考

これまで第2章から第6章まで、核の分野を中心として、軍備管理・軍縮における透明性の意義や背景について論じてきた。この最終章では、それらを改めて振り返った上で、中国の透明性に関する今後の方向性を中心に、核軍備管理・軍縮における透明性の今後の政策上の意義を再考したい。

1. 総括

本研究は、実際の透明性措置に基づいた概念整理ではなかった先行研究に対して、基本的に国連文書や米ソ・米露の条約といった一次資料に基づいて、実際の透明性措置を材料として、透明性の概念や議論の進展を整理・分析することを重要な目的とした。第2章では、第1のリサーチ・クエスチョンとして、そもそも一般的な軍備管理・軍縮において透明性の概念はどのように位置づけられてきたのか、透明性を通じて何を達成しようとしてきたのか、どのような意義があるのかといった点につき、特に通常兵器と宇宙の軍事利用における信頼醸成措置（CBM）との関係を中心に整理・分析した。その結果、通常兵器を中心とする軍備管理・軍縮一般における透明性の目的・意義は、①信頼醸成のための透明性（不信や恐怖の原因を緩和・除去することで相互信頼・理解を醸成する）、②検証のための透明性（軍備管理・軍縮の合意での義務を遵守しているかを検証する）、③軍備管理・軍縮の代替としての透明性（合意が得られない軍備管理・軍縮を代替する）、④軍備管理・軍縮の促進としての透明性（更なる軍備管理・軍縮への合意を促進する）、⑤規範としての透明性（目的いかんにかかわらず、国際規範として実施する）に分類できることがわかった。透明性の原則としては、主に、各国の安全保障を害さないという安全保障の原則、可能な限り公開するという公開性の原則、（国家の安全保障を害さないという原則に基づいている限り）透明性のスコープに特段の原点はないという非限定性の原則、各国の情報を比較可能なものとするという比較可能性の原則が特定された。実際の透明性措置としては、地域的なレベルで最も通常兵器の透明性措置が発達している欧州の事例において、特定の軍事行動のような行為情報といった表面的に見えやすい軍の動的情報から始まって、軍事組織、人員、主要兵器・装備といった定量的情報、将来の防衛計画といった意図情報のように、表面的にはより見えにくい軍事情報の交換へと拡大したという流れがわかった。更に、単なる情報交換に留まらず、事後的に検証・評価するメカニズムも徐々に発展していった。欧州では、当初は、③の軍備管理・軍縮の代替策、また、①の信頼醸成措置として始まった欧州の透明性措置は、次第に②の検証措置としての透明性措置の性格も帯び、更には、拘束性も徐々に強まり⑤の規範としても定

着していった。

第3章では、核軍備管理・軍縮における透明性についても、二国間と多国間に分けて、同様の問いを問う第2のリサーチ・クエスチョンのうち、二国間の透明性を論じるべく、米ソ・米露二国間の戦略核に関する軍備管理・軍縮条約における透明性を中心として、米ソ・米露が戦略核に関して実際にとった透明性措置の事実関係を整理・分析した。米ソ・米露の核軍備管理・軍縮においては、キューバ危機を契機として、行為情報を中心とした危機管理のための信頼醸成措置としての透明性措置(①)から始まった。その後、戦略攻撃兵器削減条約(S T A R T)を中心とする核軍備管理・軍縮条約における検証措置としての透明性措置(②)へ発展し、一時期、核軍備管理・軍縮を促進するための透明性措置(④)が試みられたこともあった。長年の条約に基づく透明性措置の実施によって、規範としての性格も強まった(⑤)。欧州における通常兵器の軍備管理・軍縮と同様、米ソ・米露の核軍備管理・軍縮においても透明性措置は概ね同様の流れを辿って多様化・深化していった。まず、欧州と同様に、米ソ・米露においても、表面的に見えやすい行為情報に関する透明性措置から始まり、徐々に定量的情報に関する透明性措置、最終的には欧州の通常兵器ほどのしっかりしたものではないが一定の意図情報というように、表面的にはより見えにくい情報に関する透明性措置がとられるようになった。また、交換する情報の対象の拡大や情報交換のためのメカニズムの充実化も同様の流れを辿っている。

第4章及び第5章では、第2のリサーチ・クエスチョンのうち多国間における透明性を論じるべく、核兵器をめぐる国際フォーラムの代表として核兵器不拡散条約(N P T)再検討プロセスにおける透明性の議論を概観した。N P Tでは、主に定量的情報を対象とした信頼醸成のための透明性(①)が議論の中心として展開した。信頼醸成と言っても、多国間フォーラムであるN P Tでは、例えばキューバ危機を契機とした米ソ間の危機管理的な信頼醸成措置としての透明性措置とは性質が異なっていた。すなわち、核兵器国と非核兵器国の間の差別性を内包するN P Tでは、特に核兵器国が核軍縮に関する説明責任を果たすことで、主に核兵器国と非核兵器国の間の信頼を醸成し、ひいては、N P T体制そのものへの信頼を維持するといった意味での信頼醸成のための透明性である。このような性質を有するN P Tにおける透明性には、第2章で挙げた比較可能性の原則が最も当てはまる。客観的に測定できる定量的情報を特定のフォーマットに基づいて共有することで、各核兵器国の核軍縮措置を比較することができ、場合によっては信頼を醸成できるということである。

第6章では、第2章で挙げられた安全保障の原則との関連で、米ソ・米露でとられてきた透明性措置は核戦略理論との関係においてなぜ可能であったのか、

他方で、なぜ中国では現代に至るまで可能ではないのかという第3のリサーチ・クエスチョンに対処すべく、米国、ソ連・露及び中国の核戦略と透明性との関係を論じた。いずれの核兵器国においても、核の透明性をどこまで許容できるのかは、核戦略と密接に関係していることがわかった。米国であれば、相互に非脆弱な第二撃報復能力を有する戦略的安定性（懲罰的抑止）を基盤としつつ、敵国の第二撃報復能力を完全に除去しない程度の限定的なカウンターフォース戦力を保有する（限定的な拒否的抑止）という基本戦略の下で構築されてきた核軍備管理・軍縮の枠組みにおいて、透明性措置は発展してきた。逆にその枠組みを超える範囲での透明性は得られない。これはソ連・露にも概ね当てはまる。中国も同様に透明性措置の可能性は中国の核戦略に規定されているが、中国の場合は、米ソ・米露とは大きく異なる核戦略をとっている。すなわち、中国は、小規模かつ脆弱性が高い核戦力を含む最小限抑止戦略の下で、核抑止力を確保するために核戦力の規模や能力に関する量的曖昧さに依存している。したがって、核弾頭数といった定量的情報については、透明性を発揮することが難しい。他方で、意図情報については、特に無条件の第一（先行）不使用政策や消極的安全保証（NSA）といった最小限抑止戦略から直接導き出される宣言政策については、その信頼性は別としても、曖昧さを残さない形で透明性を発揮できている。このように、米ソ・米露と中国とでは、透明性措置の現状のみならず、その基礎となる考え方・核戦略も大きく異なっており、特に、米ソ・米露における透明性措置の基礎となった戦略的安定性の概念を中国にそのまま当てはめることは難しいことがわかった。

結論として、透明性と一口で言っても、様々な目的、対象があり、また、それぞれの文脈で独自の発展（あるいはその欠如）を遂げてきている。したがって、特定の文脈で発達してきた透明性措置やその進展ぶりを異なる文脈にそのまま当てはめることは難しいことは確かである。特に、戦略的安定性の確保を基礎とする核兵器国（米ソ・米露）の二国間と差別性の緩和を基礎とするNPTという核兵器国と非核兵器国が参加する多国間とでは、透明性を議論する前提が大きく異なる。また、同じ核兵器国間であっても、核戦略が根本的に異なる核兵器国との関係では、前例をそのままあるいはそれに近い形で当てはめることは困難となる。戦略的安定性の確保を基礎とする米ソ・米露と、戦略的安定性の概念に否定的な中国との間には前提条件自体に大きな乖離がある。他方で、本研究で特定し本論文全体を通して共通する透明性の目的・意義、対象、原則といった分類は、今後、中国の透明性のあり方を考える上で、中国の核戦略に配慮しつつ当てはめることのできる枠組みであろう。特に、安全保障や比較可能性といった原則は、程度の差はあれ、いずれの文脈でも共通している。次節以降では、まず、核軍備管理・軍縮が困難となってきている時代における

透明性の政策上の含意を論じた上で、本研究で特定した共通の原則や枠組みを用いて、本研究の問題意識である中国の透明性にどう当てはめることができるか考えたい。

2. 今後の核軍備管理・軍縮における透明性の政策上の意義と限界

今後の核軍備管理・軍縮における透明性の意義として次の4点を挙げることができる。第1に、核兵器国間の戦略的安定性を確保するという意義は引き続き見いだされる。これまで見てきたとおり、実際の核軍備管理・軍縮における透明性措置は、冷戦期以来、米ソ・米露の核軍備管理・軍縮条約の枠組みを中心に、主に信頼醸成及び検証のための透明性措置という形で進められてきた。しかし、米露関係が極度に悪化し、新戦略攻撃兵器削減条約（新START）の後継条約の交渉の見通しがつかず、更に、2018年10月にはトランプ（Donald J. Trump）大統領が露の違反を問題として中距離核戦力（INF）全廃条約からの脱退を表明した中において、今後もこれまでのような核軍備管理・軍縮条約に基づいた透明性措置を期待することはより困難となっている⁴³⁶。STARTの米側首席交渉官も務めたブルックス（Linton F. Brooks）元米国家核安全保障長官は、仮に新STARTが2021年に5年間延長されたとしても、新STARTの後継条約の交渉が合意されず、今後数年から10年以内に、米露の戦略核に関する法的枠組みが消滅する可能性は高いので、我々はそのような時代に向けて準備を始めなければならないと警鐘を鳴らす⁴³⁷。更に言えば、米露関係の悪化等から核軍備管理・軍縮条約の見通しが低いということもさることながら、ブッシュ政権時からの大きな流れとして、核戦力の構成や運用の柔軟性を維持したいというトランプ政権でも見て取られる根強い考え方からすると、そもそも厳格で硬直的になりがちな条約に基づく検証措置としての透明性措置を敬遠し、仮に透明性措置を導入するとしても、より柔軟な条約の枠外よりも柔軟な信頼醸成措置としての透明性措置をより重視する傾向になる可能性は高い。

そのような核軍備管理・軍縮条約受難の時代にあっても、核軍備管理・軍縮条約が提供してきた主な利益である危機安定性と軍備競争安定性で構成される戦略的安定性、更には、透明性や予見可能性の重要性は変わらないばかりか、むしろ新たな条約成立の見通しが低い以上、条約ではない何らかの代替手段に基づいた戦略的安定性、透明性や予見可能性の確保はより重要な課題となろう。新たな核軍備管理・軍縮条約の合意が難しい時代にあって、必要に迫られて、

⁴³⁶ 米国は、2019年2月2日に同条約第15条に基づいて正式に脱退を通告した。

⁴³⁷ Linton Brooks, “After the End of Bilateral Nuclear Arms Control,” *Next Generation Nuclear Network* (24 October, 2017).

<<https://nuclearnetwork.csis.org/end-bilateral-nuclear-arms-control/>>

過去の米ソ・米露間では前例が見られなかった核軍備管理・軍縮を代替するための透明性措置が追求されるかもしれない。あるいは、冷戦後の一時期に追求された核軍備管理・軍縮を促進する透明性措置も新たな視点から追求されるかもしれない。通常兵器の分野では軍備管理・軍縮を代替する透明性措置としては、軍事支出削減条約の代替としての軍事支出に関する標準報告制度が最も顕著な例である。実際に軍事支出を削減するものではないが、お互いの軍事支出の現状を報告することで、不必要な軍備競争を抑える効果がある。通常兵器分野における軍備競争に係る安定性に資するものと言える。核の分野でも、今後同様の状況が高まる可能性がある。もちろん、これまで見てきたとおり、透明性措置は核軍備管理・軍縮条約といった枠組みの中で戦略的安定性を確保するための手段の一つに過ぎず、透明性措置をもって将来の核軍備管理・軍縮を完全に代替することはできない。しかし、米ソ・米露間の様々な透明性措置は、戦略的安定性の主要構成要素である危機安定性と軍備競争安定性の両面を一定程度担保してきたことも事実である。米ソ・米露間の多くの透明性措置は核軍備管理・軍縮条約の枠組みの中で構築されてきたが、透明性措置は必ずしも核軍備管理・軍縮条約の枠内で実施する必要はなく、実際、米ソ・米露間でも核軍備管理・軍縮条約の枠外で実施されているものはある。したがって、今後、新たな核軍備管理・軍縮条約の合意がより困難となることが予想される中において、核軍備管理・軍縮条約とは切り離された透明性措置の意義はより高まることになろう。特に、近年の民間衛星画像サービスやソーシャル・ネットワークの目覚ましい発展によって、データ交換や各国の一方的発表をオープンソース情報（OSINT）につき合わせることで、必ずしも核軍備管理・軍縮条約に基づく検証措置がなくとも、それらデータや一方的発表の信憑性の判断がより可能となりつつある⁴³⁸。更には今後の人工知能（AI）による解析能力の進展の可能性を踏まえれば、核軍備管理・軍縮条約に基づく現地査察といった侵襲的な検証手段に依存しなくとも、データ交換といった透明性措置の価値を維持することが可能となろう。なお、OSINT技術の進展は、国家間の信頼醸成のみならず、民間の専門家による分析を可能とするため、国際社会における信頼醸成にも資することとなる。

第2に、核軍縮を促進するための安全保障環境の醸成という意義がある。近年、核軍縮に関する議論においては、NPTの前文にあるとおり、国際的な緊張緩和や諸国間の信頼強化といった核軍縮を促進する環境の醸成が先決である

⁴³⁸ Jeffrey Lewis, *Applying New Tools to Nonproliferation: A Nuclear Detective Story* (May 2, 2016).

<<https://www.nti.org/analysis/reports/applying-new-tools-nonproliferation-nuclear-detective-story/>>

との議論が盛り上がっている⁴³⁹。核軍縮を促進するためにはまず安全保障上の環境を醸成することが不可欠という議論（CCND: Create Conditions for Nuclear Disarmament）である⁴⁴⁰。透明性は、核兵器国による説明責任を果たしNPT体制への信頼を醸成することで、CCNDという観点からも重要な意義を有すると言える。2018年の第73回国連総会第一委員会に日本が提出した核兵器廃絶決議案においても、かかる趣旨が初めて明示的に盛り込まれた⁴⁴¹。これまで核軍備管理・軍縮の促進としての透明性措置は、第3章で示した冷戦直後の包括的な透明性レジームの形成への試みがある程度であり、それも包括的な透明性レジームの構築そのものが失敗に終わったことで、核軍備管理・軍縮の促進のための透明性措置というカテゴリー自体がどの程度意味があるのか実証することはできない。しかし、第6章でも述べたとおり、中国のように定量的情報が完全に不透明であれば、核軍備管理も核軍縮も進めることは不可能となってしまうため、核軍備管理・軍縮のためには米ソ・米露のように定量的情報に関する一定の透明性が不可欠である。これは単に米露中の核軍縮の問題に留まらず、地域の安全保障にも関わる問題である。例えば、北東アジア地域においては、中国の核戦力及び戦略の実態が不透明なことから、日米の安全保障関係者の中で、米国の大幅な核兵器削減は中国が米国と対等な相互抑止関係を目指す誘因となりかねないとの懸念が示されるようになった⁴⁴²。中国が自国の核兵器の数を公表し、定期的にアップデートするようになれば、米露による将来的な核軍縮イニシアティブに対する国内外の不安感も低減することができるかも知れない。したがって、透明性措置だけでは十分条件とはならないが、透明性措置は核兵器のない世界の実現を含め核軍備管理・軍縮のための必要条件であり、透明性措置が核軍備管理・軍縮を促進する側面は否定できない。

第3に、核兵器国による説明責任を果たし、NPTにおける核兵器国と非核

⁴³⁹ *Creating the Conditions for Nuclear Disarmament: A New Approach*, Remarks by Dr. Christopher Ashley Ford, Assistant Secretary of State, Bureau of International Security and Nonproliferation at Center for Nonproliferation Studies (CNS) Nonproliferation Workshop, Annecy, France (March 14, 2018).

<<https://www.state.gov/t/isn/rls/rm/2018/279386.htm>>; *Creating the Conditions for Nuclear Disarmament (CCND): Working paper submitted by the United States of America* (NPT/CONF.2020/PC.II/WP.30: April 18, 2018).

⁴⁴⁰ 米国は、その後、名称をCCNDからCEND (Creating an Environment for Nuclear Disarmament)に変更した。 *Operationalizing the Creating an Environment for Nuclear Disarmament (CEND Initiative: Working paper submitted by the United States of America* (NPT/CONF.2020/PC.III/WP.43: April 26, 2019).

⁴⁴¹ *United Action with Renewed Determination towards the Total Elimination of Nuclear Weapons* (A/RES/73/62: December 13, 2018).

⁴⁴² Ralf Cossa, "Nuclear disarmament: too much, too soon?" *The Japan Times*, April 22, 2009.

兵器国の信頼を醸成し、NPT体制の維持・強化に資するという意義がある。第4章及び第5章で見たとおり、NPTのような多国間の場においても透明性の議論はますます活発になっている。NPTは、北朝鮮やイランの地域の核問題、核テロ、核軍縮の進展の欠如など様々な問題を抱えている。就中、北朝鮮は、NPTに非核兵器国として加入しながら、NPTにおける原子力の平和的利用を悪用しつつ、秘密裏の核開発が暴露されると、NPTからの脱退を宣言し、核実験や弾道ミサイル発射を続けるなど、NPT体制の根幹を揺らがせている。更に、北朝鮮の核開発は、日本の安全保障に直接の影響を与える深刻な問題である。このような核不拡散問題への対処強化が特に西側諸国から唱えられることに対して、非同盟運動（NAM）諸国を中心として、核兵器国による核軍縮の具体的な進展が欠如している中で、非核兵器国に対してのみ原子力の平和的利用の権利を更に制約することは受け入れられないとの反発が生じている。こうした基本的な緊張関係が、これまでのNPT再検討会議の成功や失敗を大きく左右してきた。このような文脈で、NPTにおいて議論が高まっている透明性は、核兵器国と非核兵器国の信頼を醸成するものという意義が強調されてきている。本来は、非核兵器国が核兵器を製造・取得していないことを検証するという観点から、非核兵器国側の透明性が最大限求められてきたところであり、その意味で、非核兵器国の透明性は伝統的な軍事面での信頼醸成措置としての機能も果たしていたと言える。すなわち、隣国が核兵器を製造・取得していないことが透明な形で明らかになることで、特に地域内の相互不信や恐怖を緩和・除去することができる。他方で、近年では、核兵器国に対する透明性向上の要求が議論の中心であることを踏まえると、NPTにおける透明性には、特に地域内における軍事的な意味での信頼(confidence)醸成もさることながら、核兵器国と非核兵器国の間の一般的な意味での信頼(trust)醸成という意義も見いだされる。これまで核兵器国間（米ソ・米露間）の核軍備管理・軍縮交渉は、戦略的安定性の確保を基礎として、NPTでの議論とは概ね切り離された形で独自に進められてきた。しかし、今後の核兵器国間の核軍備管理・軍縮交渉は、特にNPTをはじめとする多国間での議論をより踏まえ、また、多国間での議論にフィードバックすることをより想定して進めることが肝要となろう。NPTでは、核兵器国に対する透明性向上への要求が透明性の議論の中心にあるからである。そのことはひいては、NPT体制への信頼を維持し、NPT体制の強化に資することとなる。逆に言えば、従来どおり非核兵器国のみの一方向的な最大限の透明性に基づく体制は持続可能ではなく、核兵器国による透明性向上がNPT体制の維持・強化にとって不可欠であることを意味するものである。

第4に、こうした二国間及び多国間での透明性をめぐる議論の進展は、第2

章で挙げた、如何なる目的であろうと当然やるべきことであるという国際的な規範としての透明性の意義に改めて注目させるものである。もちろん、米ソ・米露の二国間では、基本的には、透明性措置は核軍備管理・軍縮条約という文脈において限定的に進められてきたものであり、あらゆる透明性措置が認められてきた訳ではない。米ソ・米露は、冷戦期を通して核軍備管理・軍縮条約という枠組みを中心としてではあるが、透明性の規範性を高め、NPTといった多国間の場での透明性に関する議論の盛り上がり大きく影響を与えたと言える。近年は、合理化・簡素化といった観点からの一定の後退もあり、また、今後の核軍備管理・軍縮条約の見通しが低く、条約の枠外での透明性措置も容易でないこともあり、透明性の推進者は、かつての米ソ・米露から、多国間の場での非核兵器国に重心が移りつつあるとも言えよう。もちろん、NPTのような多国間の場での透明性に関する議論は、米ソ・米露の二国間に比べるとはるかに進展が遅い。2010年NPT再検討会議の行動計画において、核兵器国が、標準報告フォームを作成し、2014年の2015年再検討会議第3回準備委員会で報告することに合意したことは画期的であったが、その後の実際の動きは非常に緩慢であると言わざるを得ない。これは、透明性の大幅な進展、特に、透明性が規範化することに抵抗している国がいることを伺わせるものである⁴⁴³。それでも、2000年代までは扱いの小さな論点に過ぎなかったことを考えれば、今ではNPTにおける主要議題の一つにまで成長しており、この10年間の進展は目を見張るものがある。現在では、透明性の原則そのものを否定することは難しく、具体的な透明性措置の内容が、各国の攻防ラインに移っている。その意味で、透明性は向上させるべきものであるという規範は徐々に浸透していつているものと考えられる。今後、透明性の規範性をより高めるためには、核兵器国の核戦力の現状を知りたいという単なる知的好奇心的な観点からではなく、NPT体制の維持のためには核兵器国がどの程度核軍縮を進めているのか説明責任を果たす必要があるという意味付けをより明確にし、NPT体制の維持というすべてのNPT締約国の共通目標に合致させる形で進め

⁴⁴³ 2000年再検討会議で中国は原則問題として透明性の概念に反対していた。Cammile Grand, "Nuclear Weapon States and the Transparency Dilemma," in *Transparency in Nuclear Warheads and Materials: The Political and Technical Dimensions*, ed. Nicholas Zarimpas (New York: Oxford University Press, 2003), p.35; John Simpson, "The 2000 NPT Review Conference," in *SIPRI Yearbook 2001: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford: Oxford University Press, 2001), p.495. また、2010年再検討会議でも、第4章で述べたとおり、中国は詳細な報告項目への合意に反対した。William C. Potter, Patricia Lewis, Gaukhar Mukhatzhanova, and Miles Pomper, *The 2010 NPT Review Conference: Deconstructing Consensus* (CNS Special Report, June 17, 2010), p.10.
<https://www.nonproliferation.org/wp-content/uploads/2016/07/100617_npt_2010_summary.pdf>

ることが肝要であろう。

とは言え、第6章で示したとおり、具体的な透明性措置をどこまで合意できるかというのは、実際には各国の核戦略に大きく規定される。しかも、米ソ・米露と中国とでは、基本的な核戦略が根本的に異なっており、したがって、透明性に関する考え方も根本的に異なっている。今後、新STARTの後継が成立するか否かにかかわらず、核兵器国間の核軍備管理・軍縮は、中国が米露の二国間に加わって米中露の三国間、あるいはその他の核兵器（保有）国も交えた複数国間で進められていくものとなろう。そうした複数国間、また、NPTのような多国間で、透明性措置をどのように国際安全保障向上のために進展させるのか、というのは今後の大きな課題となろう。むしろ、上述のとおり、条約のような形での核軍備管理・軍縮の合意の可能性が低くなってきている時代においては、透明性措置は、今後より注目を集めるものとなろう。核兵器国の透明性措置がそれぞれの核戦略に規定される以上、核戦略が変更されなければ前に進まないという悲観的な見方も可能である。しかし、現状の核戦略の中でも、何かしらの連結点がないか、中国のケースについて次節で検討する。

3. 中国による透明性の可能性

第6章で論じたとおり、米ソ・米露と中国とでは、透明性に対する考え方が大きく異なっている。米ソ・米露の間では、若干の幅はありながらも基本的には戦略的安定性の確保という枠組みの中で、特に定量的情報を中心とした透明性措置が実施されてきた。他方で、中国では、透明性については、米ソ・米露間では核戦力の規模がほぼ同等と言える均衡（パリティ：parity）状態にあったからこそ可能であったのであり、核戦力が小規模な中国は透明性を発揮することはできないとの考え方が根強い。そうであれば、ほぼ外形標準的なパリティを達成したと言える米ソ・米露の核超大国間の関係を、核戦力の規模がより小規模な中国を米国や露と同列に論じ、そのまま米中や中露といった関係において適用することはできない。特に、中国は、戦略的安定性の概念を否定的に捉え、かつ、自国の最小限抑止戦略に基づけば、不透明性こそが同戦略の中核を成し、透明性の向上は自国の核抑止力を損なうと考えている。すなわち、中国は、透明性とは逆の量的曖昧さを中核に据えた核抑止戦略をとっていることから、特に定量的情報に関する透明性措置には否定的で、意図情報に関する透明性を唱えている。

しかし、そのような中国との関係においても、米ソ・米露間の透明性措置から何らかのヒントを得ることは可能ではないか。米ソ・米露の透明性措置は、少なくとも両国の核戦略に合致する、あるいは矛盾しない範囲でとられたと推論することができる。そうであれば、米ソ・米露間の透明性措置のすべてとま

では言わずとも、そのうちの一定の部分については中国としても取り得るのではないかと考えられる。すなわち、中国も「最小限」とは言え、核抑止戦略をとっている以上、「最大限」の抑止戦略（あるいは、抑止戦略と戦争遂行戦略の混合）とも言える核抑止戦略を採用する米ソ・米露の透明性措置のうち、核抑止戦略との相似関係において、「最小限」の透明性措置をとることは理論的に可能ではないか、ということである。

本研究で明らかになったことは、幾つかのカテゴリーに分けられる透明性の中でも、いずれのケースにおいても、信頼醸成のための透明性が最も重要であり、また、信頼醸成のための透明性から進展が始まっていることである。そこから検証のための透明性等へ発展している。中国についてもやはり信頼醸成のための透明性から始めることが良いのではないだろうか。信頼醸成のための透明性と言っても、これまで見てきたとおり、危機管理的なものから、核軍備管理プロセスへの真剣度を測るためのもの、あるいは、NPTでのそれのように体制維持のためのもの等、それぞれの文脈によって実際の透明性措置は異なっている。中国との間では、中国の透明性に対する警戒感を減じさせ、中国を含めた国際安全保障に資する形での透明性向上を追求することへの利益を中国も共有できるよう、まずは中国との一般的な信頼関係を構築できるような透明性措置が適切であろう。今後の議論の出発点として、信頼醸成のための透明性の可能性につき次の4点を挙げたい。

（1）意図情報の透明性から始める

外交においては、最小共通項(*least common denominator*)から議論を始めることが鉄則である。中国が定量的情報の透明性に否定的で、意図情報の透明性に積極的であった一方で、米ソ・米露間においては、核軍備管理・軍縮条約の枠組みという性質の中では制度化されてこなかったが、核戦略やドクトリンの相互理解に反対してきたことはない。米露にとっても可能なことであり、第3章4.（1）で述べたとおり、米ソ・米露の場合には戦略的安定性の確保の基礎となった核軍備管理・軍縮条約の存在のために当面の必要性がなかったというだけのことである。したがって、核軍備管理・軍縮条約の交渉を開始する素地がない中国との間では、（平時の）意図情報の透明性から始めることが、長期的な観点からは良いスタートを切るには良いであろう。

意図情報から始めると言っても、現状においては、中国は、これまでどおり、無条件の第一（先行）不使用政策やNSAをもって、中国の核に関する宣言政策には完全な透明性が保たれていると主張することは間違いない。しかし、米国や日本が特に懸念しているのは、現在の中国の核政策・戦略もさることながら、中国の核戦略・政策が今後変わり得るとすればどう変わるのか、あるいは、

既に変わりつつあるのか、といった中国の核戦略・政策の将来の方向性である。例えば、ジョンストン(Alastair Iain Johnston)は、1980年代頃からの中国国内の核ドクトリンにかかわる議論を踏まえ、中国は、核戦争のエスカレーションの各段階において敵に強力な打撃を与え、敵に核戦争に勝利させないことを可能とする限定的な核戦争遂行能力を有する限定的抑止ドクトリンに移行しつつあると論じた⁴⁴⁴。2005年7月にも、中国国防大学の朱成虎少将が、個人的見解としながらも、台湾有事に際して「米軍が中国領土をミサイルや精密誘導兵器で攻撃した場合、核兵器で反撃せざるを得なくなる。」と発言した⁴⁴⁵。また、2011年1月には、中国人民解放軍の第二砲兵部隊が内部文書で、核兵器国との戦争で危機的状況に置かれた場合には、核兵器の第一（先行）使用も検討するとしていることも報じられた⁴⁴⁶。このように宣言政策の根幹である第一（先行）不使用政策ですら、中国国内で揺らぎが見えることは、中国の宣言政策が今後も維持されるのかということについて疑問を抱かせる原因となっている。複数個別誘導再突入体（MIRV）化や高度警戒態勢の整備といった中国の実際の核戦力の開発・配備の方向性も、第一（先行）不使用政策を中核とする最小限抑止戦略の将来の維持可能性に疑問を持たせるものとなっている。

これに対して、多くの中国の有識者からは、中国の国防白書等からも明らかなどおり、核戦略や安全保障政策における核兵器の役割に関する中国の指導者の認識は全く変わっていない、意思決定者は今も防御的な核戦力を遵守している、時には国内で第一（先行）不使用政策を変更すべきといった主張をする者もいるがそれらはあくまでも個人的見解であり、実際の意思決定には何ら影響を及ぼしていないといった説明がなされている⁴⁴⁷。しかし、そもそも中国の核戦略が防御的であったのは、核開発初期の1960年代の中国が置かれた国際的な状況によるものである。近年、中国が、国力の増強に伴い、軍事力一般も増強し、また、平和的台頭を放棄して、東シナ海や南シナ海で軍事力を前面に出した積極的な行動をとるような中、核戦力についてもかつての核戦略がそのまま維持されるとは通常は考えにくいとみるのが普通であろう。ましてや、MIRV化や高度警戒態勢の整備といった実際の中国の核戦力の開発・配備の方向性は、そのような疑問に拍車をかけるのみである。実際、中国の退役将軍は、筆者に、1960年代に採用した第一（先行）不使用政策は哲学的なものであ

⁴⁴⁴ Alastair Iain Johnston, “China’s New ‘Old Thinking’: The Concept of Limited Deterrence,” *International Security*, vol.20, no.3 (Winter 1995/96).

⁴⁴⁵ Jonathan Watts, “Chinese General Warns of Nuclear Risk to U.S.,” *Guardian*, July 15, 2005. <<http://www.theguardian.com/world/2005/jul/16/china.jonathanwatts>>

⁴⁴⁶ 『共同通信』平成23年1月5日。

⁴⁴⁷ Sun Xiangli, “The Development of Nuclear Weapons in China,” in *Understanding Chinese Nuclear Thinking*, eds. Li Bin and Ton Zhao (Washington D.C.: Carnegie Endowment for International Peace, 2016), p.90.

った一方で、当時、それ以外に選択肢がない中での選択であったことも確かであり、今は伝統的な第二撃能力のためではないMIRV化が進む等、様々な代替選択肢がある中で、今後どうなるかは正直わからないと吐露していた⁴⁴⁸。また、別の中国の有識者も、中国によるMIRV化は米国による先制攻撃の価値を高めるだけであるとして、MIRV化や高度警戒態勢の整備が進めば、それだけで透明性の議論を行う素地が完全に失われてしまうと警告した⁴⁴⁹。

だからこそ、日米からすれば、いつでも変更可能な宣言政策といった意図情報に関する透明性よりも、実際の核戦力に関する定量的情報に関する透明性の方が重視されるのであるが、意図情報の透明性から始めるのであれば、中国の核戦略・政策の今後の方向性により焦点を当てた形で対話を始めることが適当であろう。これは二国間でも多国間でも同様である。NPTのような多国間の場合には、二国間ほど突っ込んだ対話は期待できないが、それでも各国との討論の中で、中国にとって受け入れやすい意図情報に関する透明性も議論すべきとした上で、各核兵器国の核政策・戦略の今後の方向性について問いかけたり、標準報告フォームに核政策・戦略の今後の方向性を記述させるといった形で、意図情報を透明性の対象とすることができよう。

米中といった二国間や、米、露、英、仏、中による5核兵器国会合（いわゆる「P5」会合）の場では、短期的には、中国の核政策・戦略の方向性を問うのみとしても、中期的には、実際の核戦力の開発・配備状況と宣言政策との整合性を問うような形で、定量的情報に関する透明性と合わせて、中国の核政策・戦略の方向性を議論するとより効果的であろう。実際にはすぐに中国側からの意味のある回答を引き出すことはできないであろうが、中国が自らの透明性を誇る意図情報について、意図情報と言っても従来の宣言政策の主張を続けるだけではもはや周辺国や関係国を十分に納得させることができないという認識を持たせる効果はあろう。その結果として、中長期的には、中国との間でより意味のある対話が期待される。

また、意図情報としての中国の核政策・戦略の将来の方向性について対話する以上は、中国が自らの核抑止力の信頼性に直結するものとして懸念している米国のミサイル防衛や通常弾頭型迅速グローバル打撃（CPGS）の開発・配備の方向性についても対話の対象とする必要があるだろう。

なお、こうした対話は、特に二国間では有識者も交えたトラック1.5のような場で議論はなされている⁴⁵⁰。実質的にはそのような対話を続けていくので

⁴⁴⁸ 筆者による中国の退役将軍（匿名）へのインタビュー、北京、2018年9月6日。

⁴⁴⁹ 筆者による李彬(Li Bin)清華大学教授へのインタビュー、北京、2018年9月5日。

⁴⁵⁰ Michael O. Wheeler, *Track 1.5/2 Security Dialogues with China: Nuclear Lessons Learned*, Institute for Defense Analyses (September, 2014).

https://www.ida.org/idamedia/Corporate/Files/Publications/IDA_Documents/SFRD/20

あろうが、そうした対話が、特に中国が主張するところの意図情報に関する透明性の議論とも関係があることを明確にし、意図情報に関する透明性に資するという文脈に置くことは、透明性に関する今後の中国側の意味のある対話を引き出すためにも一定の意義が見いだされよう。

(2) あり得べき定量的情報の透明性

日本や米国の観点からすれば、上記3.(1)の意図情報に関する透明性は、中国とのより中長期的な透明性に関する対話の入口に過ぎず、意図を裏付ける定量的情報の透明性こそが本丸であろう。他方で、第6章で詳述のとおり、中国にとって、定量的情報に関する不透明性は中国の核戦略の中核であり、容易に受け入れることはできない。それでも、短期的に、中国の現状の核政策・戦略及び核戦力構成がそのままであるとの前提に立ったとしても、核抑止力の信頼性を維持したいという中国の利益を尊重した形での透明性、すなわち、中国の核抑止力の信頼性を害さない程度の意味のある定量的情報の透明性を特定することは、下記のとおり可能である。この際、中国からより多くの定量的情報を得ること自体を目的としないよう注意を払う必要がある。あくまでも戦略的安定性、特に、軍備競争安定性及び危機安定性に資する定量的情報に関する透明性を向上させるということを目的にすべきである⁴⁵¹。中国の核戦略の実態をつかむことは難しいが、実際に第一（先行）不使用政策を基礎とする最小限抑止戦略を採用しているのであれば、論理的には、中国側の有識者が述べるとおり、中国として軍備競争に与する必要がないので、そうした第一（先行）不使用政策や最小限抑止戦略は軍備競争安定性に資するし、また、高度警戒態勢をとる必要がないので危機安定性にも資するという点⁴⁵²は必ずしも間違いではない。したがって、中国がそのような核政策・戦略を維持しておくことは日米の利益に資する。定量的情報の透明性はそうした利益に資することが目的であることをまず認識しておく必要がある。さもなければ、無制限に中国から定量的情報を得ること自体が目的化してしまい、中国の無用な反発を招くだけだから

[14/P-5135.pdf](#)>

⁴⁵¹ 「戦略的安定性」の概念は「相互脆弱性」の存在を基礎としている。米中間の戦略的安定性の構築については、米国が、米中間の戦略レベルでの相互脆弱性を認めることで、中国が非戦略レベルでよりアグレッシブな行動をとる余地を広げることになるとして、日本では懸念されている（安定・不安定のパラドックス）。高橋杉雄「核兵器をめぐる諸問題と日本の安全保障—NPR・新 START 体制、『核兵器のない世界』、拡大抑止」『海外事情』第58巻第7・8号（2010年7・8月）48頁。他方で、本節では、必ずしも米中の相互脆弱性を前提とした戦略的安定性ではなく、軍備競争安定性や危機安定性との関連を中心に中国の透明性の可能性を探っている。

⁴⁵² Pan Zhenqiang, “China’s No First Use of Nuclear Weapons,” in *Understanding Chinese Nuclear Thinking*, pp.63-64.

である。

まず考えられるのは、核弾頭の保有総数である。中国の政府や有識者は、かねてから、中国の核戦力は小規模であり、世界の大多数の核兵器を保有する核超大国である米露こそが核軍縮を進めるべきであり、米露の核弾頭数が十分に削減されれば中国も核軍縮交渉に参加する用意があると述べている⁴⁵³。しかし、中国の核兵器保有数が全くわからない現状においては、米露が核軍縮を進めようにもどこまで削減していいのかわからない。特に、序章で述べたとおり、専門家によっては、中国の核弾頭の保有数を約3,000個と分析している⁴⁵⁴。これでは、1550個という配備戦略核までの削減を義務づけた新START以降の削減交渉を進めようにも、どこに削減基準を設定すればよいのか難しい⁴⁵⁵。当然、米露はそれぞれのインテリジェンス機関によって大方のことは把握していると思われるが、インテリジェンス分析には一定の不確実性がある。また、対外的に公表できるものではないので、非公開のインテリジェンス情報をもとにした交渉は、特に削減レベルが下がるほど一般国民からの支持を得ることが難しくなる。

更に言えば、第6章3.(4)で述べたとおり、中国は、核開発当初の頃とは違い、現時点では、少なくともDF-31A及びDF-31AGという残存性が高い対米本土用の核戦力を配備している。つまり、核開発当初の頃とは違い、それらの核戦力が実戦配備された時点で、中国の第二撃報復核抑止能力の信頼性は大きく確保されたこととなり、透明性のレベルを一段上げることができるはずである。当然、第6章3.(3)で論じたとおり、米国のミサイル防衛との関係で、中国は自らの核戦力の将来の信頼性に不安を抱えており、米露並みに透明性を上げることはできないかもしれないが、核開発当初以来の定量的情報に関する透明性はゼロという状態から一段上げて、核弾頭の保有総数を公表するくらいのことは中国の現在の核戦略との関係でも中国の安全保障を害する問

⁴⁵³ 1982年の第2回国連軍縮特別総会において、中国は、米ソがそれぞれの核兵器を50%削減すれば、中国も核兵器の削減交渉に参加する用意があると表明した。Ibid., p.66. ただし、近年は中国は長らくかかる表明をしていない。

⁴⁵⁴ Phillip A. Karber, *Strategic Implications of China's Underground Great Wall* (September 26, 2011). <https://fas.org/nuke/guide/china/Karber_UndergroundFacilities-Full_2011_reduced.pdf>; William Wan, "Georgetown students shed light on China's tunnel system for nuclear weapons," *The Washington Post*, November 29, 2011. <https://www.washingtonpost.com/world/national-security/georgetown-students-shed-light-on-chinas-tunnel-system-for-nuclear-weapons/2011/11/16/gIQA6AmKAO_story.html?noredirect=on&utm_term=.d1c40dd874b4>

⁴⁵⁵ なお、中国の約3,000個が保有総数であるのに対して、新STARTの上限1,550個というのは、保有する核弾頭のうち、配備している戦略核を対象にしている。したがって、これら2つの数字を単純に比較してはならない。

題を生じさせるとは考えられない。

核弾頭数と一口に言っても、2015年NPT再検討プロセスで軍縮不拡散イニシアティブ(NPDI)が提案したとおり(第5章参照)、所有の形態に応じて、主に保有数、貯蔵数、配備数、また、核兵器の種類に応じて、主に戦略核と非戦略核に分けられ、それぞれをたすき掛けした項目が「核弾頭数」の対象となり得る。いずれも重要な項目ではあるが、中国についてはまずは中国にとってより容易と考えられる保有数と配備数を優先させるべきであろう。第6章で述べたとおり、中国は、保有数を開示すれば、米国による無能力化のための先制攻撃のリスクが高まると懸念している。したがって、当面、少なくとも、核戦力の残存性を確実なものとする等、そのような懸念がなくなるまでは、中国が正確な保有数や配備数を開示することは難しいであろう。まずは、正確な数字(exact number)でなくとも、切り上げるような形で丸めた概数(round number)であってもよいだろう。例えば、米国科学者連盟(FAS)の分析のとおり、280個前後であれば⁴⁵⁶、「約300個」と公表するだけでも、少なくとも約3,000個という分析は間違っていることを宣言するという大きな意味がある。あるいは、それでもまだ無能力化のための先制攻撃の懸念を払しょくできないということであれば、かつての英国のように「400個未満」、あるいは、「約300~400個程度」というようにある程度の幅をもたせることも一案であろう。

また、配備数について、中国の専門家によれば、STARTや新STARTの定義に基づけば、中国の配備核の数は「ゼロ」だということである⁴⁵⁷。中国は第一(先行)不使用政策をとっており、敵の核攻撃に対して即座に反撃する必要はなく、敵の核攻撃がなされた後に報復すればよいという考え方(最小限抑止戦略)に基づいて、核弾頭と運搬手段を分離して保管しており(de-mating)、米露のように常に実戦配備状態にしておく必要がない、というのである。もしそうであれば、「ゼロ」であることを中国政府が公式に確認することは、それだけでも意義がある上に、中国の核戦略が最小限抑止戦略に基づいていることを具体的な根拠で裏付けるものとして非常に大きな意義がある。今後、中国が高度警戒態勢をとるようなことになれば、現状のde-matingから、実戦配備状態に移行する可能性があることから、配備数の変化は中国の核戦略の方向性について非常に重要な徴候を示すものとなる。中国政府にとっても、中国の配備核数が「ゼロ」であるということは、中国の穏当な核政策を国際社会に示すこととなり、また、上記のとおり保有概数を公表することができるのであれば、配

⁴⁵⁶ Hans M. Kristensen and Robert S. Norris, "Chinese nuclear forces, 2018," *Bulletin of Atomic Scientists*, Vol.74, No.4 (2018), pp.289-290.

⁴⁵⁷ Li Bin, "China's Potential to Contribute to Multilateral Nuclear Disarmament," *Arms Control Today*, Volume 41, Number 2 (March 2011), p.20.

備数「ゼロ」という情報がそれ以上に中国の核抑止力を阻害することにはならないと考えられる⁴⁵⁸。

なお、保有数と配備数のいずれについても、当面は戦略核と非戦略核を合計した数字から始める方が中国の抵抗感は少ないであろう。中国の最小限核抑止戦略では、理論的には、本来的には非戦略核にまで手を出す必要性がないはずである。しかし、中国の核戦略が最小限抑止戦略のまま留まっているのか、あるいは、変化が見られるのかを把握するためには、非戦略核の動向は極めて重要な情報であるので、中期的には戦略核と非戦略核とを区別した数字の開示が望まれる。特に、既述のとおり、INF全廃条約が廃棄される見通しの中で、中国の非戦略核の動向は日本の安全保障に直結する。

また、核弾頭の保有数・配備数に並んで重要な定量的情報は、核弾頭に用いられるプルトニウムや高濃縮ウランといった核分裂性物質の生産量である。中国の核弾頭保有数が約3,000個であるという分析に対しては、中国の核分裂性物質の生産量に関する入手可能な公開情報に基づけば、生産されたすべての核分裂性物質が核弾頭に使用されていたとしても、最大約680個程度にしかならないとする反論がなされている⁴⁵⁹。このように、核分裂性物質の生産量は、核戦力の上限を明らかにすることとなる。これは、将来の手足を縛りたくない中国としては開示困難と言える一方で、核弾頭の保有数・配備数と同様、中国の核戦力が実際に最小限抑止戦略に基づいて構築されていることを自ら証明する強力な情報となろう。

中国の核戦力の残存性が高まるより中期的な観点では、軍備競争安定性に資するための更なる定量的情報として、中国の核戦力、特に運搬手段の構成状況が挙げられる。いわゆる「三本柱」(大陸間弾道ミサイル(ICBM)、潜水艦発射型弾道ミサイル(SLBM)、戦略爆撃機)の各要素をどのような割合でミックスさせているのか。現在、及び、今後の方向性として、SLBMや移動式のICBMといった残存性の高い第二撃報復能力を中心に核戦力を整備しているのか。更に、それぞれの構成要素についても、カウンターフォース能力を有するまでに至っているのか、あるいは、カウンターバリュー能力に留まってい

⁴⁵⁸ ただし、越通(Tong Zhao)カーネギー・清華グローバル政策センター研究員は、中国からすれば、ミサイル防衛やCPGSの動向が不確実な中で、概数であってもいったん数字を発表すれば、いずれミサイル防衛やCPGSに対抗する形で保有数や配備数を増やさざるを得なくなった場合、中国が核戦力を拡大しているとの批判を浴びるため難しいと述べた(筆者による同氏へのインタビュー、北京、2018年9月5日)。配備数は、実際に弾頭数を増やさなくても、配備の形態を変えるだけで定義に応じて増え得るものであるため、配備の形態を変えて、配備数が増えたことになれば、中国が核戦力を拡大しているとの批判を受けるということになる。

⁴⁵⁹ Hui Zhang, "The defensive nature of China's "underground great wall,"" *Bulletin of Atomic Scientists* (January 16, 2012).

るのか。特に、正確性の高い低出力核の開発は、第一（先行）不使用政策と合致しない⁴⁶⁰。そのためには、核兵器の正確性と出力に関する情報が重要となる。カウンターフォース能力かカウンターバリュー能力かを示す客観的な情報の一つとして、発射されたミサイルの半数が内部に落下することが期待される円の半径を示す半数必中半径（CEP: Circular Error Probability）が挙げられる。ただし、CEPは、第3章で示した米ソ・米露間の透明性措置でも対象とされてこなかった情報であり、中国が少なくとも一方的に開示することはないであろう。他方で、米ソ・米露で対象とされてきていないのは、米ソ・米露では、主に核軍備管理・軍縮条約の検証のための透明性措置が中心であり、CEPは条約の検証には必要な情報ではなかったからである。中国の場合、本論文では核軍備管理・軍縮条約の前段階としての透明性措置として検討していることから、米露も開示することを前提として、中国にもCEPに関する情報開示を求めることは一案であろう。中国の立場にたっても、保有数の開示に際しての米国による無能力化のための先制攻撃といった懸念が、CEPの開示にも当てはまるとは俄かには論理的に考えることができない。

また、中国は米国が開発・配備を進めるMDを突破するためにミサイルの多弾頭化を進めていると言われるが、単なる複数再突入体（MRV）化（あるいは多弾頭化）に留まらず、米ソが損害限定を含むカウンターフォース戦略の一環として開発したMIRV化を進めているのであれば、第一（先行）不使用政策との整合性がより問われることとなる。MIRVかMRVかについては、一定程度ミサイルの発射時に発せられるテレメトリー情報で情報を得ることができるので、テレメトリー情報を暗号化しないで発することは重要な透明性措置と言える⁴⁶¹。中国が今後も現在の最小限抑止戦略を採用し続けるのであれば、中国の核戦力の開発は、敵国の都市・産業に対する確実な報復能力を確保することに重点を置くはずであり、核戦力の正確性やMIRVといったカウンターフォース能力は重視しないと考えられる。したがって、理論的には、現行の中国の核戦略の下で、核戦力の正確性やMIRV化に関する情報を開示することは、中国の核戦略との関係でも安全保障上の重大な問題を惹起しないはずである。

こうした能力面での定量的情報については、軍事パレードにおける示威的なデモンストレーションといった面で得られるものもある。ただし、これは、信頼醸成という観点からの透明性ではなく、抑止力誇示のための透明性である。

⁴⁶⁰ Blake P. Wood, *Nukes in the Post-Cold War Era: A View of the World from Inside the US Nuclear Weapons Program* (LA-UR-18-20950: February, 2018).

<<https://permalink.lanl.gov/object/tr?what=info:lanl-repo/lareport/LA-UR-18-20950>>

⁴⁶¹ 筆者によるハンス・クリスチャンセン(Hans M. Kristensen)米国科学者連盟核情報プロジェクト・ディレクターへのインタビュー、ワシントンDC、2018年8月5日。

例えば、近年で言えば、北朝鮮は、自らの核抑止力を誇示するために、核弾頭や弾道ミサイル等の画像や動画を積極的に広報している。しかしながら、当然のごとく、能力は誇示するが、実際の配備数や配備位置までは明かさないう線引きをしている。中国についても同様である。特に開発初期の頃は、核抑止能力を世界に知らしめるために一定の情報開示を行っている⁴⁶²。こうした点をとらえて、中国や北朝鮮にも透明性があるではないかという主張も散見されるが⁴⁶³、これらは上述のとおり、信頼醸成という観点からの透明性ではなく、あくまでも抑止力誇示のためのプロパガンダ的な透明性である。全くないよりは良いが、過度の評価を与える必要もない。

いずれにしても、こうした観点に基づく核戦力の構成や能力に関する定量的情報は、中国の核戦略の方向性に関する具体的な徴候を示すものである。中国にとっては、特に核戦力の脆弱性が高いと認識している段階においては、こうした具体的な核戦力の構成要素を開示することは困難であろうが、残存性の高い第二撃報復能力を確保するにつれて、より可能となってくるであろう。具体的には、保有総数の概数や配備数については、第6章の3.(4)で述べたとおり、残存性が高いDF-31A及びDF-31AGを配備している以上、現段階においても可能であろう。その他のより高度な定量的情報については、将来の米国におけるミサイル防衛やCPGS等の開発進展にも対処すると期待されるDF-41や096型の戦略原潜が配備される時点を次のメルクマールとして可能となり得る。中国自身にとっても、中国の第一(先行)不使用政策を中心とする最小限抑止戦略が不変であることを国際社会にアピールできる機会でもある。

なお、これら定量的情報の開示は、意図情報のような定性的な情報ではないため、必ずしも二国間での対話の場である必要はなく、むしろ、中国にとっての国際社会へのアピールという観点からも多国間の場の方がむしろふさわしいとも言える。ただし、核戦力の構成については、より踏み込んだ情報であるので、二国間の場から始める方が良いかもしれない。

(3) 行為情報

米ソがまずはホットラインの設置やミサイル発射事前通報といった危機安定性に係る透明性措置から始めたのと異なり、中国との間では、中国の核政策・戦略が、第一(先行)不使用政策を中心とする最小限抑止戦略に基づいていた

⁴⁶² 例えば、*JRRS Report: Science & Technology China* (Selections from “China Today: Nuclear Industry”) (April 26, 1988).を参照。

⁴⁶³ Wu Riqiang, “How China Practices and Thinks About Nuclear Transparency,” in *Understanding Chinese Nuclear Thinking*, pp.220-223.

とみなされてきたこともあり、危機安定性に係る透明性措置はそれほど喫緊なものとはされてこなかった。また、第6章4. で述べたとおり、中国にとっては、危機安定性という概念自体が、第一（先行）不使用政策との整合性が問われることとなりかねない。中国が今後も第一（先行）不使用政策を中心とする最小限抑止戦略を維持するのであれば、中国側の有識者が述べるとおり、中国として軍備競争に与する必要はなく（軍備競争安定性）、高度な警戒態勢にしておく必要もない（危機安定性）のであろう⁴⁶⁴。しかし、中国側の研究者が認めるとおり、中国の核開発及び核戦略の進展は、他国のそれに影響を強く受けるようになっており、特に高度警戒態勢に基づく迅速な対応能力の構築は、核抑止力の信頼性を強化するものとして中国国内の戦略コミュニティの中で共感を得ている。2004年以来の国防白書は迅速な対応能力の改善の重要性に言及し、2015年の国防白書は初めて核戦略警戒能力の改善を求めた⁴⁶⁵。これらが、具体的にどのレベルの警戒態勢を意味しているのかは不明である。仮に、敵によるミサイル発射情報を受けて報復攻撃をする（launch on warning）といったレベルまで想定しているのであれば、将来、誤情報や誤認に基づく核使用のリスクはこれまで以上に高まることとなる。このような状況においては、行為情報のうち、特に、中長期的に米ソで始められたような危機安定性に係る透明性措置の重要性が高まることとなろう。そのような状況に備えて、中国との間で、米ソ・米露間のようにミサイル発射事前通告を実施することを目指すべきであろう。

中国の核戦略の観点から、中国としてミサイル発射事前通告を受け入れ得るであろうか。危機安定性と第一（先行）不使用政策との整合性が最も大きな論点となり得るが、米ソ・米露間での成り立ちとは違い、中国との間では中国による第一（先行）使用を懸念しているということを前提にするのではなく、平時におけるミサイルや宇宙打上機の発射を相互に事前に通告することで、平時における信頼醸成に繋がるという点を強調すれば、第一（先行）不使用政策との整合性を殊更に問題視する必要性もなくなろう。また、実際のところ、中国は、既に2009年露との間でミサイル発射事前通告に合意している。具体的な合意内容は明らかになっていないが、米ソ間の初期の合意である1971年の米ソ核戦争勃発危険低減協定に倣っているとみられている⁴⁶⁶。第3章で示したとおり、同協定は、後の1988年に合意された米ソの弾道ミサイル発射通

⁴⁶⁴ Pan Zhenqiang, “China’s No First Use of Nuclear Weapons,” in *Understanding Chinese Nuclear Thinking*, pp.63-64.

⁴⁶⁵ Tong Zhao, “Changes in and the Evolution of China’s Nuclear Thinking,” in *Understanding Chinese Nuclear Thinking*, p269.

⁴⁶⁶ Luke Champlin, “China, Russia Agree on Launch Notification,” *Arms Control Today*, (November 5, 2009). <https://www.armscontrol.org/act/2009_11/ChinaRussia>

告協定とは異なり、発射地点や着弾地点の地理的座標といった具体的な通告対象は規定されていなかった。したがって、中国にとっては、現時点においては、米ソ核戦争勃発危険低減協定レベルの曖昧な事前通告であれば受入れ可能ということを示しているのかもしれない。より詳細な情報については、中国からすれば、ミサイル発射事前通告を通じて、ミサイルの発射地点や着弾地点を通告することは、サイロ型が多い中国の核ミサイル戦力の残存性を損なうものと考えられる可能性はある。中国が弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）⁴⁶⁷に参加しない理由の一つに、HCOCには発射地点や発射方向といった類似の事前通告対象が盛り込まれていることにあるのかもしれない。しかし、サイロ型ミサイルについては既に人口衛星で場所は特定されており、また、移動式ミサイルについても、平時のミサイル発射事前通告であれば、有事における発射地点とは異なるため必ずしも残存性を害するとは限らない。むしろ、誤解や誤情報による敵からの報復リスクを減じることもでき⁴⁶⁸、残存性の確保を重視する中国の核戦略との関係で必ずしも安全保障上の問題を惹起することは考えられない。なお、第6章3.（1）で述べたとおり、中国は、軍事一般の透明性に関する中国政府の公式な立場として、国境付近での軍事演習の規模、頻度、地理的範囲といった行為情報の相互通報から始めるべきと主張していたこともあることは、核関連の行為情報の透明性を考える上で参考となる。

（4）米中の核政策上の連結点の可能性

以上、中国の透明性そのものの可能性を探ったが、中国が透明性を向上しやすい環境醸成のために米中の核政策面で何らかの合意乃至連結点を探ることはできないであろうか。中国では、上述のとおり、核戦略思考の基本として、米国から中国の小規模な核戦力に対して無能力化のための先制攻撃を受けるのではないかという恐れが常にある。これに対して、米国は、主に同盟国への拡大抑止を念頭に大規模な通常戦力侵攻や生物・化学兵器使用に対する抑止力の維持のために第一（先行）不使用政策の採用を拒否しており、第一（先行）使用のオプションを維持している⁴⁶⁹。いわゆる「第一（先行）不使用」政策の「第

⁴⁶⁷ HCOCについては、<<https://www.hcoc.at/>>を参照。

⁴⁶⁸ Nicholas Cosmas, Meicen Sun, and John K. Warden, “US-China Need a Missile Launch Notification Deal,” *The Diplomat*, October 27, 2014. <<https://thediplomat.com/2014/10/us-china-need-a-missile-launch-notification-deal/>>

⁴⁶⁹ ロバーツ(Brad Roberts)元国防次官補代理（核・ミサイル防衛政策担当）は、2010年の米国の核態勢見直し（NPR）の際に米政府内で議論された第一（先行）不使用政策と実質的に同義の「唯一の目的」政策（注：抑止戦略における核兵器の役割を敵国からの核攻撃に対する抑止に限定する政策）については、同盟国との協議の結果、採用されなかったと説明している。Brad Roberts, *The Case for U.S. Nuclear Weapons in the 21st Century*

一」の概念は広いものであり、「先制」攻撃も含まれると解釈し得るが、「第一（先行）使用」のオプションと言っても、大規模通常戦力や生物・化学兵器の使用に対する抑止のための「第一使用(first use)」と、無能力化のための晴天の霹靂の「先制攻撃(preemptive strike)」とは性質の異なるものである。米国において後者のオプションが実際に実施される可能性は前者よりも相当程度低いものと考えられる。これは、前者が、主に同盟国への拡大抑止の提供を主な目的としている一方で、後者は戦争遂行戦略の一環としての性格が強いからである。実際、米国の核態勢見直し（NPR）では後者のようなオプションは政策として明記されておらず、むしろ2018年NPRでは明示的に否定されている。それにもかかわらず、中国が米国による無能力化のための先制攻撃を恐れて透明性を向上できず、そのことがひいては危機安定性や軍備競争安定性に悪影響を与えるとするのであれば、例えば、米国として大規模通常戦力に侵攻や生物・化学兵器使用に対する核報復の可能性は残すが（したがって、第一（先行）不使用政策は採用しない）、無能力化のための先制攻撃はしない（すなわち、「先制不攻撃政策」といった政策乃至宣言を打ち出すことを検討する余地はないだろうか。もちろん、無能力化のための先制攻撃の可能性が排除されている訳ではないだろう。例えば、中国による日本に対する大規模通常攻撃に対して米国が実際に核で報復する場合には、中国による核の再報復を招かないように、損害限定戦略に基づいて中国の核報復能力を無能力化することが理論的な可能性として考えられる。しかし、実際に、米国が中国の核報復能力を先制攻撃によって完全に無能力化することができる可能性は極めて低い⁴⁷⁰。そのような基本的に理論的な可能性であり、現実的には極めて低い可能性のために、中国による透明性向上の余地を閉ざすことが、地域及び米中間の安全保障全体に鑑みて望ましいことか、今後の検討の余地、少なくとも米中間の対話の余地はあるのではないか。少なくとも理論上は、中国が米国の核戦略は基本的に抑止であるとの確信を持つことができれば、中国にとっての透明性への制約は下がることとなるだろう。

以上、中国による透明性の可能性を、短期的に可能性があるものから中長期的なものまで、中国の核戦略及び核戦力から論理的に推論した。短期的には、米露とは非対称な核戦略及び核戦力を有する中国との間では透明性についても非対称性を受入れざるを得ないという前提で、米中が建設的な戦略対話を行う

(Stanford, CA: Stanford University Press, 2016), p.201.

⁴⁷⁰ Hans M. Kristensen, Robert S. Norris and Matthew G. McKinzie, *Chinese Nuclear Forces and U.S. Nuclear War Planning* (Washington D.C.: Federation of American Scientists/Natural Resources Defense Council, November 2006).

<<https://fas.org/nuke/guide/china/Book2006.pdf>>

ことができれば、米国との一定の安定性の確保及びNPT体制の維持に利益を見出す中国にとっても、例えば、上記3.(2)のような概数レベルでの核弾頭保有数に関する透明性に収斂する可能性は十分であろう。その他の情報、特に、より詳細な核弾頭数や核兵器の正確性や出力といった定量的情報については、特に米国による無能力化のための先制攻撃の可能性への中国の懸念が十分な形で対処されない限り、中国にとって受け入れることは難しいであろう。そのため上記3.(4)で示した政策上の連結点は今後の鍵となり得る。

また、上記3.(1)ではまずは中国が重視する意図情報から始めることを提案した。この点、中国が意図情報の交換から始めることを受け入れる可能性はあるが、日米が望む中国の核戦略・政策の将来の方向性については、中国は現在の核政策の繰り返しに固執し、容易に明らかにすることはないであろう。中国にとって、例えば、無条件の第一(先行)不使用政策は、国際社会において中国の核保有を正当化する不可欠の根拠であるためである。他方で、中国は、第一(先行)不使用政策といった現状の中国の核政策を足かせと感じている側面はあるため、今後、米中の戦略関係が悪化する局面において、核戦略・政策の変更の可能性を示唆する場面が出てくる可能性はあり得よう。ただし、その場合であっても、中国として変更後の核戦略に十分に対応できる現実の核戦力を相当程度整備し終わってからであろう。その意味で、上記3.(2)で中長期的な透明性の課題として示した中国の核戦力の構成、特にカウンターフォース能力に資する核戦力の構築の動向に関わる透明性は、中国の核戦略・政策の将来を占う上で極めて重要な指標となる。

4. 終わりに

本研究は、米ソ・米露の核兵器大国の透明性を歴史から紐解き、新たな超大国としてその存在感を著しく高めている中国の透明性の可能性を探った。本来であれば、核兵器の面では未だ小規模な核兵器国とみなされている中国の透明性の可能性を探るためには、英仏や印パといった同じく小規模な核戦力の保有国の透明性も研究の対象にすべきであったであろう。今後の研究課題である⁴⁷¹。特に、米国との同盟国であり、さしたる敵対国のいない英仏よりも、相互に敵対関係にある印パ、就中、中国を核の潜在的標的としているインドの核戦略とその透明性に関する政策については今後の優先的な研究課題であろう。インドをファクターに組み込むことで、中国の核戦略がより立体的なものとなり、透明性の可能性の研究もより精緻なものとなろう。また、本研究では、各国の核戦略との論理的関係を除いて、透明性がどのような条件であれば可能となり、

⁴⁷¹ ただし、中国が核戦力を増強しており、米露との将来のパリティまで囁かれているなかで、それらの国と中国を同列に扱うべきではないであろう。

また、実施された透明性が安全保障上どのような結果をもたらしているのかといった点にまでは踏み込んでおらず、そうした点も今後の研究課題である。また、ソ連におけるゴルバチョフ(Mikhail Gorbachev)大統領の出現といった各国の政治・外交状況や透明性に対する各国国民の受容度といった国内社会の状況との関係についても今後の研究課題であろう。特に中国の場合、核戦略との関係いかにかわらず、国内社会状況が大きく影響する側面はあろう⁴⁷²。

更に、技術進展と透明性の関係も今後の研究課題である。透明性措置の有無に関わらず、技術進展によっていずれにしても透明になってしまうのであれば、核戦略の範囲内で透明性を受け入れるという原則はもはや当てはまらなくなる。1960年代に人工衛星の実用化によって、弾道ミサイルや爆撃機といった運搬手段が透明になってしまったことで、SALT Iの内容が自ずと定まったのであるが、仮に人工衛星の実用化がなければそうした運搬手段は未だに核戦略との関係で透明にすることはできないということになったであろうか。仮に、今後、核弾頭や核分裂性物質が透明になってしまうような技術進展が見られた場合はどうなるだろうか。そのように考えると、核戦略の範囲内で透明性は認められるという原則は、単に核戦略を隠れ蓑に必要以上に不透明にしているのか、あるいは真に不透明にする必要はあったが技術進展によって致し方なく透明性を受け入れることになるのであろうか。

また、技術進展と透明性の関係という観点からは、今後、精密攻撃兵器の技術進展も大きく影響し得る。精密攻撃兵器の技術進展は、核戦力を無能力化するための先制攻撃の能力が高まることを意味する。その結果、そうした先制攻撃を受ける側は脆弱性認識を高めることとなり、堅固な地下化等を通じて核戦力をより隠匿する。すなわち、透明性はより困難となる。他方で、監視・偵察の技術進展が進めば、敵国の核戦力の実態をより透明にすることができるが、第二撃報復戦力の配備位置まで明らかにするレベルにまでなれば、暴露される側は使うか失うかという状況(a use-them-or-lose-them situation)に陥ることとなり、第一(先行)使用の誘因が高まることとなり、危機安定性を害することとなる。いずれの場合においても、近年のAI技術による自律兵器システム(AWS)の著しい進展は大きな影響を及ぼし得る⁴⁷³。

とは言え、本研究を通じて二国間及び多国間における核軍備管理・軍縮に

⁴⁷² 李彬(Li Bin)清華大学教授へのインタビュー。

⁴⁷³ AWSの戦略的安定性に与え得る影響については、例えば次の資料を参照。Jürgen Altmann and Frank Sauer, "Autonomous Weapon Systems and Strategic Stability," *Survival*, vol.59, no.5 (October-November 2017), pp.117-142; Edward Geist and Andrew J. Lohn, "How Might AI Affect the Risk of Nuclear War?" *Security 2040* (2018); Jean-Marc Rickli, "The Impact of Autonomous Weapons Systems on International Security and Strategic Stability," *Defence Future Technologies* (November 2017), pp.61-65.

における透明性の議論や履行の過程を多面的かつ重層的に分析することで、上記1. 及び2. のとおり、核軍備管理・軍縮の透明性における目的や意義の全体像を浮かび上がらせることができた。核軍備管理・軍縮における透明性は主に米ソ・米露の二国間で履行されてきたことは確かであるが、二国間での議論が多国間（NPT）での議論に影響を及ぼしつつも、NPTでの議論は独自の形で進展していった。結果として、透明性には、特に二国間においては、戦略的安定性に資する効果と核抑止力を阻害する効果の互いに逆方向のベクトルがある一方で、多国間においては核軍縮やNPT体制の信頼性といった観点からの透明性に向けた要請という別のベクトルがあって、それらの3すくみの中での均衡点で透明性が成り立つことも明らかとなった。また、表面的には透明性が極めて困難な中国についても、上記3. のとおり、現状の核戦略の下でも何らかの余地があり得ることを示すことができた。透明性は過大評価されているという中国側の研究者もおり⁴⁷⁴、もちろん過大評価してはならないが、過小評価もすべきでない。

中国は透明性に欠けているとの批判が頻繁になされるが、一般論として単純に中国に対して透明性を向上せよと要求するだけでは、中国側の反発を招くだけで建設的な対話を前進させることはできない。中国にとっての透明性の意味や位置づけを理解し、我々が求めているものは何かを改めて把握した上で、それらに基づいて具体的にどのような透明性を求めるのか、求め得るのかを特定することが肝要である。その一例を上記3. で示した。

この際、我々にとってのメリットのみならず、中国にとっても安全保障上有害とならないこと、可能であればむしろメリットになり得ることを具体的に提示できるようにしておくとなお良いであろう。中国では、現状の核戦略及び核戦力の構成においては、透明性の向上は基本的に中国の核抑止力への否定的な影響があると認識されているので、まずは影響がない、あるいは極力小さいものであって、かつ、軍備競争安定性や危機安定性に好影響のある透明性を特定することで、中国の安全保障にとっても意義があることを示すことができよう。更に、中国の核戦略及び核戦力は防衛的なものであるという中国の伝統的なスタンスを国際社会にアピールすることができる透明性であることが良い。これは、今後、中国の核戦略及び核戦力が攻撃的なものになる可能性がある中で引き続き防衛的であり続けること、あるいは、攻撃的なものに転じる時期を遅らせることは、日米にとっても意味があることだからである。逆に、上記の条件を満たす透明性であるにもかかわらず、中国が消極的であれば、中国の中長期

⁴⁷⁴ Dingding Chen, “Military Transparency is Overrated: China has good reasons to remain secretive about its military,” *The Diplomat*, April 16, 2014.
<<https://thediplomat.com/2014/04/military-transparency-is-overrated/>>

的な意図、すなわち、中国が自らの核戦略及び核戦力について中長期的には攻撃的なものになることを見越している可能性があることを示唆しているとも言えるかもしれない。

更に言えば、特に定量的情報は、多国間条約であるNPT体制への信頼性の維持・強化の観点からも極めて重要である。NPTは5核兵器国以外による核兵器の保有を禁止する条約であるが、同時に、5核兵器国には核軍縮義務が課されている。冷戦後、核軍縮が期待ほどには進展していないことへの不満から、NPT体制への信頼性の揺らぎが指摘されている。核軍縮が進展していることを示すためには、定量的情報、特に核弾頭の保有数等を定期的に公表して、削減していることを締約国に示すことが肝要である。その意味で、定量的情報の透明性向上は、NPT体制への信頼性の維持・強化に大きな責任を有する5核兵器国の一角として責任ある行動を果たすことを意味する。逆に言えば、定量的情報に関する一定程度の透明性は、NPT体制への信頼性の維持・強化という観点から、中国にとっても利益であることを意味する。

結論として、本研究では、その成果をもとに、中国の論理を踏まえ、中国の核抑止力を阻害しない範囲で、軍備競争安定性及び危機安定性、更にはNPT体制への信頼性の維持・強化のための核軍縮に資するという観点から、中国自身の「核抑止力レベルに相応した(*corresponding*)レベルでの透明性」を提唱した。「最大限」の抑止戦略（あるいは、抑止戦略と戦争遂行戦略の混合）とも言える核抑止戦略を採用する米ソ・米露の透明性措置のうち、核抑止戦略との相似関係において、「最小限」の透明性措置をとることは理論的に可能ではないか、ということである。具体的には、定量的情報に関して言えば、確実な第二撃報復能力を有していない核兵器開発当初の時代においては、透明性ゼロというのは中国の核戦略の論理からは妥当するとしても、第二撃報復能力の確実度の進展度合いによって、透明性の度合いも進展させることが可能であり、進展させることが必要である。例えば、一定の第二撃報復能力を保有しているが脆弱性を懸念する現段階においては、核弾頭の保有総数及び配備数について数字を丸めた概数(*round number*)、英仏程度に確実な能力を保有する段階に至れば正確な数(*exact number*)を開示するといった具合である。NPTの文脈でも、米露の数字が大きい当面は正確な数字までは必要なく、概数で十分である。逆に言えば、概数の開示くらいは不可欠である。まとめると図7-1のとおりである。

核戦略

最小限抑止戦略 → 最大限抑止戦略
(又は抑止戦略+戦争遂行戦略)

核戦力の残存性

小(脆弱) → 大(非脆弱)

透明性

小 → 大

図7-1 核戦略、核戦力の残存性、透明性の相似関係

中国の核兵器開発・配備の初期は、同国の核戦力の脆弱性は未だ高かったことから、透明性の度合いは低かった。その後、同国の核戦力の脆弱性は、上記のとおり、中間段階に到達していると言え、更に戦略原潜や移動式ICBMの配備によって更なる残存性が確保される見込みである。したがって、中国は、それに応じて透明性の度合いを高めることができるということである。

中国は、よほど必要な場面に追い込まれない限り、すべからく不透明のままにして今後の交渉の際の妥協の余地を残しておく方が戦術的にも望ましいと考えているかもしれない。しかし、透明性は、NPTの再検討プロセスにおいて主要論点の一つに発展しており、単なる核大国間の戦略的安定性の問題ではなく、NPT体制への信頼性の問題でもある。また、透明性の欠如は、北東アジア地域における不信感、ひいては地域における核拡散のリスクにつながり得る問題でもある。更に言えば、NPT第6条の核軍縮義務を果たすための必要条件でもある。したがって、日本も、NPT締約国として、また、地域の国として、中国を含む核兵器保有国の透明性向上に利害を有する当事国である。実際の外交の場面においては、中国の透明性については米国が中心となって中国との対話を進めることが必要であるが、日本も米国にインプットしつつ、中国に対しても粘り強く対話を進めることが重要であろう。同時に米国に対して、米国の透明性向上を具体的な項目を指し示しながら働きかけることも必要であろう。

中国は、核戦力が小規模な国にとって透明性は不可能だと従来から主張しているが、通常戦力においては拡大の一途を辿っているにもかかわらず透明性はそれに相応して向上していないことからすると、もはや不透明であることの論理としては根拠を失いつつあると言わざるを得ない。加えて、透明性のない形での通常戦力の増大が地域の不安や不信を惹起しており、透明性のない核戦力

の増強がそれを更に増幅していることからすれば、核戦力の透明性のみを切り離して議論することには本来的には限界があろう。将来的には、核戦力の透明性は、地域における軍事力全般の透明性・信頼醸成措置の一環として位置付けることが必要となろう。

日本は、第4章で述べたとおり、主にNPD Iを活用して、この10年以上をかけて透明性をNPT再検討プロセスにおける主要論点の一つにまで押し上げる外交を展開してきた。透明性については既にやり尽した感もなきにしもあらずであるが、上述のとおり、まだ開拓する余地は十分にある。これまで注力してきた多国間（NPT）の場もさることながら、北東アジアの地域における透明性・信頼醸成措置の策定といった文脈で追求する余地は非常に大きい。核軍備管理・軍縮の一環としての透明性を地域外交でも展開することで、日本の核軍備管理・軍縮外交の地平線を広げることとなろう。

参考文献

<一次資料>

A Compilation of All Texts of Principles, Guidelines or Recommendations on Subject Items Adopted Unanimously by the Disarmament Commission (A/51/182: July 1, 1996).

A Compilation of All Texts of Principles, Guidelines or Recommendations on Subject Items Adopted Unanimously by the Disarmament Commission (A/51/182/Rev.1: June 9, 1999).

Agreed Statements and Common Understanding Regarding the Treaty between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Limitation of Strategic Offensive Arms (June 18, 1979).

Agreed Statements, Common Understandings, and Unilateral Statements Regarding the Interim Agreement between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on Certain Measures With Respect to the Limitation of Strategic Offensive Arms (May 26, 1972).

Agreement between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on Notifications of Launches of Intercontinental Ballistic Missiles and Submarine-Launched Ballistic Missiles (May 31, 1988).

Agreement between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics To Expand the U.S.-USSR Direct Communications Link (July 17, 1984).

Agreement between the U.S. and the U.S.S.R. on Measures To Improve the U.S.A.-U.S.S.R. Direct Communications Link (With Annex, Supplementing and Modifying the Memorandum of Understanding with Annex, of June 20, 1963) (September 30, 1971).

Agreement between the Government of the United States of America and the

Government of the Union of Soviet Socialist Republics on Reciprocal Advance Notification of Major Strategic Exercises (September 23, 1989).

Agreement between the Government of the United States of America and the Government of the Union of Soviet Socialist Republics on the Prevention of Incidents on and over the High Seas (May 25, 1972).

Agreement on Confidence-Building Measures Related to Systems to Counter Ballistic Missiles Other Than Strategic Ballistic Missiles (September 26, 1997).

Agreement on Measures to Reduce the Risk of Outbreak of Nuclear War between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics (September 30, 1971).

Atomic Energy Act of 1946 (Public Law 585, 79th Congress).

Atomic Energy Act of 1954, as Amended (Public Law 83-703).

Charter of Paris for a New Europe (Paris, 1990).

Conference on Security and Co-Operation in Europe Final Act (Helsinki, 1975).

Comprehensive Study on Confidence-building Measures: Report of the Secretary-General (New York: United Nations Publications, 1982).

Creating the Conditions for Nuclear Disarmament (CCND): Working paper submitted by the United States of America (NPT/CONF.2020/PC.II/WP.30: April 18, 2018).

Creating the Conditions for Nuclear Disarmament: A New Approach, Remarks by Dr. Christopher Ashley Ford, Assistant Secretary of State, Bureau of International Security and Nonproliferation at Center for Nonproliferation Studies (CNS) Nonproliferation

Workshop, Annecy, France (March 14, 2018).

Document of the Stockholm Conference on Confidence- and Security-Building Measures and Disarmament in Europe Convened in Accordance with the Relevant Provisions of the Concluding Document of the Madrid Meeting of the Conference on Security and Co-Operation in Europe (Stockholm: September 19, 1986).

Draft Final Document: Review of the operation of the Treaty, as provided for in its article VIII (3), taking into account the decisions and the resolution adopted by the 1995 NPT Review and Extension Conference, the Final Document of the 2000 Review Conference and the conclusions and recommendations for follow-on actions of the 2010 Review Conference (NPT/CONF.2015/R.3: May 21, 2015).

<<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2015/documents/DraftFinalDocument.pdf>>

Excerpts from Nuclear Posture Review, Submitted to Congress on 31 December 2001.

<<https://fas.org/sgp/news/2002/01/020109-D-6570C-005.jpg>>

Final Document of the Fourth Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part I (NPT/CONF.IV/45/I: September 14, 1990).

Final Document of the Fourth Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part II (NPT/CONF.IV/45/II: September 14, 1990).

Final Document of the Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part I (NPT/CONF/35/I: May 30, 1975).

Final Document of the Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part II (NPT/CONF/35/II: May 30, 1975).

Final Document of the Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part III (NPT/CONF/35/III: May 30, 1975).

Final Document of the Second Review Conference of the Parties to the Treaty to the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part I (NPT/CONF.II/22I: September 7, 1980).

Final Document of the Second Review Conference of the Parties to the Treaty to the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part II (NPT/CONF.II/22II: September 7, 1980).

Final Document of the Third Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part I (NPT/CONF.III/64/I: September 21, 1985).

Final Document of the Third Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part II (NPT/CONF.III/64/II: September 21, 1985).

Final Document of the Third Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part III (NPT/CONF.III/64/III: September 21, 1985).

Final Document of the 1995 Review and Extension Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part I (NPT/CONF.1995/32, Part I: May 12, 1995).

Final Document of the 1995 Review and Extension Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part II (NPT/CONF.1995/32, Part II: May 12, 1995).

Final Document of the 1995 Review and Extension Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part III (NPT/CONF.1995/32, Part III: May 12, 1995).

Final Document of the 2000 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Parts I and II (NPT/CONF.2000/28, Parts I and II: May 19, 2000).

Final Document of the 2000 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part III (NPT/CONF.2000/28, Part III: May 19, 2000).

Final Document of the 2000 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part IV (NPT/CONF.2000/28, Part IV: May 19, 2000).

Final Document of the 2005 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part I (NPT/CONF.2005/57, Part I: May 27, 2005).

Final Document of the 2005 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part II (NPT/CONF.2005/57, Part II: May 27, 2005).

Final Document of the 2005 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part III (NPT/CONF.2005/57, Part III: May 27, 2005).

Final Document of the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Volume I (NPT/CONF.2010/50, Vol.I*: May 28, 2010).

Final Document of the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Volume II (NPT/CONF.2010/50, Vol.II: May 28, 2010).

Final Document of the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Volume III (NPT/CONF.2010/50, Vol.III: May 28, 2010).

Final Document of the 2015 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part I (NPT/CONF.2015/50, Part I: May 22, 2015).

Final Document of the 2015 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part II (NPT/CONF.2015/50, Part II: May 22, 2015).

Final Document of the 2015 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Part III (NPT/CONF.2015/50, Part III: May 22, 2015).

First Agreed Statement Relating to the Treaty between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Limitation of Anti-Ballistic Missile Systems of May 26, 1972 (26 September, 1997).

Fourth P5 Conference: On the Way to the 2015 NPT Review Conference (April 19, 2013).

<<https://2009-2017.state.gov/r/pa/prs/ps/2013/04/207768.htm>>

“Guidelines and Recommendations for Objective Information on Military Matters,” in *Report of the Disarmament Commission: General Assembly Official Records Forty-seventh Session Supplement No.42* (A/47/42: 1992).

“Guidelines and Recommendations for Regional Approaches to Disarmament within the Context of Global Security,” in *Report of the Disarmament Commission: General Assembly Official Records Forty-eighth Session Supplement No.42* (A/48/42: 1993).

“Guidelines for Appropriate Types of Confidence-Building Measures and for the Implementation of such Measures on a Global or Regional Level,” in *Special Report of the Disarmament Commission to the General Assembly at Its Third Special Session Devoted to Disarmament*

(A/S-15/3*: May 28, 1988).

Her Majesty's Government. *National Security Strategy and Strategic Defence and Security Review 2015: A Secure and Prosperous United Kingdom* (November 2015).

_____. *Securing Britain in an Age of Uncertainty: The Strategic Defence and Security Review* (October 2010).

Implementation of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: Report submitted by the People's Republic of China (NPT/CONF.2015/PC.III/13: April 29, 2014).

Increased transparency in nuclear disarmament: working paper submitted by members of the Non-Proliferation and Disarmament Initiative (Australia Canada, Chile, Germany, Japan, Mexico, Nigeria, the Netherlands, the Philippines, Poland, Turkey and the United Arab Emirates) (NPT/CONF.2015/PC.III/WP.10: March 19, 2014).

Information Office of the State Council of the People's Republic of China, *China's Endeavors for Arms Control, Disarmament and Non-Proliferation* (September, 2005).

_____. *China's National Defense in 2006* (29 December, 2006).

Interim Agreement between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on Certain Measures With Respect to the Limitation of Strategic Offensive Arms (May 26, 1972).

International Arms Transfers (A/RES/43/75 I: December 7, 1988).

Joint Declaration on the New Strategic Relationship (May 24, 2002).

<<https://www.state.gov/t/avc/trty/127129.htm#13>>

Joint Statement by President George W. Bush and President Vladimir V. Putin on a New Relationship between the United States and Russia

(November 13, 2001).

<<https://www.state.gov/t/avc/trty/127129.htm#6>>

Joint Statement by the Delegations of the Russian Federation and the U.S. on New START Treaty (May 13, 2010).

<<https://2009-2017.state.gov/r/pa/prs/ps/2010/05/141827.htm>>

Joint Statement from the Nuclear-Weapon States at the 2016 Washington, DC P5 Conference (September 15, 2016).

<<https://2009-2017.state.gov/r/pa/prs/ps/2016/09/261994.htm>>

Joint Statement from the Nuclear-Weapon States at the London P5 Conference (February 6, 2015).

<<https://2009-2017.state.gov/r/pa/prs/ps/2015/02/237273.htm>>

Joint Statement on Non-Proliferation of Weapons of Mass Destruction and the Means of their Delivery (January 14, 1994).

<<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PPP-1994-book1/pdf/PPP-1994-book1-doc-pg71.pdf>>

Joint Statement on Parameters of Future Reductions in Nuclear Forces (March 21, 1997).

<<https://fas.org/sgp/othergov/doe/dis/appb.pdf>>

Joint Statement on Strategic Stability and Nuclear Security (September 29, 1994).

<<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/WCPD-1994-10-03/pdf/WCPD-1994-10-03-Pg1899.pdf>>

Joint Statement on the P5 Beijing Conference: Enhancing Strategic Confidence and Working Together to Implement the Nuclear Non-Proliferation Review Outcomes (April 15, 2014).

<<https://2009-2017.state.gov/r/pa/prs/ps/2014/04/224867.htm>>

Joint Statement on the Transparency and Irreversibility of the Process of Reducing Nuclear Weapons (May 10, 1995).

<<http://www.presidency.ucsb.edu/ws/index.php?pid=51341>>

JRRS Report: Science & Technology China (Selections from “China Today: Nuclear Industry”) (April 26, 1988).

<<http://www.dtic.mil/dtic/tr/fulltext/u2/a359011.pdf>>

Main Committee I: Revised draft Chairman’s report (NPT/CONF.2015/MC.I/CRP.4/Rev.1: May 15, 2015).

<<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2015/documents/MCI-CRP4-Rev1.pdf>>

Memorandum of Understanding between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics Regarding the Establishment of a Data Base on the Numbers of Strategic Offensive Arms (June 18, 1979).

Memorandum of Understanding between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics Regarding the Establishment of a Direct Communications Link (June 20, 1963).

Memorandum of Understanding between the Government of the United States of America and the Government of Soviet Socialist Republics Regarding the Establishment of a Standing Consultative Commission (December 21, 1972).

Memorandum of Understanding on Warhead Attribution and Heavy Bomber Data Relating to the Treaty between the United States of America and The Russian Federation on Further Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms (January 3, 1993).

Memorandum of Understanding Regarding the Establishment of the Data Base For The Treaty between the Union Of Soviet Socialist Republics and the United States Of America On the Elimination Of their Intermediate-Range and Shorter-Range Missiles (December 8, 1987).

Memorandum of Understanding Relating to the Treaty between the United

States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Limitation of Anti-Ballistic Missile Systems of May 26, 1972 (September 26, 1997).

Military Budgets (A/RES/44/114 B: December 15, 1989).

Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China. *Fact Sheet: China: Nuclear Disarmament and Reduction* (April 27, 2004).
<<https://fas.org/nuke/guide/china/doctrine/fs042704.pdf>>

_____. *China: Arms Control and Disarmament* (July 8, 2002).

“New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms, U.S. Categories of Data: Categories of Data Pertaining to Strategic Offensive Arms, As of September 1 2011,” *Documents assembled by Hans M. Kristensen, Federation of American Scientists* (December 7, 2011).
<<https://fas.org/programs/ssp/nukes/armscontrol/NewSTART-USnumbers090111.pdf>>

“New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms, U.S. Categories of Data: Categories of Data Pertaining to Strategic Offensive Arms, As of September 1 2012,” *Documents assembled by Hans M. Kristensen, Federation of American Scientists* (November 30, 2012).
<https://fas.org/programs/ssp/nukes/armscontrol/NewSTART_USnumbers090112.pdf>

Objective Information on Military Matters, including Transparency of Military Expenditures (A/RES/49/66: December 21, 1994).

Objective Information on Military Matters: Letter dated 25 April 1991 from the head of the Chinese delegation addressed to the Chairman of the Disarmament Commission (A/CN.10/146: April 25, 1991).

Operationalizing the Creating an Environment for Nuclear Disarmament

(CEND Initiative: Working paper submitted by the United States of America (NPT/CONF.2020/PC.III/WP.43: April 26, 2019).

Permanent Mission of the People's Republic of China to the United Nations Office at Geneva and Other International Organizations in Switzerland. *Speech by Ambassador Wang Qun During the Informal Discussion on the Issue of 'Transparency in Armaments' at the First Session of the Conference on Disarmament in 2008* (February 28, 2008).

<<http://www.china-un.ch/chn/cjkk/cjfyda/t556688.htm>>

_____. *Speech by the Chinese Delegation During the Informal Discussion on the Topic of "Transparency in Armaments" at the First Session of the Conference on Disarmament in 2009* (February 14, 2009).

<<http://www.china-un.ch/chn/cjkk/cjfyda/t646476.htm>>

Proposals by the Non-Proliferation and Disarmament Initiative to enhance transparency for strengthening the review process for the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: Working paper submitted by the members of the Non-Proliferation and Disarmament Initiative (Australia, Canada, Chile, Germany, Japan, Mexico, Netherlands, Nigeria, Philippines, Poland, Turkey and United Arab Emirates) (NPT/CONF.2020/PC.II/WP.26: April 11, 2018).

Protocol on Inspections and Continuous Monitoring Activities Relating to the Treaty between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms (July 31, 1991).

Protocol on Notifications Relating to the Treaty between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms (July 31, 1991).

Protocol on Procedures Governing the Conversion or Elimination of the Items Subject to the Treaty between the United States of America

and the Union of Soviet Socialist Republics on the Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms (July 31, 1991).

Protocol on Procedures Governing the Elimination of the Missile Systems Subject to the Treaty between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Elimination of Their Intermediate-Range and Shorter-Range Missiles (December 8, 1987).

Protocol Regarding Inspections Relating to the Treaty between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Elimination of Their Intermediate-Range and Shorter-Range Missiles (December 8, 1987).

Protocol to the Treaty between the United States of America and The Russian Federation on Measures for the Further Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms (April 8, 2010).

Protocol to the Treaty between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Limitation of Underground Nuclear Weapon Tests (June 1, 1990).

Protocol to the Treaty between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on Underground Nuclear Explosions for Peaceful Purposes (June 1, 1990).

Raegan, Ronald. *Address at Commencement Exercises at Eureka College in Illinois* (May 9, 1982).

_____. *Address to the Nation and Other Counties on the United States-Soviet Relations* (January 16, 1984).

_____. *Address to the Nation on Defense and National Security* (March 23, 1983).

_____. *Remarks to Members of the National Press Club on Arms Reduction and Nuclear Weapons* (November 18, 1981).

Recommendations for consideration by the 2015 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: Joint working paper submitted by the members of the Non-Proliferation and Disarmament Initiative (Australia Canada, Chile, Germany, Japan, Mexico, Nigeria, the Netherlands, the Philippines, Poland, Turkey and the United Arab Emirates) (NPT/CONF.2015/WP.16: March 20, 2015).

Reduction of Military Budgets (A/RES/35/142 B: December 12, 1980).

Report from Secretary of State Rogers to President Nixon on the Strategic Arms Limitations Agreements (June 10, 1972), in Documents on Disarmament 1972 (May, 1974), pp.267-282.

<<https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=mdp.39015005487098;view=1up;seq=303>>

Report of Main Committee I: Chairman's Draft on Substantive Elements (NPT/CONF.2010/MC.I/CRP.2: May 14, 2010).*

<<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2010/MCI-ChairsDraft.pdf>>

Report of Main Committee I: Chairman's Draft on Substantive Elements (NPT/CONF.2015/MC.I/CRP.3: May 8, 2015).

<<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2015/documents/MCI-CRP3.pdf>>

Reduction of Military Budgets: International Reporting of Military Expenditures: Practical Test of the Proposed Standard Instrument for International Reporting of Military Expenditures: Report of the Ad Hoc Panel on Military Budgeting (New York: United Nations Publications, 1981).

Report of the Group of Governmental Experts on the Operation and Further Development of the United Nations Standardized Instrument for Reporting Military Expenditures (A/66/89: June 14, 2011).

Report of the Group of Governmental Experts on Transparency and Confidence-Building Measures in Outer Space Activities (A/68/189: July 29, 2013).*

Report of the Group of Governmental Experts to Review the Operation and Further Development of the United Nations Report on Military Expenditures (A/72/293: August 4, 2017).

Reduction of the Military Budgets of States Permanent Members of the Security Council by 10 per cent and Utilization of Part of the Funds Thus Saved to Provide Assistance to Developing Countries (A/RES/3093 A (XXVIII): December 7, 1973).

Reduction of the Military Budgets of States Permanent Members of the Security Council by 10 per cent and Utilization of Part of the Funds Thus Saved to Provide Assistance to Developing Countries (A/RES/3093 B (XXVIII): December 7, 1973).

Report of the Secretary-General: Measurement and International Reporting of Military Expenditures: Report Prepared by the Group of Experts on the Reduction of Military Budgets (A/31/222: October 20, 1976).

Report of the Secretary-General: Reduction of Military Budgets (A/35/479: October 21, 1980).

Report of the Secretary-General: Study on Ways and Means of Promoting Transparency in International Transfers of Conventional Arms (A/46/301: September 9, 1991).

Report on Continuing Operation of the United Nations Register of Conventional Arms and its Further Development (A/71/259: July 29, 2016).

Report on Continuing Operation of the United Nations Register of Conventional Arms and its Further Development (A/71/259: July 29,

2016).

Report submitted by France under actions 5, 20, and 21 of the Final Document of the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (NPT/CONF.2015/PC.III/14: April 25, 2014).

Report submitted by the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland pursuant to actions 5, 20, and 21 of the Final Document of the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (NPT/CONF.2015/PC.III/15: April 30, 2014).

Report submitted by the United States of America pursuant to actions 5, 20 and 21 of the Final Document of the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (NPT/CONF.2015/PC.III/16: April 1, 2014).

Second Agreed Statement Relating to the Treaty between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Limitation of Anti-Ballistic Missile Systems of May 26, 1972 (September 26, 1997).

Statement by H.E. Ambassador Cheng Jingye, Head of the Chinese Delegation at the General Debate of the First Committee of the 62nd Session of the United Nations General Assembly (October 9, 2007).

Statement by H.E. Ambassador Li Baodong, Head of the Chinese Delegation at the 2010 NPT Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (May 4, 2010).

Statement by H.E. Ambassador Wu Haitao at the Thematic Debate on Nuclear Disarmament at the 69th Session of UNGA First Committee (October 20, 2014).

Statement by the Head of the Delegation of the Russian Federation, Director

of the Department for Non-Proliferation and Arms Control of the Ministry of Foreign Affairs of the Russian Federation, M. I. Uliyanov, at the third meeting of the Preparatory Committee for the 2015 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons on measures taken by the Russian Federation as regards Actions 5, 20 and 21 contained in the Final Document of the 2010 Review Conference (NPT/CONF.2015/PC.III/17: April 25, 2014).

Strengthening accountability through enhanced transparency and measurability of the implementation of nuclear disarmament obligations and commitments under the Non-Proliferation Treaty: Working paper submitted by Ireland on behalf of Brazil, Egypt, Mexico, New Zealand and South Africa as members of the New Agenda Coalition (NPT/CONF.2020/PC.I/WP.13: March 24, 2017).

Subsidiary Body 1: Draft substantive elements (NPT/CONF.2015/MC.I/SB.1/CRP.1: May 8, 2015).
<<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2015/documents/SBI-CRP1.pdf>>

Subsidiary Body 1: Draft substantive elements (NPT/CONF.2015/MC.I/SB.1/CRP.1/Rev.1: May 12, 2015).
<<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2015/documents/SBI-CRP1-Rev1.pdf>>

Third P5 Conference: Implementing the NPT (June 29, 2012).
<<https://2009-2017.state.gov/r/pa/prs/ps/2012/06/194292.htm>>

Transparency by all States parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: Joint working paper submitted by the members of the Non-Proliferation and Disarmament Initiative (Australia, Canada, Chile, Germany, Japan, Mexico, Nigeria, Netherlands, Philippines, Poland, Turkey and United Arab Emirates) (NPT/CONF.2020/PC.I/WP.17: April 19, 2017).

Transparency of Military Expenditures (A/RES/46/25: December 6, 1991).

Transparency of nuclear weapons: the Non-Proliferation and Disarmament Initiative: Working paper submitted by Australia, Canada, Chile, Germany, Japan, Mexico, the Netherlands, Poland, Turkey and the United Arab Emirates (NPT/CONF.2015/PC.I/WP.12*: April 20, 2012).

Transparency, Reporting and Strengthening the Review Process: Working paper submitted by Japan (NPT/CONF.2015/WP.32: April 22, 2015).

Treaty between the United States of America and the Russian Federation on Further Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms (START II) (January 3, 1993).

Treaty between the United States of America and the Russian Federation on Measures for the Further Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms (New START) (April 8, 2010).

Treaty between the United States of America and the Russian Federation on Strategic Offensive Reductions (The Moscow Treaty) (May 24, 2002).

Treaty between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Elimination of Their Intermediate-Range and Shorter-Range Missiles (INF Treaty) (December 8, 1987).

Treaty between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Limitation of Anti-Ballistic Missile Systems (May 26, 1972).

Treaty between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Limitation of Strategic Offensive Arms (SALT II) (June 18, 1979).

Treaty between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Reduction and Limitation of Strategic

Offensive Arms (START) (July 31, 1991).

Treaty between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms and Associated Documents: Memorandums of Understanding (July 1, 1998).

<<https://fas.org/nuke/control/start1/text/moutoc.htm>>

Treaty between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Reduction and Limitation of Underground Nuclear Weapon Tests (TTBT) (July 3, 1974).

Treaty between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on Underground Nuclear Explosions for Peaceful Purposes (PNE Treaty) (May 18, 1976).

U.K. Ministry of Defence. *Historical Accounting for UK Defence Highly Enriched Uranium: A Report by the Ministry of Defence on the Role of Historical Accounting for Highly Enriched Uranium for the United Kingdom's Defence Nuclear Programmes* (March 2006).

<<http://fissilematerials.org/library/mod06.pdf>>

_____. *Plutonium and Aldermaston – an [sic] Historical Account* (2000).

<<http://fissilematerials.org/library/mod00.pdf>>

_____. *Strategic Defence Review* (July 1998).

<<http://fissilematerials.org/library/mod98.pdf>>

United Action with Renewed Determination towards the Total Elimination of Nuclear Weapons (A/RES/73/62: December 13, 2018).

United Kingdom Fissile Material Transparency, Safeguards and Irreversibility Initiatives (September 21, 1998) (INFCIRC/570).

<<https://www.iaea.org/sites/default/files/infcirc570.pdf>>

U.S. Arms Control and Disarmament Agency. *Documents on Disarmament 1972* (May 1974).

U.S. Department of Defense. *Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2018* (May 16, 2018).

_____. *Annual Report to the President and the Congress* (February 1995).

_____. *Annual Report to the President and the Congress* (2002).

_____. *Fact Sheet: Increasing Transparency in the U.S. Nuclear Weapons Stockpile* (May 3, 2010).

<https://dod.defense.gov/Portals/1/features/defenseReviews/NPR/10-05-03_Fact_Sheet_US_Nuclear_Transparency_FINAL_w_Date.pdf>

_____. *Forward, Nuclear Posture Review Report* (December 31, 2001).

_____. *News Release: DOD Review Recommends Reduction in Nuclear Force* (September 22, 1994).

_____. *Nuclear Posture Review* (September 22, 1994) (slides).

<<http://www.nukestrat.com/us/reviews/dodnprslides092294.pdf>>

_____. *Nuclear Posture Review* (February, 2018).

_____. *Nuclear Posture Review Report* (April 6, 2010).

_____. *Press Briefing, Special Briefing on the Nuclear Posture Review* (January 9, 2002).

<<https://fas.org/sgp/news/2002/01/npr-briefing.html>>

<<https://fas.org/sgp/news/2002/01/020109-D-6570C-005.jpg>>

_____. *Report on Nuclear Employment Strategy of the United States Specified in Section 491 of 10 U.S.C.* (2013).

<https://dod.defense.gov/Portals/1/Documents/pubs/ReporttoCongressonUSNuclearEmploymentStrategy_Section491.pdf>

U.S. Department of Defense, Joint Chief of Staff. *Doctrine for Joint Nuclear Operations, Joint Pub 3-12* (December 15, 1995).

_____. *Doctrine for Joint Nuclear Operations, Joint Publication 3-12, Final Coordination (2)* (March 15, 2005).

U.S. Department of Energy. *Energy Secretary Unveils Openness Initiative* (December 7, 1993).

<<https://www.osti.gov/opennet/reports/r93254.pdf>>

_____. *Fact Sheets: Openness Press Conference* (December 7, 1993).

<<https://www.osti.gov/opennet/reports/dec71993.pdf>>

_____. *Highly Enriched Uranium Inventory: Amounts of Highly Enriched Uranium in the United States* (January 2006).

<<https://fas.org/sgp/othergov/doe/heu/heu-2004.pdf>>

_____. *Megatons to Megawatts: Implementing HEU Transparency Measures*.

<http://www.nti.org/media/pdfs/32_5.pdf?_id=1316708981>

_____. *Plutonium: The First 50 Years: United States Plutonium Production, Acquisition, and Utilization from 1944 through 1994* (February, 1996).

<<https://www.osti.gov/opennet/servlets/purl/219368/219368.pdf>>

U.S. Department of Energy, National Nuclear Security Administration, *Highly Enriched Uranium: Striking a Balance: A Historical Report on the United States Highly Enriched Uranium Production, Acquisition, and Utilization Activities from 1945 through September 30, 1996* (January, 2001).

<<https://www.osti.gov/opennet/reports/RedactedHEUReportDraft.pdf>>

_____. *Fact Sheet: Highly Enriched Uranium Transparency Program* (November 13, 2013).

<<https://www.hsdl.org/?view&did=746480>>

_____. *The United States Plutonium Balance, 1944-2009: An Update of Plutonium: The First 50 Years* (June 2012).

<[https://www.osti.gov/includes/opennet/document/06-29-12%20FINAL%20PU%20Report%20\(unclass\).pdf](https://www.osti.gov/includes/opennet/document/06-29-12%20FINAL%20PU%20Report%20(unclass).pdf)>

U.S. Department of Energy, Office of Arms Control and Nonproliferation. *Transparency and Verification Options: An Initial Analysis of Approaches for Monitoring Warhead Dismantlement* (May 19, 1997).

<<https://fas.org/sgp/othergov/doe/dis/transparency.pdf>>

U.S. Department of State. *Article-by-Article Analysis of New START Treaty Documents* (May 5, 2010).

_____. *Article-by-Article Analysis of the Memorandum on Attribution* (January 3, 1993).

<<https://www.state.gov/t/avc/trty/104150.htm#moa>>

_____. *Article-by-Article Analysis of the Memorandum of Understanding: Structure and Overview of the Memorandum* (July 31, 1991).

<<https://www.state.gov/t/avc/trty/103731.htm>>

_____. *Article-by-Article Analysis of the Treaty between the United States of America and the Russian Federation on Strategic Offensive Reductions* (May 24, 2002).

<<https://www.state.gov/t/isn/10527.htm>>

_____. *Fact Sheet: Transparency in the U.S. Nuclear Weapons Stockpile* (April 27, 2015).

<<https://2009-2017.state.gov/documents/organization/241377.pdf>>

_____. *Fact Sheet: New START Treaty and Telemetry* (April 8, 2010).

<<https://www.smdc.army.mil/2008/NST/NewSTARTTreatyandTelemetry.pdf>>

_____. *Narrative: Treaty between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Limitation of Strategic Offensive Arms (SALT II)* (June 18, 1979).

<<https://www.state.gov/t/isn/5195.htm>>

_____. *START Treaty Memorandum of Understanding: Data for United States (Effective Date: 1 July 1998)*.

<<https://fas.org/nuke/control/start1/text/mou/usmoutoc.htm>>

_____. *Transparency in the U.S. Nuclear Weapons Stockpile* (April 29, 2014).

<<https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/225343.htm>>

_____. *United States Nuclear Risk Reduction Center (NRRC)* (October 24, 2012).

<<https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/199564.htm>>

<<https://2009-2017.state.gov/documents/organization/199776.pdf>>

U.S. White House. *Fact Sheet: Transparency in the U.S. Highly Enriched Uranium Inventory* (March 31, 2016).

<<https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2016/03/31/fact-sheet-transparency-us-highly-enriched-uranium-inventory>>

_____. *National Security Strategy of the United States of America* (December 2017).

_____. *National Strategy to Combat Weapons of Mass Destruction* (December 2002).

_____. *Remarks by President Barack Obama in Prague as Delivered* (April 5, 2009).

_____. *The National Security Strategy of the United States of America* (September 17, 2002).

Vienna Document 1990 of the Negotiations of Confidence and

Security-Building Measures Convened in Accordance with the Relevant Provisions of the Concluding Document of the Vienna Meeting of the Conference on Security and Co-Operation in Europe (Vienna: November 17, 1990).

Vienna Document 1992 of the Negotiations of Confidence- and Security-Building Measures Convened in Accordance with the Relevant Provisions of the Concluding Document of the Vienna Meeting of the Conference on Security and Co-Operation in Europe (Vienna: March 4, 1992).

Vienna Document 1994 of the Negotiations of Confidence- and Security-Building Measures (Vienna: November 28, 1994).

Vienna Document 1999 of the Negotiations of Confidence- and Security-Building Measures (Istanbul: November 16, 1999).

Vienna Document 2011 of the Negotiations of Confidence- and Security-Building Measures (Vienna: November 30, 2011).

Working paper of the Chair of Subsidiary Body 3 (NPT/CONF.2015/MC.III/WP.1: May 14, 2015).

<和文：文献・論文等>

秋山信将編『NPT：核のグローバルガバナンス』、岩波書店、2015年。

_____ 「透明性、不可逆性、検証可能性」『平成20年度外務省委託研究：核軍縮を巡る新たな動向』日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター、2009年3月、81～96頁。

石川卓「核軍縮・不拡散への米国のアプローチと「不平等性」」『平成18年度外務省委託研究：米国の核政策および核軍縮・不拡散政策』日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター、2007年3月、60～73頁。

_____ 「米国の核戦略・政策と核軍縮」『平成20年度外務省委託研究：核軍縮を巡る新たな動向』日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター、

2009年3月、45～55頁。

_____「冷戦後の抑止態勢と弾道ミサイル防衛」森本敏編『ミサイル防衛—新しい国際安全保障の構図』日本国際問題研究所、2002年4月、207～231頁。

今川瑛一『転機の米ソ関係—デタントは来るか?』、教育社、1986年。

岩田修一郎『核戦略と核軍備管理：日本の非核政策の課題』、日本国際問題研究所、1996年。

_____「米国核戦略の変遷」『国際政治』、第90号、1989年3月、54～69頁。

_____「米国の抑止態勢の変容と核戦力の動向」『平成18年度外務省委託研究：米国の核政策および核軍縮・不拡散政策』日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター、2007年3月、22～31頁。

_____『21世紀の軍備管理論』、芙蓉書房出版、2016年。

梅本哲也『核兵器と国際政治：1945—1995』、日本国際問題研究所、1996年。

小川伸一、菊地茂雄、高橋杉雄「冷戦後の核兵器国の核戦略」『防衛研究所紀要』第3巻第1号、2000年8月、1～41頁。

黒崎輝『核兵器と日米関係：アメリカの核不拡散外交と日本の選択1960—1976』、有志舎、2006年。

黒澤満『核軍縮と国際法』、有信堂、1992年。

_____『軍縮国際法』、信山社、2003年。

_____『軍縮国際法の新しい視座：核兵器不拡散体制の研究』、有信堂、1986年。

_____ 『軍縮問題入門 第2版』、東信堂、1999年。

_____ 『軍縮問題入門』、東信堂、2005年。

_____ 『現代軍縮国際法』、西村書店、1986年。

_____ 『大量破壊兵器の軍縮論』、信山社、2004年。

小泉直美「ロシアの核兵器政策—その宣言と実際」『国際安全保障』第42巻第2号、2014年9月、50～68頁。

小泉悠「ポスト冷戦時代におけるロシアの核戦略：その実際と戦略的意義」（未出版）、2016年。

阪中友久「転換期の核抑止と軍備管理：その展望」『国際政治』、第90号、1989年3月、1～18頁。

佐藤栄一『現代の軍備管理・軍縮：核兵器と外交1965～1985年』、東海大学出版、1989年。

佐藤丙午「拡散対抗措置(Counterproliferation)と米国の安全保障」『平成18年度外務省委託研究：米国の核政策および核軍縮・不拡散政策』日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター、2007年3月、91～103頁。

佐藤行雄『差し掛けられた傘：米国の核抑止力と日本の安全保障』、時事通信社、2017年。

_____ 「核軍縮議論の盲点「先制使用」翻訳の誤解」『読売新聞』平成21年9月30日。

篠田侑尚『米ソ首脳会談：レーガンとゴルバチョフ』、教育社、1985年。

瀬川高央「冷戦末期の日米同盟協力と核軍縮：INF削減交渉に見る「ロン・ヤス」関係の帰結点」『国際政治』第163号、2011年1月、81～95頁。

関寛治、高柳先男『同時代への視座：軍拡・デタント・第三世界』、三嶺書房、1985年。

関場誓子『超大国の回転木馬—米ソ核交渉の6000日』、サイマル出版会、1988年。

高橋一行「ホッブスの政治哲学とゲーム理論」『明治大学社会科学研究所紀要』第35巻第2号、1997年3月、39～64頁。

高橋杉雄「核兵器をめぐる諸問題と日本の安全保障—NPR・新START体制、『核兵器のない世界』、拡大抑止」『海外事情』第58巻第7・8号、2010年7・8月。

_____「現在の安全保障環境における適切な核兵器の役割とは？米国の核態勢見直し」『NIDSコメンタリー』第70号、2018年3月15日。

_____「米国の「新たな三本柱」と戦略核戦力の将来」『平成18年度外務省委託研究：米国の核政策および核軍縮・不拡散政策』日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター、2007年3月、32～46頁。

戸崎洋史「核軍縮と日米同盟—拡大抑止への影響—」『平成20年度外務省委託研究：核軍縮を巡る新たな動向』日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター、2009年3月、56～67頁。

_____「米国の外交・安全保障政策における核兵器の役割」『平成18年度外務省委託研究：米国の核政策および核軍縮・不拡散政策』日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター、2007年3月、47～59頁。

中川八洋「軍備管理と核抑止の相克：岐路に立つ西側の安全保障」『国際政治』、第90号、1989年3月、19～32頁。

中西哲也「マクナマラの核戦略論とABM制限条約の論理：「理性」と「狂気」の狭間で」『法と政治』、第63巻4号、2013年1月。

西川吉光『現代国際関係史Ⅲ：デタントの時代』、晃洋書房、2002年。

西田充「拡散に対する安全保障構想（P S I）」『外務省調査月報』、No. 1、2007年度、31～67頁。

_____「再検討プロセスにおけるグループ・ポリシーックス」秋山信将編『NPT：核のグローバルガバナンス』、岩波書店、2015年、39～72頁。

_____「中国核兵器の透明性に関する一考察」『軍縮研究』、Vol.2、2011年、20～30頁。

日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター編『平成14年度外務省委託研究：NPTハンドブック』、2003年。

_____『平成24年度外務省委託研究：NPTハンドブック』、2013年。
<<http://www.cpdnp.jp/pdf/NPTHandbook2013-1.pdf>>

日本戦略研究フォーラム『平成28年度外務省委託研究：NPTハンドブック』、2017年。
<http://www.jfss.gr.jp/pdf/2017NPT_main.pdf>

藤田久一『軍縮条約・資料集』（初版）、有信堂、1988年。

_____『軍縮条約・資料集』（第二版）、有信堂、1997年。

古川勝久「国際安全保障秩序と米国の核政策および核軍縮・不拡散政策」『平成18年度外務省委託研究：米国の核政策および核軍縮・不拡散政策』日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター、2007年3月、1～21頁。

防衛研究所編『中国安全保障レポート2018－岐路に立つ米中関係－』、2018年。

村野将「トランプ政権の新たな核戦略と日本への影響（前編）「意図」を示す宣言政策を読み解く」『WEDGE』、2018年3月1日。
<<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/12095>>

_____ 「トランプ政権の新たな核戦略と日本への影響（後編）「能力」を司る戦力構成を読み解く」『WEDGE』、2018年3月2日。

<<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/12096>>

百瀬宏、植田隆子編『欧州安全保障協力会議（CSCCE）：1975－92』、日本国際問題研究所、1992年。

矢田部厚彦『核兵器不拡散条約論：核の選択をめぐって』、有信堂、1971年。

油井大三郎、古田元夫『第二次世界大戦から米ソ対立へ』、中央公論社、1998年。

ストローブ・タルボット、「米ソ核軍縮交渉：成功への歩み」、サイマル出版会、1990年。

<英文：文献・論文等>

Aftergood, Steven and Frank N. von Hippel. “The U.S. Highly Enriched Uranium Declaration: Transparency Deferred but not Denied,” *Nonproliferation Review*, Vol. 14, No. 1 (March 2007), pp.149-161.

Altman, Jürgen and Frank Sauer. “Autonomous Weapon Systems and Strategic Stability,” *Survival*, Vol.59, No.5 (October-November 2017), pp117-142.

Anthony, Ian. *Irreversibility in Nuclear Disarmament: Political, Societal, Legal and Military-Technical Aspects* (September 2011).

<<https://ext.d-nsbp-p.admin.ch/NSBExterneStudien/externestudien/590/it/2398.pdf>>

Arbatov, Alexei, Vladimir Dvorkin and Sergey Oznobishchev. *Russia and the Dilemmas of Nuclear Disarmament* (Moscow: Institute of World Economy and International Relations Russian Academy of Sciences, 2012).

Asada, Masahiko. “Confidence-Building Measures in East Asia: A Japanese

Perspective,” *Asian Survey*, Vol.28, No.5 (May 1988), pp.489-508.

Asia Pacific Leadership Network for Nuclear Non-Proliferation and Disarmament (APLN), *Statement on Transparency* (June 13, 2012).

<<http://www.cpdnp.jp/pdf/APLNTransparencyStatement.pdf>>

Baker, J.C., D.M. Hart and R.T. Doherty. *An Assessment of the Utility of On-Site Inspection for INF Treaty Verification* (Arlington, VA: Pacific-Sierra Research Corporation, November 10, 1983).

<https://www.nti.org/media/pdfs/An_Assessment_of_the_Utility_of_On-Site_Inspection_for_INF_Treaty_Verification.pdf>

Ball, Desmond. “Improving Communication Links between Moscow and Washington,” *Journal of Peace Research*, Vol.28, No.2 (1991), pp.135-159.

Barth, Kai-Henrik. “Nuclear Weapons: Monitoring Warhead Dismantlement,” *CRS Report for Congress* (November 4, 1999).

Battilega, John A. “Soviet Views of Nuclear Warfare: The Post-Cold War Interviews,” in *Getting MAD: Nuclear Mutual Assured Destruction, Its Origins and Practice*, ed. Henry D. Sokolski (Strategic Studies Institute, November 2004), pp. 151-174.

Bechhoefer, Bernhard G. *Postwar Negotiations for Arms Control* (Washington DC: The Brookings Institution, 1961).

Berg, Rolf, and Adam-Daniel Rotfeld. *Building Security in Europe: Confidence-Building Measures and the CSCE* (New York: Institute for East-West Security Studies, 1996).

Berger, Andrea and Malcom Chalmers. *Great Expectations: The P5 Process and the Non-Proliferation Treaty* (London: Whitehall Report 3-13, August 2013).

<https://rusi.org/sites/default/files/whr_3-13_web.pdf>

- Bertram, Christoph. "SALT II and the Dynamics of Arms Control," *International Affairs*, Vol.55, No.4 (October 1979), pp.565-573.
- Blechman, Barry M., and Michael Krepon. *Nuclear Risk Reduction Centers* (Washington, D.C.: Center for Strategic and International Studies, 1986).
- Blechman, Barry M., ed. *Preventing Nuclear War: A Realistic Approach* (Bloomington: Indiana University Press, 1985).
- Borawski, John, ed. *Avoiding War in the Nuclear Age: Confidence-Building Measures for Crisis Stability* (Boulder: Westview Press, 1986).
- Bracken, Paul J. "The second nuclear age," *Foreign Affairs*, Vol.79, No.1 (January/February 2000), pp.146-156.
- _____. *The Second Nuclear Age: Strategy, Danger, and the New Power Politics* (New York: Times Books, 2012).
- Brennan, Donald G., ed. *Arms Control, Disarmament, and National Security* (New York: George Braziller, 1961).
- Brooks, Linton. "After the End of Bilateral Nuclear Arms Control," *Next Generation Nuclear Network* (October 24, 2017).
<<https://nuclearnetwork.csis.org/end-bilateral-nuclear-arms-control/>>
- Bull, Hedley. *The Control of the Arms Race: Disarmament and Arms Control in the Missile Age* (New York: Frederick A. Praeger Publishers, 1961).
- Bunn, Matthew. *Securing the Bomb 2008* (Cambridge, Mass., and Washington, D.C.: Project on Managing the Atom, Harvard University, and Nuclear Threat Initiative, November 2008).
<[https://www.nti.org/media/pdfs/Securing The Bomb 2008.pdf?_id=1317161155&_id=1317161155](https://www.nti.org/media/pdfs/Securing_The_Bomb_2008.pdf?_id=1317161155&_id=1317161155)>

_____. “Transparent and Irreversible Dismantlement of Nuclear Weapons,” in *Reykjavik Revisited: Steps Toward a World Free of Nuclear Weapons: Complete Report of 2007 Hoover Institute Conference*, ed. George P. Shultz, Steven P. Andreason, Sidney D. Drell, James E. Goodby (Hoover Press, 2007), pp.205-227.
<<https://www.belfercenter.org/sites/default/files/files/publication/Reykjavik%20Revisited-CH5.pdf>>

Burns, Richard Dean, ed. *Encyclopedia of Arms Control and Disarmament* (New York: Charles Scribner's Sons Macmillan Publishing Company, 1993).

Burt, Richard. “Carter Said to Back a Plan for Limiting Any Nuclear War,” *The New York Times*, August 6, 1980.

Calvo-Goller, Notburga K., and Michel A. Calvo. *The SALT Agreements: Content-Application-Verification* (Dordrecht, The Netherlands: Martinus Nijhoff Publishers, 1987).

Carter, Ashton B., William Perry, and John D. Steinbruner. *A New Concept of Cooperative Security* (Washington, D.C.: Brookings Institution, 1992).

Caughley, Tim. “Transparency in the Nuclear Non-Proliferation Regime,” UNIDIR Resources (January 2012).
<<http://www.unidir.org/files/publications/pdfs/transparency-in-the-nuclear-non-proliferation-regime-385.pdf>>

Champlin, Luke. “China, Russia Agree on Launch Notification,” *Arms Control Today*, (November 5, 2009).
<https://www.armscontrol.org/act/2009_11/ChinaRussia>

Chen, Dingding. “Military Transparency is Overrated: China has good reasons to remain secretive about its military,” *The Diplomat*, April 16, 2014.

- Cimbala, Stephen J., ed. *Strategic Arms Control after SALT* (Wilmington, DE: Scholarly Resources Inc., 1989).
- Colby, Elbridge A., and Michael S. Gerson, ed. *Strategic Stability: Contending Interpretations* (Carlisle, PA: Strategic Studies Institute and U.S. Army War College Press, February 2013).
<<http://publications.armywarcollege.edu/pubs/2216.pdf>>
- Cosmas, Nicholas, Meicen Sun, and John K. Warden. "US-China Need a Missile Launch Notification Deal," *The Diplomat*, October 27, 2014.
<<https://thediplomat.com/2014/10/us-china-need-a-missile-launch-notification-deal/>>
- Cossa, Ralf. "Nuclear disarmament: too much, too soon?" *The Japan Times*, April 22, 2009.
- Dhanapala, Jayantha. "Evaluating the 2010 NPT Review Conference," *Special Report 258* (Washington DC: United States Institute of Peace, October 2010).
<<http://www.nautilus.org/wp-content/uploads/2011/12/Dhanapala-SR258-Evaluating-the-2010-NPT-Review-Conference.pdf>>
- Dhanapala, Jayantha with Randy Rydell. *Multilateral Diplomacy and the NPT: An Insider's Account* (Geneva, Switzerland: United Nations Publication, 2005).
- Dunn, Lewis. "Arms Control Verification: Living with Uncertainty," *International Security*, Vol.14, No.4 (Spring 1990), pp.165-175.
- Evangelista, Matthew. "Cooperation Theory and Disarmament Negotiations in the 1950s," *World Politics*, Vol.42, No.4 (July 1990), pp.502-528.
- Falkenrath, Richard A. *Shaping Europe's Military Order: The Origins and Consequences of the CFE Treaty* (London: The MIT Press, 1995).
- Feiveson, Harold A., ed. *The Nuclear Tipping Point: A Blueprint for Deep*

Cuts and De-alerting of Nuclear Weapons (Washington D.C.: Brookings Institution Press, 1999).

Falkenrath, Richard A. *Shaping Europe's Military Order: The Origins and Consequences of the CFE Treaty, CSIA Studies in International Security No. 6* (Cambridge: MIT Press 1995).

Finel, Bernard I. and Kristin M. Lord, ed. *Power and Conflict in the Age of Transparency* (New York, NY: 20 Palgrave, 2000).

Florini, Ann M. "A New Role for Transparency," in *Arms Control: New Approaches to Theory and Policy*, ed. Nancy W. Gallagher (London: Frank Cass Publishers, 1998).

_____. "Transparency: A New Norm of International Relations" (Ph.D, diss., University of California, Los Angeles, 1995).

Fravel, M. Taylor, and Evan S. Medeiros. "China's Search for Assured Retaliation: The Evolution of Chinese Nuclear Strategy and Force Structure," *International Security* 35, no.2 (2010), pp.48-87.

Freedman, Lawrence. *Deterrence* (Cambridge: Polity Press, 2004).

_____. *The Evolution of Nuclear Strategy* (New York: Palgrave Macmillan, 2003).

Gaddis, John Lewis. "The Evolution of a Reconnaissance Satellite Regime," in *US-Soviet Security Cooperation: Achievement, Failures, Lessons*, ed. Alexander L. George, Philip J. Farley, and Alexander Dallin (New York: Oxford University Press, 1987), pp.353-372.

_____. *The Long Peace: Inquiries Into the History of the Cold War* (Oxford: Oxford University Press, 1987), chapter 7, "Learning to Live with Transparency: The Emergence of a Reconnaissance Satellite Regime."

- Gallagher, Nancy W. *The Politics of Verification* (Baltimore, MD: The Johns Hopkins University Press, 1999).
- Garthoff, Raymond L. *Deterrence and the Revolution in Soviet Military Doctrine* (Washington, D.C.: The Brookings Institution, 1990).
- Geist, Edward and Andrew J. Lohn. "How Might AI Affect the Risk of Nuclear War?" *Security 2040* (2018).
- Gill, Bates. *Rising Star: China's New Security Diplomacy* (Washington D.C.: The Brookings Institution, 2007).
- Goldblat, Jozef. *Arms Control* (London: SAGE Publications Ltd., 2002).
- Goodby, James E. *At the Borderline of Armageddon: How American Presidents Managed the Atom Bomb* (Lanham, MD: Rowman & Littlefield Publishers, 2006).
- Goodby, James E. and Benoit Morel, ed. *The Limited Partnership: Building a Russian-US Security Community* (New York: Oxford University Press, 1993).
- Grand, Camille. "Nuclear weapon states and the transparency dilemma," in *Transparency in Nuclear Warheads and Materials: The Political and Technical Dimensions*, ed. Nicholas Zarimpas (New York: Oxford University Press, 2003), pp.32-49..
- Gray, Colin. *House of Cards* (Ithaca: Cornell University Press, 1992).
- Green, William C. *Soviet Nuclear Weapons Policy: A Research and Bibliographic Guide* (Boulder: Westview Press, 1987).
- Halloran, Richard. "Pentagon Draws Up First Strategy for Fighting a Long Nuclear War," *The New York Times*, May 30, 1982.
- Hafemeister, David. "US nuclear security cooperation with Russia and

transparency” in *Transparency in Nuclear Warheads and Materials: The Political and Technical Dimensions*, ed. Nicholas Zarimpas (New York: Oxford University Press, 2003), pp.80-111.

Heginbotham, Eric et al. *China's Evolving Nuclear Deterrent: Major Drivers and Issues for the United States* (Santa Monica: Rand Corporation, 2017).

<https://www.rand.org/content/dam/rand/pubs/research_reports/RR1600/RR1628/RAND_RR1628.pdf>

Hildreth, Steven A., and Amy F. Woolf. Ballistic “Missile Defense and Offensive Arms Reductions: A Review of the Historical Record,” *CRS Report for Congress* (May 25, 2010).

Horn, Sally. “The Hotline,” in *Avoiding War in the Nuclear Age: Confidence-Building Measures for Crisis Stability*, ed. John Borawski (Boulder: Westview Press, 1986), pp.43-55.

Ikle, Fred. “The Second Coming of the Nuclear Age,” *Foreign Affairs*, Vol.75, No.1 (January/February 1996), pp.119-128.

International Panel on Fissile Materials. *Global Fissile Material Report 2013: Increasing Transparency of Nuclear Warhead and Fissile Material Stocks as a Step toward Disarmament* (Seventh annual report of the International Panel on Fissile Materials, 2013).

<<http://fissilematerials.org/library/gfmr13.pdf>>

_____. *Global Fissile Material Report 2015: Nuclear Weapon and Fissile Material Stockpiles and Production* (Eighth annual report of the International Panel on Fissile Materials, 2015).

<<http://fissilematerials.org/library/gfmr15.pdf>>

_____. *Increasing Transparency of Nuclear-warhead and Fissile-material Stocks as a Step toward Disarmament: A Preliminary Set of Proposals by the International Panel on Fissile Materials* (Vienna: May 3, 2012).

<<http://fissilematerials.org/library/IPFM-transparency-proposal-30-April-2012.pdf>>

Jackson, William D. "Verification in Arms Control: Beyond NTM," *Journal of Peace Research*, Vol.19, No.4 (1982), pp.345-353.

Johnson, Rebecca. "Assessing the 2010 NPT Review Conference," *Bulletin of Atomic Scientists*, Vol.66, No. 4 (2010), pp.1-10.

_____. "The 2000 NPT Review Conference: A Delicate, Hard-Won Compromise," *Disarmament Diplomacy*, Issue No.46 (May 2000).
<<http://www.acronym.org.uk/old/archive/46npt.htm>>

Johnston, Alastair Iain. "China's New 'Old Thinking': The Concept of Limited Deterrence," *International Security*, Vol.20, No.3 (Winter 1995/96).

_____. "Prospects for Chinese Nuclear Force Modernization: Limited Deterrence Versus Multilateral Arms Control," in *China's Military in Transition*, ed. David Shambaugh and Richard H. Yang (Oxford: Clarendon Press, 1997).

Karber, Phillip A. *Strategic Implications of China's Underground Great Wall* (September 26, 2011).
<https://fas.org/nuke/guide/china/Karber_UndergroundFacilities-Full_2011_reduced.pdf>

Kelly, Cynthia C., ed. *The Manhattan Project: The Birth of the Atomic Bomb in the Words of Its Creators, Eyewitnesses, and Historians* (New York: Black Dog & Leventhal Publishers, 2007).

Kiselycznyk, Michael and Phillip C. Saunders. *Assessing Chinese Military Transparency* (Washington D.C.: National Defense University Press, June 2010).
<<https://www.files.ethz.ch/isn/134698/China%20Strat%20Perspec%201.pdf>>

Kimball, Daryl. "START II and Its Extension Protocol at a Glance," *Arms Control Association* (January 2003).

<https://www.armscontrol.org/system/files/Start2_Extension.pdf>

_____. "The 1997 START/ABM Package at a Glance," *Arms Control Association* (January 2003).

_____. "The Mixed Arms Control Legacy of Ronald Reagan," *Arms Control Today*, Vol.34, No.6 (July/August 2004), pp.44-47.

_____. "The Presidential Nuclear Initiatives (PNIs) on Tactical Nuclear Weapons at a Glance," *Arms Control Association* (July 2017).

Koch, Susan J. "The Presidential Nuclear Initiatives of 1991-1992," *Center for the Study of Weapons of Mass Destruction Case Study 5* (Washington, D.C.: National Defense University Press, September 2012).

Krass, Allan S. "Verification and Trust in Arms Control," *Journal of Peace Research*, Vol.22, No.4 (December 1985), pp.285-288.

Krehbiel, Carl C. *Confidence- and Security-Building Measures in Europe: The Stockholm Conference* (New York: Praeger Publishers, 1989).

Krepon, Michael and Amy E. Smithson, ed. *Open Skies, Arms Control, and Cooperative Security* (New York: Henry L. Stimson Center, 1992).

Krepon, Michael and Dan Caldwell, ed. *The Politics of Arms Control Verification* (New York: St. Martin's for the Henry L. Stimson Center, 1991).

Krepon, Michael, Dominique M. McCoy, and Matthew C J. Rudolph, ed. *A Handbook of Confidence-Building Measures for Regional Security* (Washington, D.C.: The Henry L. Stimson Center, September 1993).

Kristensen, Hans M. “New START Data Exchange: Will it Increase or Decrease International Nuclear Transparency?” *Strategic Security Blog* (May 22, 2011).

<<https://fas.org/blogs/security/2011/03/startexchange/>>

Kristensen, Hans M. and Robert S. Norris. “Chinese nuclear forces, 2018,” *Bulletin of Atomic Scientists*, Vol.74, No.4 (2018), pp.289-295.

_____. “Russian nuclear forces, 2018,” *Bulletin of Atomic Scientists*, Vol.74, No.3 (2018), pp.185-195.

_____. “United States nuclear forces, 2018,” *Bulletin of Atomic Scientists*, Vol.74, No.2 (2018), pp.120-131.

Kristensen, Hans M., Robert S. Norris and Matthew G. McKinzie. *Chinese Nuclear Forces and U.S. Nuclear War Planning* (Washington D.C.: Federation of American Scientists/Natural Resources Defense Council, November 2006).

<<https://fas.org/nuke/guide/china/Book2006.pdf>>

Kroenig, Matthew. *The Logic of American Nuclear Strategy: Why Strategic Superiority Matters* (New York: Oxford University Press, 2018).

Kulacki, Gregory. *Chinese Perspectives on Transparency and Security* (January 13, 2003).

<https://www.ucsusa.org/nuclear_weapons_and_global_security/solutions/us-china-cooperation/chinese-perspectives-on.html#.W942hZP0nb4>

Kydd, Andrew. “Arms Races and Arms Control: Modeling the Hawk Perspective,” *American Journal of Political Science*, Vol.44, No.2 (April 2000), pp.228-244.

Lachowski, Zdzislaw. *Confidence- and Security-Building Measures in the New Europe*, *SIPRI Research Report No.18* (Stockholm: Oxford University Press, 2004).

Lewis, Jeffrey. *Applying New Tools to Nonproliferation: A Nuclear Detective Story* (May 2, 2016).

<<https://www.nti.org/analysis/reports/applying-new-tools-nonproliferation-nuclear-detective-story/>>

_____. “Collected Thoughts on Phil Karber, *Arms Control Wonk* (December 7, 2011).

<<https://www.armscontrolwonk.com/archive/204799/collected-thoughts-on-phil-karber/>>

_____. *Minimum Means of Reprisal: China’s Search for Security in the Nuclear Age* (Cambridge, Massachusetts: The MIT Press, 2007).

Lewis, John Wilson, and Xue Litai. *China Builds the Bomb* (Stanford, CA: Stanford University Press, 1988).

Li, Bin. “China and Nuclear Transparency,” in *Transparency in Nuclear Warheads and Materials*, ed., Nicholas Zarimpas (Oxford University Press, 2003), pp.50-57.

_____. “China’s Nuclear Disarmament Policy,” in *The Nuclear Turning Point: A Blueprint for Deep Cuts and De-alerting of Nuclear Weapons*, ed. H.A. Feiveson (Washington D.C.: Brookings Institution Press, 1999), pp.325-332.

_____. “China’s Potential to Contribute to Multilateral Nuclear Disarmament,” *Arms Control Today*, Vol.41, No.2 (March 2011), pp.17-21.

Li, Bin, and Tong Zhao. *Understanding Chinese Nuclear Thinking* (Washington D.C.: Carnegie Endowment for International Peace, 2016).

Lieberthal, Kenneth, and Wang Jisi. “Addressing U.S.-China Strategic Distrust,” *John L. Thornton China Center Monograph Series*, Number 4 (March 2012).

Lindley, Dan. *Promoting Peace with Information: Transparency as a Tool of Security Regimes* (Princeton: Princeton University Press, 2007).

Luck, Edward C. "The Reagan Administration's Nuclear Strategy," *Current History*, Vol.82, No.484 (May 1983), pp.193-233.

Manzo, Vince. *Nuclear Arms Control Without a Treaty?: Risks and Options After New START* (Arlington, VA: Center for Naval Analysis, March 2019).

McFate, Patricia Bliss, and Sidney N. Graybeal. "The Price for Effective Verification in an Era of Expanding Arms Control," *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Vol.500, *Whither the American Empire: Expansion or Contraction?* (November 1988), pp.73-90.

Medeiros, Evan S. "Evolving Nuclear Doctrine," in *China's Nuclear Future*, ed. Paul J. Bolt and Albert S. Willner (Boulder: Lynne Rienner Publishers, 2006), pp.39-78.

_____. *Reluctant Restraint: The Evolution of China's Nonproliferation Policies and Practices, 1980-2004* (Stanford, CA: Stanford University Press, 2007).

Mian, Zia, and Alexander Glaser. "Confronting the "Perpetual Menace to Human Security": Openness as a Tool to Enable Nuclear Disarmament," *Nonproliferation Review*, Vol.21, No.1 (2014), pp.65-75.

_____. *Next Steps in Increasing Transparency of Nuclear Warhead and Fissile Material Stocks for Nuclear Disarmament, Presentation at NPT PrepCom* (New York: May 5, 2014).

<http://fissilematerials.org/library/ipfm-npt-2014.pdf>

Miller, Byron S. "A Law is Passed: The Atomic Energy Act of 1946," *The*

University of Chicago Law Review, Vol.15, No.4 (Summer 1948), pp.799-821.

Morland, Howard. "Born Secret," *Cardozo Law Review*, Vol.26, No.4 (March 2005), pp.1401-1408.

Nation, Joseph E. *The De-escalation of Nuclear Crises* (New York: St. Martin's Press, 1992).

Nitze, Paul H. "Assuring Strategic Stability in an Era of Détente," *Foreign Affairs*, Vol.54, No.2 (January 1976), pp.207-232.

Nolan, Janne E., ed. *Global Security: Cooperation and Security in the 21st Century* (Washington, DC: The Brookings Institution, 1994).

Oliker, Olga. *Russia's Nuclear Doctrine: What We Know, What We Don't, and What That Means* (Center for Strategic & International Studies, May 2016).

<https://csis-prod.s3.amazonaws.com/s3fs-public/publication/160504_Oliker_RussiasNuclearDoctrine_Web.pdf>

Pan, Zhenqiang. "China's No First Use of Nuclear Weapons," in *Understanding Chinese Nuclear Thinking*, ed. Li Bin and Tong Zhao (Washington D.C.: Carnegie Endowment for International Peace, 2016), pp.51-77.

Patton, Tamara, Pavel Podvig, and Phillip Schell. *A New START Model for Transparency in Nuclear Disarmament* (Geneva, Switzerland: United Nations Publications, 2013).

_____. *A New START Model for Transparency in Nuclear Disarmament: Individual Country Reports* (Geneva, Switzerland: United Nations Publications, 2013).

Payne, Keith B. *Deterrence in the Second Nuclear Age* (Lexington: University Press of Kentucky, 1996).

_____. *The Fallacies of Cold War Deterrence and a New Direction* (Lexington, Kentucky: The University Press of Kentucky, 2001).

_____. *The Great American Gamble: Deterrence Theory and Practice from the Cold War to the Twenty-First Century* (Fairfax, VA: National Institute Press, 2008).

_____. “The Nuclear Posture Review: Setting the Record Straight,” *The Washington Quarterly*, Vol.28, No.3 (Summer 2005), pp.135-151.

Payne, Keith B., and John S. Foster. *A New Nuclear Review for a New Age* (Fairfax, VA: National Institute Press, 2017).

Payne, Samuel B. *The Soviet Union and SALT* (Cambridge, Mass.: MIT Press, 1980).

Pilat, Joseph F. *Transparency, Verification and the Future of Nuclear Nonproliferation and Arms Control* (Los Alamos National Laboratory). Submitted to INMM-ESARDA Workshop on “Science and Modern technology for Safeguards,” Tokyo, Japan, November 13-16, 2000.

<[https://www.nti.org/media/pdfs/Pilat Transparency Verification.pdf?_id=1440511171](https://www.nti.org/media/pdfs/Pilat_Transparency_Verification.pdf?_id=1440511171)>

Podvig, Pavel. “Practical Steps towards Transparency of Nuclear Arsenals,” *UNIDIR Resources* (January 2012).

<<http://www.unidir.org/files/publications/pdfs/practical-steps-towards-transparency-of-nuclear-arsenals-384.pdf>>

Potter, William C. “The Unfulfilled Promise of the 2015 NPT Review Conference,” *Survival*, Volume 58, Issue 1 (2016), pp.151-178.

Potter, William C., and Christina Hansell, ed. *Engaging China and Russia on Nuclear Disarmament* (Monterey, CA: Monterey Institute of International Studies, 2009).

- Potter William C., Patricia Lewis, Gaukhar Mukhatzhanova, and Miles Pomper. *The 2010 NPT Review Conference: Deconstructing Consensus* (CNS Special Report, June 17, 2010).
<https://www.nonproliferation.org/wp-content/uploads/2016/07/100617_npt_2010_summary.pdf>
- Powell, Robert. "Nuclear Deterrence Theory, Nuclear Proliferation, and National Missile Defense," *International Security*, Vol.27, No.4 (Spring 2003), pp.86-118.
- Prindle, Nancy. "The U.S.-China Lab-to-Lab Technical Exchange Program," *The Nonproliferation Review*, Vol.5, No.3 (Spring-Summer 1998), pp.111-118.
- Rauf, Tariq. "Confidence-building and security-building measures in the nuclear area with relevance for South Asia," *Contemporary South Asia* 14(2) (June 2005), pp.175-189.
- Reaching Critical Will, *NPT News in Review*, No.9 (May 13, 2010).
<<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/NIR2010/No9.pdf>>
- Reif, Kingston. "U.S., Russian Strategic Stability Talks Begin," *Arms Control Today*, Vol.47, No.8 (October 2017), p.29.
- Rhodes, Richard. *Arsenals of Folly: The Making of the Nuclear Arms Race*, (New York: Alfred Knopf, 2008).
- Rickli, Jean-Marc. "The Impact of Autonomous Weapons Systems on International Security and Strategic Stability," *Defence Future Technologies* (November 2017), pp.61-65.
- Roberts, Brad. *The Case for U.S. Nuclear Weapons in the 21st Century* (Stanford, CA: Stanford University Press, 2016).

- Rojansky, Matthew. *Indispensable Institutions: The Obama-Medvedev Commission and Five Decades of U.S.-Russia Dialogue* (Washington D.C.: Carnegie Endowment for International Peace, 2010).
- Saalman, Lora. "China & The U.S. Nuclear Posture Review," *The Carnegie Papers* (February 2011).
<https://carnegieendowment.org/files/china_posture_review.pdf>
- Santese, Angela. "Ronald Reagan, the Nuclear Weapons Freeze Campaign and the Nuclear scare of the 1980s," *The International History Review*, Vol.39, Issue 3 (2017), pp.496-520.
- Schneider, Mark B. *The Nuclear Weapons Policy of the Russian Federation, Presentation to the Defense Science Board*.
<[https://www.esd.whs.mil/Portals/54/Documents/FOID/Reading%20Room/Science and Technology/06-F-0446 DOC 10 The Nuclear Weapons Policy of the Russian Federation.pdf](https://www.esd.whs.mil/Portals/54/Documents/FOID/Reading%20Room/Science%20and%20Technology/06-F-0446%20DOC%2010%20The%20Nuclear%20Weapons%20Policy%20of%20the%20Russian%20Federation.pdf)>
- _____. "Russian Nuclear Weapons Policy," *RealClear Defense* (April 28, 2017).
<<http://www.nipp.org/wp-content/uploads/2017/04/Schneider-RCD-4.28.17.pdf>>
- Sienkiewicz, Stanley. "SALT and Soviet Nuclear Doctrine," *International Security*, Vol.2, No.4 (Spring 1978), pp.84-100.
- Schelling, Thomas C., and Morton H. Halperin, *Strategy and Arms Control* (Washington D.C.: Pergamon-Brassey's International Defense Publishers, 1985).
- Schmidt, Fritz. "NPT Export Controls and the Zangger Committee," *The Nonproliferation Review*, Vol.7, Issue 3 (2000), pp.136-145.
- Shultz, George P., Steven P. Andreason, Sidney D. Drell, James E. Goodby, ed. *Reykjavik Revisited: Steps Toward a World Free of Nuclear Weapons: Complete Report of 2007 Hoover Institute Conference* (Hoover Press,

2007).

Shultz, George P., William J. Perry, Henry A. Kissinger and Sam Nunn. "Deterrence in the Age of Nuclear Proliferation," *Wall Street Journal*, March 7, 2011.

Simpson, John. "The 2000 NPT Review Conference," in *SIPRI Yearbook 2001: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford: Oxford University Press, 2001), pp.487-502.

Sokov, Nikolai. "A Non-Ideological Reframing of the US-Russian Arms-Control Agenda," *A CNS Issue Brief* (December 2016).

<<https://www.nonproliferation.org/wp-content/uploads/2016/12/A-Non-Ideological-Reframing-of-US-Russian-Arms-Control-Agenda.pdf>>

_____. "Why Russia calls a limited nuclear strike "de-escalation,"" *Bulletin of Atomic Scientists* (March 13, 2014).

<<https://thebulletin.org/2014/03/why-russia-calls-a-limited-nuclear-strike-de-escalation/>>

Squassoni, Sharon. *Transparency: Nuclear Weapons and Fissile Material: Report of a Workshop* (CSIS, April 2017).

<https://cpb-us-e1.wpmucdn.com/blogs.gwu.edu/dist/c/1963/files/2018/09/170403_Squassoni_TransparencyWorkshop_Web-1fugmgi.pdf>

Steinbruner, John D. "National Security and the Concept of Strategic Stability," *The Journal of Conflict Resolution*, Vol.22, No.3 (September 1978), pp.411-428.

Stone, Webster A. "The Hot Line: Washington-Moscow Direct Communications Link, 1963 to the Present." in *Encyclopedia of Arms Control and Disarmament*, ed. Richard Dean Burns (New York: Charles Scribner's Sons Macmillan Publishing Company, 1993), p847-853.

Sun, Xiangli. "The Development of Nuclear Weapons in China," in

Understanding Chinese Nuclear Thinking, ed. Li Bin and Tong Zhao (Washington D.C.: Carnegie Endowment for International Peace, 2016), pp.79-101.

Talbott, Strobe. *Deadly Gambits: The Reagan Administration and the Stalemate in Nuclear Arms Control* (New York: Alfred A. Knopf, 1985).

_____. *Endgame: The Inside Story of SALT II* (New York: Harper and Row, 1979).

Tannewald, Nina and James Acton. *Measuring the Challenges of the New Nuclear Age: Emerging Risks and Declining Norms in the Age of Technological Innovation and Changing Nuclear Doctrines* (Cambridge, Mass.: American Academy of Arts and Sciences, 2018).

Ten, Jianqun. "On China's Military Transparency," *China International Studies* 15 (2009), pp.63-80.

Trachtenberg, Marc. "Strategic Thought in America, 1952-1966," *Political Science Quarterly*, Vol.104, No.2 (Summer, 1989), pp.301-334.

Tucker, Jonathan B. "Negotiating Open Skies: A Diplomatic History," in *Open Skies, Arms Control, and Cooperative Security*, ed. Michael Krepon and Amy E. Smithson (New York: Henry L. Stimson Center, 1992).

United Nations Office for Disarmament Affairs. *Promoting Further Openness and Transparency in Military Matters: An Assessment of the United Nations Standardized Instrument for Reporting Military Expenditures, UNODA Occasional Papers No.20* (New York: United Nations Publications, 2010).

Ury, William L. *Beyond the Hotline: How Crisis Can Prevent Nuclear War* (Boston: Houghton Mifflin Company, 1985).

- Viotti, Paul R., ed. *Arms Control and Global Security: A Document Guide* (Santa Barbara, CA: Praeger, 2010).
- Wan, William. "Georgetown students shed light on China's tunnel system for nuclear weapons," *The Washington Post*, November 29, 2011.
- Warren, Aiden. *The Obama Administration's Nuclear Weapon Strategy: The Promises of Prague* (New York: Routledge, 2013).
- Watts, Jonathan. "Chinese General Warns of Nuclear Risk to U.S.," *Guardian*, July 15, 2005.
- Weinberger, Caspar W. Secretary of Defense. *Annual Report to the Congress, FY1983* (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, February 8, 1982).
- Wheeler, Michael O. *Track 1.5/2 Security Dialogues with China: Nuclear Lessons Learned* (Institute for Defense Analyses, September, 2014).
<https://www.ida.org/idamedia/Corporate/Files/Publications/IDA_Documents/SFRD/2014/P-5135.pdf>
- Wittner, Lawrence. "Reagan and Nuclear Disarmament: How the Nuclear Freeze movement forced the Reagan administration to make progress on arms control," *Boston Review*, Vol.25, No.2 (April 1, 2000).
- Wood, Blake P. *Nukes in the Post-Cold War Era: A View of the World from Inside the US Nuclear Weapons Program* (LA-UR-18-20950: February, 2018).
<<https://permalink.lanl.gov/object/tr?what=info:lanl-repo/lareport/LA-UR-18-20950>>
- Woolf, Amy F. "Anti-Ballistic Missile Treaty Demarcation and Succession Agreements: Background and Issues," *CRS Report for Congress* (April 27, 2000).
- _____. "Monitoring and Verification in Arms Control," *Journal of Current*

Issues in Globalization, Vol. 4, No. 1 (2011), pp.49-75.

_____. “Nuclear Arms Control: The Strategic Offensive Reductions Treaty,” *CRS Report for Congress* (7 February, 2011).

_____. “Strategic Arms Control After START: Issues and Options,” *CRS Report for Congress* (March 4, 2010).

_____. “The NEW START Treaty: Central Limits and Key Provisions,” *Russia, China and Eurasia*, Vol. 28, No.5/6 (2012), pp.623-670.

_____. “The New START Treaty: Central Limits and Key Provisions,” *CRS Report for Congress* (September 27, 2018).

Wu, Riqiang. “How China Practices and Thinks About Nuclear Transparency,” in *Understanding Chinese Nuclear Thinking*, ed. Li Bin and Tong Zhao (Washington D.C.: Carnegie Endowment for International Peace, 2016), pp.219-250.

Xu, Weidi. “China’s Security Environment and the Role of Nuclear Weapons,” in *Understanding Chinese Nuclear Thinking*, ed. Li Bin and Tong Zhao (Washington D.C.: Carnegie Endowment for International Peace, 2016), pp.19-49.

Yao, Yunzhu. “Chinese Nuclear Policy and the Future of Minimum Deterrence,” in *Perspectives on Sino-American Strategic Nuclear Issues*, ed. Christopher P. Twomey (New York: Palgrave Macmillan, 2008), pp.111-124.

Zarimpas, Nicholas, ed. *Transparency in Nuclear Warheads and Materials: The Political and Technical Dimensions* (New York: Oxford University Press, 2003).

Zhang, Hui. *A Discussion of China's Nuclear Transparency Options*. Paper presented at the 42nd Annual Meeting of the Institute for Nuclear Materials Management, July 2001, July 15-19, 2001.

<<https://www.belfercenter.org/sites/default/files/files/publication/inmm01-chinatrans.pdf>>

_____. *China's Fissile Material Production and Stockpile* (Research Report 17, International Panel on Fissile Materials, 2017).

<<http://fissilematerials.org/library/rr17.pdf>>

_____. "China's HEU and Plutonium Production and Stocks," *Science & Global Security*, Vol.19, Issue 1 (2011), pp.68-89.

_____. "The defensive nature of China's "underground great wall,"" *Bulletin of Atomic Scientists* (January 16, 2012).

Zhao, Tong. *Tides of Change: China's Nuclear Ballistic Missile Submarines and Strategic Stability* (Washington, D.C.: Carnegie Endowment for International Peace, 2018).

<インタビュー>

Brooks, Linton F. 元国家核安全保障庁長官（元米国政府S T A R T首席交渉官）、ワシントンDC、2017年9月23日及び2018年11月18日。

Goodby, James E. 元駐フィンランド米国大使（元S T A R T交渉団副団長）、ワシントンDC、2018年11月25日。

Halperin, Morton H. オープン・ソサエティ財団上級顧問（ジョンソン政権時におけるS A L T Iの予備交渉時に元国防次官補代理）、ワシントンDC、2018年4月29日。

Kristensen, Hans M. 米国科学者連盟核情報プロジェクト・ディレクター、ワシントンDC、2018年8月5日。

Li, Bin. 清華大学教授、北京、2018年9月5日。

Wolfsthal, Jon B. 元米国家安全保障会議(N S C)大量破壊兵器担当上級部長、ワシントンDC、2018年5月12日。

Zhao, Tong. カーネギー・清華グローバル政策センター研究員、北京、2018年9月5日。

中国退役将軍（匿名）。北京、2018年9月6日。

米国連邦職員（匿名）。ワシントンDC、2018年10月28日。

注：本研究におけるオンライン資料の最終アクセス日は、2018年12月22日である。再現性がインターネット上に限定されると思われる文献のみURLを記載した。NPT関連文書については、本論文の脚注で引用したもののうち主要な文書のみを記載した。